

# 米国司法制度の概説



# 米国司法制度の概説

米国大使館レファレンス資料室  
アメリカンセンター・レファレンス資料室

# 米国司法制度の概説

## 目次

	序論	
米国の法制度 .....		4
	第1章	
連邦司法制度の歴史と組織 .....		18
	第2章	
州司法制度の歴史と組織 .....		44
	第3章	
裁判所の管轄権と政策決定の境界線 .....		56
	第4章	
裁判手続きにおける弁護士、訴訟当事者および利益団体...		72
	第5章	
刑事裁判の過程 .....		90
	第6章	
民事裁判手続き .....		118
	第7章	
連邦裁判官 .....		140
	第8章	
司法政策の実施と影響 .....		158
アメリカ合衆国憲法 .....		177
合衆国憲法修正条項 .....		192
用語解説 .....		204
参考文献 .....		212





## 序論

# 米国の法制度



ジョージ・ワシントン（右側の立っている人物）が憲法制定会議で演説する場面を描いた、ジュニアス・ブルータス・スターンズの1856年の作品。憲法制定会議のメンバーがアメリカ合衆国憲法の草案を作成し、1787年9月17日に署名した。合衆国憲法は合衆国の法の基本原典である

全米の裁判所は、休日以外は毎日、何らかの判決を下しており、その集大成が何千人もの多くの人々に影響を及ぼしている。関係者だけに影響する判決もあれば、影響が全国民に及ぶような、諸権利、恩恵、法律原則についての判断が下される場合もある。当然のことながら、判決は多くの国民から支持を受け一方で、賛同しない国民も存在し、それが時に多数になることも避けられない。しかし、これらの判決の正統性と、最終的な法の解釈を行う機関としての裁判所の役割の正統性は、すべての国民が受け入れている。米国民が、法の支配や米国の法制度に対して抱いている信頼を、これほど明確に示すものは、ほかにない。

この序論では、米国の法制度、特に米国の裁判所の仕組みとその機能について説明する。裁判所は米国の法制度の中心的な位置を占めるが、裁判所だけがそのすべてではない。全米の連邦・州・地方裁判所は、日々法律を解釈し、法のもとに争いを裁定し、憲法によって全国民が保障されている基本的な保護に違反する場合は、その法律を無効にすることさえある。それと同時に、多数の米国民は裁判所に助けを求めることなく、日常的な業務を処理している。しかし、そんな彼らもまた、法制度を頼りにしているのである。若い夫婦が初めてマイホームを購入する。ビジネス同士が契約を結ぶ。あるいは、親が子どもに財産を残すために遺言書を作る。このような場合、将来予測が可能であることと、強制力

のある共通の規範が必要になる。これを保障するのが、法の支配と米国の法制度なのである。

この序論は、読者に米国の法律の基本的な構成と用語になじんでもらうことを目的としている。これに続く各章では、さらに詳しい説明を加え、成長を続ける国家のニーズと、ますます複雑化する経済的・社会的現実に合わせて、米国の法制度がどのように進化してきたかを理解してもらうことにする。

## 連邦法制度：概観

米国の法制度は、恐らくほかの多くの国々よりも複雑な重層構造を持っている。その理由の1つは、連邦法と州法の区分けである。この点を理解するためには、合衆国が1つの国家としてではなく、個々に英国からの独立を求めた13の植民地の連合として建国されたことを思い起こすとよい。従って米国独立宣言（1776年）は、「これらの植民地の善良な人民」に言及すると同時に、「これらの連合した植民地は自由な独立した国家であり、そうあるべき当然の権利を有する」と宣言している。1つの国民と複数の州の間で生じる緊張関係は、米国法制史上の多年にわたるテーマである。後段で説明するように、合衆国憲法（1787年採択、1788年批准）はゆっくりと、そして、時には激しく議論を進めながら、州から連邦政府への権力、および法的権限の委譲

を行ってきた。しかし、今日でもなお、州は強大な権限を維持している。米国の法制度を学ぶものは、米国の司法権が連邦政府と州の間でどのように配分されているかを理解しなければならぬ。

合衆国憲法は連邦法と州法の間で多くの境界を定めた。憲法はまた、連邦政府の権限を立法、行政、司法の3権に分けており、その各部門がそれぞれ独自の形で法制度に寄与している。また、これにより「三権分立」が生み出され、どれか1つの部門がほかの2つの部門を制圧する権力をもつことを防ぐ「抑制と均衡」の制度が作られている。この制度の枠内で、憲法は連邦議会が制定することができる法律の種類を規定しているのである。

しかも、これでも十分に複雑ではないかのように、米国法は、連邦議会が制定する法律だけで構成されているわけではない。ある種分野では、連邦議会は行政機関に対して、法的要件の細部を定める規則を制定する権限を付与している。法制度全体が、英国の慣習法「コモンロー」にみられる伝統的な法的原則に立脚している。合衆国憲法と制定法は、コモンローに優先するが、憲法に規定がなく、連邦議会が法律を制定していないものについては、その空白を補うために、裁判所は今でも、不成文のコモンローの原則を適用している。

## 連邦法の淵源

### 合衆国憲法

#### 連邦法の優位性

1781年から88年まで13州の関係性を律していたのは、「連合規約」と呼ばれる協定だった。この協定により国民議会が作られたが、その力は弱く、ほとんどの権限は州に残されていた。各州にはほかの州の裁判所が下した裁定に敬意を払う（「十分な信頼と信用」を与える）義務があったものの、連合規約は海事裁判を除けば、連邦の司法制度について何も定めなかった。

合衆国憲法の起草と批准は、連邦政府の権限を強化する必要があるという総意の高まりを反映していた。それが実行された分野の1つが、法制度だった。特に意義深いのが、憲法第6条の「最高法規条項」である。

この憲法と、これに準拠して制定される合衆国の法律、および合衆国の権限をもって、すでに締結され、また将来締結されるすべての条約は、国の最高の法規である。これによって各州の裁判官は、各州憲法、または州法の中に相反するいかなる規定がある場合でも、これに拘束される。

この条項により、「合衆国憲法が言及している点には、いかなる州も逆らってはならない」という、米国法の第1原則が樹立された。不明確なまま残されたのは、この禁止規定を連邦政府自

身にどう適用するのかという問題と、合衆国憲法が明確に規定していない分野で、各州の法制度がどのような役割を果たすのかという点であった。憲法修正によって問題の一部は解決され、また、時間の経過とともにより多くの答えが出されることになった。にもかかわらず、今日でも米国民は、連邦と州との間に明確な境界線をどこに引くかで、苦闘を強いられているのである。

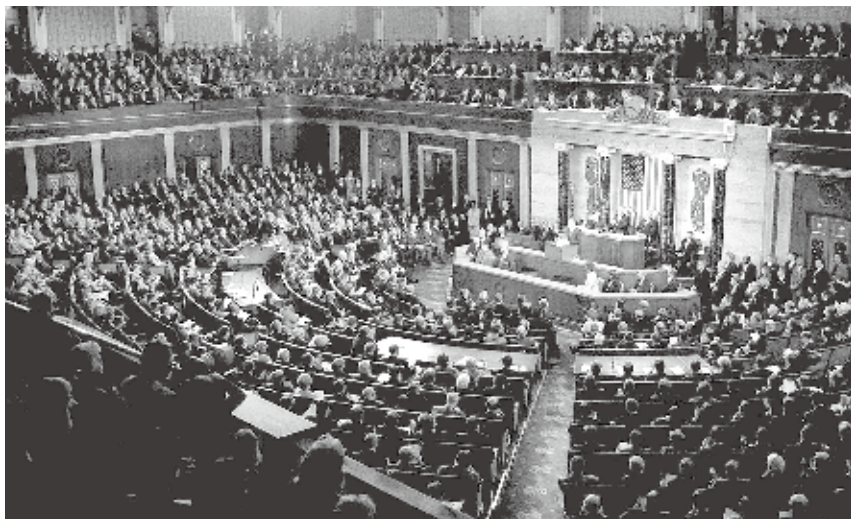
## 各政府部門も法制度上の役割を演じる

合衆国憲法の起草者たちは、連邦政府の権限強化を目指していたが、強化しすぎることも懸念していた。この新しい政治体制を抑制する1つの方法は、政府機能をいくつかの部門に分割することだった。ジェームズ・マディソンが、『フェデラリスト(連邦主義者)

51号』で「政府を複数の明確に異なる部門に分けることによって、権力の横領を防ぐことができる」と述べている通りである。マディソンが言う「部門」に当たる、立法府、行政府、司法府には、それぞれ法制度に対する一定の影響力が付与された。

## 立法府

合衆国憲法は、連邦議会に法律を制定する権限を付与している。議会が審議する提案を「法案」という。連邦議会の両院の過半数（大統領が拒否権を発動した場合には3分の2の多数）が法案の採択に賛成すると、法律として成立する。連邦法は、「制定法」と呼ばれる。「合衆国法典」は連邦制定法を「集大成」したものである。法典自体は法律ではなく、単に制定法を系統的に配列したものである。例えば、第



合衆国憲法により、連邦議会には法律を成立させる権限が付与されている。写真は、2001年にジョージ・W・ブッシュ大統領の予算演説を聞くために集まった両院合同会議の場面。行政権は大統領に委ねられている（© Michael Geissinger/The Image Works）



20 編には教育に関する様々な制定法が、また第 22 編には外交関係に関する制定法が、それぞれ収められている。

連邦議会の立法権は制限されている。より正確に言えば、立法権は合衆国憲法を介して米国民から委任されているものであり、連邦議会が法律を制定できる分野と、できない分野は、憲法によって定められている。合衆国憲法第 1 条第 9 節は、議会が特定の種類の法律を制定することを禁じている。例えば議会は、「遡及処罰法」（過去に遡及して適用される法律、つまり「事実が発生した後に」制定される法律）の制定や、輸出品に対する課税ができない。逆に第 1 条第 8 節は、議会が法律を制定できる分野を列挙している。その中には「郵便局を設置すること」のように極めて具体的



全美 50 州の州議会の 1 つ、ニューヨーク州議会が法律を可決する際の点呼投票の様子。ここで成立した法律は、州民に適用されるが、州民以外の人々でも、州内に居住するか、州内で事業を行うものには適用される (© David M. Jennings/The Image Works)

なものもあるが、そうでないものもある。「諸外国との通商、および各州間の通商を規制すること」などがその典型である。こうした具体性に欠ける委任事項を解釈する権限が、極めて重要なことは明らかである。合衆国という若い共和国の歴史の初期には、司法府がこの役割を担っていた。そのため、司法府は米国の法制度において、特別かつ極めて重要な追加的役割を果たしてきたと言える。

## 司法府

ほかの部門と同様、司法府も、憲法で委任された権限しか持っていない。合衆国憲法は特定の紛争に限り連邦政府に司法権を与えており、第 3 条第 2 項でそれらを列挙している。このうち最も重要なものは、連邦法が関係する事件（「憲法、合衆国の法律、および…条約の下で発生するすべてのコモローおよび衡平法上の係争」と、異なる 2 つの州に住む市民の間での訴訟である「州籍相違」事件の 2 つである。州籍相違裁判権により、各当事者は、相手当事者の州の裁判所で訴訟を起こすことを避けることができる。

合衆国の建国初期のころに、司法の 2 つ目の権限が確立した。第 2 章で述べるように、連邦最高裁判所は「マーベリー対マディソン事件」(Marbury v. Madison) (1803 年) で、同裁判所に委任された権限には、法令が憲法に違反しているかどうかを判断し、違反している場合はその法律を無効とする権限も含まれている、と解釈した。憲法が国民に保障した権利を法律が侵して

いる場合、あるいは、憲法第1条により連邦議会に制定権が認められていない種類の法律を制定した場合、その法律は「違憲」となる可能性がある。

従って、連邦議会が法律を制定できる分野を規定した憲法の条項を解釈する権限は、非常に重要である。連邦議会は伝統的に、「各州間の通商」、つまり州際通商を規制するために必要であることを理由に、多くの法令を正当化してきた。この州際通商はどのようにも解釈できる概念であり、正確に規定するのが難しい。実際、ほぼどんな法令についても、その目的と州際通商の規制との間にもっともらしい関係を考え付くかもしれない。時には、司法府がこの「通商条項」を狭く解釈することがあった。例えば、1935年、最高裁判所は、ニューヨークの食肉処理場労働者の労働時間と賃金を規制する連邦法を無効とする裁定を下した。判決理由は、その食肉処理場で加工される鶏肉は、すべてニューヨークの肉屋や小売店に販売されるため、州際通商とは言えない、というものだった。しかし、その後間もなく、最高裁は、フランクリン・D・ルーズベルト大統領のニューディール政策に、より寛容な態度で臨むようになり、今日でも連邦裁判所は通商条項を広く解釈している。ただし、連邦議会が制定する法律をすべて正当化するほど広く解釈しているわけではない。

## 行政府

合衆国憲法第2条は、大統領に「行政権」を付与している。ジョージ・ワ

シントン政権(1789～1801年)では、行政府全体が大統領、副大統領、國務省、財務省、陸軍省、司法省で構成されていた。国家が成長するにつれて、行政府も一緒に拡大していった。今日では閣僚を長とする省が15ある。それぞれの傘下に多数の局、庁などの組織がある。これらの省のほかにも行政府を構成する機関がある。どれもすべて大統領から委任された行政権を執行しており、従って最終的には大統領に対して責任を負っている。

いくつかの分野では、行政府とほかの2つの部門との関係が明確な場合もある。例えば誰かが単独、あるいは複数で銀行強盗を働いたと仮定しよう。連邦議会は銀行強盗を刑事罰の対象とする法律をすでに制定している(米国法典第18編第2113節)。(注：厳密に言えば、この法律は国法銀行、預金保険に加入している銀行、もしくは連邦準備制度の加盟行のみに適用される。恐らく、米国内の銀行はすべてこれらの条件を満たしていると思われるが、これに該当せず、しかも州際通商に影響を及ぼすと見なされない銀行は、連邦法の対象にはならない。連邦政府の法令は、通常、司法権の根拠を明示しており、この場合は、連邦政府の認可がそれに当たると)。司法省の1部局である連邦捜査局(FBI)が犯罪捜査に当たる。FBIが1人ないし複数の容疑者を逮捕すると、連邦検察官(やはり司法省の一部)が連邦地方裁判所の裁判で、容疑者の有罪を立証することになる。



連邦および州裁判所は、民事と刑事の2種類の訴訟について審理を行う。これはサウスダコタ州最高裁判所で弁論を行う、民事訴訟の当事者である地主の弁護士（AP/WWP）



（左）民法には、結婚と離婚に関する制定法が含まれている。判事が執り行う民事婚で結婚する男女（© Kent Meireis/The Image Works）



（右）テキサス州の判事。この数十年の間、米国では女性とマイノリティーの裁判官が増加している（© Bob Daemrlich/The Image Works）

銀行強盗は単純な事例である。だが、近代化に伴い国家規模が大きくなるにつれ、法制度の枠内での3部門の関係は進化して、工業化社会・脱工業化社会が抱えるさらに複雑な問題に対処できるようになった。最も大きな変化を遂げたのは行政府の役割である。銀行強盗の例では、それを刑事罰の対象とする法律の制定に当たって、連邦議会は特別な専門知識をほとんど必要としなかった。今度は、立法府が「危険な」薬物の市場取引を禁止したい、もしくは大気中の「有害」汚染物質の量を制限したいと考えた場合を想定してみよう。議会自身がこれらの用語を正確に定義しようと思えば不可能ではない。自ら定義する場合もあるが、実際には、議会が権限の一部を行政府に委ねることが多くなっている。かくして食品医薬品局（FDA）は国内の食品と医薬品の純度をチェックし、環境保護庁（EPA）は大地、水、空気に産業界が及ぼす影響を規制しているのである。

各省庁が持つ権限は、連邦議会が法令で定めたものに限られるが、それがかなり大きなものになることもある。その中には、一般的な法律の文言を厳密に定義する規則を定める権限も含まれる。例えば法律が「危険な」量の大气汚染物質を禁止した場合、その危険とみなされる汚染物質の内容と量はEPAの規則が決める。時には法令違反を捜査し、違反を裁定し、罰則まで科す権限が、法律によって政府機関に与えられることもある。

裁判所は政府機関に過大な権限を与える法律を無効とすることができる。行政手続法（米国法典第5編第551節以下参照）と呼ばれる重要な法律は、政府機関が規則を公布し、違反を裁定し、罰則を科す際に従わなくてはならない手続きを説明している。また、政府機関の決定について、当事者が司法の判断を求める方法も明示している。

### その他の法的淵源

米国法の拠りどころとして最も明白なもの、連邦議会が成立させた制定法である。それを行政規則が補っている。これらの法令や行政規則は、時には合法行為と違法行為の境界線を明白にすることができる。先に挙げた銀行強盗が好例である。しかし、だからといって、あらゆる状況に対応できる法律を制定することは、どんな政府にもできない。幸いなことに、以下で述べるような、別の法的な諸原則と規範の集合体がこの不備を補っている。

### コモンロー（慣習法）

法律や憲法による規定が存在しない場合は、連邦裁判所も州裁判所も、しばしばコモンローに目を向ける。コモンローは、司法の決定、慣習、一般原則の集大成で、何世紀も前のイギリスを起源とし、今日も進化を続けている。多くの州では、コモンローが契約に関する紛争で重要な役割を果たし続けている。これは、契約上起りうるすべての状況を網羅した法律を、州議会が制定するのは無理だとみなされているためである。



## 判例

裁判所は、法律違反の容疑や、法のもとで起きた係争について裁定を下す。そのために、裁判所は、しばしば法律を解釈することを求められる。解釈する際に、裁判所は、同位ないし上位の裁判所がこれまでに行った法の解釈に、自らも拘束されると考える。これは「先例拘束性」(stare decisis)の原理もしくは単に「判例」として知られている。これは、裁定に一貫性と、予見性を持たせる助けとなる。訴訟当事者は、自分にとって不利な判例、すなわち判例法がある場合、自分の訴訟の事実関係が、先例を生み出した訴訟の事実関係とどこが違うのかを証明しようとする。

裁判所によって、法律の解釈が異なる場合もある。例えば、合衆国憲法修正第5条には、「何人も、刑事事件において自己に不利な証人となることを強制されることはない」という条項が含まれている。このため自分の証言が、米国以外の国で刑事訴追を受ける原因になりかねないことを理由に、裁判所からの召喚状に応じなかったり、法廷での証言を拒否したりする事例がしばしばあった。このような場合も、修正第5条の「自己負罪条項」は適用されるのだろうか。米国第2巡回控訴裁判所は、適用されると裁定した。だが、第4および第11巡回裁判所は適用されない、と判断した。(注：第2巡回裁判所は、ニューヨーク、コネチカット、バーモントの3州の連邦地方裁判所所轄の控訴事件を審理する上訴裁判所である。第4巡回裁判所はメリーラ

ンド、ノースカロライナ、サウスカロライナ、バージニア、ウェストバージニアの5州を、第11巡回裁判所はアラバマ、ジョージア、フロリダの3州を管轄している。連邦裁判所の組織については、第1章を参照)。これは、同じ米国内でも、訴訟が発生した地域により、事実上法律が異なることを意味するのである！

このような矛盾に関しては、上位裁判所が解決を試みる。例えば、連邦最高裁は、自らの決定によって巡回裁判所間の見解の相違を解決できる場合には、しばしば事件の審理を行うことを選択する。最高裁の判例は、すべての下位の連邦裁判所に制約を与えるか、ないしは適用される。「合衆国対バルシス事件 524 U.S. 666」(United States v. Balsys) (1998年)で、最高裁は、外国での訴追の恐れは、自己負罪条項に含まれないという判決を下した。(注：上述の引用数字は、バルシス判決の出典を表したもの。最高裁が1998年に判決を下したこと、その内容は合衆国判例集の第524巻、666ページ以降に掲載されていることを示す。)

この判決は、第2巡回裁判所を含む全米のあらゆる地域に適用される法律となった。その後、同じ問題を審理した連邦裁判所は、いずれもバルシス事件での最高裁判決に従って裁定を下した。巡回裁判所の判決も同様に、その巡回区にある地方裁判所をすべて拘束する。先例拘束性の原理は、さまざまな州の裁判制度にも適用される。このように、判例は、その量も説明領域も増大している。

## さまざまな法律・さまざまな救済手段

このような法体系の増大がある以上、さまざまな法律の種類、法廷に提起される訴訟を識別し、それぞれの訴訟の種類ごとに法律が認めるさまざまな救済手段を知ることが有益である。

### 民事・刑事

裁判所は、民事と刑事の、2種類の紛争について審理する。民事訴訟は、2人以上の私人の当事者が関与し、少なくともそのうち1人の当事者が、制定法ないしはコモンローの特定の規定に違反があったと申し立てることから始まる。訴訟を起こした当事者は「原告」であり、その相手方は「被告」と呼ばれる。被告は原告に対して「反訴」を起こしたり、共同被告に対して「交差請求」したりすることもできる。ただし、これらの反訴や交差請求は、原告の当初の申し立てと関連性を持っていなければならない。裁判所は、1つの紛争から生じるすべての請求を、1件の訴訟で審理することを好む。契約違反に関する企業同士の訴訟や、他者の過失や意図的な違法行為によって損害を受けたと主張する、いわゆる不法行為に関する訴訟は、民事事件である。

民事訴訟は、そのほとんどが私人の当事者の間で争われるが、刑事訴訟では、常に連邦政府や州政府が一方の当事者である。政府は、公共の福祉を害するとして特定の行為を禁じる法律に違反したという理由で告発された被告

人を、国民の名において訴追する。2つの企業が契約違反で民事訴訟を争うことは可能だが、誰かを殺人罪で告発できるのは、政府だけである。

立証の水準と、処罰の上限も、また異なる。刑事被告人が有罪の判決を受けるのは、「合理的な疑いの余地がなく」有罪である、という決定が下された場合のみである。民事訴訟では、原告は「証拠の優越」を示しさえすればいい。証拠の優越とは、本質的には「どちらかと言えば可能性があること」を意味しており、刑事事件に比べて立証の度合いが弱い。有罪の判決を受けた犯罪者は投獄される可能性があるが、民事訴訟で敗訴した当事者は、以下で説明するように、法律ないしは衡平法による救済についてのみ義務を負う。

### 普通法および衡平法による救済手段

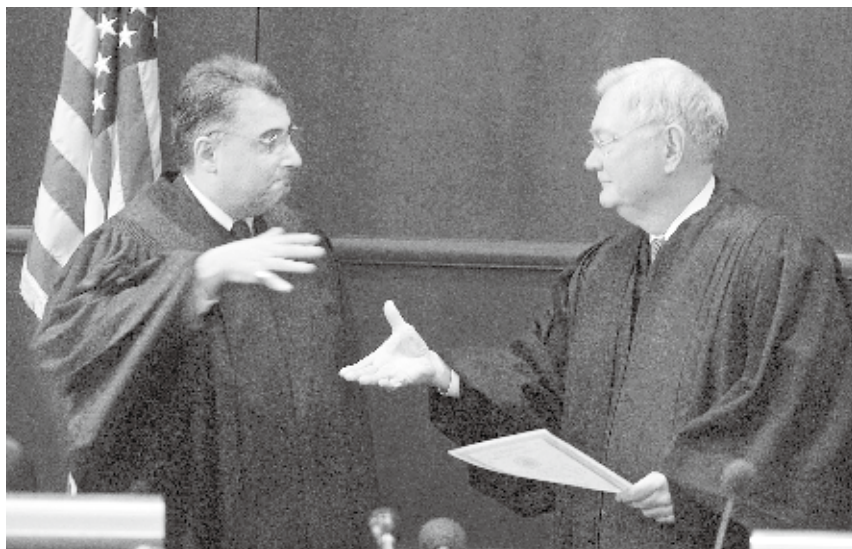
米国の法制度は幅広い救済手段を認めているが、まったく制限がないわけではない。刑事法規は、特定の犯罪に対して裁判所が科すことのできる罰金や刑期を例示しているのが特徴である。同時に刑法は、一部の裁判所が、犯罪常習者に対して、通常より厳しい刑罰を科すことも認めている。最も重大な犯罪、つまり重罪に対する刑罰は軽罪に対する刑罰よりも重い。

民事訴訟の場合は、米国の裁判所のほとんどは、普通法による救済手段と衡平法上の救済手段のいずれかを選ぶ権限を認められている。この2つの救済手段の違いは、今日では以前ほど鮮

明ではないが、理解しておく価値がある。13世紀イングランドの「法廷」には、金銭的な救済を命じる権限しか認められていなかった。被告の契約違反により、原告が50ポンドの損害を受けた場合、法廷はその金額を原告に支払うよう、被告に命じることができた。こうした損害には、この程度の賠償で十分だというケースが多かったが、貴重な美術品や特別の土地区画の販売契約などのように、十分でないケースもあった。そこで、13世紀から14世紀にかけて「衡平法裁判所」ができた。この裁判所は、特定履行のような衡平法上の救済を図るもので、当事者にその債務を履行させる形を取り、単に不履行によって生じた損害に対する賠償金を当事者に支払わせるといったものではなかった。19世紀までに、たいていの米国の裁判所は普通法と衡

平法の区別を撤廃した。今日では、数少ない例外はあるものの、米国の裁判所は、状況に応じて普通法上の救済手段も、衡平法上の救済手段も、いずれも命じることができる。

民法と刑法の違い、およびそれぞれの法律が命じることができる救済手段の違いを明確に示す有名な事例がある。カリフォルニア州は、アメリカンフットボールの元スター選手O・J・シンプソンを殺人容疑で告発した。シンプソンの有罪が確定していたら、彼は刑務所に収監されたであろう。しかし、検察側は合理的な疑いの余地がない程度にシンプソンの有罪を立証することができなかった、という結論を陪審員団が出したことから、彼は無罪になった。その後、シンプソン夫人(殺された被害者)の家族は、不法行為で



合衆国憲法は、米国の司法制度の大部分は各州の管理下にあると明確に定めている。写真はイリノイ州クック郡巡回裁判所のウィリアム・H・ハダッド判事(左)とイリノイ州最高裁判所のトーマス・R・フィッツジェラルド判事

死亡に至った責任があるとして、民事事件としてシンプソンを提訴した。この裁判の陪審員団は、証拠の優越により、シンプソンが妻の死に責任があることが証明された、との結論を下し、普通法的救済手段として、原告に損害賠償金を支払うよう命じた。

## 連邦法制度における 州法の役割

**合**衆国憲法は、各州が特定の種類の法律を制定すること（外国と条約を締結すること、硬



家族法は、ほぼ例外なく、州の問題である。ワシントン州オリンピアの州最高裁判所でジェリー・L・アレクサンダー長官（右）とチャールズ・Z・スミス判事を前に、子どもの世話をする人の権利にかかわる事件で弁護をするキャサリン・スミス弁護人

貨を鑄造すること）を、特に禁じていた。また、憲法第6条「連邦法の優越条項」で、憲法もしくは連邦法に反する州法の制定を禁じている。それにもかかわらず、法制度の大部分は州の支配下にとどまった。合衆国憲法は、連邦議会が法律を制定できる分野を注意深く特定している。憲法修正第10条（1791年）では、「本憲法によって合衆国に委任されておらず、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州または人民に留保される」と規定して、ほかの分野では州法が適用されることを明確にしたのである。

しかしながら、奴隷制度と、究極的には州が連邦から脱退する権利をめぐる、連邦政府と州の間では深刻な対立が残っていた。南北戦争（1861～65年）の結果、この2つの問題はいずれも解決した。南北戦争はまた、法制度内における州の役割に関して新たな制限を生み出すことにもなった。すなわち憲法修正第14条（1868年）が、「いかなる州も……法の適正な過程なしに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない」と規定したのである。この修正条項により、州法を無効にする連邦裁判所の権限が、著しく拡大された。「ブラウン対教育委員会事件」（Brown v. Board of Education）（1954年）は、アーカンソー州の学校制度での人種隔離を禁じる判決を出したが、その根拠となったのはこの「平等保護条項」だった。

20世紀半ば以降、以上で述べた多



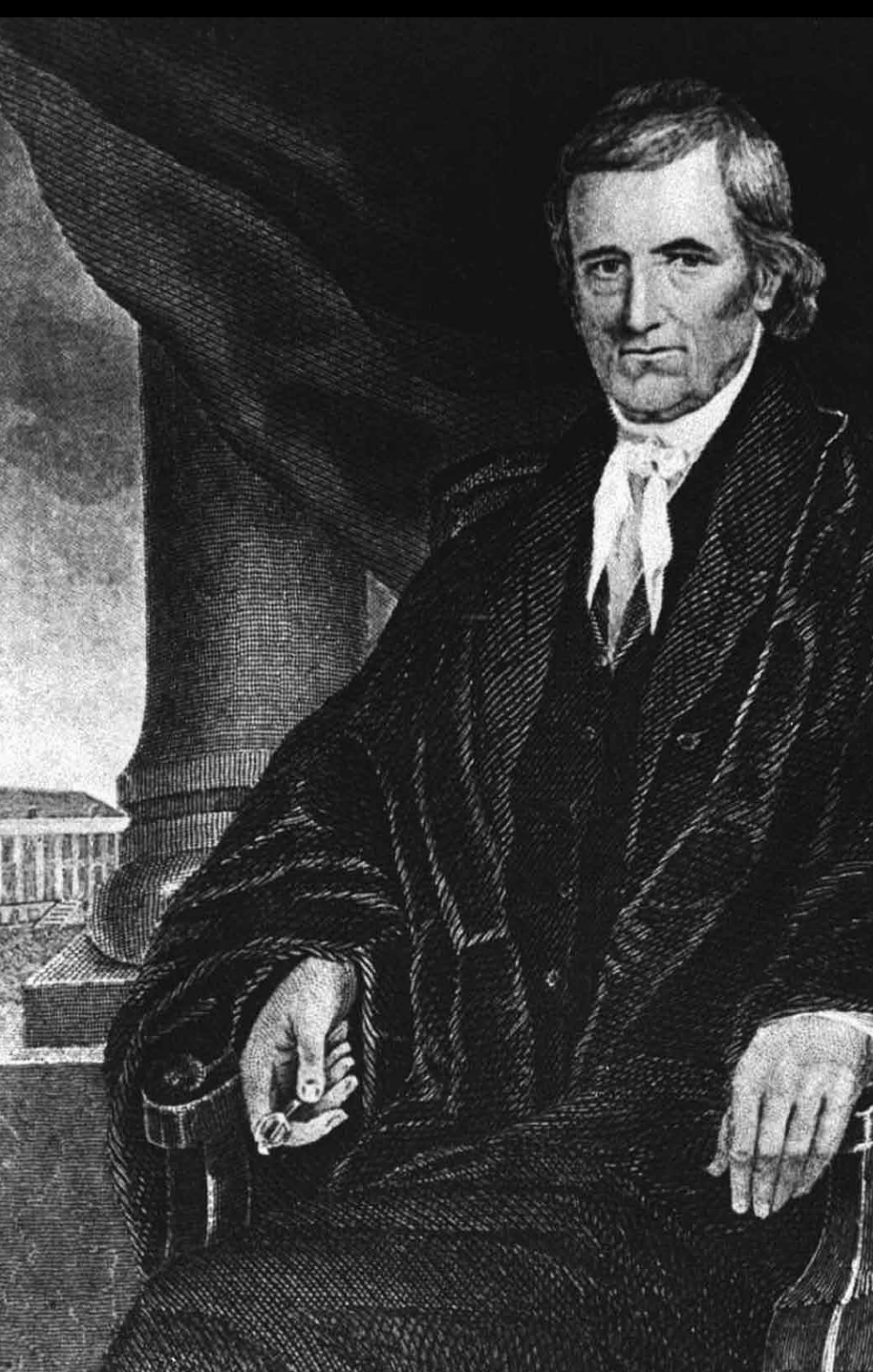
くの動きが相まって、法制度における連邦政府の役割が高まった。具体的に言うと、行政国家の台頭、法の適正な過程および平等保護に関する司法解釈の強制力とその領域の拡大、そして商取引に関する連邦議会の規制権限の同様の拡大、などである。それにもかかわらず、法制度の多くは、今も変わらず州の支配下にある。合衆国憲法が保障したあらゆる権利を市民に認めない州はないが、多くの州は、州憲法の方がより寛大な権利と特権を市民に付与していると考えている。契約上の紛争のほとんどは、州裁判所が州法を適用し、裁定を下すという方法が続いている。ほとんどの刑事訴訟や不法行為の民事訴訟についても、同じことが言える。結婚や離婚のような問題を扱う家族法は、州の専管事項と言ってもいいほどである。たいていの場合、ほとんどの米国人にとって法制度とは、自分が居住する州の、あるいはその州内のさまざまな自治体や行政区の警官と裁判所を意味する。

この序論では、米国の法制度を概括したにすぎない。このあとの各章でより詳しく説明し、特色を挙げて理解を深めることを目的としている。第1章と第2章では、連邦裁判所制度と州裁判所制度がそれぞれ、どのようにして形成されてきたかを述べる。第3章では、裁判管轄権という込み入った問題について詳しく論じる。この章では必

然的に、連邦裁判所と州裁判所の境界線について詳述することになるが、同時に誰が訴訟を起こすことができるのか、また各裁判所はどのような訴訟を審理するのかという問題も取り上げる。第4章では、裁判所そのものから、裁判所に出廷する人々へと視野を広げていく。米国での弁護士の業務を考究し、典型的な訴訟当事者について述べる。この章では、社会的・政治的主張を推進するために、特定の訴訟を起こす利益団体の役割についても説明する。第5章では、裁判所が刑事事件をどのように審理するかを詳述し、第6章では民事訴訟に焦点を絞る。第7章では、連邦裁判官の選出方法について論じる。最終章では、特定の判決、特に上位裁判所の判決が、いかにして政策決定の1つの形となりうるのか、ひいてはそれが、いかにして司法部と立法府および行政府との間に複雑な関係をもたらすか、を見ていくことになる。

—マイケル・ジェイ・フリードマン著—

マイケル・ジェイ・フリードマンは、米国内務省国際情報プログラム局のプログラム担当官。ペンシルベニア大学からアメリカ史で博士号を、ジョージタウン大学法学センターから法務博士号を取得している。



## 第 1 章

# 1

## 連邦司法制度の 歴史と組織



ジョン・マーシャル連邦最高裁判所長官(在任期間1801～35年)の肖像。アロンソ・チャペル作。マーシャル長官は、最高裁が単一の見解を下す慣行など、圧倒的な影響力をもって、さまざまな大変革に着手した(AP/WWP)

米国司法制度の特徴のうち、最も重要で、最も興味深く、そして恐らく最も分かりにくいものの1つは、2元的な裁判制度である。すなわち、州政府とその上の連邦政府が、それぞれ独自の裁判所を持っていることである。従って、各州、コロンビア特別区（首都ワシントン）、連邦政府にはそれぞれ別々の裁判制度がある。すべて州裁判所で解決できる法律上の問題もあれば、連邦裁判所がすべて処理する問題もある。さらに、州と連邦のどちらの裁判所も扱える問題もある。そのために、時には摩擦が生じる。本章では連邦裁判所について論じ、州裁判所については、第2章で説明する。

## 歴史的背景

**合**衆国憲法の制定以前に、米国の規範となっていたのは「連合規約」だった。連合規約のもとでは、中央政府のほぼすべての機能が、「議会」と呼ばれる1院制の立法機関に付与されていた。行政権と立法権の区別はなかったのである。

1国に司法府がないということは、連合規約の大きな弱点の1つとみなされていた。そのため、1787年、フィラデルフィアで開催された憲法制定会議に集まった代表者たちの意見は、国の司法府を作るべきという点で広く一致していた。しかし、司法府をどのような形態にするかになると、意見が大きく分かれた。

## 憲法制定会議と合衆国憲法第3条

憲法制定会議で最初に提出された「バージニア案」は、最高裁判所と複数の下位連邦裁判所を設立するという案だった。バージニア案に反対する人たちは、代案として、連邦最高裁判所だけを作ることを求める「ニュージャージー案」を提案した。ニュージャージー案の支持者たちが特に懸念したのは、下位の裁判所を作るという考え方だった。第1審としては、州裁判所がすべての訴訟を審理することができるし、最高裁への上訴権さえあれば、十分に、国家としての権利を守り、全国で統一した判決を出すことができるというのが、彼らの見解だった。

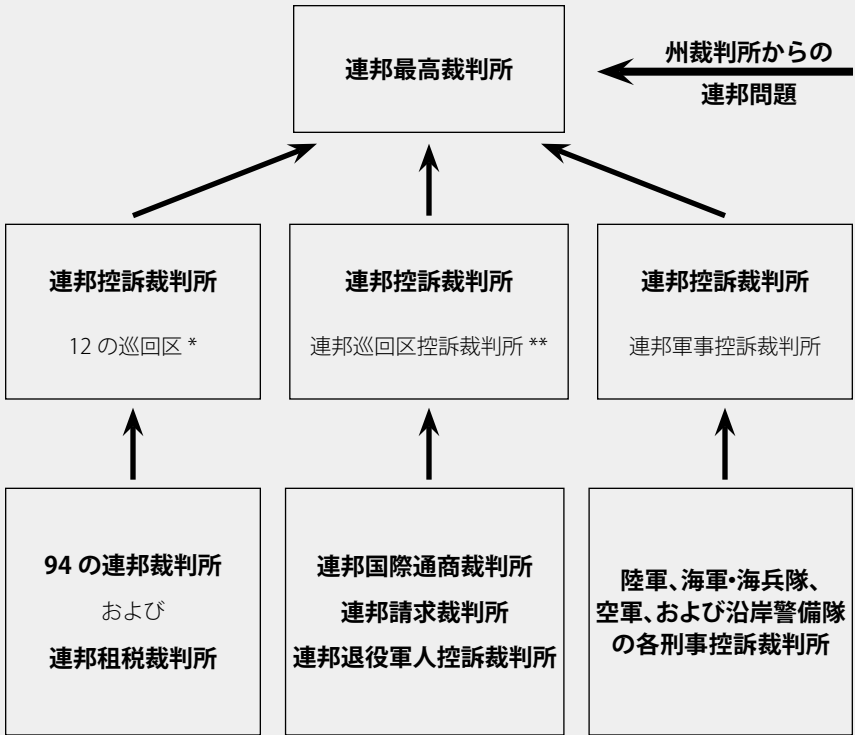
憲法制定会議の特徴として、多くの妥協が見られたが、各州の権利擁護派と国家重視派とのあつれきも、そのような妥協の1つとして解決を見た。この妥協の結果の表われが、合衆国憲法の第3条である。その書き出しは、「合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が随時制定、設置する下位裁判所に帰属する」となっている。

## 1789年裁判所法

憲法が批准されると、連邦司法府設立に向けての動きは早かった。1789年に新しい連邦議会が召集されたが、そのときの最初の重要な関心事は、裁判所の組織化だった。この上院法案第1号の審議に参加した人の多くは、憲法制定会議の司法府に



## 米国の裁判制度



\* 12の地域の控訴裁判所は、多数の連邦機関からの訴訟も扱う。

\*\* 連邦巡回区控訴裁判所は、国際貿易委員会、メリットシステム保護委員会、特許・商標局、および契約上告委員会からの訴訟も扱う。

関する議論に参加した同じ顔ぶれであり、その主張も同じだった。またしても問題になったのは、そもそも下位連邦裁判所を設立すべきなのか、それとも連邦レベルの訴訟は、最初に州裁判所で審理すべきなのかという点だった。この論争を解決しよう

とする過程で、議会はまったく別の2つのグループに分かれた。

一方のグループは、まず州裁判所が連邦法について裁定を下し、最高裁は上訴審のみを審理すべきであると考えており、新政府が州の権利を

台無しにする可能性に懸念を表明した。もう一方の議員グループは、州裁判所の視野の狭さと偏見を懸念していて、ほかの州や他国の訴訟当事者が不公正に扱われることを恐れていた。後者のグループは、当然、下位裁判所を設置する司法制度を支持していた。この論争から生まれた1789年裁判所法により創設された司法制度は、①長官1人と陪席判事5人で構成される最高裁判所、②それぞれが最高裁判所の2人の判事と1人の地方判事で構成される3つの巡回裁判所、③1人の地方判事が審理する13の地方裁判所、から成るものだった。下位裁判所を設立する権限はすぐに行使され、議会は1種類ではなく2種類の下位裁判所を作った。

## 連邦最高裁判所

**連**邦最高裁判所のチャールズ・エバンス・ヒューズ判事は、その著書『米国最高裁判所』(The Supreme Court of the United States) (1966年)の中で、最高裁は「発想と機能の面でまぎれもなくアメリカが生んだものであり、それ以前の司法制度を参考にしたところはほとんどない」と書いている。合衆国憲法の立案者たちが思い描いていた最高裁のあり方を理解するには、もう1つのアメリカ的概念に目を向けなければならない。それは連邦という形態の政府である。建国の父たちは、中央政府と州政府の両方を作り、州裁判所は連邦法に従うものとした。しかし、連邦法の最終的な解釈を、ある1つの州裁判

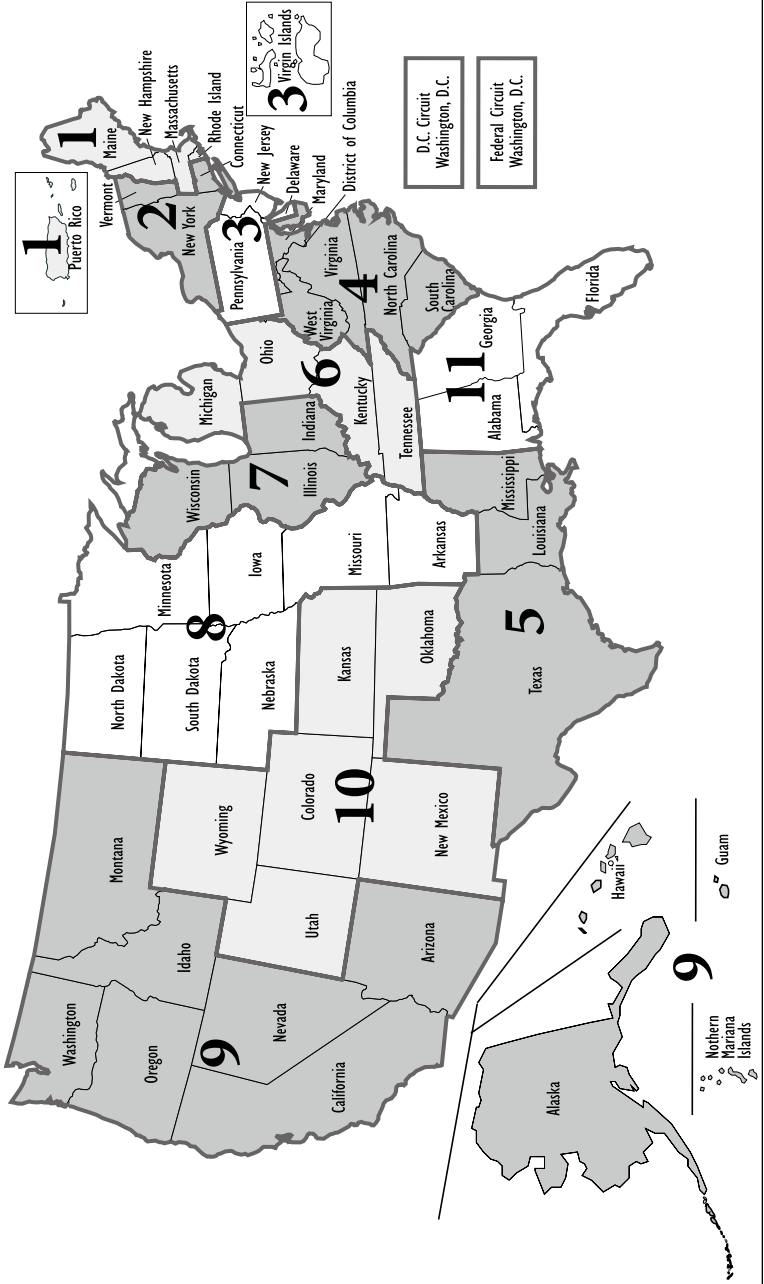
所に任せるわけにはいかなかった。ましてや、判断が一致しない可能性を思えば、複数の州裁判所に任せることはできなかった。従って、連邦法を解釈するのは最高裁判所でなければならない。建国の父たちがもう1つ意図したのは、連邦政府が州に対してだけでなく、個々の市民に対しても影響を及ぼすようにすることだった。

最高裁が米国の統治制度に対して占める重要な役割を考えれば、最高裁が大きな論争を引き起こすことは恐らく避けられない必然の成り行きだった。最高裁判所についての優れた第一線研究者であるチャールズ・ウォーレンは、著書『米国史における最高裁判所』(The Supreme Court in United States History)の中で以下のように述べている。「最高裁判所の歴史の中で何より印象的なことは、思慮深く愛国的な人々から、最高裁は、連邦という形態の政府の中で、重要かつ必要な役割を果たしていることを常に認められてきたにもかかわらず、憲法のもとで設立された政府部門や政府機関の中で、これほど執拗な攻撃にさらされてきた、あるいは激しい反対を経て現在の地位に至ったものはほかにはないという事実である」

## 最高裁設立から最初の10年

合衆国初代大統領のジョージ・ワシントンには、最高裁判所の初代判事たちの任命に当たり、2つの重要な伝統を打ち立てた。第1は、政治的にウマの合う人物を最高裁判事として任命するという慣習である。ワシントンは、連

連邦控訴裁判所と連邦地方裁判所の地理的境界



邦裁判所の判事全員を任命する機会に恵まれた唯一の大統領だったが、例外なしにすべての判事を忠実な連邦党員で固めた。第2の慣習は、ワシントン大統領から指名を受けた人々の出身地が、おおむね地理的な均衡を示していたことである。最高裁判事として最初に指名を受けた6人のうち3人は北部の出身で、3人は南部の出身だった。

最高裁長官の職は、ワシントン大統領が行った任命のうち最も重要なものであった。ワシントン大統領は、最初の最高裁判所の長となる人物は、弁護士としても、政治家、行政官、指導者としても卓越した人物であるべきだと考えた。長官候補として多くの名前がワシントンの手元に届いたし、少なくとも1人は正式に志願してきた。最終的にワシントンは、ニューヨークのジョン・ジェイを選んだ。ジェイは44歳の若さだったが、弁護士、判事、外交官として経験を積んでいた。それに加えて彼は、ニューヨーク州の最初の憲法を起草した中心人物だった。

1790年2月1日の月曜日、最高裁判所はニューヨーク市のウォールストリート地区にある王立取引所の建物で初めて開廷し、ちょうど10日間審議を続けた。この間に最高裁は書記1人と紋章を選び、数人の弁護士に将来最高裁の法廷に立つことを許可した。もちろん、審理すべき訴訟はなかった。実際、最高裁は最初の3年間、判決を下すことがまったくなかった。かくして最初の開廷に大した意味がなく、短時日で切り上げられたにもかかわらず、チャールズ・

ウォーレンはこう述べている。「ニューヨークとフィラデルフィアの各新聞は、新政府に関連するほかのどの出来事よりも詳細に最高裁判所の第1回開廷期の模様を報道した。そして、そうした記事は、すべての州の主要紙に転載された」

最初の10年間に、最高裁が判決を出した訴訟はおよそ50件にすぎなかった。初期に最高裁の仕事があまりなかったことを考えると、ジェイ長官の功績は主に、巡回裁判所での判決と司法行動に求められると言えるかもしれない。

しかし、恐らくジェイの功績で最も重要なことは、最高裁が行政政府に対し、助言的意見の形で法的助言はできない、と一貫して主張したことだった。ジェイはアレクサンダー・ハミルトン財務長官から、バージニア州下院が採択した決議の合憲性に関して意見を求められた。ワシントン大統領も「中立宣言」に関する問題についてジェイに助言を求めた。いずれの場合も、ジェイの答えは断固たる「ノー」だった。その理由は合衆国憲法第3条が、最高裁は実際の論争に関係する事件についてのみ裁定する、と規定していたからだった。

## マーシャル最高裁長官の影響

ジョン・マーシャルは1801年から35年まで最高裁長官を務めた。彼の最高裁での影響力の強さは、ほかのどの裁判官も及ばないほどだった。

その圧倒的な影響力により、マーシャルは裁判官の意見表明の仕方を大きく改革することができた。マーシャルが長官に就任する以前、重要な訴訟では、判事は別々に法廷意見を執筆するのが常だった（「次々に」という意味のラテン語「seriatim」を用いて「順次」意見と呼んだ）。マーシャルの指導により、最高裁は1つにまとめた判決理由を言い渡すようになった。マーシャルが意図したのは、意見の不一致を最小限にすることだった。意見の相違は最高裁の権威を損なうと主張して、彼は判事たちに対し、意見を非公式の場で1つにまとめてから、統一意見を公にするよう説得に努めた。また、マーシャルは自らの権限を用いて、最高裁が政策立案過程に関与できるようにした。例えば、彼の長官在職期間の初期に起きた「マーベリー対マディソン事件」(Marbury v. Madison) (1803年)で、最高裁は自らの法的権限を行使して、連邦議会の行為を憲法違反と断定した。

マーベリー対マディソン事件の発端は、トーマス・ジェファソンがジョン・アダムズの再選を阻んだ1800年の大統領選挙だった。1801年3月に大統領の職を退く前、アダムズは、連邦党が多数を占める「レームダック(死に体)」の議会と組んで、新しく連邦裁判官の職をいくつか作った。この新しいポストにアダムズは、忠実な連邦党員を指名し、上院はこれを承認した。さらに、アダムズは退任間近の国務長官だったジョン・マーシャルを、新たな最高裁長官に指

名したのである。

新たに任命された裁判官に辞令を伝えるのは国務長官であるマーシャルの仕事だった。しかし時間切れとなり、17人分の辞令はジェファソンの大統領就任前に伝達することができなかった。新大統領は、国務長官であるジェームズ・マディソンに残りの辞令を伝達しないように命じた。落胆した被任命者の1人が、ウィリアム・マーベリーだった。彼と3人の同僚は、いずれも、コロンビア特別区の治安判事として承認を受けていた。が、4人は最高裁に提訴して、マディソンに辞令を伝達させるよう命じる裁定を求めることにした。彼らが根拠とした1789年裁判所法第13節は、最高裁に「職務執行令状」を発する権限を与えていた。これは公職者に、公務を私心を交えず履行するよう求める裁判所の命令である。

この訴訟でマーシャルは、最高裁長官として苦境に立たされた。以前に国務長官として、この件に関わっていたことを理由にマーシャルには自ら裁判を下りるべきだ、と示唆する者もいた。また、最高裁の権限という問題もあった。マーシャルが令状を出したとしても、マディソンは(ジェファソンの命により)ほぼ確実に辞令の伝達を拒否するだろう。そうなれば、最高裁は命令を執行する力を失うことになる。しかし、もしマーシャルが令状の発行を拒否すれば、ジェファソンは不戦勝をおさめることになる。



一見したところ出口のないこの窮地にあつて、マーシャルが下した決定は、まさに彼が天賦の才に恵まれていることを示すものだった。マーシャルは、1789年裁判所法の第13節が、そもそも憲法第3条に規定されている管轄権を超える権限（第1審管轄権）を最高裁に認めていることを理由に、裁判所法第13節が違憲であると宣言した。かくして、最高裁が連邦議会の制定する法律の合憲性を審査・判断する権限が確立した。この判決は、最高裁がこれまでに下した判決の中で、最も重要な判決の1つであると見なされている。数年後、最高裁は州議会の立法行為に対しても違憲立法審査権を持てるよう主張した。マーシャルの任期中、最高裁は憲法上の理由を根拠に、12を超える州法を覆したのである。

## 最高裁の重点案件の変遷

ほぼ1865年ごろまで、最高裁が扱う訴訟事件は、連邦政府と州政府の法的関係、つまり連邦制度についての訴訟が大半を占めていた。ジョン・マーシャルは強い連邦政府を信奉していたため、連邦政府の活動を妨げる州の政策を制限することに迷いはなかった。代表的な例として、「ギボンズ対オグデン事件」(Gibbons v. Ogden) (1824年)がある。この裁判で最高裁は、蒸気船輸送を州が独占することは、州際通商に対する国の監督権を妨げるとして、これを無効とした。マーシャルが最高裁を利用して連邦政府の力を拡大したもう1つの好例は、「マッカロク対メリー

ランド事件」(McCulloch v. Maryland) (1819年)である。本件でマーシャルは、連邦議会が国法銀行を設立することは、憲法により認められていると裁定した。マーシャルの死後も、強い連邦政府を支持する最高裁の姿勢が大きく変わることはなかった。マーシャルの後を継いだロジャー・テイニーは、1836年から64年まで最高裁長官を務めた。この間の最高裁の立場は、一貫して連邦政府に有利だったわけではないが、テイニー長官の最高裁がマーシャルの目指した方向を覆すことはなかった。

1865年から1937年までの時期に、最高裁の訴訟の大半を占めていたのは、経済規制の問題だった。訴訟の重点が連邦制度から経済規制に移った理由は、商業活動の監視を目的とする連邦と州の法律の数が増加したことにある。こうした法律が増加するにつれ、その合憲性を争う訴訟の数も増えた。この期間の初めころは、規制に対する最高裁の立場は一貫していなかったが、1920年代までには、政府の規制政策を強く敵視するようになった。連邦政府による規制は、憲法が認める連邦議会の権限の範囲外であることを理由に覆されることが多かった。一方、州法の場合は、主として憲法修正第14条によって保護される経済的権利の侵害に当たるという理由で破棄された。

1937年以降、最高裁の審理の中心は、市民的権利の問題、特に憲法が保障する表現の自由と宗教の自由の

問題に移った。さらに、刑事被告人の訴訟手続き権を扱う訴訟が増えた。また近年の最高裁は、民族的少数派や不利な立場にあるグループに対する政府の平等な待遇をめぐる多数の案件について判決を下している。

## 政策決定機関としての最高裁

最高裁が政策決定機関としての役割を果たせるのは、法律を解釈するという事実による。国の政策の問題は、解決を要する法律上の争いという形で最高裁に持ち込まれる。

わかりやすい好例は、人種平等の分野で見つかる。1880年代末、公共施設でアフリカ系米国人と白人の分離を義務づける法律を多くの州が制定した。例えば、1890年にルイジアナ州は、鉄道の座席に関して、アフリカ系米国人と白人を「分離すれども平等」なる措置を義務づける法律を制定した。その2年後、異議申し立てが行われた。ホーマー・プレッシーは8分の1が黒人の血というアフリカ系米国人だったが、ルイジアナ州のニューオーリンズからコビントンに向かう列車で、白人用車両の座席から移動することを拒否し、このルイジアナ州法に抗議した。州法違反の嫌疑で逮捕されたプレッシーは、法律そのものが憲法違反であると主張した。連邦最高裁は、「プレッシー対ファーガソン事件」(Plessy v. Ferguson) (1896年)で、ルイジアナ州法を支持した。かくして最高裁はその後、約60年間続くことになる「分離すれども平等」政策を確立

した。この期間、多くの州は、人種によってバス、列車、駅、劇場で座る位置を分離し、別々のトイレや水飲み場を使うことを義務づけた。アフリカ系米国人は、レストランや公立図書館から締め出されることもあった。中でも恐らく最も重要なのは、アフリカ系米国人学生がたいていは、学力水準の低い学校へ通わなければならなかったことである。

公立学校における人種隔離の是非が争われたのは、有名な「ブラウン対教育委員会事件」(Brown v. Board of Education) (1954年)である。アフリカ系米国人の児童の両親が、人種隔離を義務づける、ないしは容認する州法によって、憲法修正第14条で保障された「法の平等な保護」を奪われていると主張したのである。最高裁は、教育施設の分離は本質的に不平等であり、従って、人種隔離は平等な保護の否定になるという判決を下した。ブラウン訴訟の判決で、最高裁は「分離すれども平等」主義に終止符を打ち、公立学校での人種隔離をなくす政策を確立した。

最高裁が署名入りの意見書をつけて裁定を下す訴訟件数は、1年間に平均80件から90件である。このほかの何千件もの案件は、正式審理を経ずに処理される。こうして最高裁は、厳選された政策課題を詳細に審理しており、その内容は最高裁の歴史を通じて多岐にわたっている。民主主義において、終身任期の裁判官ではなく、選挙によって選ばれた国民の代表が国の政策の広範な問題を

扱うことになっている。従って、原則的には米国の裁判官は、政策決定にかかわらないものと考えられている。しかしながら実際には、裁判官は、ある程度まで、政策を決定せざるを得ないのである。

とは言うものの、最高裁は、立法院や行政府の政策決定者とは違う。特に重要なのは、最高裁は政策立案を自発的に始める手段を持ち合わせていないことである。判事たちは、問題が持ち込まれるまで待たなければならない。訴訟がなければ、司法による政策決定もない。しかし大統領や連邦議員にはこのような制約はないのである。しかも、どんなに主張の強い最高裁でも、下位裁判所の裁判官、連邦議会、大統領といったほかの政策決定者の行動によって、ある程度制約を受ける。最高裁の決定の履行と実行は、他者に頼ることになる。

## 最終調停者としての最高裁判所

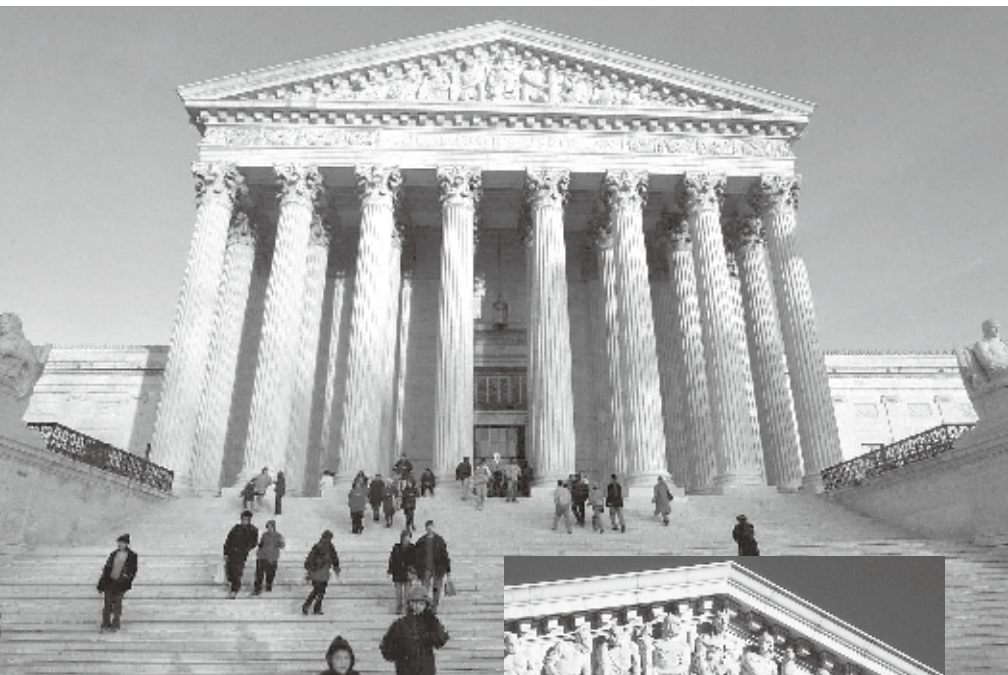
最高裁は、第1審管轄権と上訴管轄権の両方を持つ。第1審管轄権とは、ある事件を最初に審理する権限のことである。上訴管轄権とは、下位裁判所がすでに判決を下した事件を上位裁判所が再審理する権限である。最高裁の場合、そのほとんどの時間が下位裁判所の決定の再審理に費やされるため、圧倒的に上訴裁判所としての役割の方が重い。なにしろ、米国で最上位の上訴裁判所である。そのため、最高裁は憲法、立法院の制定した法律、条約の解釈につ

いて最終的な判断を下す権限を持っている。ただし、例外的に憲法修正や、場合によっては連邦議会の措置によって、最高裁決定が変更されることもある。

1925年以降、「裁量上訴」として知られる仕組みによって、最高裁はその裁量で、どの案件を審理するべきかを決めることができるようになった。これは、下位裁判所の決定を受けた者が、最高裁で再審理してほしいという要求を出すことができ、最高裁判事が、この要求を受け入れるべきかどうかを決定できる仕組みである。再審が認められると、最高裁は、その事件の全記録を送付するよう下位裁判所に命令する移送命令書を発行する。最高裁が上訴を却下したときは、下位裁判所の決定が確定する。

## 最高裁判所の仕事

最高裁の公式開廷期は、10月の最初の月曜日からその期間の業務が終わるまでで、通常は6月末か7月になる。1935年以来、最高裁はずっとワシントンD.C.にある専用の建物を持っている。この大理石造りの堂々たる5階建ての建物の入口には、上部に「法の下の平等な正義」という言葉が刻まれている。建物は、米国連邦議会議事堂から通りを隔てた位置にある。最高裁の正式審理は座席数300の大きな法廷で行われる。法廷の正面に裁判官席が設けられている。法廷が開廷するときは、長官が8人の陪席判事を先任順に従えて、判事席の後方にある紫色のカーテンから入場し、着席する。判事



連邦最高裁判所の建物。入口の上に「法の下での平等な正義」という言葉が刻まれている (AP/WWP)



席は、長官を中心に先任順に決められており、最古参の判事が長官の右手、次に古参の判事が左手に座り、残りは任期の長い順に右側、左側、と交互に座っていく。法廷の近くには、判事が判決を下す会議室と、判事や判事のスタッフたちの執務室がある。

最高裁の開廷期は、実際に開廷する期間と休廷期間に分かれる。約2週間ずつの開廷期間には、公開で審理を行い、非公開の会議を開く。休廷期間には自室で仕事を行い、事件を検討したり意見を作成したりする。最高裁が正式審理する案件は1開廷期につき80

件から90件で、かなり定められた手順で処理される。

**口頭弁論** 口頭弁論は、開廷期間の月曜から水曜に日程を組むのが一般的であり、午前10時から正午までと、午後1時から3時まで開廷される。この手続きは、事件の公判でも最初の尋問でもないため、陪審員は召集されないし、証人も呼ばれない。ただ、双方の弁護士が判事に自らの主張を述べる。一般的には、双方に30分ずつ時間が与えられるが、裁判所が、さらに時間が必要であると認めることもある。最高裁は、通常1日に4件の口頭弁論





(2005年はじめの)9人の連邦最高裁判事。(前列左から右に)アントニン・スカリア、ジョン・ポール・スティーブズ両陪席判事、ウィリアム・レンキスト長官、サンドラ・デイ・オコナー、アンソニー・ケネディ両陪席判事。(後列左から右)ルース・ベダー・ギンズバーグ、デービッド・スーター、クラレンス・トーマス、スティーブン・ブライヤー各陪席判事(提供:連邦最高裁判所)

を聞く。口頭弁論を行う弁護人は、途中で裁判官からしばしば質問を受ける。双方の弁護人も判事も、口頭弁論を非常に重要なものと見なしている。なぜなら、このような個人的なやり取りができるのは、訴訟手続きの中でも、この段階だけだからである。

**会議** 最高裁は2週間の開廷期間が始まる前の週の金曜日に会議を開く。開廷期間中は、水曜日の午後と金曜日の丸1日、会議を行う。水曜日の会議では、月曜日に口頭弁論を行った案件について判事たちが議論する。金曜日の会議では、火曜日と水曜日に口頭弁論を行った案件に加え、検討が必要なほかのあらゆる事項について議論する。

これらほかの案件のうち最も重要なものは、裁量上訴申し立てである。

金曜日の会議の前には、議論する予定の案件リストが、各判事に配られる。会議は午前9時30分か10時ごろに始まり、午後5時30分か6時まで続く。判事たちは会議室に入ると握手を交わし、長方形のテーブルに着く。会議はドアにカギをかけて非公開で行われ、議論についての公式記録は残さない。長官が議長を務め、各案件について最初に意見を述べる。その他の判事は先任順に意見を述べる。

判決を下すために必要な判事の定足数は6人で、定足数に達するのが



難しいことはほとんどない。欠員、病気、利害の対立の可能性があるという理由で参加しない判事もいるので、9人より少ない数の判事が判決を決めることもある。最高裁の決定は過半数で決まる。同数の場合には下位裁判所の判決が支持される。

**意見書の作成** 会議で仮決定が出されると、今度は裁判所の意見を1人の判事に委ねて、とりまとめてもらうという次の段階に移る。長官が多数派に加わった時は、長官自身が意見書を書くか、あるいは多数派意見に加わった別の判事に執筆させる。長官の意見が少数派の場合には、多数派のうち最古参の判事が意見書作成の割り当てを行う。

この会議の後、裁判所の意見書を作成する判事は、第1次草案の作成を始める。ほかの判事もその案件に関する別の意見を書くことができる。意見書が完成すると、多数派にも少数派にも回覧される。意見書作成の担当判事は、もともと少数派だった判事たちに、意見を変えるよう説得するが、同時に、多数派の判事たちが分裂しないようにも努める。そこで交渉が始まる。ほかの判事を満足させるため、もしくはその支持を得るために、意見書の表現を変更することもある。最高裁判事たちの間で見解の相違が根深いと、明快で理路整然とした意見を出すことが難しくなる。票が移動したり、別の判事の意見が最高裁の公式判決となることすらある。

ほとんどの場合、1つの意見に過半

数の支持が集まるが、満場一致の判決はほとんどない。最高裁の意見書に同意しないことを、意見を異にする、反対する、という。反対には意見をつける必要はないが、近年は意見をつけるのが一般的である。複数の判事が異議を表明する場合は、それぞれが意見書を書いてもいいし、まとめて書いてもいい。

時には、最高裁の決定には同意するものの、その結論に至る理由は別、という判事が現れる。このような場合、そのような判事はいわゆる同意意見を書くことができる。「同意と反対」という意見書は、裁判所の決定に一部同意するが、その他の部分では反対するものである。最後に最高裁は、時に「裁判所の意見」を出すことがある。これは無署名で、通常、きわめて短いものである。このような意見書は、最高裁が再審理を受け入れたが、完全な審理を行わなかった時によく使われる。例えば、口頭弁論を行わずに判決を下し、「裁判所の意見」を出して、当該訴訟事件が決着したことを説明するような場合である。

## 連邦控訴裁判所

**最** 高裁と比べると、控訴裁判所がマスコミで報道されることはあまりない。しかし、控訴裁判所は米国の司法制度の中で、非常に重要な役割を担っている。最高裁が完全な意見を付して判決を言い渡す件数は、年間、わずか80件から90件である。こうしたことを考

えると、連邦裁判所制度上、ほとんどの上訴事件にとって、控訴裁判所が最終裁判所であることは明らかである。

## 巡回裁判所 1789～1891年

1789年裁判所法により、3つの巡回裁判所（控訴裁判所）が設立され、それぞれの巡回裁判所は、2人の最高裁判事と1人の地方裁判事で構成された。巡回裁判所は、巡回区内の管轄区ごとに、毎年2回開廷することになっていた。地方裁判事は、巡回裁判所の仕事量を定める主要な責任を負うことになった。2人の最高裁判事はその地区を訪れて、裁判に参加した。このようなやり方を取ったため、巡回裁判所に対する関心は、国家レベルというより、むしろ局地的なものとなった。

この巡回裁判所制度は、当初から不満足なものともなされた。特に、最高裁の判事たちは、地方まで出向かなければならないことに不満を持っていた。エドモンド・ランドルフ司法長官とワシントン大統領は、最高裁判事の負担軽減を唱えた。連邦議会は1793年、巡回裁判所の構成に若干手を加え、最高裁判事を1人のみ、地方裁判事も1人とした。1801年、ジョン・アダムズ政権の末期に、連邦議会は、最高裁判事による巡回を撤廃した。そして、新たに16人の巡回裁判所判事の任命を承認し、下位裁判所の管轄区域を大幅に拡大した。

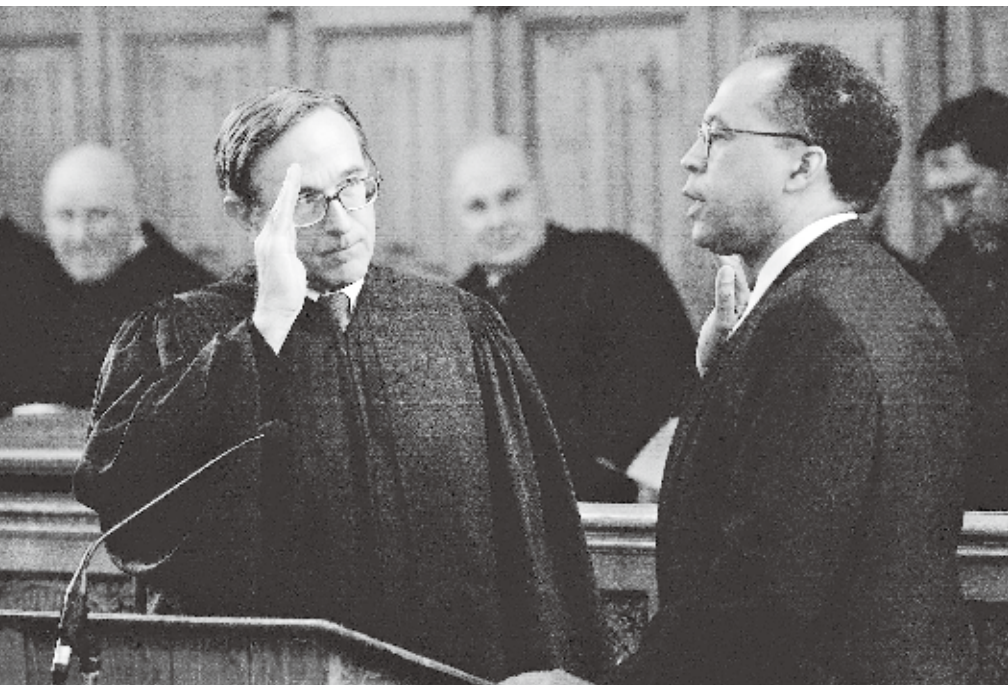
しかし、トーマス・ジェファソン

大統領の下で発足した新政権がこの措置に強く反対したことから、連邦議会はこれを取り消した。1802年巡回裁判所法によって、最高裁判事の巡回が再開され、巡回区の数も増えた。しかしこの法律で、巡回裁判所の審理は、地方裁判事がたった1人で行うことが認められた。こうした変更はごくささいなことに思えるかもしれないが、実際には非常に重要だった。地方裁判所と巡回裁判所のいずれにおいても、地方裁判事はますます大きな責任を負うようになっていった。そして、第1審と控訴審の管轄権のどちらも、事実上、地方裁判事の手に移されるようになった。

控訴裁判所が次に大きな進展を遂げたのは、1869年、連邦議会在新たに9人の巡回裁判所判事の任命を承認し、最高裁判事の巡回裁判所での職務を減らして、2年ごとに1開廷期とする法案を承認した時だった。それでもなお、最高裁への上訴権には制限がなかったため、同裁判所は訴訟の大洪水になった。

## 控訴裁判所 1891年～現在

1891年3月3日、「エバーツ法」が署名されて成立し、連邦巡回控訴裁判所という新しい裁判所が設置された。この新しい裁判所は、地方裁判所からの上訴審のほとんどを審理することになっていた。1789年から存在していた巡回裁判所も残っていた。新しい巡回控訴裁判所は、巡回裁判所判事1人、巡回控訴裁判所判



控訴裁判所は、連邦地方裁判所からの控訴事件を審理する。米国第2巡回控訴裁判所のジョン・M・ウォーカー・ジュニア長官（左）が、バリントン・D・パーカー・ジュニア（右）の同裁判所判事就任の宣誓を執り行っている（AP/WWP）

事1人、地方裁判事1人、最高裁判事1人で構成されることになった。この新しい裁判所では、裁判官2人で定足数に達した。

エバーツ法の成立に伴い、連邦司法制度には、地方裁判所と巡回裁判所という2つの審理裁判所ができた。また、控訴裁判所も巡回控訴裁判所と最高裁判所の2つがあった。ほとんどの上訴案件は、巡回控訴裁判所が審理することになっていたが、このエバーツ法は、場合によっては、最高裁が直接再審理することも認めていた。簡単に言えば、巡回控訴裁判所の設置により、最高裁は、軽微

な事件の審理から解放された。依然として控訴は可能だが、最高裁は自分の仕事を以前より十分に管理できるようになった。かくして、かつて最高裁が負担していた事件の多くは、2つの下位連邦裁判所で処理されるようになった。

控訴裁判所が次の段階へと進化したのは1911年だった。この年連邦議会は、上訴管轄権がなく、地方裁判所の機能と重複することが多かった、旧来の巡回裁判所を廃止する法律を成立させた。

今日では、中間にある控訴裁判所

は、正式には控訴裁判所という名称だが、日常的には、今でも巡回裁判所と呼ばれている。現在12の地域に控訴裁判所があり、承認を受けた控訴裁判所判事179人が働いている。控訴裁判所は、巡回区内の連邦地方裁判所から（あるいは、場合によっては行政機関から）上訴された案件を再審理する責任を負っている。1982年、連邦議会は、地理的な巡回区ではなく管轄権上の巡回区を持つ「連邦巡回区」を設定し、専門的な案件を扱う控訴裁判所も誕生した。

### 控訴裁判所の再審理機能

控訴裁判所が再審理する訴訟のほとんどは、連邦地方裁判所から上がってくる。下位裁判所の決定に不服の訴訟当事者は、同裁判所を管轄する巡回区の控訴裁判所に上訴することができる。控訴裁判所は、特定の行政機関の決定を再審理する権限も与えられている。

控訴裁判所は、どのような案件が上がってくるか自分では決められないため、平凡な案件も、きわめて重要な事件も、どちらも処理することになる。一方には、中味がなく、勝訴の可能性もほとんどないか、あるいはまったくないような、根拠が弱い上訴事件や請求がある。しかし反対の極には、国の諸政策に係る重要な問題を提起し、激しい意見の衝突が生じる事案もある。後者の場合は、控訴裁判所が下す決定によって、訴訟当事者だけでなく、社会全般に影響が及ぶ政策が決まる可能性

が高い。市民的権利、選挙区への議席配分の是正、宗教、教育に関する訴訟は、いずれも、すべての市民に影響しそうな紛争の代表的な例である。

控訴裁判所の再審理の目的は2つある。第1は誤審の是正である。各巡回区の裁判官たちは、連邦地方裁判所と連邦政府機関の活動を監視し、国および州の法律の適用ぶりと解釈を監督することが求められている。その際、控訴裁判所は事実に関する新たな証拠を捜し出すことはせず、下位裁判所の記録を調べて誤審の有無を検証する。誤審の是正を通じて、控訴裁判所もまた紛争を解決し、国の法律を執行する。

控訴裁判所の第2の機能は、数は少ないが、最高裁での再審理に値する訴訟を選別し、形を整えることである。巡回裁判所の裁判官は最高裁判事より先に法的問題に取り組み、再審理に価すると考えられる請求内容にまとめ上げることが許されている。司法学者によると、控訴の内容が、2審になると1審と異なることがしばしばあるという。

### 政策決定者としての控訴裁判所

政策決定者としての最高裁の役割は、最高裁が法を解釈するという事実由来するが、同じことが控訴裁判所にも言える。控訴裁判所は、大多数の訴訟の最終審であるため、その政策決定者としての役割の大きさもまた重要である。



巡回裁判所の裁判官が、幅広い影響を及ぼすことができることを示す一例として、第5巡回区の訴訟判決を検証する。テキサス大学法科大学院は、何年間かにわたり、全米の多



米国の裁判所は、控訴裁判所の段階でも、場合によっては最高裁判所の段階においても、しばしば高等教育における差別是正措置のような激しい論争を呼ぶ紛争を裁定する (AP/WWP)

くの法科大学院と同様、少数民族出身の学生の入学を増やすため、アフリカ系米国人とメキシコ系米国人の志願者を優遇していた。この慣行が連邦地裁に訴えられた。白人と優遇

されていない少数民族出身の志願者を差別しており、憲法修正第14条に違反するという理由だった。1996年3月18日、第5巡回区連邦控訴裁判所判事はこの「ホップウッド対テキサス事件」(Hopwood v. Texas)で、憲法修正第14条は、学校がこのような方法で差別することを認めてはいないし、当該法科大学院が合否判定の要因に人種を利用することも認められない、との判決を下した。最高裁が、本件について裁量上訴の申請を受理しなかったため、第5巡回区を構成するテキサス、ルイジアナ、ミシシッピでは、この決定が地元の法律となった。この決定によって影響を受けるのは、厳密には、第5巡回区にある学校だけかもしれないが、『ナショナル・ロー・ジャーナル』(The National Law Journal)誌は論説で、その影響が全米に及ぶことを示唆し、次のように述べている。「ホップウッド事件の影響は南部3州に限定されると主張する者もいるかもしれないが…、全米の法



科大学院やその他の学部長は、同様の訴訟を恐れて、『アフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）』に代わる策を見つけようと躍起になっている、というのが実情である」

## 控訴裁判所の仕事

控訴裁判所は、訴訟を受け付けるかどうか判断するにあたって、最高裁ほどの裁量権は持っていない。しかし、控訴裁判所の裁判官は、できるだけ効率的に時間を使う方法を編み出した。

**審査** 審査の過程で、裁判官は上訴案件を完全な再審理の対象にするか、あるいは、その他の方法で処理するかを決める。同じような請求を1つの訴訟にまとめ、統一した判決を下すことで、訴訟件数をある程度減らすこともできる。どの案件を口頭弁論なしで処理できるかを決めるにあたり、控訴裁判所は、法務事務官や職員弁護士にますます依存するようになってきている。これらの裁判所職員が請願書や準備書面を読み、裁判官に助言書を提出する。この結果、多くの訴訟は口頭弁論の段階に進むことなく処理される。

**3名合議法廷** 正式審理が行われる案件は、通常、巡回区のすべての裁判官ではなく、3人で構成される裁判官団によって審理される。このことは、裁判官3人からなる複数の裁判官団によって、しばしば、巡回区内のさまざまな都市で、審理を同時に行うことができることを意味する。

**大法廷での審理** 時には、同じ巡回区内の別々の裁判官団が、似たような案件にもかかわらず、食い違う決定を下すことがある。このような違いを解消し、同一巡回区の判断を一致させるため、連邦法は「大法廷」(en banc=「高い座席」を意味する古フランス語)の手続きを規定している。巡回区のすべての判事が同席して審理を行い、判決を下すものである。この原則の例外は、管轄地域が広いため全裁判官の召集が非常に面倒な第9巡回区である。第9巡回区では、大法廷に参加する裁判官の数は通常11人である。このほかに案件が極めて重要な問題をはらんでいる場合にも、大法廷の手続きを使うことができる。

**口頭弁論** 審査を通り、訴訟当事者の間で解決できなかった事案は、口頭弁論の予定が立てられる。原告と被告側の双方の弁護人には、短い時間（わずか10分）が与えられ、準備書面で述べた論点を説明し、裁判官からの質問に答える。

**判決** 口頭弁論の後、裁判官たちは手短かに協議し、意見が一致すれば、その決定を直ちに発表する。意見が一致しない場合には、時間をかけて協議した後で、判決を発表することになる。協議の後に、簡単な命令や裁判所の意見を付した判決が発表される。署名入りの長い意見書や、時には反対意見や同意意見を伴う決定が下されるのは、ごく一部である。近年では、巡回区によって実態は異なるものの、公表される意見の数は

減少傾向にある。

## 連邦地方裁判所

**連**邦地方裁判所は、連邦司法制度への基本的な窓口である。訴訟の中には、控訴裁判所や、ことによっては最高裁まで送られる案件もあるが、たいていの連邦訴訟は、第1審の地方裁判所よりも上位の裁判所に進むことはない。審理件数だけでみると、地方裁判所は、連邦司法制度の中では馬車馬のような働きをする。だが、その重要性は、単に多くの訴訟を処理しているというだけにとどまらない。

### 最初の地方裁判所

連邦議会は1789年裁判所法の制定にあたり、連邦事実審裁判所の全国的なネットワークを創設することを決めた。同法第2節の規定により、13の地方裁判所が設立された。これは、当時の米国11州のそれぞれを1管轄区としたほか、マサチューセッツ州とバージニア州のうち、後にメイン州とケンタッキー州になる一部分を、それぞれ別の管轄区としたものである。このときの地区構成作業が前例となって、管轄区を線引きする際に州の境界線を尊重するという慣習が生まれ、これは今も続いている。

### 最初の地方裁判所裁判官

各連邦地方裁判所は、その管轄区に居住する裁判官が1人で審理する

ことになっていた。この話が広まるやいなや、ワシントン大統領の手元には、裁判官としての任用を希望する人々からの手紙が舞い込み始めた。多くの人々は、ワシントン大統領に推薦してほしいと連邦議員やジョン・アダムズ副大統領にせがんだ。自分から応募しても必ずしも成功しなかったし、それだけが候補者の名前が大統領の目にとまる、唯一の方法でもなかった。例えばハリー・イネスは、ケンタッキー州の裁判官に自ら応募した訳ではなかったが、同州選出の議員からの推薦を受け、裁判官となった。

新たな州が合衆国に加わると、新しい地方裁判所が設置された。地方裁判所の追加や、裁判官の辞任によって、ワシントンは33人の裁判官を任命した。彼が任命した裁判官は全員職業弁護士で、7人を除く全員が裁判官、検事、または検事総長として、州または地方で法律の実務経験があった。それ以来、米国大統領は、公職に就いた経験のある弁護士を連邦裁判所の裁判官に任命し続けてきた。

### 現在の地方裁判所の組織

国が大きくなるに伴い、新たな地方裁判所が設置されていった。最終的に連邦議会は、いくつかの州を2つ以上の管轄区に分けるようになった。カリフォルニア、ニューヨーク、テキサスの3州は最も多く、それぞれ4つの管轄区に分かれている。管轄区の区割りは、州の境界線を一貫

して尊重してはいるが、これ以外に何か合理的な計画に基づいて編成されているようには見えない。面積や人口は、管轄区によって大幅に違う。ここ何年間かのうちに、コロンビア特別区の裁判所も加わり、いくつかの米国内にも、地方裁判所が置かれてきた。現在、連邦地方裁判所は50州、コロンビア特別区、グアム、プエルトリコ、バーズン諸島、北マリアナ諸島に置かれている。

最初の地方裁判所には、それぞれ裁判官1人が配属された。人口と訴訟件数の増加に伴い、議会はほとんどの管轄区で、裁判官の数を時々を増やさなければならなかった。1990年連邦裁判官法（Federal Judgeship Act of 1990）により、新たに74の地方裁判官職が作られ、裁判官の総数は、現在649人となっている。今日では、すべての管轄区で2人以上の裁判官が配置され、マンハッタンとブロンクスの両区を含むニューヨーク南部地区には現在、全米最多の28人の裁判官がいる。各連邦地方裁判所では、通常、1人の裁判官が審理に当たるため、同一地区内で、常に複数の審理が進行しているといえる。

## 事実審裁判所としての 地方裁判所

連邦議会は、連邦司法制度の事実審裁判所として地方裁判所を作り、ほぼすべての訴訟について第1審管轄権を与えた。地方裁判所は、弁護人が証人を尋問・反対尋問する唯一の連邦裁判所である。事実に関する

記録はこの段階で確定される。事実審裁判所の判決をめぐるその後の上訴は、事実関係の再構築よりも、誤りの是正に重点が置かれる。

事件の事実関係を見極める仕事は、しばしば陪審員団の双肩にかかってくる。陪審員団とは、地域社会を代表して事実を公正に判定し、法律をその事実に応用する市民グループである。合衆国憲法は、修正第6条で刑事事件における陪審裁判の権利を、また修正第7条では民事事件での陪審裁判の権利を、それぞれ保障している。しかし、この権利を放棄することも可能であり、その場合、裁判官は事実関係と法律適用の両方を判定する。このような形の審理を「非陪審審理」という。

連邦地方裁判所が関係する陪審員団には2種類ある。その1つ、大陪審は、連邦法に反する犯罪で告訴された人物に、その罪を犯したと信じるに足る相当な理由があるかどうかを判定するために召喚される男女のグループである。大陪審員は、連邦検事が行った起訴を審理するために会合を開く。もう1つの小陪審員は、地域社会から無作為に選ばれた人々で、証拠を審理し、民事裁判の被告に責任があるかどうか、あるいは、刑事裁判の被告が有罪か無罪かを判定する。連邦規則では、刑事事件には12人の陪審員が必要だが、民事事件ではそれより少なくとも許される。普通、連邦地方裁判所が民事事件で使うのは、6人で構成する陪審員団である。

審理裁判所は、主に規範の執行に従事しているとみなされる。一方、控訴裁判所は、政策決定という、より大きな機会に恵まれているとみなされている。規範の執行は、司法の行政運営と密接に結びついている。これはすべての国家が、公正で秩序ある社会に不可欠とみなされる基準を発展させているからである。社会の規範は、制定法、行政規則、判例や地域の伝統の中に体现されている。例えば、刑法の条項は、容認できる行為とできない行為の概念を具体化し、法律にまとめたものである。その法律に違反しているという申し立てについて判決を下す裁判官は、規範の執行を行っているのである。この種の事件の処理で、裁判官は、法律上・手続き上の厳しい要件を逃れることは許されないのだから、彼らが新しい法律を作ったり、新しい政策を打ち出す公算はほとんどない。民事訴訟の場合もまた、裁判官は規範の執行に限定されることが多い。民事訴訟は、一般的に私的な紛争から発生し、その結果は訴訟当事者だけの利害にかかわるものだからである。

しかしながら地方裁判所は、政策決定の役割も果たしている。米国人が訴訟を意識するようになるにつれ、かつては非公式に解決されていた紛争も、今では裁判所で決着がつけられる可能性が高くなっている。かつては私的とみなされていた領域に、ますます裁判所がかかわるようになっていく。連邦地方裁判所にとって、これは何を意味するのだろうか。ある研究は以下のように述べている。

「司法が関与するこうした新しい分野では、控訴裁判所の指針や法的指針が、ともすれば不明確、不正確なことが多い。その結果、事実審裁判所の裁判官にとって、白紙に書き込む、つまり政策を決定する機会はとてつもなく大きい」

## 憲法上の裁判所と 立法上の裁判所

1789年裁判所法により、今も存続する、三重構造の連邦裁判所制度が作られた。しかし、連邦議会は憲法第3条および第1条で保障された権限を時おり行使して、その他の連邦裁判所を設立してきた。第3条によって設立された裁判所は、「憲法上の裁判所」として知られ、第1条によって設立された裁判所は「立法上の裁判所」と呼ばれる。最高裁判所、控訴裁判所、連邦地方裁判所はみな、「憲法上の裁判所」である。「立法上の裁判所」には、軍事控訴裁判所 (U.S. Court of Military Appeals)、連邦租税裁判所 (United States Tax Court)、退役軍人控訴裁判所 (Court of Veterans Appeals) などがある。

憲法上の裁判所と異なり、立法上の裁判所は司法機関としての職務のほか、しばしば行政および準立法機関としての役割も担う。もう1つの違いは、立法上の裁判所が、連邦議会の制定した特定の法律の施行という明確な目的を持ってしばしば作られることである。一方、憲法上の裁判所は、訴訟を処理するために作ら

れた裁判所である。

最後に、憲法上の裁判所と立法上の裁判所は、それぞれほかの2つの政府部門からの独立性の度合いが異なる。第3条裁判所(憲法上の裁判所)の裁判官は、罪過のない限り裁判官を務める。つまり終身任期に相当する。第1条裁判所(立法上の裁判所)の裁判官には、罪過のない限り任期を務められるという憲法上の保障がないため、議会が具体的な任期を定めることができる。つまり、立法上の裁判所と比べて憲法上の裁判所の方が、ほかの2つの政府部門からの独立性が高い。

## 連邦司法制度における 管理部門および職員の支援

**司**法制度でもっとも目立つ役者は裁判官だが、大勢の脇役も仕事をしている。裁判官にとって不慣れな仕事や不向きな仕事、あるいは単に十分な時間を割けない仕事には、脇役たちの協力が必要である。こうした仕事の支援をする職員の中には、法務事務官のように、ある1人の裁判官のためだけに働く者もいれば、連邦治安判事のように、特定の裁判所に配属される者もいる。さらに、合衆国裁判所事務局のような、司法制度全体のために働く機関に雇用されている者もいる。

### 連邦治安判事

増加する仕事量に取り組む連邦地

裁判事を支援する措置の1つとして、連邦議会は1968年、治安判事の制度を設け、各地方裁判所の具体的なニーズや状況に合わせて対応できるようにした。治安判事は地方裁判所の裁判官によって任命される。任期は8年間だが、「正当な理由」があれば任期満了前に免職させることができる。議会が制定した指針の範囲内で、各地方裁判所の裁判官が治安判事の職務と責任を決める。法律的に治安判事は、民事事件の場合は当事者の同意があれば、陪審裁判でも非陪審裁判でも、すべての手続きを行って裁定を下すことができる。また、治安判事は刑事事件の場合でも、被告の同意があれば、管轄区内で犯された軽罪(重罪よりも軽い犯罪)で告発された被告の裁判を行うことができる。しかし、治安判事に責任を委任するかどうかの決定は、依然として地裁判事が行うため、治安判事が訴訟処理に参加する機会は、法が認めるよりも少ないかもしれない。

### 法務事務官

米国の裁判官で最初に法務事務官を使った人物は誰かとたどっていくと、マサチューセッツ州のホレス・グレーに行きつくと言われる。1875年夏、マサチューセッツ州最高裁判所長官だったグレーは、ハーバード大学法科大学院の成績優秀な新卒者を私費で雇い、その後も毎年、ハーバードから新しい法務事務官を雇った。1882年に連邦最高裁判事に任命されると、グレーは法務事務官を伴って、この国の最高司法機関に赴いた。



最高裁でのグレー判事の後任はオリバー・ウェンデル・ホームズだった。彼も毎年、ハーバード大学法科大学院の優等卒業生を法務事務官に雇うというやり方を踏襲した。エール大学の元法学教授であるウィリアム・ハワード・タフトが最高裁長官になると、毎年エール大学法科大学院院長から新しい法務事務官を推薦してもらった。元コロンビア大学法科大学院院長であるハーラン・フィスク・ストーンは、1925年に最高裁判事になると、毎年、コロンビア大学（法科大学院）の卒業生を雇った。

こうした例を端緒として、連邦裁判所全体で使われる法務事務官の数は着実に増えていった。現在では連邦裁判所の裁判官のもとで2000人以上、破産裁判所の裁判官と治安判事のもとでは600人以上が働いている。個々の裁判官が採用する法務事務官以外に、すべての控訴裁判所と一部の地方裁判所が、裁判所全体のために働く法務事務官を雇用している。

法務事務官の仕事は、自分が仕える裁判官の意向や裁判所の種類によってさまざまである。連邦地裁判事の法務事務官は、主に調査助手として仕事をすることが多い。民事および刑事事件の申し立てを精査することに多くの時間を費やす。争点や当事者の立場に注意しながら各申し立て書を読み、そこに提起された重要な点を調べて、裁判官のためにメモを作成する。彼らは訴訟手続きの最も早い段階で作業を行うため、弁護人や証人との接触の機会が相当多く

なることがある。この段階の法務事務官は、意見の初稿の作成に関与することもある。

上訴審の段階になると、法務事務官はまず、上訴請求で提示された法律問題と事実関係の問題を調査することで、その案件に携わるようになる。控訴裁判所には、事件の受理と却下に関して、最高裁が持つような裁量権がない。そこで、一定の審査方法を用いて、すぐに処理できる事案と、時間と労力をかけて処理する必要がある事案とを区別する。法務事務官はこの審査プロセスに欠かせない存在である。

多くの案件が口頭弁論に回されるため、法務事務官はその準備で裁判官を補佐するように求められることがある。口頭弁論の前に、裁判官が常に記録を集中的に分析できるとは限らない。実際、裁判官は、あまり時間がなく、法務事務官から指摘された記録の核心部分にざっと目を通すのが精一杯なのである。

控訴裁判所で決定が下されると、法務事務官は、その決定に伴って出される命令の作成に加わることが多い。一般的には、裁判官の指示に従って、意見や命令の草案を作成する。また、裁判官が書いた意見書の中の引用（準備書面や法廷での弁論で用いた法令、先例を作った訴訟事件、法律の教科書への参照事項）を編集したり点検したりするよう求められることもある。

最高裁判事の下で働く彼らの仕事

は、概して、その他の控訴裁判所で働く法務事務官の仕事に似ている。彼らは、どの事件を審理するかを裁判官が決める際に、欠くことの出来ない重要な役割を果たす。1972年、ルイス・F・パウエル・ジュニア判事の提案で、最高裁判事の大多数が「サートプール」(certpool) 制度に参加するようになった。この制度では、判事が法務事務官を互いにプールして共用し、すべての申し立て案件を振り分けて、1人の法務事務官がまとめた裁量上訴に関するメモを、この制度に参加するすべての判事に回覧する。このメモには、その事件の事実関係、提示された法律問題、取るべき手続きへの助言——つまり、本件の正式審理を認めるべきか、拒絶すべきか、あるいは棄却すべきか——の概要が示されている。

判事たちが採決を行って審理することが決まれば、法務事務官は、控訴裁判所の法務事務官と同様に、判事が口頭弁論で使う可能性がある判事用のメモを作成する。最後に、最高裁判事の法務事務官は、控訴裁判所の裁判官の下で働く法務事務官と同じように、意見書の作成も手伝っている。

## 合衆国裁判所事務局

連邦司法制度全体の運営は、合衆国裁判所事務局が担当している。同事務局は1939年の設立以来、事務用品の配布から連邦ビルに裁判所を収容するためのほかの政府機関との折衝、裁判所職員の記録の保管、連

邦裁判所で審理される事件のデータ収集に至るまで、あらゆることを扱ってきた。

事務局はまた、連邦司法制度の中央行政政策決定組織である合衆国司法会議(Judicial Conference of the United States)のためにも働いている。司法会議の多数の委員会に統計データを提供するだけでなく、同会議に提供される情報や提案の受け取り窓口と情報センターの機能も果たしている。事務局は、連邦司法制度と司法会議の双方の連絡役であり、連邦議会、行政府、専門団体、一般国民との対応に際して、司法府側の立場を代弁する役割も務めている。とりわけ重要なのは、連邦議会で司法府の代表を務めることであり、関係する裁判官とともに、司法府の予算案、判事増員の要請、裁判規則の改定提案など、重要な案件について説明を行う。

## 連邦司法センター

1967年に設立された連邦司法センター(Federal Judicial Center)は、継続的な教育・研究のための連邦裁判所の機関である。その職務は概して3つの領域に分かれる。すなわち連邦裁判所に関する研究を行うこと、連邦裁判所の管理・運営を向上させる提言を行うこと、司法府職員の教育・訓練プログラムを作ることである。

連邦司法センターの設立以来、裁判官たちは同センターが主催するオ

リエンテーションその他の教育プログラムを受けるという恩恵を受けてきた。近年は、治安判事、破産裁判所裁判官、管理職員たちも教育プログラムを受けている。連邦司法センターは、ビデオや衛星中継技術を広範に活用しており、多数の人々が利用することができるようにしている。

## 連邦裁判所の仕事量

**地**方裁判所、控訴裁判所、最高裁判所という連邦司法制度の3つの段階で、どこを見ても法廷の仕事量は非常に多い。

2002年会計年度に連邦地裁で開始された訴訟件数は34万件強だった。刑事事件だけでも1993年以来、43%増加している。

1995年、地区巡回裁判所で提訴された上訴裁判の平均件数は5万72件だった。この数字は毎年増加し、2003年には6万847件に達した。しかし、控訴裁判所で終結した上訴の数も徐々に増加しており、1995年の4万9805件から、2002年には5万6586件になった。

最高裁判所の総処理件数も、歴史的に見ると多数に上っており、2002年の開廷期には8255件の訴訟事件があった。しかし、最高裁には、どの事件が完全な審理に値するを決める裁量権がある。そのため、実際に最高裁で審理された訴訟の数は、年を経るごとにかなり劇的に減少している。2002年の開廷期に審理した案件はわずか84件にすぎず、最終的に処理した79件のうち、71件に署名入りの意見書が付いただけであった。





## 第 2 章

# 2

## 州司法制度の 歴史と組織

州裁判所の組織は混乱を招くこともありうるが、州裁判所の重要性には疑いがない。州裁判所は、連邦裁判所よりも、はるかに多くの訴訟を審理する。この絵画は、タラハシーにあるフロリダ州最高裁判所の建物を描いたもの（協力：フロリダ州最高裁判所歴史協会、Tallahassee）



連合規約や1787年の合衆国憲法起草の以前にも、それぞれの植民地は、主権を持つ存在として、すでに成文憲法を持っていた。かくして、州裁判所制度の発展は、植民地時代から現在に至るまでたどることができる。

## 州裁判所の歴史的発展

**裁**判所の組織ということになると、全く同じ組織を持つ州は2つとない。各州は、自ら選んだ組織の作り方を採用し、望むだけの数の裁判所を設置し、好きなように名称をつけ、それぞれの州が適切と考える管轄権を設定することができる。従って、州裁判所の組織は、必ずしも、連邦レベルで見られるような明確な三重構造になっているわけではない。例えば、連邦制度では、事実審裁判所は地方裁判所と呼ばれ、上訴裁判所は巡回裁判所として知られている。しかし、巡回裁判所が事実審裁判所でもある州は、10以上に上っている。その他のいくつかの州は、自州の主要な事実審裁判所を呼ぶのに、上級裁判所という名称を使っている。恐らく、最も誤解されやすいのがニューヨーク州だ。同州では、主要な事実審裁判所を最高裁判所と呼んでいる。

州裁判所の組織は、じつに難解である。しかし、州裁判所の重要性については疑う余地はない。州の制定法が規定する範囲は、連邦レベルより広く、その対象は、最も基本的な

個人の間からの関係から、州の最も重要な政策に至るまで、あらゆるものを含んでいる。このため、州裁判所が扱う訴訟の範囲は多岐にわたっており、また、州裁判所で1年間に争われる訴訟件数は、連邦裁判所で判決が下る訴訟件数をはるかに凌いでいる。

## 植民地時代

植民地時代の政治権力は、英国国王に任命された総督に集中していた。総督が行政、司法、立法の機能をすべて握っていたので、複雑な裁判制度は必要なかった。

植民地時代の司法制度の最下位に位置づけられる機関は、治安判事と呼ばれる地方裁判官で構成され、植民地の総督によって任命されていた。制度上、その上の段階には、郡裁判所が設置され、植民地の一般的な事実審裁判所の機能を持っていた。これらすべての裁判所の判決に対する上訴は、最高レベル、すなわち総督とその参議会に持ち込まれた。この時代に大陪審と小陪審の制度も導入され、今日でも州司法制度の際だった特徴となっている。

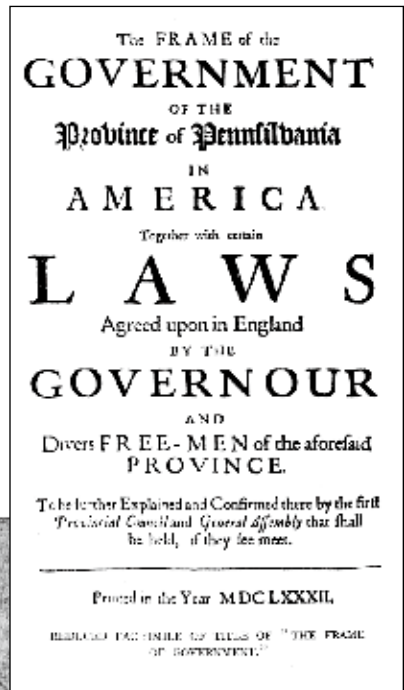
18世紀初頭までの間に、法曹界の仕事は変化し始めた。英国の法曹学院で訓練を受けた法律家の数が多くなり、その結果として、植民地の訴訟手続きは徐々に、より洗練された英国のコモンローに置き換えられていった。

## 初期の州裁判所

米国独立戦争(1775～83年)の後、政府権力は、立法機関の手に移っただけでなく、その権限も大幅に縮小された。植民地時代を経験していた人たちの多くは、法律家やコモンローに不信感を抱いていたため、司法組織を拡げ、独立性を与えることに消極的だった。州の立法機関は、裁判所の動きを注意深く監視し、場合によっては判決内容が不評であることを理由に、裁判官を解任したり、特定の裁判所を廃止したりすることもあった。

裁判所が立法府の決定に憲法違反の判断を下すようになると、司法への不信感はますます募っていった。立法府と裁判官たちの間では、しば

しば相反する利害に根ざす対立がいっそう顕著になった。立法府は、債務者に配慮する政策に傾きがちだった。これに対して裁判所が下す判断は、一般的に、債権者の考えを反映していた。この違いは大きな意味を持っていた。なぜなら、デービッド・W・ノイバウアーが著書『アメリカ



植民地時代は、重要な法原則を確立する一助となった。(左)1973年、著名な弁護士アンドリュウ・ハミルトンによる新聞発行人ジョン・ピーター・ゼンガーの弁護は、出版の自由を守るという道程において画期的な出来事となった。(上)「ペンシルベニア植民地の政府の枠組み」の1682年の木版画。この枠組みには、総督と「同植民地の自由人」が同意した法律を含んでいた

の裁判所と刑事裁判制度』(America's Courts and the Criminal Justice System)の中で述べているように、「立法権と司法権をめぐるこの対立から……裁判所は、徐々に独立した政治機関として台頭した」からである。

## 現代の州裁判所

南北戦争(1861～65年)から20世紀初頭にかけて、州裁判所は、ほかにも問題を抱えることになった。工業化の進展と都市部の急速な成長により、新しい種類の法律紛争が次々に発生するようになり、裁判はますます長期化し、複雑化した。州の裁判所制度は、当時の地方農村社会の紛争処理を主眼に作られていたため、対応に苦慮し、未審理の訴訟が山積するという危機に直面した。

1つの解決策は、増加する訴訟を処理するために、新しい裁判所を設置することだった。往々にして裁判所が重なり合った。特定の地理的区分を管轄する裁判権を持つ新たな裁判所を追加するという戦略もとられた。さらには、審理する事件を特定の種類の訴訟に限定した専門法廷も設置した。例えば、少額裁判所、少年裁判所、家庭裁判所などがますます目につくようになった。

個々の必要に対応して州裁判所や地方裁判所が拡大したが、大部分が無計画であったため、多くの人が指摘する司法制度の断片化が作り出された。しかし事実審裁判所の増殖は、断片化が生んだほんの一側面ではか

ない。多くの裁判所は限られた管轄権しか付与されなかった。それに加えて、さまざまな裁判所の管轄権は、しばしば互いに重複していた。

20世紀初頭、こうした州裁判所制度の断片化状態はいかにも拙い、と非難の声が出始めた。そうした背景の下で提唱された改革計画は、一般に、裁判所統一運動として知られている。裁判所の統一を支持して、真っ先に賛成の声をあげた著名な法学者は、ハーバード法科大学院院長のロスコー・パウンドである。パウンドらは、事実審裁判所を単一の裁判所グループに統合するか、ないしは、重要案件を審理するグループと、軽微な案件を審理するグループの2つに分けることを提唱した。

裁判所の統一には、反対の声が数多く上がった。多くの法廷弁護士は、毎日のように裁判所に通っていて、既存の法廷組織に慣れているため、変更には反対だった。裁判官やその他の裁判所関係者の中にも、改革に反対するものがいた。彼らの反対は、しばしば不安に根ざしたものだだった。別の裁判所への異動もあるだろう、新しい手続きをこれから覚えなくてはならない、専門外の事件を判断せざるを得なくなる——など、あれこれ心配したのである。こうしたことから、裁判所の統一運動は、多くの人々が期待したほど成果は上がらなかった。しかし、裁判所改革の提唱者たちは、いくつかの州では勝利を収めている。

## 州裁判所の組織

いくつかの州が統一裁判所制度の方向へ動き始めたが、その一方では、今でも、管轄権が重複し、わかりにくく複雑な裁判所を運営している州もある。州裁判所は大別して、4種類の一般的なカテゴリー、あるいはレベルに分類できよう。すなわち、限定的な管轄権を持つ事実審裁判所、全般的な管轄権を持つ事実審裁判所、中間控訴裁判所、そして最終審裁判所である。

### 限定的な管轄権を持つ 事実審裁判所

限定的な管轄権を持つ事実審裁判所は、毎年、米国内の膨大な数の訴訟を扱っており、全裁判所の90%を占める。名称はさまざまで、治安判事裁判所、都市裁判所、市裁判所、郡裁判所、少年裁判所、家庭裁判所、首都圏裁判所などが一般的なものである。

こうした裁判所が審理する訴訟は軽微な事件に限られる。例えば、刑事訴訟では、州裁判所は3つのレベルの違法行為、すなわち、違反行為（最も軽いもの）、軽罪（より重いもの）、重罪（最も重いもの）を審理する。限定的な管轄権を持つ事実審裁判所は、違反行為と軽罪を扱い、限られた額の罰金（通常1000ドル以下）や実刑判決（通常1年以下）を科すだけである。民事事件では、こうした裁判所の管轄は、例えば500ドルといった一定額未満の紛争審理に限られる。さらに、この種の裁判所の管轄は、しばしば特

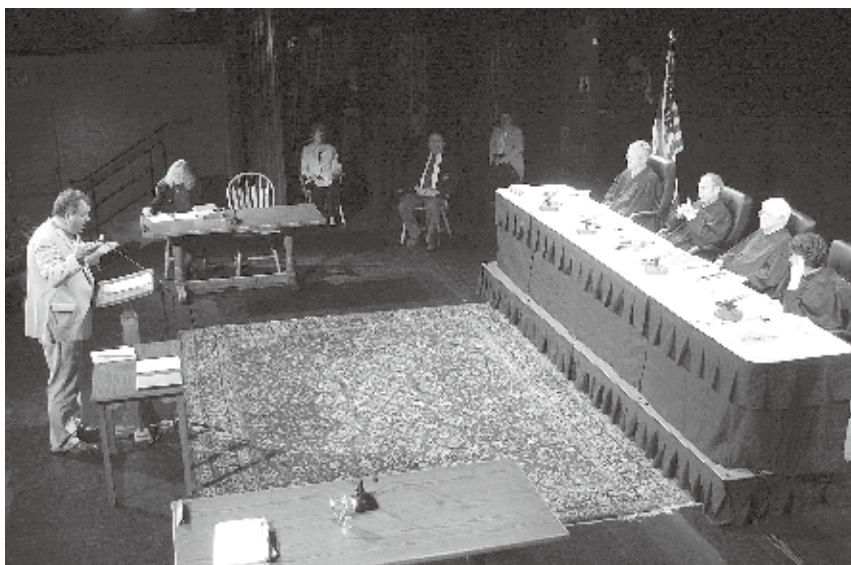
定の種類の事柄、例えば交通違反や家庭内の問題、少年少女に関する事件などに限定される。

限定的な管轄権を持つ裁判所は、多くの場合、全般的な管轄権を持つ事実審裁判所と異なり、正式記録を残さない。審理内容が記録されないことから、この種の裁判所が下す判決に対する上訴審理は通常、全般的な管轄権を持つ事実審裁判所が行い、再審（trial de novo、あらためて初めから行う法廷審理）と呼ばれる。さらに、限定的な管轄権を持つ事実審裁判所のもう1つの特徴は、多くの場合、担当判事に正式な法律の訓練が、一切要求されないことである。

この種の裁判所の多くは、人材や設備の不足に悩んでいる。常設の法廷として常時使える場所がなく、食料雑貨店や飲食店、あるいは個人の自宅に集まって行われることも少なくない。書記がいがないため、適切な記録を取れないことが頻繁にある。この結果、審理記録は非公式になり、いくつもの訴訟がまとめて処理される。本格的な審理はまれで、訴訟は手早く片付けられてしまう。

最後に、いくつかの州では、限定的な管轄権を持つ事実審裁判所が、重罪刑事事件の予備審問の場に使われている。これらの裁判所では、しばしば、罪状認否手続きや保釈金の設定、貧困な被告人のための弁護士の任命、そして予備審問を行っている。その後、事件は全般的な管轄権を持つ事実審裁判所に移送され、申し立てを聞いたり、





自州の「最終審裁判所」であるニューハンプシャー州最高裁判所で弁論を行う、エドワード・クランシー弁護士（左）（AP/WWP）



他の州の最終審裁判所と同じように、ワシントン州最高裁判所は合衆国最高裁判所の手続きと同様の手続きに従う。謀殺事件公判で、量刑審査の最終弁論を行う被告側弁護人のロジャー・ハンコ（AP/WWP）



公判、刑の言い渡しが行われたりする。

## 一般的な管轄権を持つ 事実審裁判所

たいていの州は、重罪刑事事件と民事事件を審理する主要な事実審裁判所を複数設置している。さらに、多くの州では、少年刑事犯罪、家庭内の問題、そして遺言の検認など特定分野の審理は、一般的な管轄権を持つ事実審裁判所が担当している。

こうした裁判所は、ほとんどの州で、控訴裁判所としての機能を持つ。そして、限定的な管轄権を持つ事実審裁判所の特定の種類の訴訟について、控訴を審理する。こうした控訴は、しばしば覆審として、すなわち、一般的な管轄権を持つ事実審裁判所で、再度始めから審理し直される。

全般事実審裁判所は、通常、管轄地区型と巡回型の2つに分類される。実際は州により異なるが、地区や巡回範囲を決める際には、郡ごとか、あるいはいくつかの郡単位というように、既存の行政上の境界を利用することが一般的である。農村部では、裁判官は巡回裁判を開き、定められたスケジュールに従って担当地域内のさまざまな場所で開廷する。しかし都市部では、裁判官は年間を通して決められた場所で開廷する。大きな郡では、裁判官たちが専門分野ごとに分かれて担当しているところもある。民事事件のみを審理する裁判官もいれば、刑事訴訟を専門に担当する者もいる。

このレベルの裁判所の名称はさまざまである。最も一般的なのは、地区、巡回、そして高等という呼び名がついている。すべての州で、このレベルの裁判官には、法律の学位取得義務が法令で定められている。また、これらの裁判所は正式記録裁判所なので、いつも書記の助けを得ている。

## 中間控訴裁判所

中間控訴裁判所は、州裁判所の中では、比較的新しい顔である。1911年の時点では、こうした裁判所はわずか13カ所しかなかったが、1995年までに、中間控訴裁判所を創設した州は39に上った。中間控訴裁判所の基本的な目的は、州の最高裁判所の負担を軽減することである。

こうした裁判所は、別のいくつかの名称で呼ばれることもあるが、たいていは、控訴裁判所と呼ばれている。大半の州には、州全体を管轄する控訴裁判所が1つある。中間裁判所の規模は州によって異なる。例えば、アラスカ州の控訴裁判所には裁判官が3人しかいない。その逆の極端な例がテキサス州で、控訴裁判所の裁判官は80人に上る。州によっては、中間控訴裁判所の裁判官が全員出席して裁判するところもあるし、別の州では、担当裁判官は固定しているところもあるし、輪番で行うところもある。

## 最終審裁判所

最終審裁判所は各州にある。オクラホマ州とテキサス州には最高裁判所が



ニューヨーク州とメリーランド州では、州最高裁判所を「控訴裁判所」と呼ぶ。死刑判決の上訴裁判で、弁論に耳を傾ける（左から右へ）ニューヨーク州控訴裁判所のジョージ・バンディ・スミス裁判官、ジュディス・S・ケイ首席裁判官、ハワード・A・レバイン裁判官（AP/WWP）

2つある。両州とも、民事事件の上訴に限定された裁判権のみを持つ最高裁と、刑事事件に限り上訴可能な刑事上訴裁判所がある。たいていの州は、自州の最上位裁判所を最高裁判所と呼んでいる。他の名称の例をいくつか挙げると、メリーランド州とニューヨーク州では控訴裁判所、メイン州とマサチューセッツ州では最高司法裁判所、ウェストバージニア州では最高控訴裁判所と呼んでいる。最終審裁判所の構成は、裁判官の数が3人から9人とさまざまである。通常、裁判官全員の出席による「大法廷」で、通常は州都で開廷するが、必ずしも州都で開くとは限らない。

最上位の裁判所は、州法に関する事件について裁判権を持ち、当然こうした問題に関する最終的な仲裁人である。中間控訴裁判所を持つ州では、最高裁判所で行われる訴訟は、主としてこうした中間レベルの裁判所が出した判断をめぐるものである。この場合、州の最高裁は、通常、どの控訴事件を審理するかを決める裁量権が認められている。かくして、州最高裁は、当該州の重要な政策問題を扱う訴訟事件により多くの時間を割く可能性が高い。中間控訴裁判所が設置されていない州では、一般的に控訴事件は州の最上位裁判所が受理し、義務として審査することになる。

州の最終審裁判所は、多くの場合、どの上訴案件を審理するかの決定で、十分な裁量権を持つという点で連邦最高裁と類似している。たいていの州最高裁は、連邦最高裁の訴訟手続きに従って審理している。すなわち、ある事件の審理が認められると、対立する当事者達は準備書面を提出し、後日、口頭弁論を行う。判決に至ると、裁判官はその決定理由を述べた意見書を交付する。

## 少年裁判所

米国民の間では、少年事件の裁判手続きへの関心が高まっており、各州はこの問題にさまざまな形で対応している。少年事件を専門に審理する全州規模の裁判所網を作った州もある。ロードアイランド州とサウスカロライナ州の2州には家庭裁判所があり、少年事件と同時に、家庭内の係争事件も扱っている。

最も一般的な対応は、州内の限定的ないしは全般的管轄権を持つ事実審裁判所の中から、1カ所以上の裁判所を選んで、少年事件を審理する管轄権を与えることである。例えば、アラバマ州では、巡回裁判所（全般的管轄権を持つ事実審裁判所）が少年事件の裁判権を持つ。しかしケンタッキー州では、少年事件専門の管轄権は、限定的管轄権を持つ事実審裁判所、すなわち地裁に付与されている。

最後に、少年事件の裁判権を複数の種類の裁判所に割り当てている州がいくつかある。コロラド州には、デンバ

ー市少年裁判所があるが、州内の他の地域の地方裁判所（全般的管轄権を持つ事実審裁判所）にも少年事件の裁判権が与えられている。

また、裁判権がいつ成人法廷に属するか、つまり被告が何歳になったときに、成人として裁判にかけられるかについても、州によっていくらかの幅がある。各州は、被告が成人法廷で裁判を受ける標準年齢をそれぞれ定めている。加えて、特別な状況があった場合には、成人法廷が審理する少年犯罪の件数を増やす必要があると多くの州が考えている。たとえば、イリノイ州では、成人法廷に少年裁判権が移される標準年齢は17歳である。しかし、この年齢制限は、第1級謀殺、加重性的暴行、持凶器強盗、銃器類を所持した強盗、学校構内での武器の不法使用などの場合は、15歳まで引き下げられる。

## 州司法組織における事務的および人的支援

**連**邦裁判所の日常業務では、多くの個人や組織の労力を必要とする。これは、州の裁判所制度でも同じである。

## 治安判事

州の治安判事（magistrate、下位裁判所裁判官）は、州によっては補助裁判官（commissioner）とか審理人（referee）と呼ばれ、民事および刑事事件で初期段階の訴訟手続きを担当する。従って彼らの役割は合衆国治



州裁判所は、年間、数百万件もの訴訟を審理している。その中には、ウェストバージニア州マーティンズバーグにあるパークリー郡裁判所のような施設もある。評価は、「歴史がある」「魅力がある」「不適切」などとさまざまだ (AP/WWP)

安判事 (U.S. magistrate judge) と同様である。管轄区によっては、刑事事件で保釈審問を行い、予備捜査を行う場合もある。また、いくつかの州では、軽微事件の判決を下す権限を与えられている。

## 法務事務官

州裁判所に法務事務官がいるとすれば、それはたいてい中間控訴裁判所や最終審裁判所である。ほとんどの事実審裁判所は、こうした法務事務官は使わず、限定的な管轄権を持つ地方事実審裁判所にいるなどということは事実上、聞いたことがない。連邦裁判所の場合と同じように、法

務事務官は個々の裁判官を補佐することもあるし、職員弁護士として裁判所全体の補助をすることもある。

## 裁判所事務局

今では各州とも、州裁判所制度に関する各種の事務を行う裁判所事務局、または同じような名前のついた機関を持っている。事務局が通常担当する仕事には、予算編成、情報処理、施設管理、司法教育、広報、調査研究、そして人事管理がある。いくつかの州では、少年事件や成人に対する保護観察も事務局の仕事である。同様に裁判外紛争処理も、事務局が担当する。

## 裁判所書記官および裁判所事務官

裁判所書記官は、伝統的に法廷の日常業務を行ってきた。彼らの仕事の内容は、法廷内の整理、訴訟手続きの記録保存、法廷の決定に基づく命令書や判決文の準備、罰金や法廷手数料の徴収、そして司法関係諸経費の支払いである。大半の州では、こうした役職者は選挙で選ばれ、ほかの肩書で呼ばれることもある。

伝統的な裁判所書記官の仕事は、多くの地域で、裁判所事務官が代わりに行うようになった。裁判所書記官が、伝統的に特定の法廷の運営を引き受けていたのに対し、現代の裁判所事務官は、裁判所全体の運営に関して裁判長を補佐する場合もある。

## 州裁判所の仕事量


**国**の司法業務の大部分は、連邦レベルではなく、州レベルに存在する。連邦裁判所の裁判官が、年間数十万件の判決を下しているという事実は印象的である。しかし

ながら、連邦レベルで最重要事件が処理されていることを差し引いても、州裁判所が、年間に扱う事件が数百万件にも及ぶということは圧倒的である。州レベルの治安判事裁判所は、比較的軽微な事件を審理するが、最も重要な民事の案件が、州の通常的事実審裁判所の陪審員団によって下されることがある。

全米州裁判所センター (The National Center for State Courts) は、州の最終審裁判所と中間控訴裁判所の1988年の訴訟件数をまとめた。州控訴裁判所に申し立てられた義務的受理訴訟や裁量上訴は、合計26万1,159件に上った。州事実審裁判所に申し立てられた訴訟件数について信頼できるデータを入手するのはもっと難しいが、全米州裁判所センターは、州の事実審裁判所に関する数字の追跡に、成果を上げている。1998年、全般的管轄権を持つ裁判所と限定的管轄権だけを持つ裁判所に申し立てがあった訴訟件数は、1725万2940件だった。連邦裁判所と同様に、その大多数は民事事件だが、一般に注目されることが多いのは刑事事件である。







## 第 3 章

# 3

## 裁判所の管轄権と 政策決定の境界線

「ベーカー対カー」事件における最高裁の判決（1962年）以降、最高裁は議員選挙区の人口は等しくあるべきで、各裁判所はこの命令の実行を見届けるべきとの意見をいくつかの訴訟事件で支持してきた。写真は、議員選挙区の再編に関する審理の際に地図を眺めるノースカロライナ州最高裁判所のサラ・パーカー陪席判事（AP/WWP）

裁判所の管轄権を定めるにあたり、連邦議会と合衆国憲法ならびに各州の議会と憲法は、各裁判所が審理する訴訟の種類を規定している。本章では、とりわけ連邦議会が、裁判官の審理する訴訟の種類を変更することにより、裁判所の活動にどのような影響を及ぼすかについて検討する。さらに、以下に述べる 10 原則を検証しながら、司法府の自己抑制についても議論する。これらの原則は、法制度の伝統と憲法・制定法を教訓として得たもので、裁判官が事件を審理するかどうかを左右する判断基準となっている。

## 連邦裁判所

**連**邦裁判所制度は、事実審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所という 3 段階に分かれている。

## 連邦地方裁判所

連邦議会は、連邦地方裁判所の管轄権を定めている。これらの地方裁判所は、連邦法にかかわる民事・刑事事件について第 1 審管轄権を持っている。つまり、当事者が誰であろうと、問題の重要度がどうであろうと、これらの訴訟は、まず連邦地方裁判所で審理しなければならないことが法で定められている。

**刑事訴訟** 連邦地方検事が、合衆国刑法典に違反した事件が発生したと信じるに足る根拠を持つとき、刑事訴訟は開始される。連邦大陪審から起訴状

を受け取った連邦地方検事は、自分が属する管轄区の地方裁判所で、被疑者に対する起訴手続きを行う。連邦議会が規定する犯罪行為の範囲は広い。その中には州境を越えた自動車の窃盗や麻薬の不法輸入、大統領の暗殺、市民的権利を奪う陰謀、さらには禁獄期間中の渡り鳥を殺す行為などが含まれる。

被疑者が起訴されたあと、もし司法取引が行われなければ、連邦地方裁判所の裁判官が事実審理を行う。法廷で被告人は、「権利章典」で保障された権利（迅速な公開裁判を受ける権利など）や、連邦議会が制定した法律、または最高裁判所の判決で認められた権利（例えば、12 人の陪審員による全員一致の評決が必要）など、すべての権利や免責特権を受けることができる。被告人は、自分と同等の身分や地位にある陪審員による審理を受ける権利を放棄できる。告発された犯罪について無罪とされた被告人は釈放され、同じ罪で再び裁判にかけられることはない（憲法修正第 5 条による二重の危険からの保護）。被告人が有罪になると、地方裁判所裁判官は連邦議会が規定した範囲内でしかるべき量刑を決定する。刑期については、それが規定範囲内であれば、控訴することはできない。無罪評決の場合、検察側は控訴できない。しかし、有罪評決を受けた被告人は、裁判官、または陪審員団が法的に不適切な決定をしたと考える場合、控訴できる。

**民事訴訟** 地方裁判所が扱う訴訟の大多数は民事事件である。つまり、私人

と私人の間、あるいは、検察以外の立場で行動している連邦政府と私人との間の訴訟である。連邦地裁が第1審の審理を行う民事事件は、いくつかに分類することができる。その第1は、合衆国憲法の解釈ないし適用、連邦議会が制定した法律、他国との条約をめぐる訴訟である。この区分の例としては、連邦政府により保護されている市民的権利が侵害されたとの主張、議会が制定した憲法違反の法律によって損害を受けているとの主張、自分に不当な影響を及ぼす条約によって被害を蒙っているとの主張——などがある。ここで重要なポイントは、合衆国事実審裁判所が管轄権を持つためには、連邦問題が提起される必要があるという点である。

従来から、ある種の訴訟では、いくら少額でも金銭が紛争の対象にならないと、連邦地裁は審理を開始できなかった。しかし、訴訟がいくつかの一般的区分の1つに含まれる場合、この金額要件は適用されない。例えば、「1965年投票権法」のような市民的権利に関する法律の違反についての申し立ては、州裁判所ではなく、連邦裁判所で審理しなければならない。このほか、この区分に含まれる種類の案件としては、特許や著作権に関する訴訟、旅券や帰化に関する手続き、海事法や海事事件に関する紛争、米国郵便法の違反事件などがある。

連邦地方裁判所が一般的な第1審管轄権を行使するもう1つの幅広い訴訟区分としては、州籍相違の紛争がある。これは、異なる州の住民の間の紛争、

あるいは米国市民と、外国政府もしくは外国市民の間の紛争である。

ある服役囚が、自分が収監されたこと（あるいは、もしかしたら仮釈放を拒否されたこと）は、連邦法で保護された権利の侵害に当たる、と申し立てた場合なども、連邦地裁が管轄権を持っている。このような申し立てで圧倒的に多いケースは、服役囚が裁判所に対して、「人身保護令状」(habeas corpus = 「身柄の保持」を意味するラテン語)の交付を求めるものである。これは、ある人物の収監ないし拘留が合法だったかどうかを決定するために、裁判官が出す命令である。この場合、裁判官は刑務所当局に対して、拘留が正当である理由を示すか、あるいは申し立て人を釈放するかのどちらかの措置を取るよう求める。州裁判所で有罪判決を受けた囚人は、連邦法で保護された権利——例えば、裁判で代理人をたてる権利——が侵害されたと主張しなければならない。そうでないときは、連邦裁判所は裁判権を持つことはない。連邦裁判所で、有罪判決を受けた囚人は、その権利や選択肢がすべて合衆国憲法で保障されているため、上訴できる条件もやや広がっている。

最後に、連邦地方裁判所は、連邦議会が法令により定めるその他の訴訟を審理する権限を持っている。

### 連邦控訴裁判所

連邦控訴裁判所は、第1審管轄権を一切持たない。中間レベルにあるこれら控訴裁判所に提訴される事件や紛争





ニューヨーク州最高裁判所（ニューヨーク州ロチェスター）で申し立てを審理する控訴部の判事たち。裁判所が紛争について判決を下すことに同意するには、紛争は現実のもので現在存在するものでなければならない（© Syracuse Newspaper/Carl J. Single/The Image Works）

はすべて、どこかほかの司法の場で審理されたものである。地方裁判所と同様、控訴裁判所も連邦議会によって設置されたもので、その構成と機能は、長い間に大きく変化してきた。

基本的に、連邦議会が巡回裁判所に控訴管轄権を付与している訴訟は、大きく2つに分類される。第1の分類は、連邦事実審裁判所から送致されてくる、通常の民事および刑事の控訴である。刑事事件の場合、検察側は無罪の評決に対して控訴することができないので、控訴するのは被告人側である。民事事件では、通常、第1審で敗訴した当事者が控訴するが、勝訴した側も下位裁判所の判決に不服の場合は控訴できる。控訴管

轄権の第2の大きな分類には、特定の連邦行政機関・省庁のほか、証券取引委員会、全米労働関係委員会などの独立規制委員会による控訴も含まれている。

## 連邦最高裁判所

連邦最高裁判所は、合衆国憲法の中で名前を出して言及されている唯一の連邦裁判所であり、憲法は最高裁の管轄権について、その概要を記述している。最高裁は、通常、控訴裁判所であると考えられているが、一般的な第1審管轄権もいくらか持っている。最高裁が第1審管轄権を持つ裁判所の中で、恐らく最も重要なものは、2つ以上の州の間で争われ



る訴訟である。

最高裁は、ある分野で、連邦地裁と第1審管轄権を共有している。それは外国の大使や領事が訴訟の原告や被告になる特定の訴訟事件、合衆国と州が訴訟当事者となる場合、および、ある州が別の州の居住者あるいは他国の国民に対して起こす訴訟、である。このように裁判権を共有している状況を、裁判所が「競合管轄権」(concurrent jurisdiction)を持つと言う。最高裁が第1審管轄権を持つ裁判は、重要な訴訟であることが多いが、審理案件は全体から見ると、件数はそれほど多くない。近年、最高裁が第1審管轄権で審理する訴訟は、最高裁が扱う訴訟全体の1%未満にすぎない。

合衆国憲法は、最高裁が「連邦議会の定める規定に従い、……控訴管轄権を持つ」ことを明言している。長年にわたり連邦議会は、米国で最高位にあるこの司法機関が審理できる案件を特定する「規定」を盛り込んだ法律を、多数定めてきた。控訴案件が最高裁まで到達するルートは、主に2つある。1つは、すべての下位の連邦裁判所である憲法上の裁判所と準州裁判所、それに、例外はあるものの、ほとんどすべての立法上の裁判所が下した判決に対する控訴案件。2つ目は、州の最高裁からの控訴案件である。後者の場合は、重大な連邦問題が含まれているという条件がある。

最高裁が審理する訴訟のほとんどは、同裁判所が裁量上訴を受理し、移送命令書を交付した案件である。

移送命令書(4人以上の判事の賛成を必要とする)は、最高裁が再審理をするために、下位裁判所に対して、特定事件の記録一式を送付するよう要求する命令書である。最高裁が移送命令書の交付を求める申し立てを認めた事件の割合は、歴史的に見てもごくわずかである。通常、その比率は10%未満で、近年は1%に近い。

最高裁が控訴管轄権を行使するもう1つの方法は、「意見確認」(certification)という手続きである。これは、控訴裁判所が係争案件に関する法律上の問題について、最高裁の指示を求める場合に取られる手続きである。最高裁判事は、控訴裁判所裁判官に対して拘束力のある指示を与える場合もあるし、最高裁が審理して、最終的判断を下すために、記録のすべてを移送するよう求めることもある。

## 州裁判所の管轄権と政策決定機能

**全**米50州のそれぞれの裁判所制度の管轄権は、事実上、連邦裁判所制度と同じような仕組みで確立している。各州は、第1審および控訴審裁判官の権威や意思決定権限を定めた州の憲法を持っている。同様に、各州の立法府は、裁判官の具体的な権限や特権、ならびに州裁判所に提訴する訴訟当事者の権利と義務を、さらに詳しく定めた法律を成立させている。どの州の憲法も立法府も、

1つとして同じものはないため、個々の州裁判所の管轄権は、州によってすべて異なっている。

州裁判所は合衆国の政策決定の見地から見て、極めて重要である。合衆国における訴訟の99%以上は、連邦ではなく州の訴訟であり、国内の全裁判官のうち95%は州のレベルで仕事をしているのである。さらに、州裁判所裁判官が下す判決は、国の政策にたびたび大きな影響を及ぼしている。例えば、1970年代、州政府が学童の教育に非常に不公平な額を支出していることは憲法違反だ、と主張する多くの訴訟が連邦裁判所に持ち込まれた。(この問題は、貧しい学区が豊かな学区と同じ水準の資金を調達できなかったことから発生したものだった。)原告側の主張は、貧しい学区の児童は、違法な差別の犠牲者で、合衆国憲法が保障する平等な保護を受ける権利が否定されている、というものだった。しかし最高裁は、「サンアントニオ独立学区対ロドリゲス事件」(San Antonio Independent School District v. Rodriguez) (1973年)で、5対4で、「差別の犠牲者ではない」として、この主張を退ける決定を下した。しかし、この事件はそこでは終わらなかった。これに関連する訴訟が多く、この州で提起され、教育機会の不平等は州憲法のさまざまな条項に違反する、と主張した。ロドリゲス事件以降、同じような訴訟が24の州で28件も提起された。これらの訴訟のうち14件で、州最高裁は州の教育費支出方法を無効とする判決を下した。かくして数

十億ドルもの再配分が必要になった。

## 管轄権と立法府の政策

**裁**判官や司法学者の中には、合衆国憲法と各州の憲法が、重要な分野において立法府の意向とは別に、固有の管轄権を司法府に与えていると主張するものがある。しかし、米国の裁判所が持つ管轄権の境界線もまた、立法府の判断の産物であり、その決定はしばしば政治の影響を受けたものである。

連邦議会は、それまで司法の介入が禁じられていた国の政策の分野に関して、裁判所に訴訟を審理する権限を与えることにより、特定の目的を促進することができる。例えば、連邦議会は1968年公民権法を成立させた。このとき連邦議会が裁判官に付与したのは「人種、皮膚の色、宗教、あるいは出身国を理由に、また州際通商…で移動中であったことを理由に」、その人物の行動を妨げる個人を処罰する権限だった。1968年以前、裁判所は、個人が移動・旅行する権利を第3者が妨げたために発生した事件について管轄権を持っていなかった。同様に、議会は、特定の社会運動の唱道者が裁判で勝訴することを、事実上不可能にするような法律を成立させて、その運動をくじくこともできる。

州裁判所の管轄権は、連邦裁判所と同様に、州議会の意思によって強く支配されており、そこから生まれ

た政治的産物でもある。

## 司法の自己抑制

**裁**判官が関与を禁止されていること、あるいは少なくとも関与しない方がいいとされていることは、管轄権よりむしろ争訟性(事件が司法判断に適合したものであること)に関する事柄である。これは、司法組織の中で、裁判官が特定の事件を審理すべきか、あるいは審理を差し控えるべきか、という問題である。以下に示す司法の自制の10原則は、米国の裁判官の権限を点検し、抑制することに貢献している。これらの原則は、合衆国憲法および州憲法、連邦議会および州議会が制定した法律、コモンローなど、さまざまな出典から生まれたものである。これらの中には、事実審裁判所より、むしろ控訴裁判所に適用されるものが一部あるが、そのほとんどは連邦および州の双方の司法制度に適用される。

### 明確な争訟性の存在

合衆国憲法は「司法権は、本憲法のもと、あるいは、合衆国の諸法律のもとで、また合衆国の権限に基づいて…締結された条約の下で発生するコモンローおよび衡平法にかかわるすべての事件に及ぶ」(第3条第2節)と規定している。ここでのキーワードは「事件」である。1789年以来、連邦裁判所はこの言葉をまさに文字どおりに解釈するようになっていく。つまり、提訴するための厳密な法的資格をすべて

満たしている正当な訴訟当事者の間で、実際に紛争が起きていなければならない、ということである。しかもその紛争は、重要かつ重大な権利の保護、あるいは訴訟当事者に直接影響を及ぼす不正行為の防止ないしはその救済に関するものでなければならない。この一般原則には、以下の3つの付則がある。

第1に、連邦裁判所は仮定の状況、ないし当事者間に実際に紛争が生じていない状況について、助言的意見や決定を与えることはしない。裁判所が司法的判断のため、申し立ての受理に同意する前に、紛争が実際に発生し、進行していなければならないのである。

第2に、訴訟当事者は、訴訟に加わる適切な資格を備えていなければならない。これは、誰が裁判を起こせるのか、という問題である。訴訟を起こす側は、すでに直接的で重大な損害を負っているか、あるいはすぐにでも損害を被る状況になければならない。一般的な原則として訴訟当事者は、(未成年者の親や、集団訴訟と呼ばれる特殊な訴訟を除き)他人の代わりに訴訟を起こすことができない。さらに、申し立ての対象である損害は、漠然とした苦情ではなく、特定の個人への直接的なものでなければならない。

第3の付則は、裁判所は通常、争訟性を失って意義がなくなった事件の審理はしない、ということである。つまり訴訟提起の時点から審理開始までの間に、基本的事実、あるいは当事者の立場が著しく変わってしまったときに

それに該当する。訴訟当事者が死亡した場合や、当事者が対立を解消した場合、たいていの裁判所は、その訴訟の「争訟性が失われた」(moot)と見なす。しかし、事実関係や当事者の状況が著しく変わったと思われる場合でも、裁判官がその事件を審理する必要があると判断することがある。この事例として、中絶を認めないとか、末期患者の生命維持装置のスイッチを切ることを認めない州を相手に異議を申し立てる訴訟がある。(このような場合、訴訟が控訴裁判所に持ち込まれるまでに、当該の女性がすでに子どもを生んでしまったり、あるいは瀕死の患者が死亡したりすることもある)。このような訴訟の争点は非常に重要なので、裁判所が審理すべきだと裁判官たちは考えてきた。実際のところ、このような案件を争訟性がないと片づけていたら、控訴裁判所がこの種の訴えを時宜を得て審理する機会は永久に来ないだろう。

連邦裁判所の裁判官が抽象的、仮定の問題で裁定することはないが、多くの州裁判所は何らかの形でこのような裁定を行うことが認められている。立法上の連邦裁判所もまた、助言的意見を述べることができる。また、米国の裁判官には、制定法、遺言書、または契約のもとで、さまざまな当事者の権利を確認する「宣言的判決」(declaratory judgment)を下す権限が与えられている。このような判決はいかなる強制的救済措置も伴わない。1934年「連邦宣言的判決法」により、連邦裁判所には宣言的判決を下す権限が与えられている。また全米の4分の3ほどの州

が、州裁判所にこの権限を与えている。連邦裁判所が避けなければならない抽象的紛争と、宣言的判決を下すにふさわしい状況との間には違いが存在するが、現実には裁判官がこの2つの間に線を引きするのは難しいことが多い。

## 申し立ての具体性

連邦裁判所の2番目の制約は、原告が申し立ての根拠として、まず合衆国憲法の具体的部分を指摘できない限り、裁判官は訴えの理非を審理しないということである。例えば、憲法修正第1条は政府に対し、「国教を樹立する」法律を制定することを禁じている。1989年、ニューヨーク州は、「サトマール・ハシッド」と呼ばれる、東欧を起源とするハシッド派ユダヤ人グループだけのために、特別学区を設けた。同派は現代社会への同化に強く抵抗しており、そのほとんどは同派の人々が住むキリアス・ジョエル村の教区学校に通っていた。だが、これらの私立学校では、学習が遅れた児童や障害児を受け入れる余裕がなかった。サトマールの人々は、地域の障害児が公立学校への入学を強制されれば、心的外傷(トラウマ)を受けることになると主張した。こうした状況に対応して州議会は、特別学区を設置して、その学区内にある単一の学校が、ハシッド派ユダヤ人地域の障害児だけを受け入れることにした。この措置に対して、ニューヨーク州の各教育委員会を代表する協議会が異議を申し立てた。1994年6月、連邦最高裁は、この問題に判断を示し、単一学校の学区を設けることは事実上、政治的権限をこ





巡回裁判所には、連邦事実審裁判所の民事訴訟に関する控訴管轄権がある。例えば、2000年、連邦第4巡回区控訴裁判所に提起された控訴裁判は、連邦地方裁判所が行った決定はアパラチア山脈での採鉱を禁止するものとして、鉱山産業が取り消しを申し立てたものだった (AP/MWP)

巡回控訴裁判所はまた、特定の連邦行政機関からの控訴案件を審理することもできる。しかし、2羽のニシアメリカフクロウのヒナは、環境団体のオーデュボン協会が提訴した訴訟に自分たちの種の生息地が関係していることなど、知るよしもない (AP/MWP)





連邦議会によると、連邦地方裁判所には連邦民事・刑事事件の裁判権がある。写真は、マイクロソフト・ウィンドウズ 98 の訴訟について報道関係者に話をする司法省首席弁護士デービッド・ボイズ (左) とコネチカット州司法長官リチャード・ブルーメンソール (右) (AP/WWP)

の正統派ユダヤ教徒のグループに委譲することになり、従って政府による「国教の樹立」を禁じた憲法修正第1条に違反すると裁定した。このニューヨーク州法が合憲かどうかについての賛否は別として、教育委員会協議会が、違憲審査の申し立てを受理されるに足る資格を満たしていたことを、疑問視するむきはほとんどないだろう。憲法は、政府が特定の宗教団体に政治的権限を委譲することを明確に禁じている。ニューヨーク州政府は、単一の宗教共同体に特別の恩恵を与える法律を成立させてしまったことを、速やかに認めたのである。

しかし、もし仮に、誰かが裁判所に outward、特定の法律ないしは政府の行動が、「権利の章典の精神に反している」とか、「建国の父の価値を傷つけている」などと訴えたとしても、裁判官は間違いなく訴えを却下するだろう。なぜなら、もし裁判官がこの種のあいまいな一般論に、具体的で実体的な意味を勝手につけることができるとしたら、裁判官のできることをほぼ抑えられなくなってしまうからである。この原則は、現実の世の中では、見かけほど単純でも明快でもない。なぜなら、合衆国憲法にはさまざまな解釈を可能にする条項が数多く含まれているため、連邦裁判所の裁判官にとって、政策決定に手を出す余地が十分に存在するからである。

### 受益者は訴訟を起こせない

司法側の自己抑制の第3の原則は、ある法律ないしは公的措置の受益者

だった者が、後になって、その法律などに異議を申し立てることはできないということである。例えば、ある農場主が、農地の一部を休耕する代わりに、定期的に連邦政府から補助金を受けるという事業に賛成し、加わっていたとしよう。何年も経過したあと、この農場主は、隣人が農地を全面的に休耕させて、定期的な補助金を受け取っていることを知る。隣人が何もせずに利益を得ていることに腹を立てた農場主は、この事業の合憲性に疑問を持ち、地元の連邦地方裁判所に対し、事業の合法性について異議を申し立てる。だが、この農場主自身がその事業に参加して、金銭的な利益を得ていることに裁判官が着目した時点で、たちまちこの訴えは棄却されてしまう。政府による特定の活動や公的措置から利益を得ながら、後日、その活動や措置を法廷で非難することはできないのである。

### 控訴裁判所は事実関係ではなく、法的問題について裁定を下す

州と連邦の控訴裁判所には、実務的な慣行がある。それは事実審の裁判官ないしは陪審員団が、事件の基本的事実の情報収集と認定を誤ったことが控訴の法的根拠だった場合、控訴裁判所は、その事件を審理しない、という慣行である。事実審の裁判官や陪審員団が、事実認定に関して、常に完璧に仕事をこなすとか、そういうことではない。要するに、彼らの方が事件の当事者や物的証拠に近くにいるのだから、第1審から何カ

月、あるいは何年間もたってから事件の記録を読むだけの控訴裁判所よりも、事実関係の評価では、はるかにいい仕事をするという考えがあるからである。しかしながら、事件の事実関係にどの法律を適用すべきか、あるいは現行法に照らして、事実関係をどう評価すべきか、という法律問題になると、やはり控訴審の出番になる。

### 最高裁判所は（厳密に言えば）判例に縛られない

最高裁が判決を下すにあたり、拘束力を持つと思われる過去の判例を、勝手気ままに覆したり、回避したりできたら、司法の自己抑制どころではなく、積極主義を支持する主張のように見えてしまうだろう。しかし、これも自制的原則の1つなのである。最高裁が、過去に行った決定に縛られ、逃れられないとなると、最高裁には柔軟性がほとんどなくなってしまふ。最高裁は、時には、過去の決定を覆したり、拘束力があると思われる判例を無視したりする裁量を自らに許すことにより、必要に応じて退避できる安全地帯を設けている。最高裁が、方向を変えてみようとか、少なくとも弾力的な姿勢をとってみよう、などと、そんな智恵が浮かんだときには、この自己抑制の原則が用いられる。

### 他の救済方法を試み尽くす

次の自己抑制原則は、気がもめる訴訟当事者をいらつかせることが多い

が、秩序ある裁判執行のためには不可欠である。それは、法律上および行政上のほかの救済措置をすべて試み尽くした後でなければ、米国の裁判所は訴訟を受理しないという原則である。最も分かりやすく言うと、申し立て人は訴状を携えて、階段を一步一步昇って行く必要があるという意味である。連邦裁判所に管轄権がある事案は、まず連邦地裁が審理し、次に控訴裁判所が審理し、最後に最高裁が審理する。事件がどれだけ重要だろうと、申し立て人がどれだけ重要な人物だろうと、こうした順序正しい手続きを経なければならぬ。しかし、場合によっては上訴手続きが短縮されることもある。

救済手段をすべて試み尽くすということは、司法の三重構造の原則を厳守することだけでなく、行政機関による救済の可能性も関係する。こうした救済は、行政職員への訴え、委員会での公聴会、あるいは立法機関による事案の正式審議などの形を取るようになるかもしれない。

### 裁判所は「政治的な問題」に判断を下さない

行政府と立法府は、国の政策を決定するために国民によって選出された人々であり、その意味でこの2部門は、米国の裁判官にとって政治的な存在である。司法府は、これとは対照的に、建国の父たちが人民の意思を表明する手段として制定したものではないので、政治的な存在ではない。従って、この論法に従えば、

政治的問題は司法府以外の2つの政府部門の1つが適切に解決すべきものである。

例えば、1900年ごろ、オレゴン州は州民に住民投票や住民発議の提案で投票する権利を付与したが、そのとき、パシフィック・ステーツ・テレフォン・アンド・テレグラフ社が異議を申し立てた。同社は、有権者が企業寄りの議会を迂回して、直接同社の料金や利益を規制する法律を成立させることを恐れたのである。同社は、合衆国憲法第4条第4節により、各州には憲法でいう「共和政体」が保障されていると主張した。共和政体という言葉は、直接人民によってではなく、選挙された人民代表によってのみ法律が制定できることを意味するとされている。最高裁は、訴えの内容について裁定を下すことを拒否し、これは政治的問題であると断じた。憲法第4条が主として、連邦議会の義務を規定しており、このことからすると、建国の父たちの意思は、州の政体の監督を、裁判所ではなく、連邦議会に委ねることだったというのが、最高裁の判断理由だった。

この数十年、政治的な問題か否かをめぐって論争が続いている重要な案件は、選挙区再編・選挙区の議員定数は正に関するものである。1962年以前、最高裁判所の大多数の判事は、不均衡な人口を持つ選挙区の合憲性について、裁定することを拒否していた。その理由は、このような問題に「争訟性がない」だったり、

フェリックス・フランクファーター判事の言葉を借りれば「政治的な藪」には、敢えて足を踏みこまない、というものだった。最高裁の伝統的な考え方によれば、建国の父たちは、恐らくは有権者の意見を汲んで、立法府自らが選挙区の再編を行うことを望んでいた。しかし、「ベーカー対カー事件」（1962年）での最高裁判決をきっかけに、大多数の裁判官はこの考え方を改めた。それ以降、最高裁は多くの訴訟で、憲法修正第14条が明記する法の下での平等保護条項により、選挙区の人口規模は均等でなければならないとの判断に加え、さらにこの命令が履行されているかどうか、裁判所が監督すべきだとの裁定を下している。

### 立証責任は原告側にある

米国の法律家の意見は、法令の合憲性に異議を申し立てる者に立証責任があるという点で、おおむね一致している。従って、特定の法律に異議を申し立てようとする者は、その法律に「疑問の余地があるか、あるいは合憲性に疑いがある」ことを示すだけでは不十分である。原告は、この法律が違憲であるという、明快かつ圧倒的な証拠があることを裁判所に納得させなければならない。

この立証責任の原則に対する唯一の例外が、市民的な権利や自由の分野である。市民的自由を強力に擁護してきた法律家たちは、政府が基本的人権を制限しようとするとき、立証責任は政府の側に移ると、長年に

わたり主張してきた。そして今では、特定の市民的権利に関する法理学の分野で、この考え方が多数派を占めている。例えば、連邦最高裁はさまざまな訴訟で、人種や性別によって国民を差別する法律は、自動的に「特別に綿密な調査」の対象になるとの裁定を下してきた。これは、政府が、民族的な出自や性別によって国民を区別する必要が出た場合、やむを得ない理由、圧倒的な理由があることを立証する責任は、政府の側に移るという意味である。例えば政府は長年、軍隊の中では、いくつかの重要な制約を女性に課すことが出来るとして、女性兵士を完全な実戦任務に従事させることを除外してきたが、この政府の主張は受け入れられている。

### よほどの論拠がない限り 法律は破棄しない

裁判の最中に、立法府、あるいは行政府の行為が憲法の制約に違反していることが裁判官の目に明らかになることが時々ある。しかし、このような場合でも、法律家は慎重に手続きを進める。第1に裁判官には、憲法上ではなく、いわゆる法令上の理由で公的措置を無効とする選択肢がある。法令上の無効ということは、ある公務員が法律により付与された権限を越えて行動したことを理由に、裁判官がその公務員の措置を覆すことを意味する。このような裁定には、法律自体は守りながら、公務員の違法行為を無効とする効果がある。第2に、裁判官は可能な場合には、法

律全体を破棄するのではなく、憲法上瑕疵があると判断した法律の一部だけを無効とすることもある。

### 立法の「賢明さ」について 裁定しない

この原則に厳密に従うなら、法律ないしは公的措置を違憲と決めつけられる唯一の論拠は、それが文字どおり合衆国憲法に違反している場合だけということになる。議会で制定される法令は、ただ単に不公平であるとか、財政の無駄遣いであるとか、悪しき公共政策だという理由だけでは、憲法違反にはあたらない。この原則をまともに解釈すると、裁判官は法律の違憲性を審査する際、物事の善悪、あるいは公共政策の良し悪しに関する個人的見解にとらわれてはいけないうことになる。

この原則からもう1つ言えることは、内容が優れ、賢明だと誰もが考えていても、実は憲法違反になる法令が成立する可能性があることである。それとは逆に、弊害や危険があるのを誰もが知っていることを役所に行わせるような法律を成立させても、それが憲法違反にはならない場合もある。

法律の「賢明さ」に関して判断を下さないという原則に従うことは、現実の世界では難しい。なぜならば、憲法はかなり簡潔な文書で、国民生活の多くの分野について、何も語っていないし、またそこには、さまざまな解釈が可能な語句と訓戒が含まれている。例えば憲法は、連邦議会が州際通商を規



制できる、と述べている。しかし、通商とは、厳密には何を指すのか。また、通商の範囲がどの程度広がれば「州際」と言えるのか。裁判官も人の子なので、こうした疑問に対しては、それぞれ異なる答え方をしてきた。憲法は、犯罪の被疑者が弁護人を付ける権利を保障している。しかし、被疑者が有罪の評決を受けた後、控訴する際も、この権利の保障は継続するのだろうか。そして、もし続くとすれば、何回控訴をするま

で継続するのか。これらの疑問は、法律を厳密に解釈するか、緩く解釈するかによって答えが異なる。

以上をまとめると、憲法の多くの条項を解釈するに際して、裁判官個人の価値観が入ることは避けられないものの、法律を無効にできるのは、裁判官個人の好みではなく、憲法に違反した場合のみであるという一般原則について、ほぼすべての裁判官が同意しているのである。





## 第 4 章

# 4

### 裁判手続きに おける弁護士、 訴訟当事者 および利益団体

カンザス州トピーカで宣誓する  
新人弁護士たち。彼らの活動舞  
台は、カンザス州裁判所とカン  
ザス地区連邦裁判所になる。最  
近の推定では、米国には 95 万人  
以上の弁護士がいる (AP/WWP)

本章では、裁判の過程における3人の主役、すなわち弁護士、訴訟当事者、そして利益団体に焦点を当てる。米国の裁判官は、個人や団体の間に意見の不一致や紛争が生じ、それが裁判所に提訴された場合にのみ判断を下す。これらの対立する者同士は、一般に、訴訟当事者と呼ばれる。彼らは少額裁判所のような小さな法廷の場合は、自ら弁論に立つこともあるのだが、重要な裁判の場においては、ほとんどの場合、弁護士が代理人を務める。この章では、法曹界について考察したあと、裁判の過程における個々の訴訟当事者と利益団体の役割について述べる。

## 弁護士と法曹界

**米**国における弁護士の訓練とその実務は、長い年月をかけて進化を遂げてきた。今日、米国の法律専門家は、さまざまな環境や状況の中で活動している。

### 法曹界の発展

植民地時代（1607～1776年）の米国には、法曹に関心を持つ者を訓練するロースクールはなかった。若者の中には英国へ渡り、法曹学院に通って教育を受けるものもいた。法曹学院は正式なロースクールではないが、英国の法律文化の一部であり、学生が英国法を理解できるようになっていた。当時、法律家を目指す者は、通常、実績のある弁護士のもとで法律事務員や見習いとして働いた。

独立戦争（1775～1783年）の後、法学教育も弁護士開業も特に厳しくなかったため、弁護士の数は急激に増えた。法律家としての訓練を受けるための最も一般的な方法は、依然として、見習いになることだったが、一方でロースクールが姿を見せ始めた。事務職や見習いの教育を専門に行っていた法律事務所の中から、初期のいくつかのロースクールが誕生した。この種の学校の中で最初のもは、1784年に設立されたコネチカット州のリッチフィールド・スクールである。この学校は、講義方式で指導し、商法を重点的に教えた。やがて、いくつかの大学が一般履修科目の1つとして法律を教え始め、1817年、ハーバード大学に独立したロースクール（法科大学院）が設立された。

19世紀の後半、ロースクールの数は激増し、1850年の15校から、1900年には102校まで増えた。当時のロースクールと今日とでは、2つの大きな違いがある。まず、当時のロースクールに入る場合は、通常、事前の大学での教育は必要とされていなかった。2つ目の違いは、1850年当時、標準的なロースクールは1年間で履修科目を修了することができた。1800年代後半になると、多くのロースクールが2年制となった。

1870年、その後の法律訓練に決定的な影響を与えた大きな変化が、ハーバード大学で始まった。ハーバード大学が、それまでよりも厳しい入学資格を設けたのである。学士号を持たない学生は、入学試験に合格し

なければならなくなった。1871年、ロースクールの履修課程は2年制となり、1876年には3年制になった。さらに、学生は2年生の履修課程に進級する前に、初年度の最終試験に合格することが必要となった。

しかし、最も決定的な変化は、「ケース・メソッド（事例研究方式）」による教育法の導入である。この方法により、講義や教科書に代わり、判決事例集が用いられるようになった。判決事例集（実際の訴訟記録の選集）は、法の諸原則、それらが持つ意味と発展過程について説明することを目的としている。当時の教師たちはソクラテスの問答方式を用いて、学生が裁判の事例の中から法的概念を発見するように指導した。ほかの学校も、結局はハーバード大学の教育方法を採用し、今日に至るまで、事例研究が多くのロースクールで広く受け入れられた教育方法となっている。

1800年代後半、法律家に対する需要が高まり、これに対応してロースクールの新設にも拍車がかかった。その開校には費用はさほどかからず、弁護士や裁判官をパートタイムの教授陣として迎えた夜間学校も数多く出現した。教え方も厳しいとは言えず、カリキュラムも地元での開業に合わせたものになる傾向があった。こうした学校が果たした主な役割は、移民で貧しい労働者階級の学生に教育を受ける機会を与えたことである。

20世紀になると、法律を学びたいという人々の数が飛躍的に増大した。

1960年代には、志願者が非常に多くなったため、ほとんどの学校で、学生の選抜基準が厳しくなった。同時に、学校に対する社会的な圧力が高まった。訴えられることを恐れて、多くのロースクールが女性や少数民族の志願者を積極的に募集するようになった。

また、1960年代までに、いくつかのロースクールのカリキュラムが拡充され、公民権法のほか、法律と貧困の問題などの社会的関心事も含まれるようになった。さらに国際法を学ぶ課程も設けられた。

最近のロースクールの傾向としては、入学登録から、授業、裁判所の書式の入手、学生へのサービスに至るまで、あらゆる面でコンピューターが利用されていることがあげられる。また、知的財産法という、近年目覚ましい発展を遂げてきた分野の履修課程や、特別プログラムを提供するロースクールが増えつつあることも注目に値する。最後に、弁護士による宣伝広告の利用が増えたことが、法曹界に多大な影響を及ぼしてきた。今や、新しい顧客を得るため、テレビ宣伝する弁護士も全米で見られるようになった。さらに、宣伝の利用によって増えた仕事をこなすために設立された法律相談所が急速に普及した。

## 成長と階層化

米国の弁護士の数は、過去半世紀の間に着実に増え、現在では推定95万人以上もいる。これほど多くの弁



護士が、全米のどこで仕事を見つけているのだろうか。

その答えは、ロースクール入学協議会 (The Law School Admission Council) が発行している『米国のロースクール公式ガイド』の2001年版 (The Official Guide to U.S. Law Schools, 2001 Edition) から知ることができる。米国の弁護士のおよそ4分の3 (72.9%) は個人開業しており、小さな1人だけの事務所を構えている人もいれば、規模の大きい法律事務所で働く人もいる。全体の約8.2%は政府機関で働いており、約9.5%が民間企業や団体で弁護士や管理職として勤務している。約1.1%は、法律扶助団体に働いたり、公費選任弁護士として、弁護士費用を支払うことができない人々の代理を務めたりしている。また1%が司法教育に従事

している。米国の弁護士のおよそ5%は引退してしまったか、または休業中である。

米国の弁護士は専門的に受けた訓練をさまざまな分野で生かしている。ある分野の仕事は、ほかよりも高い収益性と名声・地位が得られる。その結果、法曹の仕事には、いわゆる職業的階層分化が生じている。

弁護士としての威信の高さを決める1つの大きな要素は、法律の専門分野の種類と、依頼人の種類である。大企業と巨大組織のために働く専門性を持った弁護士が上層部を占める。個人の代理人となる弁護士が、下層部に位置する。

威信階層の頂点に立つのが、全米規模の大手法律事務所である。こう



全国規模の大手法律事務所は、調査活動をはじめ、パートナー弁護士たちのおびただしい量の仕事を手助けするため、アソシエイト弁護士、司書、法律事務員を雇っている (© Bob Daemrich/The Image Works)

した法律事務所の弁護士は、法廷に立つよりもむしろ、依頼人に対する相談業務で知られている。依頼人は高度な法務能力に見合う費用の支払能力がなければならない。従って、依頼人は個人よりも大企業である場合が多い。しかしながら、こうした全米規模の大きな法律事務所の多くは、公民権や市民的自由、消費者の利益、環境保護運動などを促進するために、「プロボノ」(pro bono = 「公共善のための」または「無料」を意味するラテン語)法律サービスを提供している。

米国の大手法律事務所は、パートナー(共同出資者の弁護士)とアソシエイト(雇用された弁護士)で構成される。パートナーたちが法律事務所を所有し、その事務所の利益の一部を収入として得る。アソシエイトには給与が支払われ、実質的に共同出資者のために働く。こうした大手法律事務所は、国内のロースクールの優秀な卒業生の獲得にしのぎを削っている。最も威信の高い事務所は、250人以上の弁護士を抱え、さらにパラリーガル(弁護士資格はないが、法律に関する日常業務を処理するために特別な訓練を受けた者)や総務担当者、司書や秘書など、数百人を雇っている。

全国規模の大手法律事務所に所属する弁護士の1段下に格付けされるのは、大手企業に雇用されている弁護士である。多くの企業は、全国規模の法律事務所を社外法律顧問として使っている。だが、社内法律顧問

として弁護士を雇い入れる企業も増えている。企業の中には、法律職の数が民間の法律事務所に匹敵するところもある。こうした企業は、最優秀なロースクール卒業生を獲得しようと、大手法律事務所と競合している。

社内の法務部は、法廷で企業の代理人を務める代わりに(必要な場合は、通常、社外法律顧問がこの仕事を担当する)、現代の企業が直面する多数の法律問題を処理している。例を挙げると、法務部は、その企業の人事制度が、雇用や解雇の手続きに関する連邦や州の規則を遵守するよう監督している。企業弁護士は、役員会に対して、契約の合意、合併、株式売却、その他の商慣行に関して助言することもある。また企業弁護士は、特定の仕事に適用される法令に関する社員教育を支援し、そうした法令の遵守の徹底を図ることもある。大企業の法務部は、社外弁護士との橋渡し役も務めている。

米国の弁護士の大部分は、名声や地位という点では、法曹界階層の下の方の領域で働いており、全米規模の大手法律事務所や大企業で得られるような高収入は見込めない。しかし、彼らの活動範囲は幅広く、米国の法廷で日常的に見かけることが多い。こうした弁護士の仕事は、損害賠償訴訟における依頼人の代理、犯罪被疑者の訴追や弁護、離婚係争中の夫や妻の代理、不動産取引の支援、遺言状作成の手伝いなどで、これらもほんの一例にすぎない。

政府機関のために働く弁護士は、通常、下の方の領域に属する。連邦司法長官や連邦訴務長官のように、非常に権威ある職位もあるが、多くの弁護士は目立たない低収入の地位で、骨の折れる仕事をしている。このため多くの弁護士は、連邦あるいは州レベルの裁判官としてのキャリアを選択する。

法曹の専門性についてのもう1つの特徴は、原告側弁護士と被告側弁護士の違いにある。前者は訴訟を提起するのに対して、後者は、民事と刑事事件で、不正行為で告発された者たちを弁護する。

## 司法手続きにおける政府の弁護士

政府の弁護士は、事実審裁判所から、州の最高裁判所や連邦の控訴裁判所に至るまで、司法手続きのあらゆる段階で働いている。

**連邦検察官** 各連邦裁判地区には、連邦検察官が1人、それに1人あるいは複数の連邦検察官補が配置されている。彼らは、連邦地方裁判所の法廷で、刑事事件の被告人を訴追する。また連邦事実審裁判所で合衆国政府が提訴され、被告となる場合は、国を弁護する。

連邦検察官は、大統領から任命され、上院で承認される。候補者は任命される地区に在住し、弁護士資格を持っていなくてはならない。彼らは、4年間の正式任期を勤めるが、大統領の裁量により、再度、期限を特

定することなく任命されることもあるし、解任されることもある。連邦検察官補は、連邦司法長官から正式に任命されるが、実際は、その地区の連邦検察官によって選ばれ、その人選は、司法長官に送られて認証される。連邦検察官補は、司法長官に解雇されることもある。

訴追者としての職務執行上、連邦検察官は、どの事件を訴追するか、どの事件を訴追するか、かなりの裁量を持っている。また、どの民事事件を示談で解決するか、どの事件を公判にかけるかを決定する権限も持つ。従って連邦検察官は、連邦地方裁判所の審理すべき事件数に大きな影響を与えることができる立場にある。また、連邦検察官とそのスタッフは、地方裁判所の訴訟に、ほかの誰よりも関与しているので、連邦事実審裁判所における政策策定で、重要な役割を果たしている。

**州レベルの検察官** 州の刑法違反で告発された者を起訴するのは、一般に、地方検事と呼ばれる人々である。大抵の州では、郡の公務員として選挙で選ばれる。しかしいくつかの州では、選挙ではなく、任命されたものが務めている。通常、地方検察局は、実際の裁判関連業務のほとんどを担当する、多くの検事補を雇用している。これら地方検事補のほとんどは、ロースクールを卒業して間もない者で、こうした職務の中で裁判の貴重な実務経験を積む。その多くは後年、個人開業し、刑事事件の被告側弁護士になる者が多い。また、中には、

数年後、地方検事あるいは裁判官になることを目指す者もいる。

地方検察局は、事件の取り扱いでかなりの裁量権を持っている。予算と人手の制約があるので、すべての訴訟に同じだけの時間や労力をつぎ込むわけにはいかない。従って、却下されたり、訴追を免れたりする事件も出てくる。その一方では、法廷で厳しく追及される事件もある。しかし、ほとんどの訴訟で事件処理は、司法取引に左右される。これは、地方検察局が、ある嫌疑に対する被告人による有罪答弁を受け入れる代わりに、起訴内容の軽減ないしは一部の取り下げに承諾することを意味する。

違反で訴追された者が、しばしば被告側弁護士費用を支払えないことがある。地区によっては、公選弁護人として知られる政府職員が、経済的に困窮した被告の代理人となる。従って、公選弁護人は、検事に対応する者である。しかし、地方検事と違い、公選弁護人は、通常、選挙で選ばれるのではなく、任命による。

国内の地域によっては、州全体の公選弁護人制度を設けているところがある。それ以外の地域では、公選弁護人は地方公務員で、通常は郡政府に所属する。地方検事と同じように、公選弁護人は助手や調査員を雇っている。

#### 公選弁護人 州あるいは連邦の刑法 その他の政府の弁護士 州と連邦の両



州ないし連邦の刑法違反で起訴された被告人が弁護士費用を払えない場合（中央の、裁判官に向かい立っている被告人の場合が該当）、地域によっては、政府職員である公選弁護人が被告人の代理人を務める（© Syracuse Newspapers/John Berry/The image Works）

レベルにおいて、事実審裁判所よりも、控訴裁判所での仕事を主に行っている政府の弁護士もいる。例えば、各州には、その州の法律業務を担当する検事職員を監督する州司法長官がいる。連邦レベルでは、司法省が国に代わって同様の職務を担当している。

**連邦司法省** 司法省は連邦政府の行政府に属するが、当然のことながら司法府と関係がある。連邦裁判所で審理が行われる訴訟の多くは、何らかの形で連邦政府を巻き込んだものである。政府が訴えられることもあるし、逆に、政府が提訴することもある。いずれの場合も、弁護士が政府を代弁しなければならない。他の多くの政府機関も弁護士を職員として抱えているが、連邦政府が関わる訴訟のほとんどは、司法省が扱う。

司法省の訴務長官室は、最高裁が審理する事件で、非常に重要な役割を果たしている。同省には、いくつかの法務関係局があり、各局は専門分野の弁護士を抱え、それぞれの局を司法次官補が統括している。法務関係局は、連邦検察官が提起する訴訟手続きを監督し、控訴裁判所へ事件を申し立て、最高裁が審理する裁判で訴務長官室を補佐する。

**連邦訴務長官** 連邦訴務長官は、司法省において第3位の地位に相当する高官で、5人の訴務次官と約20人の訴務次官補が補佐している。訴務長官の主な役割は、最高裁に審理を提起する事件、およびそうしない事件を、国を代表して決定することである。行政

府の省庁が控訴裁判所での訴訟に敗れ、最高裁判所への上訴を希望する場合はいつでも、当該省庁が司法省に最高裁への裁量上訴の手続きをとるよう要請することになる。訴務長官は、下位裁判所の判決を上訴するか否かを決定する。

こうした決定に際しては、多くの要因を考慮しなければならない。恐らく、最も重要な判断材料は、最高裁が年度内に審理を行える訴訟の数が限られていることである。従って、訴務長官は、当該の事件が最高裁の包括的な審理に値する内容かどうかを判断しなければならない。訴務長官は、最高裁の審査を求めるか否かを判断するほか、最高裁での審理では、政府側の弁護のほとんどを自ら行う。

**州司法長官** 各州には、法務関係職員の長として司法長官がいる。ほとんどの州で、この公務員は党派を明らかにした全州選挙で選ばれる。司法長官は、州が関係する民事事件を主に担当する弁護士職員を監督する。刑事事件の被告人の告発は、一般に、各地区の地方検事が担当するが、州司法長官室は、しばしば全州規模の犯罪事件の捜査で重要な役割を担う。かくして、司法長官とそのスタッフは、地区の地方検事と密接に連携し、特定の被告人を相手とした訴訟に備える。

州の司法長官はまた、州や地区の機関に対し、助言的意見を示す。こうした意見は、しばしば、州法の中でまだ司法判断が下されていない部分についての解釈である。こうした



助言の意見は、最終的には、裁判所に持ち込まれた事件で覆されることもあるものの、司法長官の意見は、州や地区の機関が行動を決める上で重要である。

## 訴訟の過程における民間の弁護士

米国の刑事事件の裁判では、被告人は自分を代弁する弁護士をつける憲法上の権利を保障されている。管轄区域によっては、経済的に余裕のない被告人の代理のため、公選弁護士事務所を設けている。そのほかの地域にも、弁護士費用を払えない被告人の代理として、民間の弁護士に担当させる措置がある。余裕のある被告人は自分で弁護士を依頼すればいいのである。

民事事件では、原告にも被告にも、弁護士をつけてもらえるという、憲法で保障された権利はない。しかし民事事件の領域では、法的問題が非常に複雑で、弁護士の手助けが必要になることがしばしばある。援助が必要な人には、通常、さまざまな種類の法的支援の道が開かれている。

**受任弁護士** 経済的に不自由している被告人の代理として、民間弁護士を任命する必要がある場合、その選任は個々の裁判官がその都度行う。地元の弁護士会や法律専門家たち自身が、そうした業務を提供する意思のある弁護士リストを裁判所に提供していることも多い。

**民間弁護士** 個人的に開業している

弁護士が、刑事事件の弁護を専門にしている場合もある。刑事事件の弁護人の生活は、テレビや映画では魅力的に描かれているが、平均的な現実の刑事事件の弁護人の仕事は、長時間勤務で、その割には報酬も社会的地位も低い。

## 法廷作業チーム

刑事事件の法廷で働く弁護士や裁判官は、1つの仕事を集団で行うチームの一員になっている。それは、たまたま一緒に集まった初対面の者たちが、何か特定の紛争にケリをつけ、その後は解散してしまうというような間柄ではない。

法廷で活動するチームの中で最も目立つ人びと、すなわち裁判官、検事、被告側弁護人は、それぞれ特定の役割を担っている。検事は、刑法上の罪を犯して起訴された被告人に有罪判決が下るように努める。被告側弁護人は、依頼人の無罪放免を求める。裁判官は、裁判の公正さを保障する中立の仲裁人となる。それぞれの役割は異なるが、法廷で働く人々は特定の価値観や目的を共有しており、多くの人々が想像するような激しい敵対関係にはない。裁判官、検察官、被告側弁護人の間の協力は、ごく当たり前のことなのである。

法廷作業チームの最も大切な目標は、事件の審理をてきぱきと効率的に進めることである。裁判官と検察官は、審理をさっさと終わらせて、効率的に見事に処理した、という結果を示

したがる。民間の被告側弁護人も、経済的に生き残るには、出来るだけ多くの審理を処理する必要があるため、事件にすみやかに決着をつけることは、彼らにとっても望むところなのである。公選弁護人も、事件を審理する人手が十分でないという単純な理由から、迅速な処理を目指す。

法廷作業チームにとって、次に重要な目標は、チームの結束を維持することである。チーム内にあつれきが生じると、仕事を進めにくくなるし、迅速な審理にブレーキがかかる。

最後に、法廷作業チームは、不確実な事態を極力減らそう、招かないようにしようとしている。実際問題としては、これは作業チームの全員が、事実審理そのものを回避しようと努めることを意味する。事実審、とりわけ陪審裁判は、多大な不確実性と不安感をもたらす。それは、多くの時間と労力を必要とされながら、望ましい結果が出るという合理的な保証がないからである。

こうした目標を達成するため、法廷作業チーム構成員はいくつかの手法を用いている。刑事裁判では、一方的な判決に至ったり、敵対的な法廷運営が行われたりすることはあるが、最も一般的な手段は交渉である。例えば、継続審理(審理の遅延)、審理日程、情報交換などさまざまな問題を、チーム内で交渉する。しかし、最も重要な交渉手段といえば、司法取引である。

## 余裕のない人たちへの 司法サービス

刑事事件の被告人は、憲法によって弁護士を代理人とする権利が与えられているが、民事事件の被告や、民事事件を提訴したいと希望する人には、代理人を用意してもらう権利がない。従って、弁護士を雇う資金的余裕のない人は、公正な判決を得ることが難しい。

こうした問題に対処するため、法律扶助サービスが多く地域で行われている。1880年代後半には早くも、ニューヨークとシカゴに法律扶助協会が設立された。20世紀に入り、ほかの多くの大都市がこれにならった。弁護士会が資金提供している法律扶助協会もあるが、たいていは民間の寄付で成り立っている。地域によっては、法律扶助局が慈善団体と提携している。多くのロースクールが、余裕のない人たちへの法律扶助や、法科の学生に役立つ訓練を提供するため、法律相談所を運営している。これに加えて、多くの弁護士が無料ないし低料金の「プロボノ」法律サービスを提供している。それが職業上の義務だと彼らが心得ているからである。

## 訴訟当事者

**法**廷に持ち込まれる訴訟では、訴訟当事者が個人である場合もあるし、当事者の1者以上が政府機関や企業、組合、利益団体、あるいは大学である場合もある。

個人や団体が裁判所に訴える動機は何なのだろうか。刑事事件では、この問いに対する答えは比較的簡単である。要するに、州あるいは連邦の刑法に違反したという申し立てにより、政府検察当局は刑法違反の罪で当事者を起訴するのである。しかし、民事事件の場合だと、答えはそれほど簡単ではない。苦情をすぐに裁判所に持ち込む人も中にはいるが、多くの方は、時間や費用がかかるから、裁判はやめておこうということになる。

政治学者フィリップ・クーパーは、裁判官が解決すべき紛争は2種類あると指摘している。すなわち、私法に関する事件と、公法をめぐる紛争である。私法についての訴訟は、1民間人ないし1民間組織が他者を訴えるものである。公法をめぐる紛争では、民間人ないし民間組織が、政府機関ないし公務員が憲法ないしは法律で制定された権利を侵害したと主張するものである。クーパーは、著書『困難な司法的選択』(Hard Judicial Choices)の中で、「訴訟行為は、公法についての争いであろうと私法についてであろうと、政策を問題にしているか、補償を求めているかのどちらかである」と述べている。

私的訴訟、つまり補償を求める通常の訴訟の例で典型的なものを挙げると、自動車事故で怪我をした人が、治療代に対する補償として、相手の車の運転者に金銭的損害賠償を求める場合がある。この種の訴訟は個人的なもので、政府の政策や企業の方

針を変えさせることを目的としているわけではない。

しかし、私法に関わる事件であっても、政策にかかわるとか、実質的に政治的なものもある。個人的な被害や製造物責任の訴訟は、表面的には単なる純粋な補償の問題に見えるかもしれないが、訴訟の相手方である民間企業の製造方法や業務慣行を変えるために利用されることもある。

ノースカロライナで起きたある事件が良い例である。この訴訟は、1993年、5歳の少女が、浅い子供用プールの排水口の上で身動きできなくなっただけで発端だった。その排水口の栓を、別の子どもがはずしていたためだった。排水口の吸引力がすぎまじかったため、少女は救出はされたものの、大腸と小腸の大部分が体外に吸い出されてしまった。後遺症のため少女は、生涯、毎日約11時間、静脈内に栄養を送るチューブを付けなければならなくなった。1997年、陪審は少女の家族に対して、補償的損害賠償金2500万ドルを認めた。そして、続いて陪審が次の懲罰的損害賠償を検討する前に、排水設備の製造業者とそのほかの2被告が3090万ドルの賠償金を払うことで和解が成立した。原告側の弁護士は、この訴訟により、国内の他の地域で起きた同様の事故が明るみに出て、業界内部の者は知っていても部外者には分からないという実態の典型的な例を示した、と述べた。少女の家族が勝訴しただけでなく、ノースカロライナ州議会は、今後このような

被害が二度と起きないように、排水口を複数にすることを義務づける法律を通過させた。

一方、政治的ないし政策に関連する訴訟は、公法をめぐる論争である。つまり、こうした訴えは、政府を相手取り、主として政策やその行為が法律違反だと主張し、その中止を求めて提起される。損害賠償やそのほかの特定の救済方法を求める場合もある。その良い一例が、連邦最高裁判所が判決を下した「ルーカス対サウスカロライナ州沿岸局事件」(Lucas v. South Carolina Coastal Council) の裁判である。サウスカロライナ州の海岸管理法は、デービッド・H・ルーカスに対して、本人が所有する海岸に面した2区画の土地に、1世帯用の住宅数戸を建てることを禁じた。サウスカロライナ事実審裁判所は、ルーカスが受けた損失に対して、彼は補償を受ける権利があるとの判決を下した。ところがサウスカロライナ州最高裁が、この事実審裁判所の判決を覆したため、ルーカスは連邦最高裁に上訴した。最高裁は、ルーカスの訴えを認め、財産所有者が自己の財産を経済的に有効利用することをすべて否定された場合、財産権の侵害が生じるので、憲法は所有者に対して損失補償を行うことを命じていると述べた。

政治または政策についての訴訟は、事実審裁判所より控訴裁判所でしばしば見られ、1番多いのが連邦最高裁においてである。通常の補償に関する訴訟は、裁判が始まって早い段階で終わることが多い。これは、訴

訟当事者が、和解するか事実審裁判所の評決を受け入れる方が得だと考えるためである。しかし、政治的裁判の訴訟当事者が、自分たちの政治目的を促進させるため、下位裁判所での勝利に努力することは、ほとんどない。むしろ彼らは、もっと世間の注目が集まる控訴裁判所での判決を望んでいる。控訴裁判所で争うには費用がかかるため、このレベルまで到達する多くの訴訟は、何らかの形で利益団体の支援を受けている。

## 訴訟の過程における利益団体

**利**益団体は恐らく、立法府や行政府の決定に影響力を及ぼそうとしていることでよりよく知られているが、法廷でも政治目的を追求している。団体によっては、行政や立法という政府部門のどちらよりも、司法府の方が自分たちの取り組みに理解があると考えている。連邦議会や州議会で大がかりなロビー活動をするだけの資金力を持たない利益団体は、弁護士を雇い、憲法ないしは法律上の問題条項を見つけて訴訟を申し立てる方が、ずっと手軽だと考えているかもしれない。同じように、登録有権者がほとんど所属していない小さな団体の場合は、議員や行政府の役人に大きな影響を及ぼすような政治力に乏しいこともある。しかしながら、多くの会員を擁しているとか、政治的影響力を持つかどうかということは、法廷に提訴するための必須条件ではない。

利益団体は、司法府の方が行政・



特別利益が絡む最も有名な訴訟の1つである1925年の「モンキー裁判」で、アメリカ自由人権協会（ACLU）は、進化論を教えることを禁じたテネシー州法の裁判で生物学教師のジョン・T・スコープスを弁護するため、クラレンス・ダロー（左）を派遣した。ウィリアム・ジェニングス・ブライアン（右）は、聖書の専門家として、検察側のために証言した（AP/WWP）



1950年代から60年代にかけ、全米有色人種地位向上協会（NAACP）首席法律顧問（当時のサーグッド・マーシャルらの利益団体の弁護士たちは、アフリカ系米国人の公民権を求める闘いを支持するよう裁判所を説得し、成功した。写真はクライアントの1人オーザリン・ルーシーを伴うマーシャル弁護士。ルーシーはアラバマ大学初のアフリカ系米国人学生となったが、数日のうちに脅迫を受け、「本人の安全のために」という理由で放校された（© Hulton Archive/Getty Images）



立法の2つの部門よりも、彼らの政治的・社会的目的に共感してくれるため、裁判を頼りにすることがある。1960年代を通して、リベラルな政策目標を持った利益団体が、特に連邦裁判所を舞台に成果を上げていた。さらに、公益法律事務所という考え方もこの時期に広く知られるようになった。公益法律事務所は、消費者の権利、雇用差別、職場の安全、市民的自由、環境問題など、一般的な公共の利益に役立つ訴訟に取り組んでいる。

1970年代から80年代にかけては、保守的な利益団体が、それまでよりも頻りに連邦裁判所への提訴をあてにするようになった。これは、リベラルな利益団体が成功を収めたことの反動という側面もあった。また、連邦裁判所の法廷が、保守的な見解にとって次第に好ましい場になっていったことも、一役買っている。

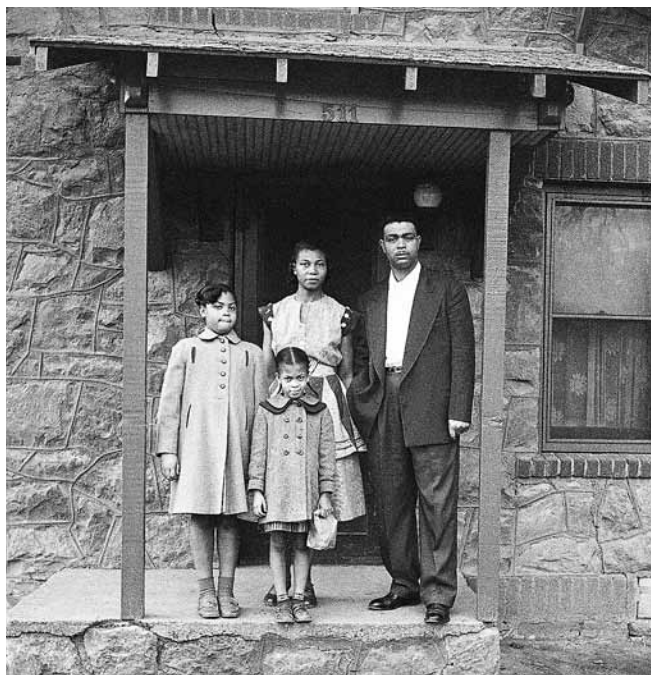
利益団体が裁判手続きに関与する仕方には、その団体の目的によって、多少の違いがある。しかし、特に目立つ戦術が2つある。1つは「テストケース訴訟」への参加で、もう1つは「法廷助言者」(amicus curiae = 「法廷の友」を意味するラテン語)の準備書面を通して、法廷に情報を提供することである。

## テストケース訴訟

裁判所が政策決定にかかわるのは、特定の事件について判決を言い渡すことによるのみである。このため、利益団体の戦術の1つは、自分たち

の政治目的を達成する上でふさわしい訴訟は間違いなく提訴する、ということである。いくつかの場合、このことは利益団体が訴えのきっかけを作り、必要な人的、資金的支援を、すべて提供することを意味している。この種の支援でよく知られた例は、「ブラウン対教育委員会事件」(Brown v. Board of Education) (1954年)である。この裁判で、カンザス州トピーカ教育委員会に対して訴訟を起こしたのはリンダ・ブラウンの両親だったが、「全米有色人種地位向上協会」(NAACP)は、最高裁判所に至るまでの訴訟に一貫して必要な法律の支援と資金を提供した。後年、最高裁判所判事になったサーグッド・マーシャルが、原告とNAACPに代わって弁論を行った。その結果NAACPは、公立学校における人種隔離は合衆国憲法修正第14条がうたう平等保護条項に違反する、という最高裁の判断を得て勝訴したのである。

利益団体は、ほかの誰かが提訴した裁判でも、自分たちにとって重要な問題を提起してくれる場合には、支援に乗り出すこともある。そうした状況を示す好例が、宗教の自由をめぐる「ウィスコンシン州対ヨーダー事件」(Wisconsin v. Yoder)である。この裁判は、ウィスコンシン州がジョン・ス・ヨーダーたちを、州法違反で訴追したことに端を発する。その理由は、被告たちが州法で定めた16歳までの子供に対する就学義務を果たさず、自分の子供たちを学校に入れなかった、というものだった。アーミッシュ派の信徒だったヨーダー



画期的な「ブラウン対教育委員会事件」(1954年)を提訴したリンダ・ブラウン(左)と両親と妹。この裁判で最高裁は、公立学校での人種隔離は憲法修正第14条の平等保護条項に違反するとの判決を下した  
(©Time Life Pictures/Getty Images)



アーミッシュの若者、エーブ・ヨーダー。彼の父は、州法で定めている16歳までの子供の義務教育を守らなかったとして、同じ宗教の数人の親と共に、ウィスコンシン州に訴追された。信教の自由をめぐるこの裁判では、利益団体が親たちの弁護に立ち上がった  
(AP/WWP)

たちは、8年生を越える学校教育は、彼らが信仰している価値観を崩し、「自分の子どもたちに世俗的悪影響」を及ぼすと主張した。

「全米アーミッシュ信仰の自由委員会」(NCARF)と呼ばれる組織が、ヨーダーたちの弁護を申し出た。事実審裁判所でアーミッシュ側が敗訴した後、NCARFはウィスコンシン巡回裁判所に控訴した。だが、巡回裁判所は1審を支持した。この事件はウィスコンシン州最高裁判所に上訴された。同最高裁は、学校教育を強制する同州法は、合衆国憲法修正第1条が言う宗教の自由に違反しているとし、アーミッシュ側が逆転勝訴した。するとウィスコンシン州は、連邦最高裁に上訴した。1972年5月15日、連邦最高裁は、学校教育を強制する法律に対してNCARFが申し立てた宗教的異議を、正当と認め支持した。

こうした例が物語るように、利益団体の訴訟への関与は、最高裁判所で争われる大きな憲法問題に関する裁判に集中している。しかし、米国の最上位の裁判所まで到達する訴訟の比率は、全体の中では非常に低いため、利益団体の弁護士にとって、その仕事のほとんどは、下位の裁判所での日常業務の処理である。また、こうした弁護士は、控訴裁判所に持ち込む重要なテストケース訴訟のお膳立てではなく、単に、彼らの団体の関係者が抱える法律的問題に取り組むよう求められることもある。

例えば、1950年代から60年代の

公民権運動が続いた期間、公益弁護士は、主要な公民権の問題を提訴だけでなく、地元当局との間で困難な問題に直面していたアフリカ系米国人や公民権運動活動家の弁護も行った。当時、こうした利益団体の弁護士は、専門的な法律扶助協会が行うような仕事の多くをこなしていた。彼らは社会変革を目指す重要な運動の参加者たちのために法的代理人を務めたのである。さらに、問題を裁判所に次々と訴えることにより、アフリカ系米国人の窮状に社会の関心を集めるという重要な役割も果たした。

## 法廷助言者の準備書面

法廷助言者の準備書面の提出は、利益団体が裁判に関与できる最も容易な手段である。この方法は、団体がその主張を法廷に提出できるものだが、それによって審理が支配されるというものではない。訴訟当事者あるいは裁判所が許可すれば、利益団体は当事者の弁論を補強するものとして法廷助言者の準備書面を提出できる。法廷助言者の準備書面の提出は、連邦と州の双方のレベルで、事実審裁判よりも、むしろ控訴裁判で取られる戦術である。

時として、こうした準備書面は、訴訟当事者の一方の立場を強化することを狙って出されることもある。「ウィスコンシン州対ヨーダー事件」が連邦最高裁で争われた際には、以下のグループが、アーミッシュ側の主張を支持する法廷助言者の準備書面を提出した。すなわち、第7日安

息日再臨派教会本部 (the General Conference of Seventh Day Adventists)、全米キリスト教会協議会 (the National Council of Churches of Christ in the United States)、アメリカ・シナゴーク協議会 (the Synagogue Council of America)、米国ユダヤ人会議 (the American Jewish Congress)、全米ユダヤ人法律・広報委員会 (the National Jewish Commission on Law and Public Affairs)、およびメノー派教徒セントラルコミッティ (the Mennonite Central Committee) の諸団体である。

法廷助言者の準備書面は、時に当事者の一方の弁論を強化するためではなく、むしろ、当該団体が裁判所に対し、事件をどのように解決すべ

きかについての見解を示唆するために用いられる。法廷助言者の準備書面は、しばしば、下位裁判所の判決の審理を行うか却下するかの判断に際して、控訴裁判所を説得することを目的として提出される。連邦最高裁に関する調査によると、法廷助言者の準備書面が提出されている場合、最高裁が事件を正式審理する可能性は著しく高まるという。

民間の利益団体とは異なり、政府のすべてのレベルの機関は、許可を受けることなく、法廷助言者の準備書面を提出することができる。合衆国訴務長官は、この点で特に重要で、連邦最高裁が訴務長官に法廷助言者の準備書面の提出を求めることもある。







第 5 章

# 5

## 刑事裁判の過程

法廷で評決を読み上げる女性の陪審員長。合衆国憲法修正第 6 条は、米国人に公平な陪審裁判を受ける権利を保障している (© James Pickerell/The Image Works)

刑事訴訟の過程は、法律違反の時点で始まり、逮捕、起訴、公判、そして控訴へと展開する。米国では、刑事であれ民事であれ、訴訟の過程はただ1つではない。連邦制度には国家レベルの訴訟過程があり、各州および準州は、訴訟過程に関する独自の規則や規定を定めている。しかし、これらの政府機関の間には全体として、基準や類似点の確かに存在しており、本章はそれらに焦点を当てて説明していく。しかし、まったく同じ司法制度を持つ州は1つとしてない。また、連邦政府の制度と同じ制度を持つ州もない。

## 犯罪の性質と実体

**あ**る行為が、有害だからとか罪深いものだからという理由で、直ちに犯罪となるわけではない。ある行為が本物の犯罪となるのは、連邦議会、州議会ないしその他の公的機関が、正当に成立させた刑法に、具体的に違反した場合だけに限られる。そのとき、その犯罪は国家に対する違法行為となり、罰金、収監、あるいは死刑によって処罰すべき行為となる。犯罪は、地域社会全体が負うべき義務に違反する行為であり、国家によってのみ罰せられる。収監や死刑の裁定は、民事裁判所や民事訴訟で科すことはできない（ただし罰金は、民事でも、刑事罰でも科すことができる）。

米国で発生するたいていの犯罪は、加重暴行や横領などの「作為の罪」

(sins of commission) である。件数は多くはないが、「不作為の罪」(sins of omission)も少数ある。交通事故の後、車を止めて負傷者を救助することを怠るとか、所得税を申告しなかった場合などが、これに該当する。国家は、謀殺(故意の殺人)や反逆罪などを重罪としており、その罪の重さは、終身刑や死刑に相当する刑罰が定められていることをみても明白である。二重駐車とか、公共の静穏の妨害などについては、単に軽くとがめるべき犯罪と考えられている。そのため、刑罰は低額の罰金や、地元の拘置所での一晩収容など、当局が軽くこらしめる程度の軽い処罰である。

誘拐や強姦などのような種類の犯罪は、市民の誰もが人間の行為として許せる範囲を越えているという考えで一致する。これに対して、意見を二分するような行為が犯罪となる場合もある。例えば、1897年にミシガン州法は、子どもの前で罵りの言葉を発することを違法と定めた。またネブラスカ州法は、教会の夕食会でのビンゴゲームを禁止している。ほかにも、明らかにおかしい法律がある。ウィスコンシン州では酒場で歌うことは違法であり、ルイジアナ州では文学の会合に酔って参加することが禁止されている。

米国で最も重大な犯罪行為を「重罪」(felony)と呼んでいる。大多数の州で、重罪は、(実施を認めている州では)死刑あるいは(連邦ないし州の)刑務所への収監が刑罰となる違法行為のすべてを意味する。その

ほかの違法行為は、いずれも「軽罪」(misdemeanor)か、あるいは「違反」(infraction)という区分に含まれる。そのほかの州では、また連邦法のもとで、重罪は死刑ないしは収監1年以上の刑罰が科せられる違法行為、と決められている。このように、重罪と定められている犯罪は、州によっては、どこで懲罰を科すかで区別しているところもあるが、いくつかの州においては、また連邦政府によると、刑期の長さが重要な要因となっている。ここで言う重罪の具体的な例としては、殺人、強姦、持凶器(武装)強盗が含まれる。

軽罪は、国から重罪よりは軽い犯罪と見なされていて、刑罰は通常、都市や郡の刑務所での1年未満の禁固である。公衆の場での酩酊、少額賭博、浮浪は一般的な軽罪の実例である。州によっては、犯罪の第3の分類として、違反行為を定めている。その多くは駐車違反などで、処罰は少額の罰金である。罰金は、軽罪や重罪の刑罰の一部となることもある。

## 犯罪の分野

**合** 衆国内の主要な犯罪は、今日、大別すると5つの区分に分類される。すなわち、通常犯罪、経済犯罪、組織犯罪、政治犯罪、そして合意犯罪である。

### 通常犯罪

財物犯罪は、米国で1年間に起きる

3130万件の通常犯罪の大部分を占める。政府は、財物犯罪を暴力犯罪と区別しているが、この2つが一緒に行われていることが多い。例えば、泥棒がある家に不法侵入し、たまたま所有者と鉢合わせして抵抗され、相手を傷つけたとき、その犯人は、単なる財物窃盗罪ではすまないことになる。

それより数は少ないが、より恐ろしい通常犯罪は、人に危害を加えるものである。こうした暴力犯罪には、謀殺(murder)、非過失致死罪(non-negligent manslaughter)、強姦、強盗、加重暴行(aggravated assault)が含まれる。

### 経済犯罪

経済犯罪には、大きく分けて4つの種類がある。

- ・私的犯罪は、金銭的利得を狙った非暴力的犯罪である。具体例として、意図的に不良小切手を書くこと、所得税をごまかすこと、生活保護に関する詐欺を働くことなどが挙げられる。
- ・信用の悪用は、企業や政府の職員が自らの雇い主ないしは顧客への忠誠を裏切り、商業的賄賂や窃盗、職場からの横領、虚偽の経費の帳簿記入などの行為に携わった場合に生じる。
- ・会社犯罪は、それ自体が企業の主要な目的の一部ではなく、それに付随する(あるいはそれを推進しよ

うとする) 犯罪である。誤解を招く宣伝、独占禁止法違反、法人所得税申告の際の虚偽の減価償却費などは、すべて会社犯罪である。

- ・ 取り込み詐欺は、ビジネスを装って行われるホワイトカラーの犯罪行為である。

## 組織犯罪

組織犯罪は、集団が関与するもので、何らかの上下関係の指示に基づいて行われることが多い。恐怖と腐敗が冷酷に絡み合い、継続的に行われる犯罪でもある。組織犯罪は、違法薬物の密売買、賭博、売春、そして高利貸し（法外な金利と高い返済利率の融資）など、巨利を得られる分野に集中する傾向がある。

## 政治犯罪

政治犯罪は通常、政府に対する違法行為を指す。反逆罪、武装蜂起、政府高官の暗殺、煽動などがある。しかしこの用語は、個々の市民や反体制グループ、外国政府や外国人に対して政府が行う犯罪も含むようになってきている。例えば、政府が反体制派グループに対して違法に盗聴したり、軍隊がセクシャル・ハラスメントの調査を拒否したりすることなどである。

## 合意に基づく犯罪

成人同士が合意の上で行う売春、賭博、違法薬物使用や非合法の性行為などは、いわゆる犠牲者不在の犯罪である。これらは、犯罪者と客の双方とも、禁止された行為を望んで行うものだからで、合意に基づく犯罪と呼ばれる。

## 犯罪成立の要件

どのような犯罪にもいくつかの際立つ要素があり、国家がこれらの不可欠の構成要件の存在を法廷で証明できない限り、有罪判決はあり得ない。裁判の過程



今日、米国内での主な刑事犯罪は大きく5つに分類されるが、その1つが組織犯罪だ。2002年6月20日、ジェームズ・コマー・ニューヨーク州南部地区連邦検事（左）とケビン・ドノバン FBI ニューヨーク支部次長（右）は記者会見で、ニューヨークの犯罪組織ガンビーノ所属とされる14人の告発を発表した（AP/WWP）

で、これらの犯罪構成要件を1つずつ切り離して、焦点を当てるわけではない。だが、犯罪行為で誰かを有罪とするには、裁判過程の全体を通じて、これらの要素の存在が少なくとも前提条件となる。

## 犯罪と刑罰を定義する法律

ある行為を法律によって禁じたり、義務づけたりする場合、当局（通常は連邦議会ないしは州議会）は、その内容を適切な方法で説明し、市民が事前に、どのような行為が禁じられ、あるいは義務づけられるのかを知ることができるようにしなければならない。また立法者は、他を傷つける行為を行った個人に対して、科せられるべき処罰を定めておく必要がある。

この一般的原則から、いくつかの当然の帰結が導き出せる。その1つは、合衆国憲法は事後法を禁じていることである。つまり、ある行為が行われた後で、その行為は違法だと決めつけるような法律である。同様に、国家は「私権剥奪」(attainder)にあたる法案を成立させることはできない。つまり、ある人物や団体を特定し、彼らがそれを行えば犯罪であるが、彼ら以外については合法である、といった法律を制定することはできない。最後の帰結は、犯罪を定義する法律は明確でなくてはならず、平均的な人間が、どのような行為が禁止ないし要求されているかを、事前に判断できるものでなくてはならない、ということである。

## 悪しき行為

「悪しき行為」(ラテン語の *actus reus*) は、この行為の被疑者が、法的訴追を受けるような犯罪行為を意味している。悪しき行為は、犯罪を構成する重要な要件である。この要件は、禁止されている行為（例えば脅迫や暴行）を行うことでもあり、義務とされる行為を怠る（例えば、交通事故に遭遇した際、車を止めて被害者を救助すべきなのに、その義務を放棄する）ことなどの場合もある。

## 犯罪意思

「犯罪意思」(ラテン語の *mens rea*) は、犯罪の心理面での本質的要素である。米国の司法制度は常に、意図的に行われた危害と、単なる過失や事故によって起きた危害を区別してきた。従って、ある人が他人の命を奪ったとき、国家はそれを常に謀殺(murder)と呼ぶわけではない。その殺害が責任能力のある個人により、事前の悪意を持って行われたとき、それは恐らく「第1級謀殺」(murder in the first degree)と呼ばれよう。しかし、その殺害が酒場での喧嘩が高じて起きた場合は、「第2級謀殺」(second-degree murder)と呼ばれるであろうし、その場合の刑罰は軽くなる。高速道路での無謀運転の結果、人を死なせた場合は、「過失致死」(negligent homicide)に相当すると考えられる。これは確かに悪いことだが、国家から見れば、意図的に人を殺害することほど重大ではない。



## 権利侵害あるいは結果

犯罪とは、ある人物が他人に対して、何らかの損害を与えるか悪事を働くということである。犯罪は、軍の機密情報を外国政府に売った場合のように、社会全体に損害を与えることもある。また、個人に対する損害でも、その性質上、社会全体に対する犯罪と考えられる場合もある。損害の性質は、犯罪意思の場合と同様、犯罪自体の性質を決定する。例えば、2人の運転者が、走行中に、互いに割り込みを続けていたとする。2人はついに車を止めて降り、殴り合いの喧嘩を始める。そして、一方が他方を強く殴りすぎて、死なせてしまったとする。これは(何級かの)殺人だろう。喧嘩の相手が死なず、重傷を負った場合の犯罪は、加重暴行である。軽傷の場合、容疑は単なる暴行であろう。しばしば、損害がどの程度かによって、どのような犯罪になるかが決まる。このため、損害の性質は、犯罪の重要な法的要件であると言われることが多い。

何らかの損害が、実際に身体に加えられていなくても、犯罪となる行為もある。刑事上の共同謀議のほとんどがこの区分に入る。例えば、何人かの人物が、被告の有罪判決を免れさせるため、裁判官の暗殺や陪審員の買収を企てた場合、この犯罪は司法妨害の共同陰謀という犯罪になるだろう。これは、たとえ裁判官が無傷で、陪審員に金銭がいっさい渡されていないとしても犯罪となる。必要なのは、犯罪が計画され、意図され、

共謀者の1人が計画の実行に向けて、何らかの特定の明白な行為(例えば、武器の購入や裁判官が自宅と法廷の間を往来する経路を示す地図の所持)があった、ということである。

## 行為とその結果生じる被害の因果関係

国家は、犯罪に対して有罪判決を宣告する前に、自然な行為の流れの中で行動していた被告人が、損害を加える状況作り出したことを証明しなければならない。通常、因果関係を証明することは難しいことではない。例えば「ビル」が「ジョン」をナイフで刺し、軽傷を負わせた場合、ビルは凶器を使用した暴行罪で有罪であることに疑いの余地はない。ところが、ジョンがその怪我の適切な医療処置を受けず、感染症にかかったあげく、死亡した場合はどうか。ビルは、過失致死罪(manslaughter)か、あるいは謀殺罪(murder)にあたるのか。また、刺された後、ジョンがよろめいて第3者の女性に怪我をさせた場合はどうか。ビルにはこの件についても責任があるのか。

こうした問題の解決は、しばしば裁判官や陪審員には困難な場合がある。法律は、すべての状況を考慮に入れるべきであるとしている。被告人が有罪となるのは、その被告人の行為が、犠牲者の受けた被害の直接的ないしは決定的な原因であることを、国家が証明したときのみである。

## 刑事裁判までの過程

**連**邦法および州法は、刑事裁判を開く前に、一連の手続きと作業を義務づけている。これらの作業は、合衆国憲法と州憲法で決められているものや、裁判所の決定や議会の立法で規定されているものもある。それ以外の作業は、しばしば慣習と伝統に基づいている。これら手続き上の作業の内容は、連邦と州の間でも、また州と州の間でも異なるものの、全米を通じて類似性が見られる。また、これらの手続きは、見かけほど自動的でもないし、決まりきったものでもない。むしろ、決定権を持つ人々は、自らの価値観、基本姿勢、そして世界観に従って、司法制度のすべての段階で、裁量権を行使している。

### 逮捕

逮捕は、国家と被疑者の間の最初の実質的な接触である。米国の司法制度では、基本的に2種類の逮捕がある。つまり、令状による逮捕と令状なしの逮捕である。誰かがある人物を告発したとの訴状が治安判事に提出されると、治安判事はこれを検討する。その結果、逮捕するに足る理由があると判断すれば、治安判事が逮捕令状を出す。逮捕令状なしで逮捕できるのは、警察官が現場にいた場合の犯罪か、あるいは、何者かが犯罪を行った（あるいは、今にも行おうとしている）と警察官が信じるに足る理由がある場合である。そう信じた根拠を、警察官は後に、宣誓供述書や宣誓証言で立証しなくては

ならない。米国では、すべての逮捕の95%までが令状なしで行われている。

逮捕に踏み切るべきか否かという警察官の判断は、単純に、自動的に下せるものではない。殺人を目撃した警察官は間違いなく、可能ならば、その場で被疑者を逮捕する。しかし、たいていの違法行為は、それほど単純でも明快でもない。警察官は、誰かを拘留するかどうかに関して、幅広い裁量権を持ち、それを行使している。警察が、連邦議会や立法機関が禁止するすべての行為を取り締まろうと思っても、それだけの余力がまるで不十分なのである。従って、持てる時間と体力・知力をどう使うかに関しては、自分で判断しなければならない。いくつかの地域では、警察の判断に、最大限の裁量権が与えられている。

**軽微な犯罪** 警察の職務執行の多くの手引書は、軽微な法律違反があった時には、逮捕よりも警告の方が適切な対応だ、と述べている。交通違反、少年の非行、酩酊、賭博、浮浪は、どれもさほど重大ではない犯罪であり、警察の判断が必要となる。

**被害者が訴追を求めない場合** 犯罪被害者が警察による訴追に協力しようとしなない場合は、法律を執行しないことが原則である。例えば、軽微な財物犯罪では、損害が弁済されれば満足する被害者が多いし、法廷で証言する時間がないという被害者も多い。警察が特定の財物犯罪の捜査に相当の予算や人員を費やした場合は別として、一般的に警察は、被害

者の意思に従わざるを得ない。

犯罪被害者が犯人と継続的な関係を持っている場合、警察は逮捕を拒否することが多い。この具体例としては、家主と借主、隣人同士の関係などがあり、最近までは夫婦関係にある者も含まれていた。しかし、夫婦については、家庭内暴力への関心が高まったことで、警察の対応に大きな影響が出ている。

強姦と子どもへの性的ないたずらも、逮捕ができない場合が多い犯罪の主な分野の1つである。これは被害者が警察に協力しない、あるいはできないことが多いためである。被害者が告訴しようとししないのは、加害者が個人的な知り合いであるとか、何らかの血縁関係にあるという理由のほか、仕返しや、みっともないニュースが広がることを恐れている場合が多いからである。

### 被害者も違法行為に関与している場合

犯罪の被害者が、何らかの不適切ないしは不審な行為に関与していることに警察官が気づいた場合、その警官はしばしば、加害者の逮捕を見合わせる。

### 治安判事のもとへの出頭

犯罪の被疑者が逮捕されると、警察署で本人の取り調べがあり調書が取られる。すなわち、逮捕時の状況が記録され、また被疑者の指紋採取と写真撮影が行われることもある。次に、被疑者は、裁判官、治安判事、あるいは補助裁判官 (commissioner) という下

位司法官の前に連れて行かれる。こうした出頭は「不必要な遅滞なく」行うことになっている。1991年、連邦最高裁は、警察は令状なしで逮捕した被疑者を、逮捕の正当性に関する法廷審問がなくても、最長48時間まで拘留できると裁定した。

被告人の出廷は、刑事訴訟手続き上の重要な出来事の中でも特別な機会である。まず、被告人はそれまでに、自分が訴追されている犯罪内容と、すべての憲法上の権利と保障を告知されなければならない。こうした権利の中でも、1966年に連邦最高裁が言い渡した、「ミランダ対アリゾナ州事件」(Miranda v. Arizona)の判決は、とりわけ有名である。その判決によれば、被疑者は「取り調べに先立って、被疑者には黙秘権があること、いかなる供述内容も、法廷で本人に不利に使用される可能性があること、本人は弁護士と同席を求める権利があり、本人が弁護士を雇えない場合は、取り調べの前に、弁護士を選任してもらえること、を予告されなければならない」。(被疑者を逮捕した警察官が取り調べをする場合も、その警官自身がこうした通告を行わなければならない)。州によっては、被疑者は、迅速に裁判を受ける権利や敵対的証人と対峙する権利など、州の「権利章典」に規定されたその他の権利についても知らされなければならない。

次に、治安判事は、被告人を保釈すべきかどうかを決定し、保釈する場合、保釈金の額を決める。憲法上、

金額についての唯一の条件は、「過大」でないことである。保釈は権利ではなく、特典とみなされている。従って、保釈金の額に関係なく、強力な有罪証拠があって、死刑に値するような事件の場合や、被告人が裁判所から逃亡するものと治安判事が考える場合、保釈は認められないことがある。保釈金の代わりに、被告人が公判指定期日に出廷することを約束した誓約書の提出により、被告人を釈放することがある。

軽微な事件では、被告人は有罪か無罪かを申し立てるように言われることがある。有罪を認めれば、判決はその場で言い渡される。被告人が無罪を主張すると、公判の日程が組まれる。しかし、通常の重大な事件(重罪)の場合、治安判事の次の大切な仕事は、被告人が予備審問を必要と

するかどうかを決めることである。予備審問が適切と判断されると、審理は検察側により一時中断され、刑事訴訟手続きの次の段階が始まる。

## 大陪審の審理と予備審問

連邦レベルでは、被告人はすべて、自分の事件が大陪審によって審理されることを、合衆国憲法修正第5条により保障されている。しかし連邦最高裁は、この権利で各州を拘束することを拒否してきた。今日では、全国でおよそ半数の州が大陪審を開くに過ぎない。そのうちのいくつかの州は、特殊な事件を審理するときだけ、大陪審が開催される。大陪審を行わない州は、予備審問ないしは尋問裁判を行う(数州では両方の手続きを用いている)。どちらの方法であっても、刑事訴訟の過程における

### あなたの権利に関する警告

あなたを逮捕します。私たちが質問をする前に、あなたは自分の権利を理解しておかねばなりません。

あなたには黙秘権があります。あなたには、いかなる時でも私たちに何も話す義務も、質問に答える義務もありません。あなたの供述は、法廷であなたに不利な証拠として用いられることがあります。

あなたには、取り調べの前に、弁護士と話して助言を求める権利と、取り調べの間、弁護士に立ち会ってもらう権利があります。

もし自分で弁護士を依頼する経済力はないけれど弁護士を希望するならば、弁護士が提供されます。

今、弁護士の立ち会いがないまま質問に答えたいとしても、いつでも質問に答えるのをやめる権利があります。また、弁護士に話すまで、いつでも質問に答えるのをやめる権利もあります。

1966年以降、警察は容疑者を尋問する前に、容疑者の諸権利を伝えなければならなくなっている。その際に使われるのが、いわゆる「ミランダ警告」で、この名称は、自分の権利を知らされなかったという理由で再審理を認められたアーネスト・ミランダにちなんで付けられた

この段階での主要な目的は、被告人を正式裁判で裁くのに相当な理由があるかどうかを判断し、決定することである。

**大陪審** 大陪審は通常、有権者登録名簿から無作為に選ばれた、16人から23人の市民で構成されており、決定は多数決で行われる。大陪審の任期は1カ月から1年までさまざまで、任期中に1000件以上の事件を審理する陪審員もいる。大陪審に証拠を提出するのは検察側だけである。被告人とその弁護士は、この審理に出席しないだけでなく、通常、どの大陪審がいつ自分の事件を審理しているのかも知らない。大陪審の過半数の陪審員が、相当な理由が存在すると判断すると、起訴(indictment)、つまり、正式起訴状(true bill)が出される。そうでなければ、不起訴処分となる。

歴史的に、大陪審制を支持する2つの論拠が挙げられてきた。その1つは、検事が職権を乱用し、政治的あるいは個人的理由で無実の人を苦しめることを抑制する役割を、大陪審は果たすとするものである。偏見のない市民グループが、倫理観に欠ける検事と被告人との間に入って仲裁の役割を果たす姿が理想なのだろう。大陪審制を擁護するもう1つの論拠は、国と被告人の双方にとって面倒で経費もかかる本格公判を維持できる十分な証拠を地方検事が確保しているかどうかを、大陪審がはっきりさせてくれるはずだ、というものである。

**予備審問** 大陪審制度を廃止した州

の大多数では、被告人を正式事実審理のために拘束するべき相当な理由が存在するかどうかを、予備審問を開いて裁決する。この審問で、検察側は罪状を明らかにする。一方、被告側は、証人を反対尋問し、有利な証拠を提示する権利を持つ。通常、被告弁護士は刑事裁判のこの段階では、進んで争わない。むしろ、大部分の訴訟で被告側は、予備審問の権利を放棄しているほどである。

予審判事が審理のための相当な理由があると判断した場合、または予備審問の権利が放棄された場合、検察側は、起訴状(bill of information)を審理が行われる裁判所に提出しなければならない。これは、新たな司法の場で裁かれることになる起訴内容を、正確にまとめたものである。

## 罪状認否

罪状認否は、被告人が法廷の裁判官の前に連れてこられ、被告人に対する大陪審起訴状、ないしは検事の略式起訴状について被告人が答える訴訟手続きである。検事が書記官が、通常は公開で、被告人に対する起訴内容を読み上げる。被告人には、本人が弁護人を代理人とする憲法上の権利があること、弁護人は、必要であれば、無償で任命されることが告知される。

被告人は、起訴内容に対する答弁の方法について、いくつかの選択肢を持っている。最も一般的な答弁は、「有罪です」と「無罪です」である。しかし被告人は、精神病や、「二重の危険」



に相当することや、「不抗争の答弁」(ラテン語の *nolo contendere*) などを理由として、無罪を申し立てることもできる。不抗争の答弁とは、被告人が起訴内容を否定はしないが、本人自身は何も犯罪を行っていないと主張する場合、あるいは被告人が起訴内容を理解しない場合を意味する。この不抗争の答弁は裁判官の同意がある場合のみ申し立てることができる(場合によっては、検事の同意も必要)。このような答弁には、2つの有利な面がある。被告人が世間に対して面目を保つことに役立つことがある。本人が、刑や罰金が科せられたとしても、厳密に言えば無罪の評決だったと、後で主張できるからだ。また、こうした不抗争の答弁により、被告人は有罪答弁によって生じる可能性がある民事上(例えば、詐欺や横領の有罪判決のあとの民事訴訟)の制裁金から免れることもある。

被告人が無罪を申し立てた場合、裁判官は公判の予定を決める。答弁が有罪の場合は、被告人はその場で刑を言い渡されるか、あるいは後日、裁判官が決定した日に言い渡される。法廷が有罪答弁を受け入れる前に裁判官は、答弁が自発的になされたものであり、被告人は答弁の意味することを承知していたことを証明しなければならない。有罪答弁は、どうみても、正式な有罪評決に相当する。

## 司法取引の可能性

州および連邦レベルともに、すべての刑事訴訟の少なくとも90%は、公判を開かずに処理される。これは、

公判日までに検察側と被告人側弁護人との間で、起訴内容、および検察側が裁判所に勧告する刑の内容について、取引が成立するからである。事実上、有罪答弁と引き替えに何らかの形で処罰の軽減が約束される。

司法取引は、事実上、公判前に被告人の運命を決定するものなので、裁判官の役割は、適切な法的および憲法上の手続きに従って行われていることを、単に確認することだけである。司法取引には3種類の方法がある(重なることもあり得る)。

**起訴内容の軽減** 検察官と被告人の合意で最も一般的な形式は、証拠で裏付けられた事実に対応するものよりも、起訴内容を軽減することである。これによって、被告人にとっては宣告される刑の可能性の幅が、ぐんと小さくなる。被告人が起訴内容の軽減のために有罪答弁を行う2番目の理由は、社会的に烙印を押される種類の違法行為についての有罪判決の記録を残さないためである。もう1つの可能性としては、被告人が重罪記録をすべて避けたいと希望し、重罪で起訴されるよりも、検察側が示すいかなる軽罪に対しても進んで有罪答弁を行った方がいいと考える場合がある。

**別件起訴内容の取り下げ** 司法取引の2つ目の形式は、当該事件とは別に、同一の被告人に関わる別の起訴内容を取り下げること、地方検事が合意することである。この内容は、2つの方法に分類される。1つは「垂

直的な」起訴はしないという合意である。つまり、被告人に対するより重大な告発に関して、起訴は行わないという取引である。2つ目の合意は、「水平的な」告訴を取り下げることである。つまり、同じ犯罪に関して、被告人を追加訴追はしないという取引である。

この種の司法取引のもう1つの変種は、起訴内容から、常習犯である事実を削除するという合意である。連邦レベルで、また多くの州では、米国のどこでも被告人が暴力的重罪の有罪判決を3回受けると、常習犯とみなされる。常習犯に対して決められた刑罰は、終身刑である。州裁判所では、常習犯としての起訴部分が、しばしば有罪答弁と引き替えに削除される。

このタイプの司法取引の2つ目の変種は、宣告された複数の刑が同時に執行されるように、あちこちの裁判所での起訴を、1カ所の裁判所にまとめることに合意することである。起訴や予備審問の判決が、多くの管轄区域で言い渡されると、それらの訴訟は各裁判所に輪番制で訴訟事件一覧表に記載される。つまり、1人の被告人が、文書偽造事件4件、偽造証券の所有1件で起訴されたとすると、その5件は別々の法廷の事件記録に記載される可能性がある。このように、事件の審理が複数の裁判地区におよぶ場合は、被告人の起訴事実のすべてを、リストの筆頭にある裁判所に移すのが一般的である。そうすれば、事件の審理に当たる裁

判官は被告人のすべての刑の執行を同時に進ませることができる裁量権が与えられる。

**量刑の取引** 司法取引の3番目の形式は、量刑の軽減を裁判官に要請することに検察側が合意してくれると、その見返りに被告人が有罪の答弁をする、というものである。量刑に関する交渉の強みは、裁判制度が持つ資源には限界があるという現実根ざしている。少なくとも州レベルでは、検察側は、自分たちが勧める量刑を裁判官が受け入れるという自信に基づいて、かなり具体的な量刑を被告人に約束できる。もし、裁判官がこれを受け入れなければ、検察当局への信頼はたちまち萎み始めるだろう。それまでずっと有罪答弁をしてきた被告人たちも、無罪の答弁を始め、法廷で勝負しようとするだろう。その結果どうなるかと言えば、裁判所の訴訟一覧表はとてつもなく膨れ上がり、裁判制度に大打撃を与え、機能をマヒ状態に陥れてしまう。検事も裁判官も、この現実を承知している。それは被告人の弁護人も同じである。

**司法取引に関する憲法上および法令上の制約** 州レベルでも連邦レベルでも、法の適正な過程の要件を満たすためには、司法取引は自発的に、かつ完全な理解に基づいて行わなければならない。すなわち裁判所は被告人に、有罪答弁をしたあとの結果（例えば、後になって考えを変えるあらゆるチャンスを放棄することになること）について注意を喚起しなけ

ればならない。また、被告人は責任能力がなければならぬ。そして、ある州が述べているように、「被告人が有罪の自白に至ったのは、恐怖心や説得、あるいは恩赦になるかもしれないという心を惑わす期待感などに影響された結果ではない、ということが明白でなければならない」のである。

司法取引の最初の2つの種類——つまり罪状の軽減や別件起訴の取り下げ——の実施に関して、連邦裁判所は厳しい基準を守る義務を負わされている。1つは、裁判官は司法取引の場に、実際には同席してはならない、というものだが、ただ州レベルでは、裁判官がこの段階で積極的な役割を果たすことがある。同様に、連邦検察官と被告人の間で司法取引が行われた場合、政府はその合意内容を裏切ってはならない。連邦政府が約束に違反した場合、連邦地裁判事は有罪の答弁を取り消さなければならぬ。最後に、連邦刑事訴訟規則によれば、有罪答弁が受諾される前に、検察側は被告人に関する証拠の要約を提出しなければならず、裁判官の方も、被告人の有罪を立証する強力な証拠があることに同意していなければならない。

**司法取引に関する賛成・反対論** 被告人にとって、こうした取引で明らかに有利なことは、最悪の条件のもとで有罪を宣告され、刑を言い渡される場合よりも、ひどい扱いは受けなくて済むことである。また、公判そのものが消えたわけだから、世間

に事件を知られずに済む。個人的利害関係もあり、社会的圧力という理由からも、被告人は長い間、世間の目にさらされる正式裁判は避けたいのである。最後に、何人かの刑罰専攻学者（刑罰と社会復帰分野の研究専門家）は、犯罪者の社会復帰の第一段階は、まず自分の有罪を認め、自分が抱えている問題を認識することだ、と主張している。

司法取引は、州および社会全体にとってもまた、はっきりと有益な面がある。最も顕著なことは、被告人が間違いなく有罪になるということである。なぜなら、いくら証拠が固まっているように見えても、公判が続く限り、常に無罪放免の可能性があるからだ。地方検事と裁判官はまた、膨大な時間と労力を省ける。それは、実質的に無罪の証拠がない事件や、事実審になじまない事件のための準備や、審理の必要がなくなるからである。さらに、警察官は証言のため法廷に出る必要がなくなるので、犯罪の予防と捜査に専念する時間が増える。

しかし司法取引には、確かにマイナス面もある。司法取引について最も頻繁に出る反対意見は、被告人の刑が非刑罰的な根拠に基づいて行われている可能性があるということだ。数多くの事件が当たり前のように司法取引で処理されると、しばしば刑の内容は、その事件の具体的事実や、犯罪者の矯正の必要性や、また事件を厳しく訴追すべきだという社会の道理にかなった関心などとも、全く

無関係になってしまう。第2の欠点は、司法取引がどこかの管轄区で、ごく当然の状態になってしまうと、無実の人々に対して、有罪答弁を迫るような不当な圧力がかかるかも知れないという懸念である。さまざまな研究によると、有罪になる確率が小さいほど、取引を行うことが難しくなるという。なぜなら、検事は被告人から、少なくとも何らかの形で最小限の自白を取りたいと思うからだそうである。

司法取引の3番目の短所は、「起訴事実の誇張」と呼ばれる弊害の可能性である。これは、検察側が被告人に対して、証拠が示すよりも厳しい内容の起訴を行い、その後続く被告側弁護士との交渉で、自らの立場を有利にしようとするものである。

司法取引制度の弱点はまだある。それは透明性の問題、つまり外部から見えにくいことである。検察側と被告側弁護人との間の司法取引は、中立的な裁判官が取りしきり、全当事者が見守る開かれた法廷で行われるわけではない。それどころか、裁判所の地下にあるカフェテリアでコーヒーを飲みながら行われることが多く、そこでのよりどころと言えば、2人の法律家の良心だけである。

最後に、この制度の欠陥として、証拠に関する重要な手続きと、憲法上の規則の抜け道を作る可能性が挙げられる。検察側は、証拠や証人を法廷内で提示する必要がないため、たとえ事件の扱いが法の適正な過程

条項を満たさなくても、なんらかのはたたりで被告を有罪にすることもできる。一部の州では、証拠開示の規則（検察側が提示する予定の証拠を、被告側が詳しく知ることができるようにする法律）により、被告側弁護人が行う裁判準備は、司法取引が行われた後の期間に限定されるため、被告側が不利になる可能性がある。このように司法取引は、被告人の憲法上の基本的権利を奪う可能性もある。

## 対審主義

対審というモデルは、それぞれの事件、および争訟には、敵味方、2つの側面があるという仮定に基づいている。つまり、刑事事件では、検察側は被告人が有罪だと主張し、被告人は無実だと主張して争う。民事事件では、原告は自分が訴えている人物が何らかの侵害を起こしたと主張し、被告は責任を否定する。法廷では、各当事者は自分の側に有利な主張をする。このモデルの底流にある考え方（または期待感）は、人の話に耳を傾ける中立の裁判官（および陪審）の前で、当事者が、証拠、事実、主張を遠慮なしに提示する機会を与えられれば、真実はおのずから明らかになる、というものである。

各当事者の代理人となる弁護士は、法廷でのドラマの立役者である。裁判官は、どちらかと言えば受け身で、公平無私な仲裁人であり、その主な役割は、両当事者に法的手続きの規則に従わせるとともに、法廷の作法

を守らせることである。裁判官は、最終的にはどちらの側が支持されるかを証拠採用の規則に従って判断するが、これは、両当事者が事件についての自らの主張を完全に行った後でのみ行われる。

## 刑事事実審中の手順

**司**法取引を行わず、被告人が自己の無実を主張し続けた場合、正式事実審理が行われる。これは合衆国憲法修正第6条により、連邦犯罪で起訴されたすべての米国人に保障された権利である。さらに、さまざまな州憲法と合衆国憲法修正第14条によって、州の法令違反で起訴されたすべての人に保障された権利である。被告人は、公判中、憲法および法律で定められた多くの権利を与えられる。以下は、連邦と州裁判所のいずれについても拘束力を持つ、主な権利である。

### 事実審の中で保障された基本的権利

合衆国憲法修正第6条は、「すべての刑事訴追で、被告人は迅速かつ公開の裁判を受ける権利がある」と規定している。建国の父たちは、ここで迅速という言葉を強調し、被告人が公判前に長期間、拘禁されたり、被告人の運命の決定が不当に長い間、先に延ばされたりしないように留意している。しかし、迅速とはどのぐらいの速さなのか。この言葉は、連邦最高裁によってさまざまな方法で定義されてきたが、

連邦議会が、1974年に迅速裁判法を通過させ、この言葉に新たな意味を持たせた。この法律は、最大100日間を限界と定め、その期間内に、刑事告発を公判に持ち込むか、棄却するかを決めなければならない、と決めたものである。ほとんどの州は、正確な日数は裁判所によって差があるが、法令集に同様の措置を盛り込んでいる。建国の父たちは、「公開の裁判」という言葉により、秘密裁判という概念を退けた。被告人が世間に知られずに裁判にかけられ、どこかの収容所に人知れず送られることがないようにしたのである。

合衆国憲法修正第6条は、米国人に、公平な陪審の権利を保障している。これは、少なくとも陪審員候補者は、公判開始前に、どのような形であれ偏見を持っていてはならないことを意味している。例えば、陪審員候補者は、検事や犯罪被害者の友人や親戚であってはならない。また、被告人と同じ人種や民族的出自に属する者は「恐らく犯罪者のタイプだ」、と信じるような人物も、陪審員にはなれない。公平な、自分自身と同じ身分の人々が選ばれた陪審、という概念は、現実問題として陪審員は有権者登録名簿から無作為に選ばれることを意味するようになってきた。これに加えて、自動車登録証、運転免許証、電話帳、福祉手帳などに基づいたリストを補助的に用いる裁判所も増えている。すべての人が有権者登録を済ませているわけではないので、この制度は地域社会の完全な断面を反映してはいないが、連邦最高裁は、この方法で十分だと判断してきた。最



高裁はまた、どのような分類のんびと（例えばアフリカ系米国人や女性）も陪審員から制度的に除外してはならないとの判断を示してもいる。

被告人には、犯罪が起きた土地で裁判を受け、起訴内容を知らされる権利が保障されているが、それに加えて、自分と反対側の証人と対決する権利を持っている。また被告人は、適切な弁護ができるように、自分を告発しているのは誰か、何について告発しているのかを知る権利がある。被告人は、いまでは「自己の弁護のために弁護人の援助を得る」機会も保障されている。しかし1960年代以前に、こうした権利を（州のレベルで）持てたのは、重大犯罪の場合と弁護士費用を払える場合だけだった。連邦最高裁の一連の判決により、国の法律は、投獄の可能性のある犯罪審理では、被告人には弁護士1人を保障している。そして、経済的に恵まれない被告人の弁護士費用は、国が支払わなければならない。これは国と州の両レベルの規則である。

合衆国憲法修正第5条は、何人も「同一の犯罪について重ねて生命と身体の危険にさらされることはない」としている。これが二重の危険条項で、何人も同一犯罪について、州政府あるいは連邦政府によって重複して裁判にかけられないという意味である。しかし、犯した行為が国と州の法律の両方に違反している場合でも、同一の行為で2度裁判にかけられないという意味ではない。例えば、ニュージャージー州の国法銀行に強盗に入った者は、連邦法と州法の両方に抵触する。その人物が

強盗容疑でニュージャージーの裁判所で無罪となっても、連邦法廷で同一行為について裁判にかけられることはあり得る。

州と連邦の両レベルにおいて、被告人に保障されているもう1つの重要な権利は、「刑事事件で自己に不利な証人となるよう強制されること」はないというものである。これは、ある者が自分のために法廷で証言しようとしないう場合、裁判官や陪審はその事実を、その被告人に不利な判断材料に用いてはならないという意味だと解釈されてきた。この保障のお陰で、米国の裁判制度の下では、立証責任は国家にあるという原則が強化されることになった。政府が、合理的疑いの余地なく、有罪だと証明するまで、被告人は無罪とみなされるのである。

最後に、連邦最高裁の解釈では、法の適正な過程の保障は、違法な捜査や押収で入手した証拠を、裁判で被告人に不利な形で使用することはできないことを意味する。この、いわゆる「違法収集証拠排除法則」（exclusionary rule）の淵源は、合衆国憲法修正第4条である。連邦最高裁は、州に対してもこの制限を義務づけている。連邦最高裁の目的は、警察が被告人に不利な証拠を違法な方法で集めようという可能性を完全に排除することにあった。

## 陪審員の選出

被告人が、非陪審審理を受けないことを選択した場合、つまり、判事1人に審理され、判決を言い渡され

る裁判はいやだ、と言った場合、当人の運命は陪審の手に委ねられることになる。連邦レベルでは、12人の陪審員が全員一致の評決を言い渡さなければならない。州レベルで、こうした基準が適用されるのは、最も重大な犯罪の場合だけである。多くの州では、陪審は12人未満で構成され、評決は全員一致とは限らない。

まず、陪審員候補者のグループ全員が、出廷を命じられる。彼らは公開の法廷で行われる予備尋問(voir dire = 「真実を語る」を意味する古仏語)で、陪審員としての適格性について質問を受ける。検事と被告側弁護人が、陪審員候補者に一般的な質問や特定の質問を行う。あなたは合衆国市民ですか。英語を理解できますか。あなた自身、あるいは家族の中に、これまで犯罪行為で裁判を受けたものがありますか。これから始まる裁判について何か読んだり、意見を持ったりしたことがありますか、というような質問である。

この陪審員の適格性に関する予備尋問を行うにあたって、検察側と被告弁護人には2つの狙いがある。1つは、裁判で公平な判断が期待できない理由が明白な陪審員候補全員を、グループから排除することである。一般的な例としては、法律で陪審から除外されている者、公判参加者の友人や親戚、そして当該事件に関連して、強い偏見を公言する者などが挙げられる。陪審員に対するこの種の異議は、「事由による陪審員忌避」(challenges for cause)と呼ばれるが、

忌避の理由は限りなくある。こうした忌避が有効か否かを判断するのは裁判官である。

立場が対立する法律家が、陪審員候補者に質問する2つ目の目的は、潜在的に、偏見を持っているかどうかを明白に示す理由はなくても、自分の側に不利と思われる候補者を排除することである。検察と弁護側の双方は、多くの「専断的忌避」(peremptory challenge)、つまり理由を示さずに特定の候補者を陪審から除外するよう裁判所に求めることが、認められている。ほとんどの州は、慣習として弁護側に対し、検察側より多くの専断的忌避を認めている。連邦レベルでは、犯罪の内容により、1陪審員団あたり1人から3人の忌避が、それぞれの側に許可されている。死刑判決を科しうる事件では、20人まで認められている。専断的忌避は、法学の分野というより、むしろ一種の戦術の行使とも言え、通常は検事や弁護士のカンに基づいている。

かつては、検察官と弁護人は、事実上どのような理由であれ、専断的忌避によって陪審員候補者を除外することができた。しかし近年、連邦最高裁は、合衆国憲法修正第14条の平等保護条項についての解釈を示し、検察側の自由裁量を制限するようになっている。つまり、検察側がアフリカ系米国人や女性を刑事事件の陪審から除外するために専断的忌避を利用することを禁止したのである。

陪審員候補者への質問と忌避は、理

由つき忌避に該当する全員が除かれ、さらに専断的忌避を使い果たすか放棄した後、最終的に12人(州によっては6人)の陪審員団が構成されるまで、続くことになる。州によっては、補欠の陪審員も選出される。彼らも公判に出廷するが、当初の陪審員のうち誰かが審理を続けられなくなった場合だけ、審理に参加する。陪審員団が選ばれれば、裁判官または裁判所の書記によって就任の宣誓が行われる。

## 冒頭陳述

正式な事実審理が始まると、検察側と弁護側の双方は冒頭陳述を行う(ただし、被告側にこれを強制している州はない)。陪審審理での陳述は、非陪審審理よりも長く詳細になることが多い。冒頭陳述の狙いは、法律や刑事捜査の手続きになじみのない陪審員団に、検察側と弁護側の双方の主張、提出される証拠、召喚される証人、および双方が証明しようとしている事実関係についての、概要を説明することにある。冒頭陳述が首尾良く行われれば、陪審員は証拠や証言の意味と重要性を把握しやすくなる。通常の手続きとしては、検察側が最初に冒頭陳述を行い、続いて弁護側がその内容にどう反論するかを述べる。

## 検察側の主張

冒頭陳述の後、検事は当局が収集した被告人に対抗する証拠を提示する。証拠には、一般的に2つの種類がある。物的証拠と証人の証言である。物的証

拠には、弾丸、弾道検査、指紋、筆跡、血液や尿の検査結果をはじめ、物的裏づけとなる書類や物件が含まれる。弁護側は、誰が見ても明白なこれら「証拠物件」を証拠として認めることに異議を申し立てることができるし、うまい具合に主張が認められれば、それらは採用されずにすむ。弁護側の異議申し立てが認められなかった場合、物的証拠には法廷職員の手でラベルが貼られ、正式記録の一部となる。

刑事裁判のほとんどの証拠は、証人による証言という形式をとる。形式は質疑応答で、その目的は、きわめて具体的な情報を順序だてて導き出すことである。つまり、当該の事件に関連する証拠のみを提示することが目標である。まぎらわしい情報や無関係な情報、ないし無効審理につながりかねないような違法な証拠(例えば、被告人が同じような犯罪で以前に有罪になったといった証拠)を持ち出すことではない。

それぞれの証言のあと、被告側弁護人には反対尋問の権利がある。弁護側の狙いは、検察側証人の証言に異議を唱え、信頼できないとはねつけることである。弁護人は、証人を混乱させ、狼狽させ、怒らせたりして、その証人が自制心を失い、その結果、支離滅裂な、ないし矛盾した証言を始めるように仕向ける。また、検察側証人の証言に対して異議を唱える機会はまだある。それは、後になって、弁護側証人が出廷して検察側が示唆した事件の様相を否定した場合である。弁護側の反対尋問が終わると、検事は、同じ証人

に再直接尋問を行うことがある。これは、反対尋問の中で示された重要なポイントを明確にするか、ないしは訂正させるためのものである。検察側は、すべての証拠と証人を提出し終えると、主張を終了する。

## 弁護側の主張

弁護側の主張の形式は、検察側と同様である。弁護側の主張では、普通、具体的な証拠が出されることはない。証拠のほとんどは、検察側の主張に反論したり、疑義を投げかけたりするために用意された証人によるものである。証人は、被告側弁護人により、検察側の場合と同様の方法で尋問される。それに続いて弁護側の各証人は、地方検事から反対尋問され、さらに再直接尋問へと移っていく。

検察側と弁護側の主張の相違点は、法が定める両者の義務の違いにある。弁護側は法律上、何らかの新たな証拠や追加証拠ないしは証人を提示することを求められていない。弁護は、検察側が提示する証拠や証人の信頼性や合法性に、ただ異議を申し立てるだけでも構わない。弁護側は、被告人の無実を証明する義務はない。弁護側に必要なことは、検察側の主張が合理的な疑いを挟む余地がないほど完全なものではないことを示すだけで十分である。被告人は証人台に立つ必要もない（ただし、本人が立とうと思った場合は、その他の証人と同じように、検察側の反対尋問を受けるリスクを負う）。

被告側が主張を終えたあと、検察側

は反証を示す権利がある。次いで、弁護側は再抗弁と呼ばれる反証を行うことができる。その後、双方は最終陳述を行う。これは、審理中、最も劇的な場面の1つとなる。なぜなら、双方が事件を要約し、最も強い主張を凝縮し、陪審に対して最後の訴えを行うからだ。この段階で新たな証拠を提示することはできない。双方の主張は、感情たっぷり、当該事件を越えた価値観に訴えるものになりがちである。検察側は、一般的な犯罪問題について語り、法や秩序の必要性を強調し、被告人を哀れむあまり、犯罪被害者への同情を忘れてはならないと訴える。これに対し被告側弁護人は、陪審員に対して「この人生で過ちを犯さない人はいない」ことを思い出させたり、自由で民主的な社会では、事件についてわずかでも疑念が残るなら、被告人に有利になるように晴らしてほしいと訴えたりする。しかしながら検察側は、被告側弁護人よりも感情に訴える主張を避ける傾向がある。これは、地方検事が最終弁論で先入観を与える陳述を行うと、事件が控訴審に持ち込まれたとき、陪審評決の多くが覆されてきた経緯があるからである。

## 事実審における裁判官の役割

事実審における裁判官の役割は、非常に重要であるが、どちらかと言えば受動的なものである。裁判官は証拠を提示するわけではないし、証人尋問に積極的な役割を果たすわけでもない。検事と被告側弁護人は、提出されそうな証拠の種類や、証人が尋ねられそうな質問の種類について、多くの申し立



押収した 4500 万ドル以上に相当するヘロインとコカインを公開する検事と警察。違法薬物の取引は、組織犯罪ないしは合意に基づく犯罪の 2 つの区分のいずれかに属する。後者は被害者不在の犯罪ともいわれる。加害者と客の双方とも、禁止された行為を望んで行うからである (AP/WWP)



大半の裁判で、証言と物的証拠が検察側の主張の主要な要素となる。(左) テロ行為の容疑者の行方を追って、指紋を採取するタンバ警察捜査官 (AP/WWP)  
(上) 犯罪発生場所とされる駐車場の見取り図を指し示す専門家証人 (AP/WWP)



てを行うが、それを裁くのが裁判官の仕事である。州によっては、裁判官が証人に本質をついた質問をしたり、提出された証拠の信頼性について陪審に意見を述べたりすることが認められている場合もある。しかし裁判官がそのような行動を取れない州もある。それでも、米国の法律の世界では、個々の裁判官の人格や修練、英知によって、様々な訴訟指揮を生み出す余地がある。

裁判官は、何よりもまず、公平無私な役割を演じることが期待されている。その主な仕事は、当事者双方が、法の枠組みの中で、できる限り十分な申し立てができるようにすることである。もし裁判官が、外見上にせよ、実際の訴訟指揮の際にせよ、公平中立な立場から逸脱すれば、それは米国法哲学の基本信条に背くことになり、下した判決を控訴審で覆されるリスクを負う。

裁判官は、ほとんどの場合、そうした中立の役割を演じているが、それにもかかわらず、きわどい問題の決定となると、法律家としての経歴や価値観が、自分たちの下す判断に影響を与える。それは例えば、双方の主張が同じ程度に説得力を持つ申し立てや、さまざまな解釈が可能な法律上の争点について判断を求められた時である。

## 事実審における陪審の役割

公判中の陪審の役割は受け身である。彼らの仕事は、相対立する法律

家たちによって行われる主張を注意深く聞き、提示された証拠のみに基づいて判断することである。彼らは通常、証人に対しても裁判官に対しても、質問することは認められておらず、審理の模様をメモに取ることも認められていない。これは憲法や制定法で禁じられているわけではなく、主として、米国の法廷の伝統的慣習によるものである。

しかし近年、多くの裁判官は、陪審員が以前よりも裁判の場に多く関わることを認めるようになった。シカゴの連邦地方裁判所首席裁判官のジョン・F・グレイディは、10年以上にわたり、自分の法廷内で陪審員がメモをとることを許可している。少なくとも4カ所の連邦控訴裁判所が、証人に対する質問に陪審員が参加することを黙認している。ただし陪審員は、公判の最中に勝手に質問できるわけではない。また、検事と弁護士は、特定の質問が証人に行われる前に、それに異議を申し立てる機会が与えられている。州によっては、少数の事実審裁判官が陪審員に、かなり積極的な審理中の役割を認めているところもある。それでも、州および連邦の両レベルにおいて、陪審員団の役割は、基本的に受動的である。

## 陪審に対する説示

陪審の仕事は、審理案件の事実関係を慎重に検討し、評価することだが、裁判官は、法律の意味や、どのように法律を適用するかについて陪

審員に説明しなければならない。裁判官が陪審員に対して行った説示が不十分だったため、控訴審で覆される事案が多数あるため、裁判官は法廷で使われる用語表現が、厳密で、法的に正しいものになるよう、細心の注意を払っている。

陪審員に対する説示には、基本的な要素をいくつか含めなければならない。1つは、陪審のために、被告人が訴追されている犯罪を定義することである。その際にどのような種類の評決を下すかについて、陪審員にさまざまな選択肢を示すこともある。例えば、人の命を奪ったというので、検察側は、その被疑者を第1級殺人罪で裁判にかけているとする。その場合でも裁判官は、陪審に第2級殺人罪ないしは過失致死罪についての法律上の定義を熟知させる義務がある。被告人は殺人を犯しているが、事前に殺意を抱いて行動したのかどうかを、陪審が判断しなければならない場合もあるからである。

裁判官はまた、陪審に対して、立証責任は検察側にあり、被告人は無実と推定されることを知らせなければならない。すべての証拠を検討した後で、陪審が被告人の罪について、依然として合理的な疑問を抱く場合は、無罪の評決を下さなければならない。

最後に裁判官は、通常、陪審員に、さまざまな手続き上の事柄を熟知させる。例えば、質問がある場合には、どのように裁判官に連絡するか、複

数の起訴事実がある場合には、どのような順序で検討すべきか、陪審の評決を記した公式文書に誰が署名すべきか、などである。陪審への説示が読み上げられた後、(検事と弁護人が異議申し立ての機会を与えられ、)陪審員は協議室へと退き、被告人の運命を決定することになる。

## 陪審の評決

陪審は完全な密室で協議する。この協議に立ち会ったり、参加したりする部外者は、全くいない。協議中に陪審員が裁判官に法的問題について説明を求めたり、証拠品を調べたり、公判記録から一部を抜き出して目を通すこともある。しかし、それ以外、相談相手も参照する資料もない。法律事典も、法律文書も、専門家の意見も、一切ない。各陪審員の投票によって結論に至ると、陪審は法廷に戻り、評決を告げる。結論が夕方までに出ない場合、陪審員は、部外者と事件について話し合ったり、新聞で事件の記事を読んだりしてはならないことを厳しく言い渡されて、帰宅させられる。非常に重要な事件や世間で名高い事件の場合、陪審は裁判官によって隔離される。つまり公衆の目にさらされないよう、地元のホテルで一夜を明かすことになる。

陪審が判断に窮し、評決に至らない時は、その事実を裁判官に報告する。このような場合、裁判官は評決に至るまで努力を続けるよう陪審に求めることもある。が、その陪審が本当に行き詰まっていると判断した



(上) 陪審の評決を待つ被告人と弁護人 (© Harry Scull Jr.-Pool/Getty Images)



(左) 裁判官による評決の発表を聞く被告人と弁護人。評決に至ると、量刑は犯罪内容に相応すべきとする原則に基づき、裁判官は数週間のうちに刑罰を決める (© George Martell/Getty Images)

(下) 監房へ戻される囚人 (AP/WWP)



場合には、陪審を解散させ、再審を宣言することもある。

これまでの調査研究によると、刑事事件を審理するほとんどの陪審は、かなり迅速に判断を下している。ほとんどすべての陪審は、別室に退いたあと、すぐに投票に入り、自分たちの意見がどれほど分かっているか、あるいはまとまっているかを確かめている。裁判の30%では、陪審は全員一致の判断に達するまで1回しか投票していない。残りの90%では、最初に多数派を占めた判断が、結果的に勝っている。票が割れて「評決不成立」(hung jury)になるのは、最初の投票の時に少数派がかなりの勢力だった場合である。

研究者たちによると、陪審は、裁判官が単独の責任者であった場合に下したはずの判決と、同じ評決に至ることが多いという。陪審に関する大掛かりな研究の中で、裁判官に対し、自分が担当した陪審審理で、自分ならどのような判決を下したかを答えさせた。すると、裁判官と陪審は、刑事事件の81%で結論は同じだった(民事事件もほぼ同じ)。19%では、裁判官と陪審の意見が割れ、陪審が無罪とした事件を裁判官が有罪とする傾向が顕著だった。

陪審員団がやっと評決に至ると、法廷に戻り、公開された法廷の場で、多くの場合陪審員長が評決結果を告げる。この時点で、検事ないし被告側弁護人は、しばしば陪審員に意見を聞きたいと要求する。つまり、陪

審員は評決の内容が、自分の意見を反映しているかどうか、1人ずつ質問される。その目的は、各陪審員が、評決を全体として支持しているのか、あるいは、グループの圧力に屈しているのかを見極めることにある。この意見聴取の手続きにより、陪審の気持ちが実は1つになっていないことが明らかになると、彼らは陪審室に戻され、協議が継続される。裁判所によっては、審理無効が宣言されることもある。審理無効が宣言されると、事件は、別の陪審によって、再び裁判にかけられる。この場合は、二重の危険は成立しない。なぜなら、最初の陪審が評決で合意しなかったからである。陪審の評決が無罪の場合、被告はその場で放免され、法廷から自由に退出できる。

## 刑事事実審の終了後の手続き

**刑** 刑事事実審の終了にあたって、被告人が有罪となった場合、一般的には、あと2段階の手続きが残っている。刑の宣告と控訴である。

### 刑の宣告

刑の宣告は、被告人に対する裁判所の正式な判決の言い渡しであり、このときに刑罰や制裁金が明らかになる。

刑の宣告は、連邦レベルとほとんどの州では、裁判官だけが行う。しかし、いくつかの州では、裁判官と

陪審のどちらが刑の言い渡しをするかを被告人が選択することができる。死刑を科しうる事件では、一般に、12人の陪審の全員一致による評決でない限り、死刑が宣告されることはない。州によっては、陪審が評決で有罪と決めた後、もう一度、2度目の協議を行って、刑を確定する。いくつかの州では、刑の宣告のためだけに新たな陪審が選任される。この時点で、証拠規則が緩和され、陪審は、実際の公判中は除外されていた証拠に接することを許される場合がある(例えば、被告人の過去の犯罪記録がそうである)。

裁判官が判決を言い渡した後、被告人が有罪とされた時点から刑罰が科されるまで、通常、数週間ある。この期間を利用して、裁判官は、被告側弁護人が行うと思われる裁判後の申し立て(再審請求など)を聞いて検討できるし、保護観察官に、判決言い渡し前の調査を実施してもらうこともできる。保護観察官は、犯罪学、心理学、あるいは社会福祉事業の知識を持つ専門職で、宣告する刑の長さについて裁判官に助言する。保護観察官は、通常、犯罪者の履歴、その犯罪の深刻さ、そして犯罪者が今後も違法行為を続ける可能性などを検討する。裁判官は、保護観察官の助言に従う義務はないが、その助言は、裁判官がどのような刑罰を言い渡すかを検討する上で、重要な要因となる。犯人の刑罰ということになると、裁判官にはさまざまな選択肢や刑の範囲が用意されている。こうした選択肢の多くは、いかにして

社会復帰させるかといった構想に関係しているので、犯罪学や社会科学分野の専門家の援助も必要になってくる。

裁判官が言い渡すことができる最も軽い刑罰は、保護観察である。これは、犯罪が軽微とみなされた場合、あるいは有罪となった被告人が重ねて犯罪行為にかかわる可能性はないと、裁判官が判断した場合の処罰である。保護観察が言い渡されると、犯罪者は保護観察の条件が維持されている限り、刑務所で過ごさなくてよい。保護観察の条件としては、前科のあるものには近づかないこと、ほかの犯罪に手を染めないこと、また、最近増えつつある条件として、何らかの社会奉仕活動に参加すること、などがある。何事もなく保護観察が終了すると、犯罪履歴は抹消され、法律的に見て、犯罪を全く犯さなかったかのような状態になる。

裁判官が保護観察に気が進まず、収監の方が適切と思った場合は、裁判官は法で定められた範囲内で刑期を科さなければならない。刑期の年数が自動的に定められるのではなく、一定の幅が設けられている理由は、犯罪や犯罪者が必ずしもすべて同じではなく、原則として刑罰は、犯罪に見合うものであるべきだ、と法が認識しているからである。

連邦政府と多くの州は、量刑の著しく大きい格差を是正するため、裁判官がもっと足並みを揃えるように、一連の厳密な指針を作ろうと努めて



きた。国家レベルでのこうした取り組みは、量刑手続き構築のための指針を定めた、1987年量刑改革法の制定という形で結実した。

同法に盛り込まれた連邦議会の規定によれば、裁判官がこの指針を逸脱できるのは、議会が十分に想定していなかった状況、つまり量刑を加重すべき状況か、逆に軽減すべき状況に、裁判官が気づいた場合に限られる。同法は、裁判官が量刑の指針から逸脱しても許される際の根拠となる要因を特定してはいない。しかし連邦議会は、人種、性別、国籍、信条、宗教、社会経済的地位、薬物依存、またはアルコール中毒などを、量刑判断の根拠に含めてはならないと規定している。

各州もまた、裁判官が言い渡す量刑に大きな不均衡が生じることを避けるため、さまざまな制度を設けている。1995年までに22州が、自州の裁判官のための量刑指針を制定する委員会を新設した。1997年後半の時点で、そうした指針は17州で施行された。同様に、今日ではほとんどすべての州が、特定の犯罪の有罪判決に際して、自動的に特定の刑を言い渡す強制処罰法を制定している。これは特に、暴力犯罪、銃を使用した犯罪、あるいは常習犯の犯罪に適用されている。

裁判官は刑の宣告に巨大な影響力を及ぼすものの、必ずしもこの問題で最終決定権を持っているわけではない。刑期をいつも定めるのは、裁

判官である。しかし、それでもなお刑期は、連邦政府と州政府の仮釈放法に左右される。従って、囚人の実際の服役期間について最終決定権を持っているのは、仮釈放審査委員会（そして時には、恩赦あるいは減刑の権限を持つ大統領や州知事）だということになる。

## 控訴

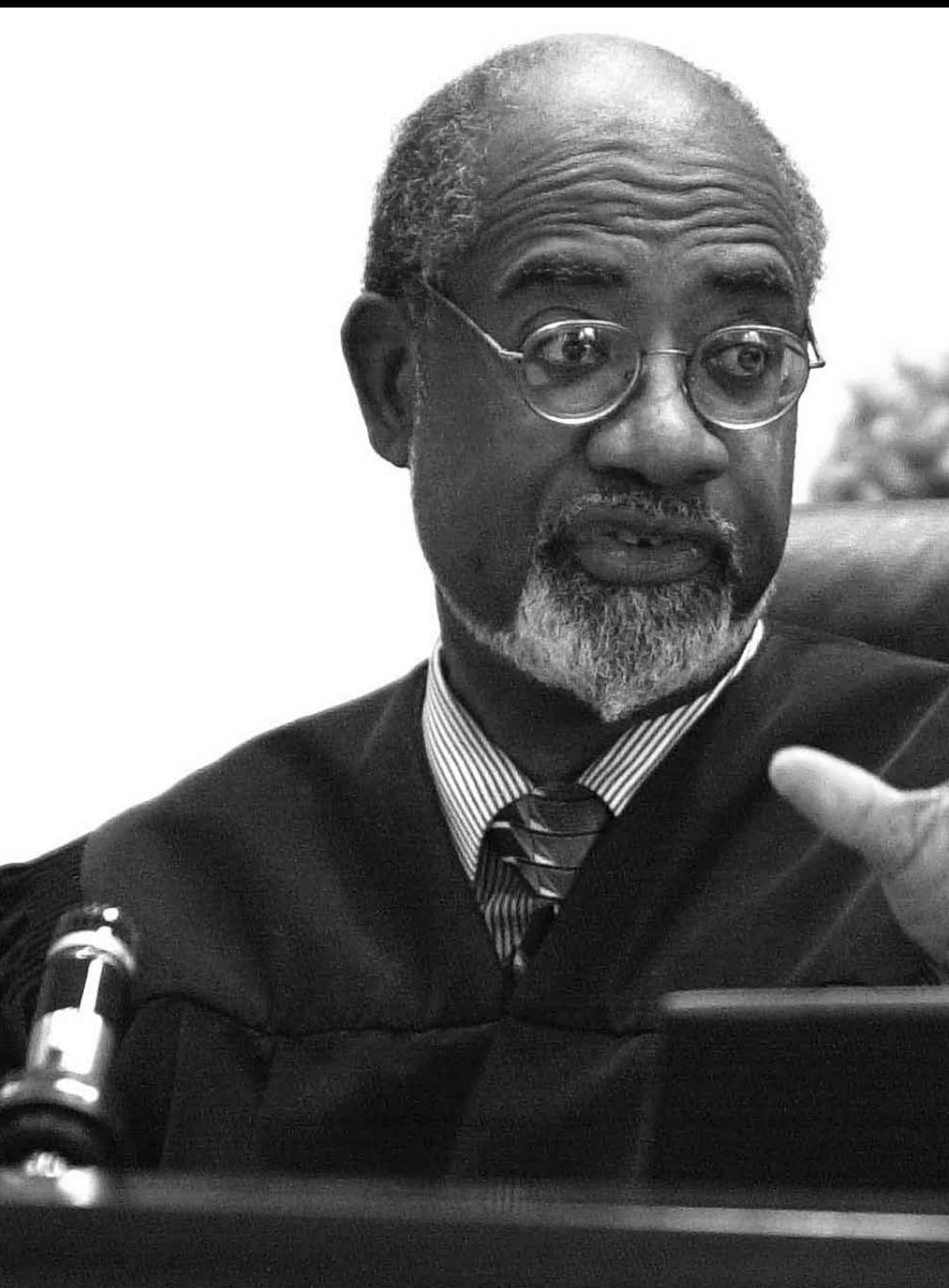
州と連邦の両レベルで、重罪の有罪判決を受けた者は誰でも、少なくとも1回は、控訴する権利を持っている。しかし現実には、この特権を利用する犯罪者はほとんどいない。控訴は、事実審の際に法律上の誤りがあったという主張に基づいている。こうした誤りは、破棄されるべき誤りであって、無害だと言うわけではない。例え誤りがあっても、それが裁判の結果に影響を与えなかった場合は、無害と見なされる。これに対して、破棄されるべき誤りは、裁判官ないし陪審の判断に影響を与えた可能性がある、重大なものである。控訴に成功する可能性のある主張をいくつか例示すると、事実審で不適切な証拠採用があったとか、陪審に対する裁判官の説示に欠陥があったとか、あるいは、有罪答弁が自発的に行われなかった、などの場合である。しかし、控訴は訴訟手続きと法の解釈に関する疑問に基づくものでなければならず、被告人の有罪、あるいは無罪の事実認定自体は争えないのである。さらに米国では、ほとんどの場合、宣告された刑期に関しては、(法の規定範囲内にある限り)

控訴することはできない。

刑事事件の被告人が、ある程度、控訴で成功する割合は約20%だが、これは被告人が自由の身になるという意味ではない。普通、控訴裁判所が下位裁判所に差し戻し、再審を行わせる。この時点で検察側は、第1審での手続き上の誤りを再審で克服することができるかどうか、また、そこまで時間と労力を費やす価値があるかどうかを、決断しなければならない。再審は、二重の危険と見なされていない。なぜなら、最初の有罪判決を控訴しようと考えたのは、被告人自身だからである。

マスコミや法律に関心を持つ人々は、有罪ではないかと見られるような犯罪者を釈放する控訴裁判所や、法律上の専門的な事情で覆された有

罪判決に、しばしば注意を呼びかけている。確かにこうしたことは起きている。公正な扱いと被告人の推定無罪を前提とする司法制度を持つ民主主義国家では、こうしたことは避けられないのだ、と主張することもできるだろう。しかし、有罪答弁を行う被告人が約90%にものぼり、まさにこの有罪答弁が、事実上、控訴を不可能にしているのである。残りの約10%のうち、事実審で有罪となるのは3分の2。さらにこの中から控訴するとなると、数パーセントに過ぎない。実際に控訴する者のうち、約20%しか主張を認められていない。有罪判決が覆された者のうちの多くが、続いて行われた再審で有罪となっている。かくして、有罪判決を受けたあと、破棄されるべき誤りがあったことを理由に、自由の身となる者の数は、1%未満である。



A black and white photograph showing a close-up of a hand with fingers spread, gesturing in a courtroom. The background is blurred, showing what appears to be a judge's bench or a similar structure.

## 第 6 章

# 6

## 民事裁判手続き

不法行為法を含む民事法関連の訴訟、具体的には、企業に対する欠陥製品の訴訟の評決について、陪審員各自の意見を聞くムルトノマ郡（オレゴン州）巡回裁判所のルーズベルト・ロビンソン裁判官（AP/WWP）

民事訴訟は、刑事手続きとはまったく別のものである。本章では、民事裁判に焦点を当て、民事法と刑事法の相違点や民事法の最も重要な領域、事実審に代わる紛争解決手段に目を向け、さらに民事裁判の各過程を順を追って取り上げる。

## 民事法の性格と内容

**米**国の法律制度には、刑事法と民事法との重要な相違がいくつかある。刑事法は、社会全体に対する攻撃的な行為に関する法律である。民事法は、主として、一般市民同士の義務に関する法律である。民事事件では、政府が民事訴訟の当事者になる場合も時々はあるが、通常、紛争は民間の個人同士の間で起こる。刑事事件では常に、社会に対する犯罪を行ったとされる個人が、検察当局によって訴追される。

民事事件の場合、裁判所は、当事者間の特定の紛争を、双方の法的権利を決定することによって解決しようと試みる。次に裁判所は、被害者側の当事者に対し、金銭的損害賠償を与えたり、特定行為の履行ないしは自制を一方の側に命じるなど、適切な救済手段を決定する。刑事事件の場合、裁判所は、被告人が無罪か有罪かを決定する。有罪となった被告人は、罰金、拘禁、あるいはその両方の処罰を受ける。

場合によっては、1つの行為が刑事手続きと民事訴訟の両方を引き起こす

こともある。例えば、ジョーとピートという2人の政治学者がアトランタの学会に出席するために、空港からタクシーに同乗し、市中心部のホテルに向かったと仮定する。車中で2人は、熱心に政治論議を始めたが、ホテルに着かないうちに、議論が白熱しすぎて、本当の喧嘩になってしまった。もしピートがタクシーを降りる時に、ブリーフケースでジョーの横腹を叩いたとしたら、ピートは暴行罪で告発されるかも知れない。さらにジョーは、ピートに対し、民事訴訟を起こし、医療費の支払いに十分な賠償金を請求するかも知れない。

連邦裁判所と州裁判所の双方において、民事事件は刑事事件よりはるかに件数が多いが、一般的に刑事裁判ほどマスコミの注目を集めない。それでも民事裁判は、しばしば社会の重要な政策問題を提起し、社会の中にある広範な意見対立を取り扱う。司法学者のハーバート・ジェイコブは、民事法が扱う分野の広さについて『アメリカの司法』(Justice in America)で次のように要約している。「あらゆる契約違反、顧客に不満を残すあらゆる販売、回収できないあらゆる負債、政府機関とのあらゆる紛争、文書・口頭によるあらゆる名誉毀損、偶発的事故によるあらゆる負傷、あらゆる結婚の破綻、そしてあらゆる死が、民事訴訟の原因となりかねない」

かくして、2人以上の人の間のあらゆる紛争が、事実上、民事訴訟の根拠となりうる。訴訟の数は非常に多いが、その大部分は次の5つの基



本的な領域に属する。

## 民事法の主要領域

**民**事法の主要領域は、契約法、不法行為法、財産法、相続法、および家族法の5つである。

### 契約法

契約法は、主として、2人以上の間で行われた自発的な合意に関する法律である。身近な例としては、特定の仕事の履行、品物の売買、住宅や事業所の建設や修繕などに関する合意である。これらの合意の基本は、一方の当事者の約束と、それに対する他方の当事者の約束だが、通常は、

一方が他方のサービスないしは財に対して、代価を支払う約束である。例えば、「ホット氏」が「クール夫人」と契約を結び、「ホット氏」が12月10日にオーク材の薪を切って「クール夫人」の家まで届けてくれたら、夫人は、125ドル払うことで合意したと仮定する。もし「ホット氏」が12月10日に薪を届けなかったら、彼は契約に違反したことになり、「クール夫人」は、損害賠償を求めて彼を訴えるかも知れない。

多くの契約は比較的簡単で分かり易いものだが、契約法ないしは契約概念に基づく複雑な分野もある。そのような分野の1つに商法がある。商法は主として信用販売や割賦払いを伴う売買に関する法律である。商



破産と債権者の権利は、契約法の重要分野である。(上) 2003年に破産申請を辛うじて回避したアメリカン航空のジェット機 (© Scott Olson/Getty Images)

法はまた、小切手、約束手形その他の譲渡性を持つ金融商品も扱っている。

もう1つの密接に関連した分野に、破産と債権者の権利がある。破産した個人ないし会社は、再出発するために、実質的に過去を清算して破産申請の手続きをとることができる。破産手続きはまた、債権者に対する公平性を保証するように企図されている。破産法は、ここ数年、立法府にとって大きな懸念事項になっている。連邦地方裁判所には、現在、破産審理を専門にする多くの裁判官が配属されている。

契約法の最後の分野は、保険契約である。これは非常に多くの人に関わる重要な分野である。保険業界は政府機関によって規制されており、業界独自の規則に従わなくてはならない。

## 不法行為法

不法行為法は一般に、民事上の悪事に関する法律と言える。これは損害をもたらしたり、社会が定めた基準に達しないような行為を対象にした法律である。

人身傷害や肉体的損傷に対する賠償請求が不法行為法の中心であり、伝統的に、自動車事故が、これらの請求事件の大部分を占めている。不法行為法を分類すると、最も急速に増大している分野の1つは製造物責任である。この分野は、食品、玩具、

電気製品、自動車、薬品その他の多くの製品の欠陥から生じた損害に対し、製造企業に責任を負わせる手段として、ますます有効になってきている。

製造物責任に関する訴訟が増えた理由の1つとして、恐らく、立証の基準が変更されたことが挙げられる。従来は、過失（訴訟で明示される特定状況下での不注意、あるいは、普通払うべき注意を怠ったことと一般に定義される）を証明できなければ、相手から受けた損害に対する賠償を払ってもらえなかった。しかし、長年の間に、この過失という概念を適用する例は減ってきており、特に製造物責任訴訟がその傾向にあるといわれている。これに代えて裁判所は、厳格責任の基準をしばしば用いるようになったが、これは製造者に過失がなくても、あるいは注意を払っていたとしても、被害者は賠償を得られるということの意味する。

もう1つ、製造物責任に関する訴訟が増加した理由としてよく指摘されるのが、原告に有利な評決を出したときに陪審が与える賠償額の大きさである。損害に対して陪審が与える賠償は、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償の2種類がある。補償的損害賠償は、修理費、治療費、入院費など、原告が実際に被った損失の補償を意図している。これに対して、懲罰的（ないし警告的）損害賠償は、被告人に対する懲罰ないしは当該行為が将来起きないようにするための警告を意図している。

賠償金額の高騰と、いわゆる根拠のない訴訟の増加に対する懸念から、政府当局者、企業の幹部、利益団体、法曹界関係者の間で、不法行為法の改革を目的とした法律の制定を求め声が高まった。1990年代を通じて、多くの州が不法行為に関するさまざまな改革措置を立法化した。不法行為改革の提唱者である米国不法行為改革協会（The American Tort Reform Association）の報告によれば、各州は非経済的損害に対する賠償額を制限したり、懲罰的損害賠償に関する法律を修正したり、あるいは、根拠のない訴訟を起こす原告を罰する法律を制定している。

もう1つ、不法行為法の分野で急速に増えているのが医療過誤である。医学の大きな進歩にもかかわらず、医療過誤に対する賠償請求は増加する一方である。現代医学において進行中の問題としては、新しい治療法がもたらすリスクの増大と、専門医および病院側の人間味を欠いた対応の2つが挙げられる。今日の患者たちは、医療に高い期待を抱いており、医者がそれに応えられない場合、怒りが高じて医療過誤の訴訟を起こすかもしれない。

裁判所は、一般に、医療過誤の訴訟を解決する際、厳格責任の法理よりも、むしろ従来から採ってきた過失基準を用いる。これの意味は、法律によって医師に治療の成功を保証させようというのではなく、医師が一般に容認されている医療手段と合致する方法で治療しなかったことを

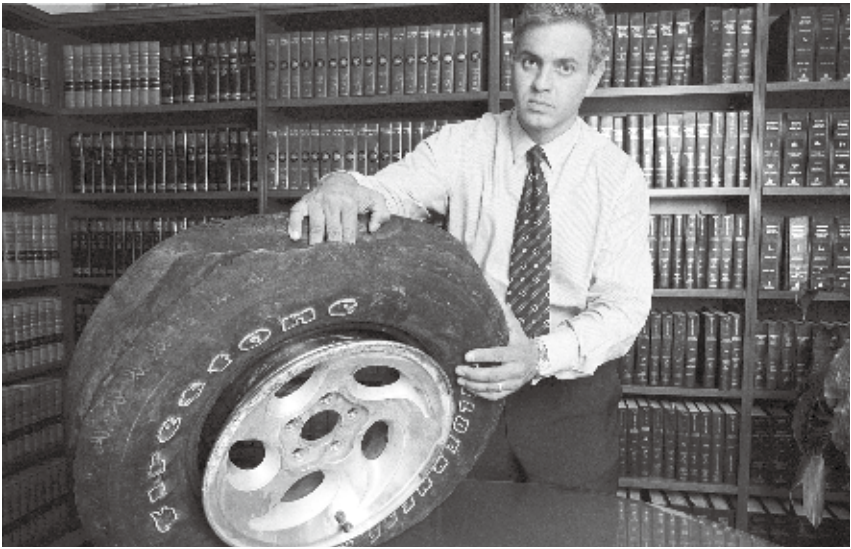
患者が証明できた場合に、その医師に責任を負わせるということである。容認された医療という考え方は州によって異なり、このような問題は、裁判所がそれぞれのケースに応じて解決しなければならない。しかし、医師を含む専門家の行為は、本質的に合理性があるものと推定するのが慣習である。従ってこれは、損害を受けた患者側が裁判で医師に勝つためには、その医師の行為が合理的でなかったと証言する1人ないし複数の専門家証人の証言が、少なくとも必要となる。

## 財産法

伝統的に、不動産と動産とは区別されてきた。前者は通常、土地、家屋、建物などを指し、生えている農作物も含めてきた。そのほかのほとんどすべてのものは動産と見なされ、その中には、金（かね）、宝石類、自動車、家具、銀行預金などが含まれる。

ローレンス・M・フリードマンは、著書『アメリカの法』（American Law）の中で「法律に関する限り、財産という言葉は主に不動産を意味し、動産は大して重要ではない」と述べている。動産を専門に扱っている法律の分野は、確かに1つもない。それどころか、動産は、契約法、商法、破産法の中で扱われているだけである。

米国では、財産権は常に重要な地位を占めてきたが、今日の財産権は、単に何かを所有する権利という以上に複雑である。今日、財産という概念に含



製造物責任は不法行為法の中でも最も急増している分野の1つで、注意をしているにもかかわらず多数のメーカーが責任を追及されている。製造物責任訴訟を扱うラルフ・G・パチーノ弁護士が、ケーシングからはずれて大事故の原因となったと依頼主が主張するタイヤを見せている。2000年、ファイヤストーン社が何百万本ものタイヤをリコールすることになった、数多くの損害賠償請求の1つ (© Robert King/Newsmakers/Getty Images)



2003年に連邦通信委員会が企業のマスコミ所有規制を緩和すべきかどうか検討したが、その背後にあった主要な問題が財産法（財産を使用し取得する権利）であった (© Alex Wong/Getty Images)



まれるものの中で最も目新しいのは、財産を利用する権利である。

今日の財産法の重要な部分の1つは、土地利用規制に関するものである。土地利用規制の最も一般的なタイプは、都市計画のゾーニングといわれる規制である。これは地方自治体を地域の法律により、用途別に区画するやり方である。例えば、ある地区は住宅地域に、別の地区は商業地域に、さらに別の地区は工業地域に、というように指定される。

初期のゾーニング法に対しては、土地利用の規制は市の土地収用に当たり、憲法違反だとして異議が申し立てられた。「正当な補償なしに私有財産を公共の用途のために取り上げてはならない」と憲法は述べているからだ。ゾーニング法が、ある意味で、意のままに土地を利用する権利を土地所有者から奪うのは確かである。しかしながら、裁判所は概して、ゾーニング法は憲法に違反する収用とは見なさないという判決を下してきた。今日、ゾーニングは、米国中のあらゆる規模の市や町で、避けられない現実となっている。都市計画者や市の役人は、都市地域が計画性と秩序のある市街地の発展のために、ゾーニングの各種条例は必要なものだとして認識している。

## 相続法

相続法は、世代から世代へと財産をどのように継承するかを定めている。米国の法制度は、個人が自分の

財産を好きなように処分する権利を認めている。一般的な処分方法は、遺言書の執行である。個人が有効な遺言を残した場合、裁判所はそれを執行する。しかし、遺言を残さなかった場合（または、不適正に作成した場合）、無遺言での死亡になり、州が財産を処分しなければならない。

州による財産の処分は、州の制定法が規定する一定の仕組みに従って実施される。法律により、無遺言の財産は、死者の法定相続人、つまり、死者に最も近い親族に渡される。無遺言で死んだ人の中には、生存している近親者がいないことがある。その場合、死者の財産は、死者が居住していた州に帰属する。つまり譲渡されてしまう。州の制定法は、多くの場合、また従兄弟や大叔父、大叔母のような遠い親戚が相続することを禁じている。

州が規定した仕組みではなく、自分の望む通りに死後に財産が処分されるように、遺言書を作成する米国人がますます多くなっている。遺言書は公式文書である。細心の注意を払って作成しなければならない。その際、ほとんどの州では、少なくとも2人の証人が立ち会わなくてはならない。

## 家族法

家族法は、結婚や離婚、子供の親権、子供の権利などの事項を律する法律である。この法律が、毎年、多くの米国人の生活に影響を与えているこ



とは明らかである。

結婚するのに必要な条件は、州法で規定されている。これらの州法には、伝統的に、結婚当事者の最低年齢、必要な血液検査や身体検査、結婚当事者の精神状態、婚姻許可証・料金に関する要件、それに待機期間が定められている。

かつて、婚姻の解消は非常にまれだった。19世紀の初期、いくつかの州は、議会の特別法によってのみ離婚を許可していたが、サウスカロライナ州だけは離婚を断じて許可しなかった。他の州では、配偶者の一方が離婚できる何らかの根拠を証明した場合に、離婚を許可していた。言

い換えれば、離婚は、配偶者の一方が姦通、遺棄、あるいは虐待という罪を犯した場合に、潔白な他方の配偶者に対してのみ許可された。

20世紀に入り、離婚法は大幅に変更された。この変化は、制限的な離婚法から無過失離婚への移行だった。これは2つの要因によるものだった。第1に、長年にわたり離婚希望者が増加してきたこと。第2に、かつて離婚者に押された烙印がほとんど消えてしまったことが挙げられる。

無過失離婚では、当事者は、和解しがたい不和が2人の間に存在し、結婚がもはや存続可能ではないことを説明するだけでよい。無過失離婚



マンハッタン家庭裁判所の親権に関する判決を待つ2人の子供。無過失離婚の結果、親権訴訟が日常的になり、どちらの親が親権を取得するかを、裁判所が決めなければならない事例が、ますます増えている (© Carrie Boretz/The Image Works)

が認められるようになり、敵対的な性格の離婚訴訟が姿を消した。

婚姻の解消によって生じるそのほかの問題の中には、容易に解決されない問題もある。親権をめぐる争い、子供の養育費の支払いをめぐる紛争、および訪問権に関する意見の不一致は、裁判所が日常的に取り扱う問題になっている。今日の親権をめぐる紛争は、恐らく、無過失離婚以前よりも、ありふれたものになり、争いの度合いが強まっている。何が子供にとって必要かが最優先されるが、裁判所は、もはや自動的に母親に親権を付与すべきだという解釈は行わない。親権が父親に付与される例が増えてきている。また、現在では、裁判所が、離婚した父母双方に共同親権を付与することが一般的になっている。

## 民事法に関する法廷およびその他の機関

**米** 国人の日常生活で、意見の相違はよくあることである。たいてい、こうした意見の相違は、法制度の外で解決できる。しかし、時に、意見の違いがあまりに深刻になると、当事者の1人は訴訟を起こす以外に解決方法はないと考える。

### 裁判を起こすかどうかの決定

毎年、民事事件になるかも知れない何千件もの紛争が、裁判なしに解決されている。それは、訴訟当事者になるはずの人が、裁判以外の方法

で問題を解決したか、あるいは原告になるはずの人が提訴しなかったからである。裁判に頼るのか、争いをやめ和解しようとするのか、あるいは単に問題を忘れるのか、という決断に迫られたとき、多くの人は単純な費用対効果で決めようとする。つまり、裁判にかかる費用と、勝訴により得られそうな利益を、天秤にかけるのである。

### 裁判外紛争解決

実際には、裁判手続きのすべてを利用する人はごく少数である。それどころか、ほとんどの事件は、本格的な裁判に頼らずに解決される。民事事件では、裁判の進展は遅く、かつ多額な費用がかかる可能性がある。多くの分野で未審理の事件が山のようになまっていて、1つの事件の公判が始まるまで、3年から5年もかかってしまう。加えて、民事事件の裁判は極端に複雑な場合がある。

裁判費用を考えただけでも、訴えを起こそうとする人の意欲をなえさせるのに十分である。敗訴する可能性は常に存在する。たとえ原告が勝訴しても、判決が履行されるまで、長い間待たされる恐れが常にある。そして、そもそも判決が完全に履行されるかどうかも分からない。言い換えれば裁判は、当事者にとって、単に新しい問題を次々と生み出すだけかも知れない。こうしたあれこれの理由で、紛争解決の代替手段についての議論がますます高まっている。

裁判外紛争解決（ADR）を支持する声は、大企業から弁護士、個人に至るまでどんどん大きくなっている。「企業国家アメリカ」は、時間と金のかかる法廷での闘争を、複雑な紛争を解決する唯一の手段とはしたくないのである。さらに、事件をより早く解決したい時や、特定事項を機密扱いにしたい時、弁護士はますます頻繁に、調停や仲裁などの代替手段を検討するようになった。そして個々の市民も、家族間の紛争、近隣とのめごとや消費者の苦情などを解決するため、地域の調停サービスに助けを求めるケースが増えている。

裁判外紛争解決の手続きは、さまざまな形態のもで行われる。これらの形態は通常、「民間型、裁判所照会型、および裁判所付属型に分類され、後者の2つは、まとめて裁判所関連と呼ばれることが多い」と『法廷管理と運営ハンドブック』（Handbook of Court Administration and Management）の著者スーザン・ケイタは記している。つまり、民間型ADR手続きの中には、裁判所から独立して機能するものがある。裁判所照会型ADR手続きも裁判所の外で行われるが、それでも裁判所とある程度関係を維持している。裁判所付属型ADRの場合は裁判所が手続きを行う。「裁判外紛争解決は、その形態および紛争の争点の種類によって、任意にも強制的にもなる。それらに拘束力を持たせることも、また出された決定を控訴することもできる。当事者間の合意、裁定、あるいはその両方の組み合わせも可能である」とケイタは述べている。広く利用されている

裁判外紛争解決の手続きには、調停、仲裁、中立的事実認定、ミニ裁判、略式の陪審裁判、および民間裁判がある。

**調停** 調停とは、私的な、秘密扱いで行う手続きである。紛争当事者が争点を特定し、明確にして、合意に至れるように、公平な第3者が手助けをする。調停者は、裁判官の役を務めるわけではない。むしろ、最終的な解決に責任を持つのは、当事者自身である。

調停は、紛争当事者同士が継続的な関係にある場合に、特に適している。たとえば、家族間、隣人同士、雇用主と従業員、家主と借主の間などの紛争である。調停は、離婚訴訟の際も、手続きを対立的なものから協力的なものへと変えるので、有益である。親権や訪問権も、調停を通して解決されることが多い。また、多くの分野で、保険会社が関係する人身傷害請求および財産請求が、調停を通して解決されている。

**仲裁** 仲裁手続きは、裁判に訴えるのと似ている。仲裁人と呼ばれる公平な第3者が、紛争当事者の双方から説明を聞いた後、事案をいかに解決すべきかを決める。裁判官も陪審もない。その代わりに、紛争当事者の双方が選んだ仲裁人が、最終的な判断を下す。仲裁人は、あらゆる種類の専門職から集められ、しばしば無償で時間を提供して、問題解決の手助けをする。

紛争当事者が仲裁を選択する理由

は、時間と費用が節約でき、裁判所の審理よりも非公式な形だからである。たいていの仲裁は、長くて4カ月後には終了する。これに対して、裁判所の判決は半年から数年かかる。

仲裁は非公式に、さまざまな消費者の苦情を解決するために利用されている。具体例としては、粗雑な自動車修理をめぐる争い、欠陥商品の返品問題、サービスに対する過剰請求などがある。また仲裁は、裁判所照会型と裁判所付属型手続きでも、ビジネス、商業、および雇用に関連する紛争を含む、いくつかのタイプの紛争を解決するためにも利用されている。

**中立的事実認定** 中立的事実認定は、非公式な手続きで、まず両当事者が合意した中立の第3者に紛争の調査を依頼する。たいてい、対象になる紛争は、複雑な問題か技術的な問題を含んでいる。中立の第3者が紛争の事実関係を分析し、拘束力を持たない報告や勧告の形で調査結果を示す。

この手続きは、会社内部での人種差別や性差別の申し立てを扱う場合に、とりわけ有益である。このような事例では、社内に激しい感情と軋轢を引き起こすことが多いからである。両当事者が同じ会社の従業員である場合、利害の衝突があるので、上司や管理者は、差別の申し立てを公平に調査する能力が妨げられる可能性がある。会社は、公正さを欠くという印象を避けるように、従業員がみな尊重できる解決が実現できる

ことを望んで、中立の第3者に委ねることがある。

**ミニ裁判** 各当事者は、このミニ裁判では、双方から選ばれた代理人と中立の第3者で構成される審議団の前で、両当事者が裁判のような形式で立場を提示する。各審議団には、1人の中立的助言者がいる。ミニ裁判の目的は、争点を明確にし、現実的な和解交渉のための土台を築く助けとなることである。双方の代理人が、それぞれの立場と主張について概要を審議団に説明する。この結果、各当事者は相手の立場をより詳しく理解するようになる。双方の説明を聞いた後、助言者を含む審議団は、妥協点を見出すために話し合う。中立の助言者もまた、双方の言い分について勧告的意見を出すことができる。この勧告的意見は、当事者双方が拘束力を持たせることを書面で事前に合意していない限り、拘束力を持たない。

ミニ裁判の主な利点は、両当事者に解決策を模索する機会が与えられることである。これはまた、各当事者が代理人を立てて、詳細な情報を入力できることを意味する。

**略式の陪審裁判** 略式の陪審裁判とは、訴訟が提起された後、事実審理に達する前に行われる裁判所管理下の手続きのことである。各当事者は、陪審（一般に6人）にそれぞれの主張を提示する。各当事者の主張の概要が述べられ、要約された冒頭弁論と最終弁論が行われる。典型的な例

だと、弁護士は、短い発言時間（1時間以内）が与えられるが、その内容は事実審理で許可される情報の提示に限定される。宣誓証人の証言は取らず、普通は記録も取らない。拘束力を持たないので、進行手順と証拠に関する規則は、通常の裁判よりも柔軟である。

陪審は、提示された主張に基づき、勧告的な、拘束力を持たない評決を下す。この場合の評決の目的は、弁護士およびその依頼人に、事件に関する洞察を与えることにある。また、評決が、紛争を和解させるための土台を示唆することもある。紛争が略式の陪審裁判の手続き中あるいはその終了直後に解決しないときは、裁判官の前で、正式事実審理前協議が開かれ、和解策について話し合う。

略式の陪審裁判の主な利点の1つは、時間の節約である。略式陪審裁判は、本格的な裁判が数日から数週間かかるのと比べて、大体、丸1日もかからずに終結するのが通例である。

**民間裁判** これは、裁判外紛争解決の1つの方法で、退官した元裁判官が審理し報酬を得る。この方法の提唱者は、いくつかの利点を指摘している。第1に、紛争当事者は、問題の処理に適切な資格と経験をもつ人物を選べる。第2に、当事者は当初の日程通りに問題が処理され、裁判所の過密スケジュールを理由に遅延されないことを保証される。最後に、負担する費用が全面的な訴訟よりも

安く済む可能性が大きい。しかし、民間裁判を批判する人たちは、一部の退官した元裁判官が高い報酬を請求していることを懸念している。例えば、カリフォルニア控訴裁判所は、民間裁判官としてもっと稼ぐために、現職の裁判官を辞める者もいることを指摘している。

## 専門的な裁判所

州裁判所制度の特徴として、特定の種類の民事事件を審理するために、多くの専門的裁判所が設立されたことがしばしば指摘される。家庭裁判所は、離婚、子供の親権や養育などの問題を審理するために設立されることが多い。多くの管轄区には、遺言検認裁判所があり、不動産権の確定や遺言に関する争いを取り扱う。

専門的裁判所の中で恐らく最もよく知られているのは、少額裁判所である。少額裁判所は、訴額が所定の金額以下である事件に対し、管轄権を持っている。所定の金額と言っても、管轄権によって異なるが、最高額はたいてい500ドルか1000ドルである。少額裁判所は、さほど複雑ではない事件を、ほかの多くの事実審裁判所よりも非公式に解決してくれる。訴訟手数料が安く、弁護士は不要の場合が多いので、一般の人も費用の面で利用しやすい。

## 行政機関

多くの政府機関もまた、特定の種類の事件を扱う準司法的な権限をも



つ組織を設立している。例えば、連邦レベルでは、連邦取引委員会や連邦通信委員会のような行政機関が、それぞれの権限範囲内でなんらかの裁定を下す。これらの機関で出された裁定に対する上訴は、連邦控訴裁判所に回される。

州レベルでは、民事訴訟上の解決を助ける行政機関の一般的な例として、労働者災害補償委員会がある。この委員会は、従業員の負傷が業務上のものかどうか、その結果従業員は、労災補償金の支払いを受ける権利を持つかどうかを判断する。多くの州車両関連登録局には、運転免許証の取り消しに関する決定を行うための聴聞会が設けられている。また各州に一般的に存在するもう1つの行政機関は、公民権に関する事案と申し立てられた差別事件を裁定するものである。

## 民事訴訟手続き

**多**くの紛争は、何らかの裁判外紛争解決の方法を通して、あるいは専門的な特別裁判所で、あるいはまた行政機関の手によって、解決される。だが、それでも毎年、多数の事件が民事裁判所までたどり着こうとしている。

一般的に言って、刑事裁判で用いられる対審主義は、民事裁判でも用いられるが、若干の重要な相違点がある。第1に、訴訟当事者は、当事者適格を持っていないといけない。

この概念は、訴訟を起こす者が、争訟の結果に個人的な利害関係を持つ者でなければならないことを意味する。さもないと、両当事者間には真の争訟性はなく、従って裁判所が判決を下すような事件にはなり得ないことになる。

2番目の大きな相違点は、民事事件で用いられる証明の基準は証拠の優越であり、刑事事件で用いられる厳しい「合理的な疑いの余地がない」という基準ではない。証拠の優越とは一般に、疑いや憶測を克服するに足る十分な証拠があることを意味する。明らかにこれは、刑事事件で必要とされるほどの証拠が、民事事件では要求されないことを意味する。

3番目の大きな相違点は、刑事裁判で被告に与えられる法の適正な過程に関する広範な保障の多くが、民事訴訟には適用されないことである。例えば、民事事件では、どちらの当事者も、弁護士の支援を受ける憲法上の権利を持たない。合衆国憲法修正第7条は、「訴額が20ドルを超える」場合には、訴訟における陪審裁判の権利を保障している。この修正条項は州には適用されないが、ほとんどの州が、同じような保障を州憲法で定めている。

## 民事訴訟の提訴

民事訴訟を起す者は原告と呼ばれ、また、訴えられている者は被告あるいは応答人と呼ばれる。民事訴訟は、ジョーンズ対ミラー事件というよう

に、原告と被告の名前で表示する。原告の名前が最初に表記される。典型的な手順は、原告側の弁護士がまず、しかるべき裁判所に向き、書記官に手数料を払い、訴状や申立書を提出する。訴状には、訴訟の根拠となる事実、申告損害額、請求する判決や救済を記載する。

どの裁判所が実際に事件を審理すべきかという決定には、管轄権および裁判地の概念が関係してくる。管轄権とは、裁判権を行使する裁判所の権限のことで、裁判地とは、裁判権が行使される場所を意味する。

裁判所が訴訟の対象物に対しても、被告に対しても、管轄権を持つ場合、管轄権の要件が満たされる。という

ことは、同じ事件に対する管轄権を、いくつかの裁判所が持つこともありうる、ということである。例えば、オハイオ州デイトンの住民が運転する車が、テネシー州内で、同州キングスポートの住民の運転する車に追突されるという交通事故に遭い、重傷を負ったと仮定する。オハイオ州の運転者と車に対する損害総額はおよそ8万ドルだった。このケースだと、オハイオ州の事実審裁判所が事物管轄権を持つので、オハイオ州は、ほぼ確実に被告に対する管轄権を取得することができる。加えて、テネシー州裁判所も恐らく管轄権を持つことになる。さらにこの事件では、州籍の相違が存在し、訴額が7万5000ドルを超えているので、オハイオ州とテネシー州の連邦地方裁判所



マスコミの注目度が高いと、被告側弁護士は、事件に対する偏見を避けるために、しばしば裁判地の変更を求める。例えば、飲酒運転による自動車事故のような場合である(AP/WWP)

も管轄権を持つ。すなわち、管轄権だけで言うなら、原告はこれらの裁判所のどこでも訴訟を起すことができるのである。

しかるべき裁判地の決定に当たっては、偏見が介在しないように配慮した制定法の規定に従う場合もあるが、単に場所が便利だから決めたに過ぎないこともある。連邦法では、適切な裁判地は、原告あるいは被告が住んでいる地域、あるいは損害が発生した地域と決められている。裁判地に関する州の制定法は州によって若干の違いがあるが、土地の問題がからむ場合は、通常、その土地が属する郡を適切な裁判地と規定している。ほかのほとんどの場合、裁判地は被告が居住する郡となる。

裁判地の問題は、裁判官ないしは陪審候補者が、明らかに持っている、あるいは持つ恐れがある偏見にも関係している。だからこそ弁護士は、特定地域での裁判に反対したり、裁判地の変更を提議したりするのである。この種の異議申し立ては、大々的に報道された刑事裁判によく見られるものだが、民事裁判でも見受けられる。

いったん適切な裁判所が決まり、訴状が提出されると、裁判所の書記官は、訴状の写しを召喚状に添付し、被告に送達する。召喚状は、州の法執行官事務所職員、連邦保安官、あるいは民間の送達実施代理業者により送達される。

召喚状は被告に、訴答として知られる回答を一定期間（通常 30 日）内に提出するよう指示する。被告がこれに応じないと、法廷不出頭で、被告が敗訴する場合がある。

こうした原告と裁判所の書記官と送達実施代理業者の簡単な行為により、民事訴訟は開始される。次に来るのが、実際の裁判に先立つ慌ただしい活動で、これは数カ月間続くことがある。事件の約 75 %は、裁判まで行かずに、この期間に解決される。

## 裁判前の実務

**申し立て** いったん召喚状が被告に送られると、被告側弁護士はいくつかの申し立てを行うことができる。無効の申し立ては、召喚状が適切に送達されなかったという理由で、裁判所に対して召喚状の取り消しを求めるものである。例えば、被告は、召喚状は州法で直接個人あての送達が義務づけられているのに、そうではなかった、と主張することもある。

原告側訴状に対しては、明確な陳述を求めるか、あるいはこれに異議を申し立てるかとの 2 つのタイプの申し立てがある。その 1 つ、削除の申し立ては、訴状の一部が偏向している、不適切である、あるいは見当違いである、として、裁判所にその部分の削除を求める。明確な陳述を求める申し立ては、原告が訴状をもっと具体的なものにしよう、裁判所に善処を求めるものである。

民事訴訟でよく提起される4番目の種類の申し立ては、訴状の却下を申請するものである。この申し立ては、裁判所に管轄権がないことを主張したり、あるいは訴状の主張が仮に真実だとしても、原告は被告を訴えるための法的に適切な根拠を提示していない、と主張したりするものである。

**答弁** 裁判官が上記申し立てを認めなかった場合、被告は訴状に対する答弁を提出する。この回答には、原告の主張に対する承認、否認、抗弁、および反訴が含まれる。答弁書に承認が含まれる場合は、裁判の中で事実関係を立証する必要はない。しかし、否認の場合は、裁判の中で立証すべき事実問題を持ち出すことになる。抗弁とは、答弁書に記載した特定の実事により、原告は損害賠償を得ることは出来ない、と述べるものである。

被告はまた、反訴と呼ばれる別の訴訟を起こすこともできる。原告側の訴訟原因となった一連の同じ出来事が、被告側にとっても原告に対する訴訟原因になりうると被告が考える場合、被告は、原告の主張に対して、裁判で反訴しなければならない。この場合原告は、被告の答弁書に対する回答を提出することができる。その回答の中で、原告は、反訴に含まれている事実の主張に対し、承認、否認、あるいは抗弁することができる。

**情報開示** 米国の法制度は情報開示の手続きについて規定している。すなわ

ち、各当事者には、相手当事者が持っている情報を知る権利がある。情報開示にはいくつかの方法がある。

- 証言録取書とは、宣誓した証人が裁判所以外の場所で行った証言である。法廷内と同じ質疑応答形式が用いられる。訴訟当事者の弁護士が立ち会って、反対尋問できるようにするため、予めすべての当事者に証言録取書が取られることを通知しなければならない。
- 質問書とは、宣誓回答を求める、書面による質問である。質問書は、訴訟当事者だけに送付され、証人あてに送ることはできない。相手の訴訟当事者が持っている証拠に関する情報を入手するために利用される手段である。
- 訴訟当事者は、相手当事者が所有する文書、書類、図画、グラフ、図表、地図、写真その他の物について調べたい場合、それらの提出を要請することができる。
- 当事者の一方の身体上ないしは精神上の状態に関し疑問がある場合、裁判所は、医師の検査を受けるよう命じることができる。

**正式事実審理前協議** 事実審理に先立ち、裁判官は、各当事者の代理人である弁護士と非公式に事件の争点について話し合うために、正式事実審理前協議を召集することがある。この協議への出席を認められるのは、裁判官と弁護士だけで、普通は裁判

官室で開かれる。

この協議で、裁判官と弁護人は、争いの余地のない事実問題に関して解に達することを目指す。これは訴訟上の合意と言われている。この合意の目的は、法廷で議論すべき争点を絞ること、より効率的に公判を進行させることにある。また、双方の弁護人は、双方の主張の一部である証人と文書のリストを互いに共有する。

弁護人と裁判官は、正式事実審理前協議を事件の和解のために利用することもできる。裁判官の中には、事件が公判まで行かずに済むように、積極的に和解を導く者もいる。

## 民事裁判

**陪審の選定** 連邦裁判所で行われる民事訴訟において陪審裁判を受ける権利は、合衆国憲法修正第7条で保障されている。州憲法も同じようにこの権利について規定している。陪審裁判を放棄することもできるが、その場合は裁判官が判決を下すことになる。陪審は伝統的に12人の陪審員で構成されるが、現在は必ずしもそうとは限らない。たいていの連邦地方裁判所では、民事事件の場合、陪審は12人未満の陪審員で構成されている。大多数の州が、すべて、あるいは一部の民事裁判において、12人未満の陪審員で構成される陪審を認めている。



合衆国憲法修正第7条と州憲法は、民事訴訟において陪審裁判を受ける権利を保障している。その結果、このミシガン州マコーム郡の女性たちのような多くの市民が、陪審員を務めるために召集される (AP/WWP)



刑事裁判と同じように、陪審員は地域の人口構成を公平に反映し、無作為に選ばなければならない。多数の陪審員候補者が裁判所に呼ばれる。そして事件が公判に進んだ段階で、さらに絞られた人数の陪審員候補者が、特定の法廷へ送り込まれる。

弁護士が特定の陪審員候補者に対する忌避を含む予備尋問を行い、その後、当該の事件を審理する陪審が選定される。弁護士は、陪審員候補者について理由をあげて忌避申し立てができるが、その場合、裁判官は、その候補者が公平かどうかを判断しなければならない。また、原告側、被告側はそれぞれ、限られた回数だけ、理由をいっさい明らかにせずに陪審員を除外する専断的忌避を行使できる。しかし、連邦最高裁のこれまでの判断は、民事裁判で陪審員を人種や性を理由に失格させるために、この忌避を行使することは、合衆国憲法修正第14条の法の平等な保護の保障によって禁じられている、というものである。専断的忌避は、制定法ないしは裁判所規則によって回数が制限されており、通常、2回から6回までしか認められない。

**冒頭陳述** 陪審の選定後、双方の弁護士は冒頭陳述を行う。原告側の弁護士が先に始める。まず事件の概要、および原告側が証明したい事実について陪審に説明する。被告側の弁護士は通常、原告側の弁護士が陳述し終わった直後に冒頭陳述するか、あるいは原告側の主張の提示が完全に終わるまで待つか、のいずれかを選択できる。待つ方を選択した場合、

被告側の弁護士は、冒頭陳述から始まる被告のためのすべての主張を、切れ目なく提示する。冒頭陳述は、事件の概要を説明し、提出される証拠を陪審が理解しやすくなるので、非常に重要である。

**原告側の主張の提示** 通常の民事事件では、最初に、陪審に自らの主張を提示し、その主張の正当性を証明しようとするのは原告側で、最終弁論を最後に行うのも原告側である。原告側の弁護士は主張の提示に際し、通常、証人を呼んで証言させたり、文書その他の証拠物件を提示させたりする。

証人が召喚される場合、証人は原告側の弁護士から直接尋問を受ける。次に被告側の弁護士が、証人に質問する、つまり反対尋問を行う機会が与えられる。最近、アリゾナ州最高裁判所は、民事事件で陪審が評決をもっとスムーズに下せるような措置を講じた。中でも重要なのは、陪審員が裁判官を通して、証人に書面で質問できるようにしたことである。他の州もアリゾナ州のこの新しいやり方を実施することを検討している。被告側弁護士による反対尋問に続き、原告側の弁護士が、再直接尋問を行うことができ、その後、被告側の弁護士が2回目の反対尋問を行うことができる。

一般的に言って、証人は実際に目撃したことだけしか証言できず、個人的な意見を述べることはできない。しかし、この一般的規則の重要な例

外が、専門家証人である。専門家証人は専門分野の事項に関して意見を述べるために、特に召喚される。

専門家証人としての資格を持つには、特定分野に関する豊富な知識がなければならない。さらにその知識を、公開の法廷で立証しなければならない。両当事者は、見解の異なる専門家を法廷に呼んで証言させることが多い。その場合、陪審は、どちらの意見が正しいのかを最終的に判断しなくてはならない。

原告側がすべての証拠を提出し終えると、原告側の弁護士は弁論を終了する。

**指示評決の申し立て** 原告側による主張が終了した後、被告側は、指示評決を申し立てることが多い。この申し立ては、原告側が訴因を立証しておらず、従って原告は敗訴だ、という主張を意味する。裁判官は、この時点で審理を終了した場合、原告が勝訴できるかどうかを判断しなければならない。原告側は十分に説得力のある証拠を提出しなかった、と裁判官が判断した場合、この申し立ては認められ、被告に有利な評決を下すよう指示する。かくして、原告はこの訴訟に敗北する。指示評決の申し立ては、提訴に対する却下申し立てに似ている。

**被告側の主張の提示** 指示評決の申し立てが却下された場合、被告は証拠を提出する。被告の主張は、原告の主張と同じ形式で提示される。す

なわち、証人に対する直接尋問を行い、文書その他の証拠物件を提出する。原告は、証人を反対尋問できる権利を持つ。続いて、再直接尋問と再反対尋問が行われる。

**原告側の反証** 被告側が主張を提示した後、原告は、被告の証拠を打ち消すために、反証を提示することができる。

**原告側の反証に対する答弁** 被告側弁護士は、反証に対抗するための証拠を提出することができる。この反証と答弁の繰り返しは、証拠が出尽くすまで続けられる。

**最終弁論** すべての証拠が提出された後に、双方の弁護士は陪審に向かって、最終弁論、つまり証拠の要約を行う。原告側弁護士が最初と最後に弁論する。つまり、原告側弁護士が最終弁論を開始し、終了させ、その間に被告側弁護士が最終弁論を行う。この段階では、双方の弁護士は、相手方の証拠の信憑性を攻撃し、相手方の証人の信用を損なわせようとする。その際弁護士は、雄弁を振るい、陪審の感情に訴えることが多い。しかし、弁論は、公判で提示され、証拠に裏づけられた事実に基づいて行わなければならない。

**陪審への説示** 陪審審理が放棄されていないと仮定した場合、最終弁論が終了した時点で、続いて陪審への説示が行われる。裁判官は陪審に、評決は公判で提示された証拠に基づいて行わなければならない旨を告げ

る。また、裁判官の陪審に対する説示には、訴訟にかかわる特定の法的概念の規則、原則および基準に関する説明も含まれる。民事事件では、原告に有利な評決は、証拠の優越に基づく。つまり陪審員は、公判中に提示された証拠の重さを検討し、証拠としての価値を比較考量の上、原告側に証拠の優越があるかどうかを判断しなければならない。

**評決** 陪審は、隔離された陪審室へ退いて協議に入る。陪審員は、外部と接触することなく評決を下さなければならない。時には、協議が長引き、細かいことまで検討することもある。そのような場合、評決に達するまで食事と宿泊施設が提供される。評決は、詳細な議論と分析の後に達した陪審の合意を表す。時には陪審が誠意を尽くして協議しても、評決に達しないことがある。そうなった場合、裁判官は審理無効を宣言することがある。これは再審を行わざるを得ないかもしれないという意味である。

陪審員が評決に達すると、陪審は公開法廷に戻り、裁判官に評決書を渡す。そして訴訟当事者に、評決が言い渡される。その時、陪審は評決に関する調査を受けるのが通例となっている。つまり陪審員は裁判官から、評決に賛成かどうかを、個別に質問される。

**公判後の申し立て** いったん評決が出ても、評決に不服な当事者は、さまざまな戦術を使える。敗訴当事者は、評決が出たにもかかわらず、判

決を求める申し立てを提起することができる。この種の申し立ては、陪審が下したような評決は、分別のある人なら到底下せないものだ、と裁判官が判断した場合のみ認められる。

敗訴した方はまた、再審の申し立てでも可能である。通常、この再審の申し立ては、評決が証拠の重さに反していることを挙げる。裁判官は、陪審が達した評決が、提示された証拠により裏づけられていないことに自らも同意したとき、この申し立てを認める。再審は、このほかいくつかの理由によっても認められることがある。数例をあげると、過剰な損害賠償額、極めて不十分な損害賠償額、新しい証拠の開示や、あるいは証拠提出に関する誤り、などがある。

場合によっては、敗訴当事者は、判決からの救済を申し立てる。この種の申し立ては、裁判官が判決における誤記を見つけた場合、新たな証拠を発見した場合、あるいは、判決が欺瞞（ぎまん）により誘導されたと判断した場合に認められる。

**判決と執行** 被告に有利な評決が出ると、そこで審理は終了する。しかし原告に有利な評決が出た場合は、手続きは新しい段階に入る。民事事件では刑の言い渡しはないが、救済ないし損害賠償を決定しなければならない。この決定を判決と呼ぶ。

金銭賠償の判決が出たのに、被告が所定の金額を自分の意思で支払わない場合、原告は、判決の執行命令

を出してほしいと、裁判所の書記官に要請することができる。執行命令は州の法執行官に送られ、執行官に対して、判決を履行するために被告の財産を差し押さえ、競売で売却せよと命じる。もう1つの執行方法は、先取特権を命令してもらうことである。これは、判決の支払いに使用できる財産を確保するための法的権利である。

**控訴** 一方の当事者が、公判中に法適用に誤りがあったと感じたが、再審を求める公判後の申し立てを裁判官から却下された場合、これに不服な当事者は上位裁判所に控訴することができる。恐らく、最も多い控訴

理由は、排除すべき証拠を裁判官が認めてしまったこととか、提示されるべきだった証拠を裁判官が認めなかったこと、あるいは裁判官が陪審への適切な説示を行わなかったこと、などである。

弁護人は公判中に、それらしい誤りに対して異議を申し立てることによって、控訴に向けた地ならしをする。異議申し立ての事実は、公判記録に残って、訴訟記録文書の一部となり、控訴裁判所で検討されるかもしれない。控訴裁判所の判決は、下位裁判所に対して、最初の評決を執行するか、ないしは再審を行うか、どちらかを命じるものになる。





## 第 7 章

# 7

## 連邦裁判官



裁判官に少数民族や女性を含める運動はジミー・カーター大統領の時代に大きくなった。ロナルド・レーガン大統領は1981年、連邦最高裁判事としてサンドラ・デイ・オコーナー（右）を指名し、連邦最高裁の性別の壁を打ち破った。夫のジョン・J・オコーナー（中央）が2冊の聖書を手に持ち見つめる中、ウォーレン・バーガー長官（左）が、彼女を宣誓就任させている（AP/WWP）

連邦裁判所の主役となる人物は、男女の裁判官および判事たちである。彼らはほかの市民たちとどのような特徴で区別されるのか。裁判官に任命される公式・非公式の資格は、どのようなものなのか。裁判官はどのようにして選ばれ、選任手続きにはどのような人が関わるのか。裁判官は、どのようにして裁判官としてのあり方を学ぶのか。裁判官にはどのような規律があり、いつ職務から解かれるのだろうか。

## 連邦裁判官の経歴の特徴

**米**国人は、最貧の境遇に生まれた人物（例えば、エイブラハム・リンカーン大統領など）がいつか大人になり、合衆国大統領か、少なくとも連邦裁判官にはなることはできる。米国人はこうした観念にしがみついている。たいの神話と同じように、この考え方には確かに真実も隠れている。原則を言えば、誰でも傑出した公職者になれる可能性はある。貧しい生い立ちから権力の頂点まで登りつめた人物の良く知られた実例をいくつか挙げることもできる。しかしながら、米国の連邦裁判官は、ほかの官僚や商工業界の大立者と同じように、中流か中流の上の階層の出身者であることが多い。

## 地方裁判所の裁判官

210年に及ぶ過去の連邦地方裁判所のすべての判事の経歴は収集され

ていないが、最近数十年間に任官した裁判官については、かなりのことが知られている。

連邦裁判所判事の最大のグループは、就任する前は、州ないしは地区レベルの裁判官を務めていた。次に多いグループは、政界や官公庁、あるいは中ないし大規模の法律事務所でも雇用されていた人々である。グループとして1番少ないのは、小規模の法律事務所でも働いていた人や、大学教授だった人たちである。

裁判官の学歴を見れば、彼らのエリート性が、かなり浮き彫りになる。全員が大学卒で、そのうち約半分は、学士号と法律の学位を取得するために、学費の高い伝統的名門のアイビーリーグ校か、あるいはそのほかの私立大学で学んでいる。また、裁判官が一般の国民と異なる点は、「職業的遺産」ともいべき傾向が強いことである。つまり裁判官には、司法や公職に就く伝統のある家の出身者が多い。

米国の人口の約51%は女性だが、裁判官は、ほぼ例外なく男性で占められてきた。地方裁判所の女性裁判官の比率は、ジミー・カーターが大統領に就任(1977～81年)するまで、2%に満たなかった。現状を変えようという意識的な努力にもかかわらず、カーターが任命した地裁判事のうち、女性が占める比率は、わずかに14.4%に過ぎなかった。民族的少数派に属する裁判官の数もまた、その絶対数だけではなく、総人口と比較しても

少ないままである。最近まで、アングロサクソン系以外から多くの連邦裁判所の裁判官を指名した大統領は、21%以上を指名したカーターだけだった。ビル・クリントン大統領の政権時代（1993～2001年）に、劇的な変化が起きた。就任後の最初の6年間に指名した判事の49%は、女性か少数派に属していた。

地方裁判事は、10人中約9人の割合で、指名した大統領と同じ政党に属している。歴史的にも、約60%が党派性の強い活動の経歴を持っている。

典型的な裁判官は、任命された時点での年齢が49歳である。大統領の違いによる年齢幅は少なく、ここ何十年間も、政権交代による目立った変化はない。

## 控訴裁判所の裁判官

控訴裁判所の裁判官は、事実審裁判所の裁判官と比較して、以前に司法経験を積んだ者が多い。また、ほかの裁判官より比率が高いわけではないが、やはり、私立およびアイビーリーグの大学出身者である。

政党との関係に関しては、地方裁判所と控訴裁判所の裁判官指名には、ほとんど違いはない。しかし、控訴裁判所の判事の方が地方裁判事よりも、所属する政党で積極的に活動している傾向が若干みられる。

クリントン大統領は、裁判官の顔

ぶれに米国の男女比や人種の比率をより正確に反映させたいとし、その意欲は控訴裁判所の裁判官指名にも現れた。彼が任命した裁判官の3分の1は女性で、過去のどの大統領よりも多くのアフリカ系、ヒスパニック系およびアジア系の人々を、控訴裁判所の裁判官に任命した。

代わって、ジョージ・W・ブッシュ大統領もまた、民族・性別の多様性に取り組む姿勢を見せてきた。例えば、彼が指名した地方裁判事のほぼ3分の1が、「非伝統的」な人材、つまり女性と少数民族だった。

## 最高裁判所判事

1789年以来、106人の男性と2人の女性が米国の司法制度の頂点である最高裁判所の判事に就任した。多分、そのうちの10%は、本来は貧しい家の出自のようだが、大多数の判事は政治活動に熱心な家庭の出身で、約3分の1は法曹関係か伝統的に法律関係に携わる家系に密接に関係していた。

1960年代まで、最高裁判事は全員が白人で、全員が男性だったが、1967年、リンドン・ジョンソン大統領はサージェント・マーシャルをアフリカ系米国人として初の最高裁判事に指名した。マーシャルが1991年に引退したとき、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領（ジョージ・W・ブッシュ大統領の父）は、別のアフリカ系米国人、クラレンス・トーマスを後任の判事に指名した。1981年、ロ

ナルド・レーガン大統領が、サンドラ・デイ・オコナーを指名し、ここで、性別の壁が崩壊した。最高裁判事には、それから13年後、もう1人の女性、ルース・ベアダー・ギンズバーグが加わった。

判事の政治以外の経歴について言えば、108人全員が法律の教育を受け、また全員が職歴上のある段階で、実務を経験している。最高裁判事に任命される直前に、州ないしは連邦の裁判官を務めていた人は22%に過ぎないが、半数を超える判事は、最高裁判事に指名される前のどこかの時点で裁判官を務めていた。連邦の下位裁判所の裁判官と同じように、最高裁判事は、平均的米国人よりもはるかに政治活動に熱心だった。そして事実上、ほとんど全員が、自分たちを指名した大統領と、思想的、政治的志向の多くを共有していた。

## 連邦裁判所裁判官の資格要件

**連**邦裁判所の裁判官としての正式な資格要件はないが、非公式の明確な要件は存在する。

### 正式な資格要件

最高裁判所ないしは下位連邦裁判所の裁判官に就くために定められた憲法上、制定法上の資格要件は存在しない。合衆国憲法は、「米国の司法権は」連邦議会が創設することのできるあらゆる連邦の下位裁判所と、「1つの最高裁判所に帰属する」(第3

条第1節)とし、大統領は「上院の助言を受け、同意を得て、最高裁判事を任命する」(第2条第2節)と述べているだけである。連邦議会は、同じ選定手続きを控訴裁判所と地方裁判所にも適用してきた。米国の裁判官の資格には、試験に合格する必要もなく、最低年齢の制限もない。米国生まれの市民ないしは合法居住者という規定もなく、また法律の学位の取得さえ不要である。

### 非公式の要件

誰が連邦裁判所の判事の椅子に座るかを決めるには、非公式ながら、少なくとも4つの要因がある。それは、専門能力、政治的資質、自薦活動、そして幸運である。

**専門能力** 連邦裁判官の候補者になるには、弁護士である必要はないが、専門能力に傑出した法律家を指名するのが慣例となっている。政治的には、大統領は旧知の仲間を裁判官に任命して労に報いることができるが、伝統的に、裁判官候補者には、ある程度評価の高い優れた専門能力が期待されている。裁判官候補に対するこの期待度は、地方裁判所、控訴裁判所、最高裁判所と、段階が上がるにつれて強まる。

**政治的資質** 裁判官に指名される者のほとんどは、2つの理由で、なんらかの政治的活動をしたという経歴を持っている。まず、裁判官の地位は、ある程度、政治的な役職配分構造の一部と、いまだに考えられている。

つまり、党に貢献した者は、貢献しなかった者に比べて、連邦裁判所の地位で報われる可能性が高い。2番目の理由は、裁判官志望者にとって、なんらかの政治的活動は必要だからである。政治的活動がないと、推薦してくれる大統領、上院議員、あるいは地元の党指導者の目に留まらないからである。

**自薦活動** 連邦裁判所の裁判官になりたい、などと公言する人物は、威厳に欠け、裁判官としての気質に不備があると多くの人が思っている。しかし、法曹志望者たちの中には、目立たないように自分の任官運動を繰り広げたり、少なくとも、裁判官の地位に就く用意があることを、口伝えて広めるものがある。積極的に指名を求めていることを自ら認める者はほとんどいないが、信頼できる向きの話では、法律家たちは、裁判官に空席ができたときに名前が挙がるような立場に、自分を置いておくことがしばしばあるという。

**運の要素** ほとんどすべての裁判官の指名には、かなりの偶然性が働いている。ちょうどよい時期に、ちょうどよい政党に属していたとか、あるいは、タイミングよく実力者たちの目に留まったということがしばしば、職歴と同じくらいに、裁判官になれるかどうかに関係してくる。

## 連邦裁判官の選定過程とその参加者

**裁** 判官を選定する枠組みは、すべての連邦裁判官に同じ基準が適用されるが、選定に参加する人たちの役割は、裁判所のレベルによって違う。すべての指名は、大統領が行うが、当然のことながら、指名までにはホワイトハウスのスタッフ、司法長官の側近たち、何人かの上院議員、およびその他の政治関係者と、十分協議する。司法省の機関である連邦捜査局（FBI）が、該当人物について通常の身辺調査を行うのが通例である。指名が公表されると、その指名に利害関係を持つと考えるさまざまな利益団体が、候補者に対する賛成ないし反対のロビー活動を展開する。また、アメリカ法曹協会（ABA）の委員会も、候補者の資格調査に乗り出してくる。候補者の名前は上院司法委員会に送られ、候補者がその職務に適性をもつかどうかの調査が行われる。委員会の投票で賛成が多数であれば、その指名案件は上院本会議に送られ、そこで単純多数決により承認ないしは否決される。

### 大統領

形式的には、大統領がすべての裁判官候補者を指名することになっている。だが、歴史的に見ると大統領は、下位裁判所よりも、むしろ最高裁判事の指名に、より多く関与してきた。これには、以下の2つの大きな理由がこれまであった。



第1の理由は、最高裁判事の指名は、大統領自身にも一般国民にも、下位裁判所の人事よりも重要であり、政治的に大きな意味を持つ、と見られているからである。大統領は、最高裁判事指名の数少ない機会を利用し、政治的見解を発信したり、政権の基本姿勢を打ち出したりする。例えば、米国が第2次世界大戦に参戦する前の緊迫した時期に、当時の民主党大統領、フランクリン・D・ルーズベルトは、国の団結を示すために、共和党のハーラン・フィスク・ストーンを最高裁長官に昇格させた。1969年、当時のリチャード・ニクソン大統領は、「法と秩序」の回復という選挙公約を果たすために、保守的なウォーレン・バーガーを指名した。そして1981年、ロナルド・レーガン大統領は、女性解放運動に賛同でないという評判を払拭しようとして、

女性を最高裁判事に指名した最初の大統領となった。

大統領が下位裁判所よりも最高裁判事の指名に多くの注意を注ぐ第2の理由は、下位裁判所の裁判官指名は、伝統的に、個々の上院議員や地方の党指導者がしばしば決定的な影響力を行使してきた分野だからである。地方裁判所の裁判官指名に関しては、上院儀礼が慣習になっている。この慣習に基づき、大統領の政党に属し、候補者と同じ州から選出された上院議員が、上院司法委員会から候補者についての意見を求められる。特定の候補者に関する意見を述べることで、これらの上院議員は、事実上、意に沿わない候補者の指名を拒否できる立場にある。この慣習は控訴裁判所の判事指名には適用されないが、大統領は、控訴裁判所の所属する州



リンドン・B・ジョンソン大統領（右）により、1967年、アフリカ系米国人として初めて連邦最高裁判事に指名されたサーグッド・マーシャル（左）（© Hulton Archive/Getty Images）

から選出された、大統領与党の上院議員の判断に任せるのが通例である。

## 司法省

裁判官の選定の過程において、大統領とホワイトハウスのスタッフを助けるのは、大統領から任命された司法省の重要人物2人、つまり司法長官と司法副長官である。彼らの主な仕事は、大統領が定めた一般基準に合った連邦裁判所の裁判官候補者を見つけ出すことである。いったん何人かの名前が挙がると、司法省職員が各候補者をさらに詳しく調べる。FBIに命じて、候補者の性格や経歴を調べることもある。通常は、候補者が執筆したすべての論文や講演の写しを読んだり、現職の裁判官が提出する意見書に目を通したりする。候補者が党に対して忠誠かどうか、また、大統領の主要な政治的立場に同調しているかどうかを、地元の党指導者に確かめることもある。

地方裁判所の裁判官を指名する場合、たいてい、候補者の名前は地元選出の上院議員から提示されるので、司法省の役割は、提案係というよりむしろ審査係である。候補者リストを作成したのが誰であろうと、司法省の主な責務は、候補者の個人的、職業的、政治的な資格要件を調べることにある。この役割を実行するに際して司法省は、ホワイトハウスのスタッフ、指名に関わる上院議員、および候補者の選定に何らかの口出しをしたがる党指導者たちと密接に協力する。

## 州および地方の党指導者

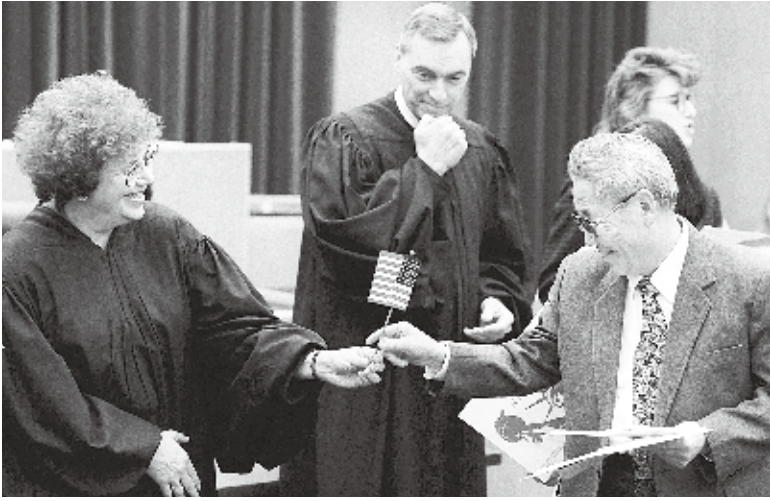
地域の党指導者は、最高裁判事の指名にあたっては、ほとんど発言権がない。これは、大統領の権限が強大なためである。控訴裁判所判事の選定における彼らの役割も最小限にとどまる。しかし、連邦地方裁判事の選定では、彼らの影響力が恐ろしく非常に大きい。特に、2人の上院議員のどちらも大統領与党に属していない州の裁判官の指名では、その傾向が顕著である。このような場合、大統領はその州選出の上院議員よりも、自分の政党の州指導者たちと相談する傾向がある。

## 利益団体

米国の左から右まで、すべての政治地図を代表する多くの圧力団体は、しばしば裁判官の指名をめぐり、賛成・反対のロビー活動を繰り返す。こうした団体——市民的自由、企業、労働組合、公民権を代表するグループ——の指導者たちは、ためらうことなく、自分たちと政治的・社会的価値観が異なる候補者の指名取り消しを大統領に訴えたり、自分たちの意中の候補者の指名を支持するよう上院に働きかける。利益団体は、連邦裁判所のすべてのレベルにおいて、指名に対する賛成・反対のロビー活動を展開する。

## アメリカ法曹協会 (ABA)

50年以上にわたり、アメリカ法曹教会 (ABA) の連邦裁判官選任委員会は、連邦裁判所の裁判官に指名



大統領はすべての連邦裁判官候補者を指名するが、個々の上院議員や地元の政党幹部は昔から下位裁判所裁判官の任命に多大な影響力を持っている。

(上) ニューヨーク州の市民権取得セレモニーを主宰する2人の連邦地方裁判所裁判官 (© Syracuse Newspapers/The Image Works)

(中央) 自分が指名した連邦地方裁判所裁判官を祝福するジョージ・W・ブッシュ大統領 (AP/WWP)

(下) パネル討論会で発言する、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所のコンスタンス・ベイカー・モットリー上席裁判官 (右) (AP/WWP)



される可能性のある人たちの法律専門家としての資格を審査する上で、重要な役割を果たしてきた。米国のすべての巡回裁判管轄区を代表する15人のメンバーで構成されるこの委員会は、裁判官にふさわしい資質、専門的能力、および高潔性という3つの基準によって、候補者の審査を行う。委員会が承認した候補者は、「適格」または「十分に適格」のどちらかで評価される。一方、容認できない候補者には「不適格」のスタンプが押される。

## 上院司法委員会

上院の規則により、上院司法委員会は、すべての連邦裁判官の指名を検討し、上院本会議に勧告しなければならない。従って、同委員会の役割は、候補者になり得る人物の名前を挙げるのではなく、すでに指名された個人を審査することにある。委員会は、すべての指名に関して聴聞会を開くが、その際、証人が召喚され、協議は秘密裡に行われる。地方裁判所の指名候補者に対する聴聞会は、大部分は形だけのものである。なぜなら上院儀礼という慣習から、候補者が認められるかどうかは、事実上すでに決まっているからである。しかし、控訴裁判所の候補者と、そしてもちろん最高裁判所の候補者に関しては、委員会の聴聞会は厳しい審議の場と化する。

## 上院

連邦裁判官の指名手続きの最終段

階は、上院の多数による採決である。歴史的に見て、上院に割り当てられたこの役割に関しては、2つの一般的な見解が主流である。ジョージ・ワシントンの時代以来、歴代大統領と一部の学者は、大統領が選んだ人物に反対する極めて強力な理由がない限り、上院は大人しく支持すべきだという立場をとってきた。これに対し、ほかの学者やほとんどの上院議員は、上院は指名された人物に関して、独自の判断を下す権限と義務を持つ、と考えてきた。実際問題として、裁判官の承認手続きにおける上院の役割は、審議の対象となる連邦裁判官のレベルによって異なる。

地方裁判所の裁判官に関しては、上院儀礼の慣習が優先される。つまり、大統領が指名した候補者が、その就任予定の州から選出された大統領与党の上院議員によって認められた場合、上院はその指名を喜んで承認するのが普通である。控訴裁判所裁判官の指名に関しては、1人や2人の上院議員の選出州だけではなく、もっと多くの州が埋めるべき空席に関係してくるので、この上院儀礼の慣習は適用されない。しかし、空席が生じた巡回区を構成する各州から選出された上院議員は、習慣として、候補となりそうな者の氏名を大統領に提出する。暗黙の了解として、巡回区を構成する各州は少なくとも1人の裁判官を巡回控訴裁判所に出すことになっている。さまざまな基準が守られ、大統領指名候補者がかなり立派な資格を備えている限り、上院はたいてい、大統領が推薦した候



補者に賛成する。

上院は、最高裁判所判事指名者の適格性について意見が分かれた場合には、大統領に異議を唱える傾向が強い。1789年以來、歴代大統領は、計144人の最高裁判所判事指名者の名前を上院に提出し、助言と同意を求めてきた。そのうちの30人については、上院が拒否ないしは「無期延期」、あるいは大統領が指名を撤回した。かくして、大統領のこれまでの成功率はおよそ79%となるが、19世紀には指名の3分の1をも上院が拒否していたことを考えると、最近の成功率は向上しているようである。記録を見ると、大統領が最高裁判事に指名した候補者が承認される確率が最も高いのは、次のような場合である。つまり、候補者が議論の余地のない経歴の持ち主で政治的に中道である場合と、大統領の与党が上院の多数党であるか、あるいは、少なくとも過半数が大統領の基本姿勢と価値を共有している場合である。

## 裁判官の社会化の過程

**大**学とロースクールで、未来の裁判官は、法律の基本的な内容に加え、分析と意思伝達のための重要な技能を習得する。20年ほどの法律実務を経て、未来の裁判官は、法廷と法律がどのように実際に機能しているかについて多くを学び、法律のいくつかの分野の専門家になる。こうした準備は「予期的社会化」と時に呼ばれる。だが、それ

だけでは足りず、米国のたいていの新人裁判官は、裁判官としてのあり方について、まだ学ぶべきことがたくさんある。

米国では、職業裁判官になるための正式養成手段が存在しないだけでなく、10年ほど弁護士の仕事をすれば、裁判官に必要な経験は十分身につくと思われる。しかし話はまるで逆で、米国で裁判官になるには、基礎的社会化（短期学習と新しい役割への順応）と職業的社会化（数年間の実地訓練）を必要とする。

事実審裁判所の典型的な新任裁判官は、恐らく一流の法律家で、いくつかの法律分野における専門家だろう。しかしながら、裁判官としては、彼らはあらゆる法律問題に関する専門家であることが期待されている。また通常、弁護士としてこなしてきた仕事と無関係の法廷実務（例えば刑の宣告）に従事することも求められる。さらに、以前経験したことのない管理業務（例えば、数百に及ぶ多種多様な事件を効率よく事件要録に記録する方法を学ぶこと）も数多く与えられる。

控訴裁判所の裁判官も、たとえ以前に裁判官の経験を積んでいたとしても、基礎的社会化の期間がある。地方裁判所の実事審裁判官の経験者の方が、控訴裁への移行がしやすいようである。移行期間中の新人裁判官は、経験の豊富な同僚の裁判官に比べて、法廷での発言が少なくなりがちである。しばしば意見書を書く



のに時間がかかり、先輩の言いなりになることも多く、決断できない時期を経験する。

最高裁の新人判事の学習過程はもっと厳しい。控訴裁判所の新人裁判官と同じく、最高裁の新人判事は、先輩判事の意見に従い、多数意見や反対意見を書く回数が少なく、自信のない態度を示しがちである。最高裁の新人判事は、下位裁判所の新人裁判官よりは豊富な法廷経験を積んでいるかも知れない。しかし、最高裁は、下位審の誤りを修正する控訴裁判所や、規範を執行する地方裁判所とは性格を異にしており、広範な司法政策決定に関与している。だからこそ、最高裁の新人判事は、最初の頃は優柔不断になるのであろう。

新人の連邦裁判官は誰でも基礎的社会的と職業的社会的を必要としているわけだが、それでは一体、誰から指示を仰ぐのか。控訴裁判所と地方裁判所の裁判官の訓練は、ほとんどが上級のベテラン裁判官によって、特に、巡回裁判所および地方裁判所の首席裁判官によって行われる。同様に最高裁判所の場合も、先輩の判事、多くは長官が、裁判所の重要な規則や価値観を新人判事に伝える上で主要な役割を果たす。

連邦司法センターが、新任の裁判官のために提供する研修セミナーも、新人裁判官の訓練および「社会化」に重要な役割を果たしている。一部のセミナーは外部の専門家（ロースクールの各訴訟分野の専門家）によ

て行われることがある。しかし、主要な教官は経験をつんだ裁判官で、彼らの法廷での実体験が新人連邦裁判官の尊敬を集める。

米国の司法・法律制度の運用上、この社会化プロセスの意義は何なのだろうか。第1に、新人裁判官の社会化を助ける人間がすぐ近くにいることにより、無駄に中断する時間が最小限にとどめられ、制度が円滑に機能できることである。新人裁判官が経験豊かな先輩裁判官から、距離的にも心理的にも遠く離れていたら、法廷実務上の専門的知識を身につけるのに時間がかかるし、恐らく訴訟での誤りも増えるだろう。

第2の意義は、組織全体で社会化を行えること、つまり、ベテラン裁判官が新人を訓練するという事実が、組織の団結力を強める一種の接着剤の役目を果たしていることである。これによって、前の世代の裁判官が持つ司法の価値観と慣習と方向性が、次の世代へと受け継がれることが可能になる。これが、無秩序と衝動的行動が頻発する世界の中で運用される司法制度に、継続性と永続感を与えているのである。

## 裁判官の退職と解雇

**裁** 判官は、自らの選択により、あるいは病気や死亡により退職した時、あるいは懲戒処分を受けた時に、裁判官としての職務の遂行をやめる。

## 連邦裁判官に対する懲戒処分

合衆国憲法第3条の規定に基づき任命されるすべての連邦裁判官は、「罪過のない限り」裁判官の職を継続する。これは、事実上、終身、あるいは自ら選択して退職するまで、在職できることを意味する。連邦裁判官を罷免する唯一の方法は、弾劾（下院による訴追）と上院による有罪決定である。（最高裁判事に対する）憲法上の要件および（控訴裁判所と地方裁判所の裁判官に対する）法的基準に基づき、弾劾は「反逆罪、収賄罪、もしくはそのほかの重罪や軽罪」の理由で発動される。弾劾された裁判官は、上院で裁判を受け、出席議員の3分の2の表決により有罪を宣告される。

1789年以來、下院が弾劾手続きを行った裁判官は13人のみである。もっとも、およそ同数の裁判官が、正式な訴追が行われる直前に辞職した。弾劾された13人の裁判官のうち、有罪判決を受け、罷免されたのは7人だけである。

裁判官が公然と犯罪行為におよぶことは、めったにないが、裁判官の行為が、容認される程度なのか弾劾すべき行為なのか、はっきりしない灰色の領域もある。連邦裁判官の中には、明らかに利害の対立があるのに事件を審理したり、法廷でいつも偏見に満ちた行動をとったり、あるいは、法廷審理に悪影響を及ぼす性癖を示したりする者もいる。こうした裁判官にはどう対処すべきなのか。

歴史的にみると、同僚裁判官が注意を促す以外は、ほとんど放置されてきた。しかしながら、この数十年の間に、裁判官を懲戒する措置が採られるようになってきた。

1980年10月1日、連邦議会の新しい制定法が施行された。「裁判官会議の改革および裁判官の行為と職務遂行不能に関する法」(the Judicial Council Reform and Judicial Conduct and Disability Act) というこの法律は、2つの明確な部分から成る。最初の部分では、控訴裁判所と地方裁判所の裁判官で構成され、巡回区の首席裁判官が議長を務める各巡回区の裁判官会議の規定が述べられている。この裁判官会議には、「巡回区内の裁判を効率的に、かつ迅速に運営するため、すべての必要かつ適切な命令を下す」権限が付与されている。法律の後半部分は、裁判官に対する苦情申し立てのための制定法上の手続きを定めている。簡単に述べると、この規定により、被害者は控訴裁判所の事務官に文書で苦情を提出することができる。首席裁判官はこの訴えを検討し、それが根拠のない内容と思えた場合、あるいはそのほかのさまざまな理由がある場合は、訴えを却下することができる。訴えが正当だと思われた場合、首席裁判官は、自分自身と地方裁判所および控訴裁判所の各同数の裁判官で構成される調査委員会を任命しなければならない。この委員会は調査を行ったあと、裁判官会議に報告する。裁判官会議は、以下のような3つの選択肢を持つ。①当該裁判官は免責とする、②

破産裁判官ないしは治安判事が加害者と認められる場合は、解職することができる、③憲法第3条の規定に相当する裁判官は、非公開ないし公開での譴責、あるいは叱責、職務遂行不能の認定、自発的退任の要請、あるいは法廷審理禁止の対象となる。ただし、憲法第3条に相当する裁判官を罷免することはできないため、依然として弾劾だけが唯一の対抗手段である。当該裁判官の行為は弾劾事由を構成すると判断した場合、裁判官会議はこれを司法会議に通知する。同会議は、これを審議のため連邦議会下院に送付する。

### 連邦裁判官の就業不能

裁判官を不祥事で解任する以上に厄介な問題は恐らく、年を取り体力が衰えて、裁判官としての職務を効果的に遂行できない者を、引退させることである。連邦議会はこれまで、退職を金銭的に魅力あるものにして、高齢の裁判官を退職へ誘導することに、ある程度成功してきた。1984年以降、連邦裁判官は、年齢と裁判官の在任年数の

合計が80に達すると、いわゆる「80年ルール」に基づき、給与全額と手当つきで退職できるようになった。議会はまた、裁判官が完全に退職はしなくても、前任裁判官として職務を継続できるようにした。審理件数は減るが、引き続き執務室とスタッフを維持することが許される。そして、それと同じように重要なことだが、現役裁判官としての威信と自尊心を保つことができる。

裁判官は、自分が属する政党が大統領職を支配している間に退職することが多い。そうすると、政治的にも司法的にも自分と似た考えを持つ裁判官を後継者にすることができるからである。1990年に行われた調査によると、特に1954年以降、「裁判官の退職・辞職率は、政治的・思想的考慮に強く影響を受け、党派主義が吹き込まれている」ことがわかった。つまり多くの裁判官が、自分自身を、国民、裁判官指名手続き、および裁判官のその後の判決の間の、政治的なつながりの一部と見ていることがわかる。

## 州裁判官の資格要件と経歴

州法と州憲法の大半は、州の裁判官への任官について厳格な条件はほとんど規定していない。大多数の州は、治安判事に法律の学位を要求していない。この学位は、事実審裁判所や控訴裁判所の裁判官に対しては（公式的に、ないしは慣習として）、実質的に要求されている。

**米**国の全人口のうち女性の数は過半数をわずかに超えており、近年、法曹職に就く女性が急増しているにもかかわらず、裁判官に女性が占める割合は依然として低い。州によって事情はかなり異なるが、女性が州裁判官を務めるにしても、一般的に最高裁判所より下位の裁判所が多い。1990年代半ばの時点で、すべての州裁判官に占める女性の割合は約14%に過ぎず、アフリカ系、ヒスパニック系、およびアジア系米国人が占める割合は6%だった。

州裁判官は、連邦裁判官と同じように、一般的には、自分が育ち、教育を受けた地域に留まる傾向がある。すべての州裁判官のおよそ4分の3は、就任した州の生まれで、学士号や法律の学位を取得するために州外に出たものは3分の1足らずだった。また、この地域主義の志向は、州裁判官に就任する前の職歴のパターンにも反映されている。例えば、州最高裁判所の裁判官のうち、連邦レベルで経験を積んでいた者は、わずか13%しかいなかった。これに対して、93%が、以前になんらかの州レベルでの経験をしていた。

裁判官は、就任時に中年に達している傾向がある。州の事実審の裁判官の就任時における平均年齢は約46歳で、この数字は、連邦地裁判事が就任する平均年齢49歳とおおむね符合する。州の控訴審の裁判官の就任時点の平均年齢は、事実審裁判官よりやや高く、53歳前後で、連邦控訴裁判所の裁判官とほぼ同じである。

政党への帰属に関して言うと、公選か任命かを問わず、裁判官が居住する州での与党に属している場合がほとんどである。また、大部分の州裁判官は、就任前に、政治に積極的に関与している。これは選挙で選ばれた者でも、知事に任命された者でも変わらない。

州の事実審裁判官の過半数は、就任以前に民間で弁護士業務を行っており、また約4分の1は、治安判事などの下位裁判官から昇進して来た人々である。弁護士業務を行っていた者のほとんどは、専門分野を持たない一般法務に携わっていたと届け出ている。およそ5人に1人は、地方検事から引き抜かれた者で、民間で刑法の実務に携わった者は3%しかいない。州最高裁判事のうち、ほぼ3分の2は、中間の控訴裁判所か、事実審裁判所の出身者である。

## 州裁判官の選任手順

**州**レベルでは、裁判官を選任するために、さまざまな方法が用いられており、また、その方法のそれぞれに、多くの変種がある。基本的に、全米50州のどの州でも、裁判官への道には、次の5つのルートがある。すなわち、党派を鮮明にした選挙、無党派選挙、メリット制（能力主義・推薦方式）、知事による任命、それに議会による任命である。

### 裁判官の選挙

党派を明確にした選挙にせよ、無党派の選挙にせよ、選挙で選ぶことは、各州で普通に行われている。この方法は、アンドリュー・ジャクソン大統領の時代（1829～37年）に盛んになった。その当時の米国人は、政治プロセスを民主化しようとしていた。しかしながら、実際にはしばしば、政党の指導者は、裁判官の選挙を党に忠実な人物に対する間接的な利益供与とみなしている。また、選挙に立候補しなければならない裁判官は、弁護士および法律事務所から選挙資金を集めることをしばしば強いられる。裁判官に就任後、こうした献金者たちが法廷に姿を現すことになると、利害の対立が起こる可能性がある。最後になったが、裁判官選挙での投票率は極めて低い。有権者は大統領や連邦下院議員、あるいは州上院議員の選挙では意中



の候補は分かっているだろうが、州の裁判官の候補者にはなじみが薄い場合が多い。

20世紀初頭、進歩主義運動の一環として、裁判官を無党派で立候補させることにより、裁判官選挙から政党色を取り除こうとする改革が試みられた。立候補者は、原則として、所属政党を足場にせず、自分の理念と資格に基づいて選挙に出馬する、という考え方だった。しかし、このように形の上では政党色を排した州でさえ、政党は個々の裁判官候補者を支持し、選挙運動に貢献し、その結果候補者は、いずれかの政党と一体と見られるようになる。

### メリット制による選任

メリット制は、1900年代初期から、裁判官選任の好ましい方法として使用されてきた。この方法を最初に完全に導入したのはミズーリ州で1940年のことである。それ以来、こうした方法は、「ミズーリ・プラン」の一般的な変形として知られるようになった。

ミズーリ・プラン型モデルを採用する州は、選挙と任命の組み合わせを用いる。州知事は、まず5人以上のメンバーから成る指名委員会が推薦する、数人の候補者の中から、裁判官1人を任命するが、この委員会は通常、(たいてい地元弁護士協会から選出される)複数の弁護士と、

知事が任命する弁護士以外の複数の者で構成され、それに時には、地元の前任裁判官1人が加わる。法律ないし暗黙の了解に基づき、知事は推薦者リストの中から誰かを指名する。新しく任命された裁判官は、短期間(たいてい1年間)務めた後に、特別選挙に出馬しなければならない。それは、実質的にそれまでの自分の実績を問われる選挙になる。(有権者は「〇〇裁判官は、職務を継続すべきか」と問われる)。裁判官の在任を有権者が支持した場合——とは言っても、支持されるのが通例だが——裁判官は、正規のかなり長い期間を務めることになる。

### 知事による任命と 議会による任命

現在、裁判官を知事や州議会が選任している州は、ほんの一握りである。知事が裁判官を任命する場合、ほとんど例外なく政治が絡んでくる。知事が任命する人物は、州の政治に積極的に関わり、知事や知事が属する政党、あるいはその協力者のために、利益をもたらした人物の場合が多い。また知事は、裁判官を任命する際、自分が支持を必要とする地元の政治指導者や州議員たちと、しばしば取引をする。また過去に忠実に政治的な支持を与えてくれた議員や地元政治家に報いるため、知事は裁判官の職を利用することもある。

州の裁判官の任命を、依然として議会に任せている州は、ほんの少数である。州最高裁判事を選任するには、さまざまな基準が使われている。しかしながら、州の事実審裁判所の裁判官を選任する場合には、州議員は元議員の助言に頼る傾向がある。

## 裁判官の退職および免職

**高** 齢、あるいは職務に適さなくなった裁判官の問題は、州レベルでは、連邦レベルほど深刻ではないようである。多くの州では、強制的な定年退職制度を導入している。最低退職年齢は65歳から75歳までと州によって違うが、70歳が最も多い。一部の州は、推奨退職年齢以降も在職する裁判官には、退職給付の減額制度を適用している。つまり、裁判官を長く務めれば務めるほど、退職給付の額が少なくなる。

退職金制度が、高齢の裁判官を辞職させる上でいかに効果があろうとも、無能な、腐敗した、あるいは倫理にもとる、もっと年齢が下の裁判官に対しては、ほとんど役に立たない。米国の歴史を通じて、各州は、このような裁判官を罷免するために、弾劾、リコール選挙、上下両院一致決議などの手続きを利用してきた。しかし、これらの方法は、実行するのが政治的に困難だったり、時間がかかり過ぎて面倒だったりするため、最低限の効果しか上げていない。

もっと最近では、裁判官を監督するために、しばしば裁判官自身で構成する特別委員会を、各州が設置し始めた。しかし、このような委員会が必ずしも常に効果的とは限らない。往々にして、同僚に公的な戒告や懲戒処分を行うことは、裁判官たちも気が進まないからである。



## 第 8 章

# 8

## 司法政策の 実施と影響



ワシントン州最高裁判所で陳述する  
検察官。同裁判所は、一般的に控訴  
裁判所、特に連邦最高裁判所の判決  
が打ち出した政策の執行機関とされ  
ている下位裁判所の1つ (AP/WWP)

裁判所が判決を下すと、裁判官や役人や一般市民をさえ含むさまざまな個人が、その判決の履行を求められる。本章では、判決の履行過程に関するさまざまな行動主体と、司法政策に対する彼らの反応、そして彼らが裁判所の決定に対応する手段などについて考察する。

裁判所の判決の性格により、司法政策が及ぼす影響は極めて狭いこともあれば、極めて広範に及ぶこともある。自動車事故で生じた損害の賠償を求める訴訟は、事故当事者本人と、多分その身近な家族だけに直接影響を及ぼす。それに対し、有名な「ギデオオン対ウェインライト事件」(Gideon v. Wainwright) (1963年)の判決は、数百万もの人々に何らかの形で直接の影響を与えた。連邦最高裁判所は、このギデオオン事件で、生活に困っている人たちが重罪で起訴された場合、州政府は、その被告人に弁護人を付ける義務がある、と裁定した。被告人、裁判官、弁護士、納税者など多くの人たちが、この司法政策の及ぼす影響を実感した。

## 上位裁判所の決定が 下位裁判所に与える影響

**控**訴裁判所、その中でもとりわけ連邦最高裁判所は、政策決定に最も関わりそうな裁判所であると見られることが多い。一方、事実審裁判所は、一般に規範の執行機関と見られている。しかし、下位裁判所の裁判官は、控訴裁判所から独

立性をかなり付与されている。ある研究によると、下位審裁判官は「上位裁判所の主導に従った方が都合がよいと思わない限り、それに従おうとしない……自立した行動主体」と見ることもできる。

## 下位法廷の裁量

下位裁判所の裁判官は、上位裁判所の政策を履行するに当たり、なぜそれほど大きな裁量を持っているのだろうか。その回答の一部は、米国司法制度の構造に見出すことができるかも知れない。米国の裁判官は、常に、独立性、分権化、そして個人主義を特徴としてきた。例えば、連邦裁判官は、終身制で身分が保障され、伝統的に、自分が適当と考える方法で法廷を運営できる。懲戒処分はほとんどなく、連邦裁判官には歴史的に見て、弾劾の心配はほとんどない。州の事実審裁判所の裁判官は、地位を維持するためには、一般的に、有権者を満足させさえすればいいのである。

下位裁判所の裁判官が裁量を行使できるのは、上位裁判所の決定内容自体の産物かも知れない。例えば、学校における人種隔離の廃止で有名な「ブラウン対トピーカ教育委員会事件」(Brown v. Board of Education of Topeka) (1954年)の後、最高裁は、公立学校は隔離廃止の取り組みに迅速かつ合理的に着手し、その後は極めて慎重な速度で人種隔離を廃止すべきだと、判決を執行する責務を持つ連邦地裁の裁判官たちに伝えた。しかし、迅速かつ合理的な着手とは何を意味する



のか。学区がどのくらい速く前進すれば、極めて慎重な速度で行動したことになるのか。最高裁は、これらの質問に対して具体的な回答を何も示さなかった。

最高裁のすべての判決がそうと言うわけではないが、かなりの判決には解釈の余地がある。裁判所の判決が、不明確になる理由は、いくつかある。時々、争点や対象事物が極めて複雑なため、明確な政策形成が難しいことがある。例えば猥褻性に関する事件で、ポルノは合衆国憲法修正第1条に基づく言論の自由として保護される権利を持たない、とする判決を最高裁が下すのにほとんど苦労しなかった。しかし、猥褻性の定義となると、これは別問題だった。猥褻に関する判決理由で、「好色的興味」、「明らかに有害な」、「同時代の社会的基準」、「社会的価値に資することなく」などの語句が一般的に使われるようになってきたが、これらの言葉はいずれも、主観的解釈の余地が非常に大きい。

合議法廷で確立される政策がしばしば不明瞭なのは、多数意見が複数の判事の意見を調整するために書かれるからである。また多数意見に同意意見が、いくつか加わることもある。このようなことが起きると、下位裁判所の裁判官には、従うべき明確な先例がないことになる。例えば、「ファーマン対ジョージア州事件」(Furman v. Georgia) (1972年)で、最高裁は、いくつかの州の死刑を無効としたが、その理由はさまざまだった。何人かの判事は、死刑は合衆国憲法修正第8条

が禁じている「残酷で異常な刑罰」に相当するという理由で、死刑それ自体に反対した。他の判事は、州法を無効にする票を投じたが、それは、適用が差別的という理由からだった。1972年のこの判決が生んだあいまいさが、下位裁判所の裁判官だけではなく、州議会にも影響を及ぼした。各州が、死刑に関するじつに多様な制定法を相次いで通過させたため、かなりの数の新たな訴訟が提起されることになった。

下位裁判所の裁判官が、上位審判決の履行過程でどのような裁量を行うかは、上位裁判所の政策方針の伝達方法によっても影響を受ける。確かに、控訴事件の原判決を下した第1審裁判所には、控訴審判決は伝わるだろう。しかし、他の裁判所にその判決を伝えたり、下位裁判所の裁判官が意見書のコピーを確実に入手できるようにしたりするための、組織的かつ公式な努力は行われていない。新しい司法の政策を含む判決は、印刷物として、あるいはインターネット上で、一般国民が入手できるようになっている。裁判官も、時間と意欲があるなら、一読するものと期待されている。

最高裁、連邦の下位裁判所、および州の控訴裁判所の意見書は、かなり多くの裁判所とロースクールや大学図書館で閲覧することができる。また、インターネット上でも入手可能なものが増えている。しかし、広く入手可能になったからといって、それらが読まれて、明確に理解されているという保証はない。治安判事や少年裁判所裁判官など下位の州裁判官の多くは、弁護士

資格を持っておらず、複雑な司法決定に目を通す興味も能力も、ほとんどない。最後に、上位裁判所の決定に興味を持ち、理解できる能力を備えた裁判官でさえ、すべての新しい意見に精通する時間が十分にないのが現状である。

こうした問題を抱えているとすると、裁判官はどのようにして上位裁判所の決定を知るのだろうか。1つの方法は、下位裁判所で訴訟を扱う弁護士を通して聞くことである。一般に原告と被告の弁護士は、判事の前で、それぞれの弁論にふさわしい判例を提示するものとされている。また、法務事務官を抱える裁判官は、彼らに上位裁判所の最近の決定について調査してもらうこともできるだろう。

従って、上位裁判所の方針の中には、単に下位裁判所の裁判官が気づかないために、迅速かつ厳格に履行されないものもある。下位裁判所の裁判官が気づいたところで、それは彼らが望むほど明確ではないかも知れない。いずれの理由にせよ、司法の政策を実施しなければならぬ立場にある下位裁判所の裁判官は、かなりの裁量を行使できることになる。

## 下位裁判所による解釈

ある研究に、「重要な政策の発表は、ほとんど必ず、政策立案者以外の人による解釈が必要となる」と指摘されている。確かにこれは、控訴裁判所が確立した司法政策の場合に当てはまる。下位裁判所の裁判官が初めて裁量を行

使するのは、上位裁判所の決定が何を意味するのかを解釈する時かもしれない。

下位裁判所の裁判官が上位裁判所により確立された政策を解釈する方法は、いくつかの要因によって決まる。多くの政策は、明確に述べられていない。従って、分別のある人でさえ、どのような解釈が適切かをめぐり意見が分かれるかもしれない。しかし、不明瞭さが政策発表文でさえ、裁判官によっては、異なった解釈をすることがある。

裁判官自身の個人的な政治的志向もまた、上位裁判所の政策の解釈に影響を及ぼす。裁判官は、それぞれ独自の特徴のある経歴を持って職務に就く。共和党員もいれば、民主党員もいる。寛大な裁判官もいれば、厳格な人もいる。出身地域も異なる。検察官だった人もいれば、主として被告側弁護士、あるいは企業弁護士だった人もいる。要するに、裁判官の経歴は、特定の政策に対する好みに影響する。かくして、下位裁判所の裁判官は、上位裁判所の政策の中に自分の考えを読み込むこともある。その結果として、方針というものは、一部の裁判官によって熱心に支持されるが、ほかの裁判官からは完全に拒否されることがある。

## 下位裁判所が用いる戦略

上位裁判所の政策を好感して受け入れる裁判官は、当然、それを履行して、恐らくそれを拡大解釈しようとするだ

ろう。裁判官の中には、地域社会では不評でも、自分が信じる政策を実行するために、社会的に疎外されたり、さまざまな嫌がらせを受けたりすることをいとわない人もいる。

上位裁判所が決定した政策が気に入らない裁判官は、その政策を時々しか、あるいはやむを得ない時しか実行しないかも知れない。上位裁判所が確立した政策に基本的に賛成しない裁判官は、いくつかの対抗策を講じることができる。1つは、めったにないが、無視することである。要するに、上位裁判所の政策を下級裁判所での審理に、ただ適用しないだけのことである。

上位審の政策をこのように完全に無視することは、極めて異例である。これほど極端ではない策もいくつかある。1つは、上位審の政策を適用せざるを得ない状況を避けさえすればいいのである。細かな解釈や、手続き上の理由で事件を却下すれば、裁判官は、訴訟の内容について判決を下す必要がなくなる。例えば、原告は提訴に必要とされる当事者適格を欠いているとか、問題は公判開始前に解決済みであり、争訟性を喪失している、などと判断する場合もある。下位裁判所の裁判官は、上位裁判所の決定の一部を「傍論」(dicta = 「権威ある宣言」を意味するラテン語)と断定し、その受け入れを回避することがある。「傍論」は、判決の中心的論拠とはならない意見の一部を意味する。判断の指針としては有益かもしれないが、拘束力を持つとは見なされない。ただし、何が「傍論」なのかについては、さまざまな解釈の

余地がある。

特定の政策を基本的に承服しない裁判官が用いる別の手段は、その政策を可能な限り狭く適用することである。1つの方法は、下位裁判所の裁判官が判決を下す際に、上位裁判所の事件と当該下位裁判所の審理案件の間には事実の相違があるため、上位審の判例は支配力を持たない、と裁定することである。つまり、2つの事件は内容が異なるので、判例に従う必要はないというわけである。

## 下位審の裁判官への影響

下位裁判所は時々、上位裁判所が明確な規準を示していない事件について判決を下さなければならないことがある。このような場合、下位裁判所の裁判官は、自分が審理する事件の判決を下すにあたって、別の指針を探さなければならない。ある研究によると、こうした立場の下位裁判所の裁判官は、「自分の所属政党、自分の思想、あるいは地域的な規範などを含む多岐にわたる要素から、特定の事件について判決を下す際の手掛かりを得ることがある」という。

## 判決の履行過程における議会の影響

**連** 邦裁判所がひとたび判決を下すと、議会はさまざまな形で反応できる。議会は、判決内容の履行を支援することも、妨害することもできる。加えて、裁判所の法解

積を変えることもできる。そして最後には、当該裁判官に対する個人攻撃を行うこともできる。

事件の判決を下す過程で、しばしば裁判所は、連邦制定法をどう解釈するかを求められる。しかし時々、裁判官の解釈が、議会の過半数が意図したところと異なる場合がある。そうなった場合、議会は、裁判所の最初の解釈を実質的に覆す新しい法律を制定することによって、当該制

定法を変更することができる。しかし、制定法に関して連邦裁判所が下す判決の大多数は、連邦議会によって変更されることはない。

連邦裁判所は、制定法に関して判決を下すほかに、憲法の解釈も行う。これに対して議会には、気に入らない憲法上の解釈の影響を覆すか、変更させるために、2つの方法がある。第1に、議会は、憲法上の問題を回避するために作られた別の制定



「1964年公民権法」に署名した後、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア牧師に握手を求めるリンドン・B・ジョンソン大統領。この法律は、最高裁判所の判決（ここでは、教育の人種分離廃止）を履行するに当たり、議会が重要な役割を果たした好例である（AP/WWP）

法で対抗することができる。第2に、憲法上の決定を合衆国憲法の修正によって直接覆すことができる。長い間、こうした修正が数多く上程されてきたが、連邦議会の上下両院で修正案発議に必要な3分の2の票を得たうえで、さらに4分の3の州の承認を得るのは容易なことではない。最高裁判所の歴史上、最高裁判決が憲法修正によって覆されたのは、4回だけである。

連邦議会は、裁判所の判断への対応として、連邦裁判所全体や、特定の裁判官個人を攻撃したりすることがある。これらの攻撃は、議員による口頭での非難や、現職裁判官に対する弾劾の脅しや連邦裁判官候補者の司法哲学に対する特に念入りな調査などの形をとる。

しかしながら、連邦議会と連邦裁判所は、もともと敵対関係にあるわけではない。議会が連邦裁判所に報復するのは、かなりまれなことで、多くの場合、この2つの部門は、同じ政策目標に向かって協力する。例えば議会は、1964年、「公民権法」を制定し、学校での人種隔離撤廃に関する最高裁の政策を履行することに重要な役割を果たした。この法律により、司法省には、「ブラウン対教育委員会事件」の判決に従わない学校区に対し、訴訟を起こす権限が与えられた。また、公民権法第6章は、人種隔離を行っている学校に対し連邦政府の資金援助打ち切りの脅しをかけることによって、隔離撤廃の戦いで強力な武器となった。1965年に

議会は、「初等中等教育法」を通過させることにより、公立校での人種隔離廃止政策に対する支持を一層強化した。この法律により、連邦政府は、公教育への財政支援で一層大きな役割を果たすことができるようになった。連邦資金打ち切りという脅しは、隔離制度を維持する多くの学校区にとって深刻な問題となった。こうした連邦議会の支持は重要だった。なぜなら、政府の複数の部門が結束すれば、政策が遵守される可能性が高まるからである。

## 判決の履行過程における 行政府の影響

**大**統領が司法の決定の履行を直接求められる場合も、時にはある。その一例が、「アメリカ合衆国対ニクソン事件」(United States v. Nixon) (1974年)である。上院委員会が首都ワシントンにあるウォーターゲート・ホテル内の民主党本部への不法侵入に関する隠蔽工作について調査した結果、大統領側近たちの関与が明らかになった。また、この調査で、リチャード・ニクソン大統領が大統領執務室に自動録音装置を仕掛けていたことも判明した。ウォーターゲート事件を調査する特別検察官に任命されたレオン・ジャウォスキーは、側近たちの訴追に必要な証拠と思われる特定テープの提出を求める召喚状を発した。ニクソンは、大統領特権と、大統領決定につながる協議の秘密保持の必要性を理由に、テープの提出を拒否し



た。最高裁の決定により、大統領は、政府高官たちの裁判を担当していたジョン・J・シリカ判事にテープを提出するように命じられた。ニクソンは、最高裁の命令に従った。かくして決定は実施され、ただちにニクソン失墜に結びついた。それから2週間足らずの1974年8月、ニクソンは大統領職を辞した。

司法政策の執行に直接関わらない場合でも、大統領は、司法政策の効果に影響力を及ぼすことができる場合がある。大統領は、その地位と知名度により、言葉や行動だけで、新しい司法政策への支持ないしは抵抗を促すことができる。

大統領は、裁判所に直接の影響を及ぼす法律を提案することができる。例えば、フランクリン・D・ルーズベルト大統領は、自分の政権の立法議案を支持してくれる判事で最高裁判所を「満杯にする」ため、最高裁判事の定員増を議会に働きかけたが、失敗に終わった。

また大統領は、上院の助言と承認を得て、すべての連邦裁判官を任命することができるため、この任命権限を通して連邦の司法政策に影響を及ぼす機会が与えられている。

大統領は、行政府の一部である司法省の活動を通して、司法政策の立案に影響を及ぼすことができる。司法長官とその配下のスタッフは、大統領の全体的な政策目標に沿って、特定の問題を強調することができる。

このことは逆に、司法省が裁量によって、特定の政策を法廷で積極的に追求しないことで、そうした政策にあまり重きを置かないこともできることを意味する。

司法政策立案に影響を及ぼす地位にあるもう1人の高官が、訴務長官である。歴史的に、訴務長官は、司法府と行政府の双方に二重の責任を持つと見られてきた。最高裁との密接な関係から、訴務長官は、「10番目の判事」と呼ばれている。訴務長官は、連邦制定法および憲法について、最高裁判所に助言を与える相談役と見なされることが多い。また、訴務長官は、連邦政府が当事者である事件について、どの事件を最高裁に上訴するか決定を行う。さらに、法廷助言者として意見書を提出し、その中で最高裁判所に対して、別の訴訟当事者相手による裁量上訴の申し立てを承認ないしは却下することを促したり、特定の司法政策を支持ないし否定するよう促したりすることができる。

多くの裁判所の判決は、行政府のさまざまな省庁、局、および委員会によって、実際に履行される。例えば、「フロンティエロ対リチャードソン事件」(Frontiero v. Richardson) (1973年)での最高裁の判決は、アメリカ空軍に大きな履行の役割を果たすよう求めた。フロンティエロ事件は、空軍の既婚男性職員に支給する給付金を、既婚女性職員には支給しないという議会の制定法を問題にした事件だった。シャロン・フロンティエロ

中尉は、この規定は性差別にあたるとして異議を申し立てた。が、アラバマ州の連邦地裁は、空軍の方針を支持する判決を下した。フロンティエロ中尉は、最高裁に上訴し、最高裁は連邦地裁の判決を覆し、空軍に新たな規定を履行するよう命じた。

## そのほかの判決履行者たち

**司**法政策の履行は、連邦政府とともに、しばしば州政府によっても実践される。「ギデオン対ウェインライト事件」、および「ミランダ対アリゾナ州事件」(1966年)など、最高裁判所が刑事事件の法の適正な過程に関して下した多くの決定は、州の裁判官やそのほかの州政府当局者によって執行されてきた。例えば、州と地域の警察官は、被疑者は自分の権利について知らされなければならない、とする「ミランダ・ルール」の判決を実施するにあたり、大きな役割を果たしてきた。重罪裁判において、経済的な余裕のない被告人には、州の費用で弁護士をつけるべきだとするギデオン判決は、公選弁護士、地域の弁護士協会、および個々の裁判所選任弁護士などによって履行されてきた。

州議会議員と州の行政責任者もまた、この判決を履行するプロセスに頻繁に関与してきた。不法行為が行われたかどうかを判定する裁判官は、不法行為を矯正するためにさまざまな手段を選ぶことができる。より一般的な選択肢は段階的矯正、実績基

準、および特定矯正措置である。段階的矯正は、問題に取り組み、解決策を打ち出すために、諮問委員会、市民参加、教育プログラム、評価委員会、紛争解決手続および特別裁判官補佐などを用いるもので、特定の矯正行動は定めない。実績基準は、具体的な矯正手段を求めるもので、例えば、一定数の住宅や学校とか、刑務所や精神病院における一定水準の雇員数の確保などがある。これらの目標達成の具体方法は、裁判で指名された役人の裁量に任される。特定矯正措置の例としては、バス通学や通学区の変更、刑務所の独房や病室の広さや居住条件の改善などが挙げられる。この種の矯正の場合、被告人には、具体的矯正措置や、その達成方法に関して選択の余地がない。

これらの矯正命令の履行は、少なくとも部分的に、州議会の手にも委ねられることが多い。刑務所に一定数の独房や看守を確保するよう求める命令は、新たな州財政支出を必要とするかもしれず、そのためには議会の予算措置が必要になる。同様に、より近代的な精神病院の建設や最新機器の供給を求める命令は、州の支出の増加を意味する。知事もまた、これら矯正命令の実施にも関わることになる。州の予算編成手続きにもともと深く関わっているからである。さらにまた知事は、法律に署名したり、拒否権を発動したりする立場にある。

裁判官は、矯正命令の実施を補助する特定の個人を任命することがあ

る。こうした特定任務を与えられる特別裁判官補佐は、通常、一定の意思決定権限が与えられる。場合によっては、裁判所指名の監視員が用いられることもあるが、これによって裁判官が、意思決定の責務から免除されるわけではない。監視員は情報収集者であり、被告が矯正命令を遵守している状況について報告する。矯正命令が実行されていない場合、あるいは、何らかの障害で矯正の進捗状況に支障が出ている場合、裁判官は、管財人を任命し、通常の組織的な障壁を無視して仕事を実行できるような権限を与える。

司法政策の履行に深く関与してきた人々がいる。それは何千人もの男女で構成される全米の各教育委員会である。最高裁の政策を遂行しようとして、教育委員会の委員たちが激しい論争に巻き込まれた例として際立つのが、次の2つの主要政策である。

第1の例は、1954年、最高裁が公立学校での人種隔離を禁止する判決を下した時、教育委員会と教育長は、連邦地裁判事と共に判決の履行の先頭に立った。この過程における彼らの役割は、全米の何百万人もの就学児童、両親、および納税者の生活に影響を及ぼした。

教育委員会を巻き込んだ2番目の分野は、公立学校における宗教に関する最高裁の政策である。最高裁は、「エンゲル対ビターレ事件」(Engel v. Vitale) (1962年)で、ニューヨーク

州に対し、同州が作成した祈りの言葉を公立学校で毎日暗唱させることは違憲であるとの判決を下した。いくつかの学区は、この違憲判決を受けて、代わりに聖書の1節や「主の祈り」を暗唱させることにした。彼らの論法は、主の祈りも聖書も州政府が作成したものではないので、最高裁の方針には違反していないというものだった。しかし、最高裁は1年後、そうした宗教活動を是認することが憲法違反にあたるのであり、その決定は州が祈りを作成したかどうかとは関係ないと指摘した。

## 司法政策が与える影響

**最** 高裁の判決が究極的にどのような重みを持つかは、主としてそれが米国の社会全体に与える影響によって決まる。これまでに重要な影響があったいくつかの政策分野は、人種的平等、刑事訴訟での法の適正な過程、および人工中絶である。

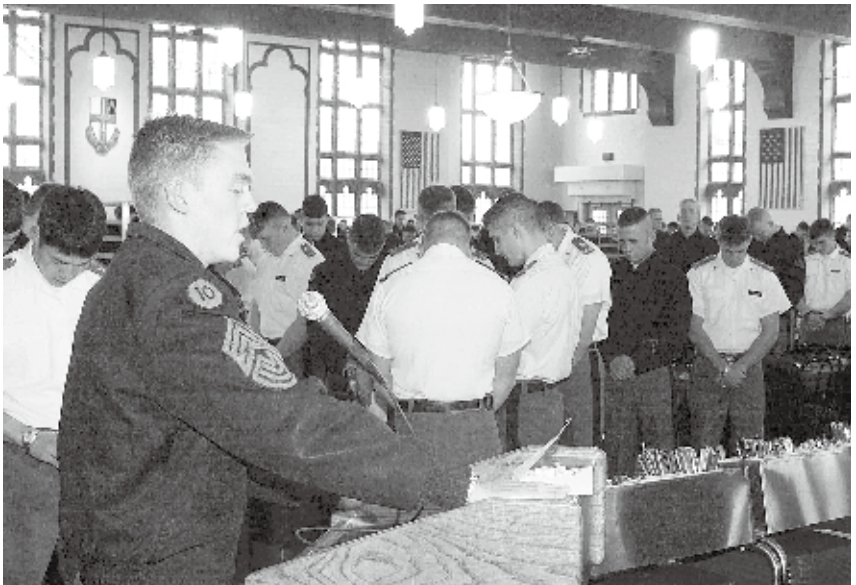
## 人種的平等

多くの人々は最高裁判所が、「ブラウン対教育委員会事件」で下した判決が、米国の人種的平等への動きの推進力になったと指摘する。しかし、連邦議会と行政府もまた、最高裁が決めた公立学校での人種隔離撤廃政策を履行する過程に関わった。ただ、それでもなお、ブラウン事件の判決に伴い、人種的平等という国家政策追求の口火を切ったのは、各裁判所

だったのである。

最初のうち、各裁判所の決定は曖昧なことが多かったため、新しい政策の抜け道を探すものが現れた。しかし、連邦最高裁判事と多くの連邦下位裁判所の裁判官たちは、一貫して、人種的平等を全国的な政治課題にし続けた。彼らの粘りはブラウン判決から10年後の1964年、公民権法が議会を通過したことで報われた。ジョン・F・ケネディ大統領（1961～63年）とリンドン・B・ジョンソン大統領（1963～69年）に強く支持されたこの法律によって、議会と大統領は、米国における人種的平等の支持者として、しっかりと記録に名を残すことになった。

政策決定過程における連邦裁判所の重要性の別の側面を如実に示すのが、ブラウン判決とその後の諸訴訟事件である。裁判所は何年かにわたり、事実上、人種的平等を孤軍奮闘で追求してきた形だったが、裁判所の判決が無視されたわけではない。チャールズ・A・ジョンソンとブラッドリー・C・カノンは、著書『司法政策：履行と影響』（Judicial Policies: Implementation and Impact）の中で、次のように述べている。ブラウン判決は「極めて注目度の高い判決で、米国の歴史において最も偉大な社会改革の1つを生み出そうとする司法的試みだった。もちろん、それからの年月、アフリカ系米国人とその支持者たちは、学校から人種隔離を廃



2001年4月2日、夕食前の祈りを唱えるバージニア州陸軍士官学校の生徒たち。この直前、米国自由人権協会は、学校での祈りの差し止め命令を求める訴訟を起こした。公立学校での宗教の役割は、この40年間で米国の裁判制度で最も争われた問題の1つである（AP/WWP）

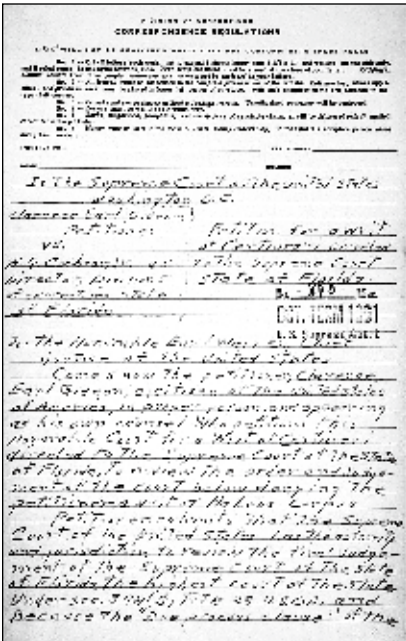
止するよう、ほかの政府機関に大きな圧力をかけた。実際、その圧力は、まもなく学校をはるかに越え、米国社会の生活のあらゆる面で人種統合を求める運動へと発展して行った」

## 刑事訴訟の適正な過程

刑事訴訟法上の適正な過程の分野における司法政策の策定は、アール・ウォーレンが連邦最高裁長官を務めていた時期（1953～69年）と極めて密接に関係している。この時代を評して、アーチボルド・コックス元訴務長官は、「これほど徹底的な刑事

訴訟の改革が、これほど短期間で行われたことは、かつてなかった」と述べている。ウォーレンが長官を務める、いわゆる「ウォーレン・コート」の判決が主に目指したのは、刑事訴訟における被告人の取り扱いに関する州の手続きを変更することだった。ウォーレン長官が最高裁判所を去るまでに、広範な活動を処理するために新政策が既に確立されていた。特に、影響力が大きかったのが、「マップ対オハイオ州事件」(Mapp v. Ohio) (1961年)、「ギデオンの対ウェインライト事件」および、「ミランダ対アリゾナ州事件」だった。

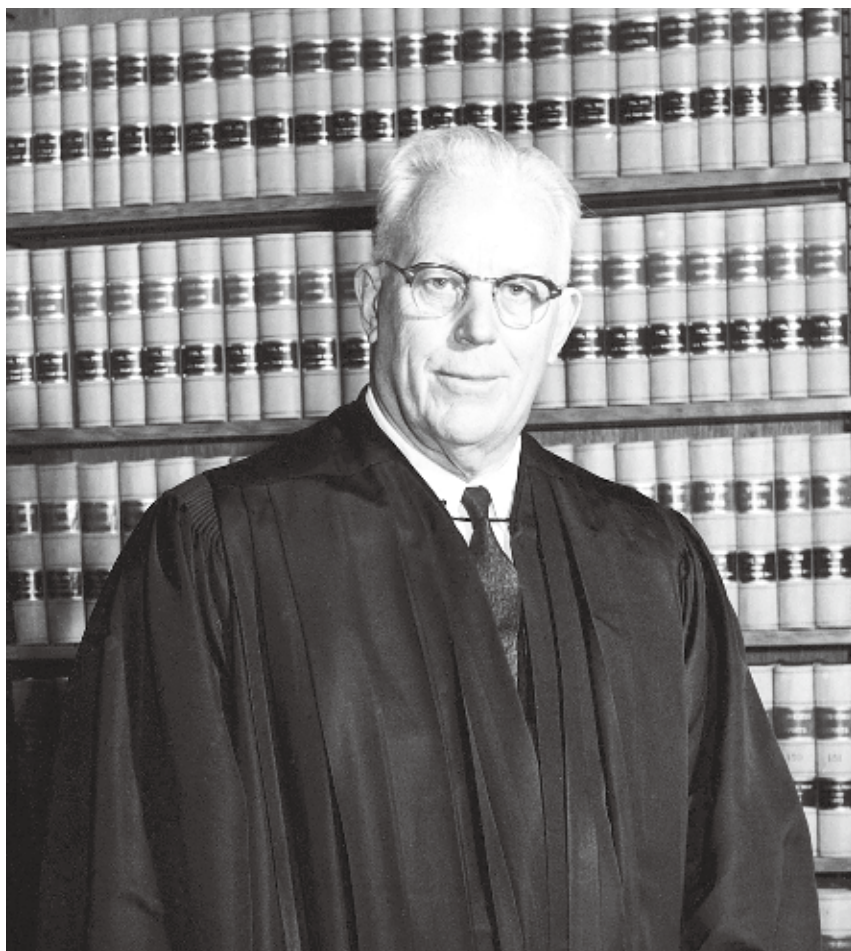
マップ事件での判決は、長年にわたって連邦政府に適用されてきた違法収集証拠排除法則を州レベルまで拡大した。この法則の適用により、州裁判所は、警察が不法に押収した証拠物件を公判の証拠から排除するよう求められるようになった。一部の、とりわけ大都市の警察署は、証拠収集にあたって警察官が遵守すべき具体的な基準を確立しようとしていた。だが、そうした努力は普遍的なものにならなかった。警察の慣行はまちまちで、また、何が適法な捜索・押収に相当するかという点で下位裁判所の解釈にも違いがあり、マップ判決の履行は、合衆国内では必ずしも一貫したものにはならなかった。



クラレンス・アール・ギデオンは、フロリダ州の裁判所で自分に法的代理人がいなかったことを連邦最高裁に申し立てた。その後、連邦最高裁は1963年、重罪事件の裁判では経済力のない被告人に弁護人を提供しなければならない、との判決を下した (© Hulton Archive/Getty Images)

多分、マップ判決が期待された影響力を削がれたさらに重大な理由は、最高裁判事の中に違法収集排除法則を強く支持する基盤がなかったことである。もともと判決は、全員一致





連邦最高裁のアール・ウォーレン長官（1961年撮影）。彼の在任中（1953～69年）、連邦最高裁は、「ギデオン対ウェインライト」、「ミランダ対アリゾナ州」両事件を含む画期的な判決を通して、刑事訴訟手続きの大改革に踏み切った（AP/WWP）

によるものではなかった。そして一部の判事は何年にもわたり、公然と違法収集排除法則を批判した。しかも、その後の最高裁の決定によって、合法的な搜索の範囲が拡大し、違法収集排除法則の適用可能性が制限されることになった。

「ギデオン対ウェインライト事件」の判決は、州裁判所における重罪事件の審理で、生活に余裕のない被告人に弁護士を付けなければならない、と判断した。多くの州では、この最高裁判決以前でさえ、そのような裁判では、日常的に弁護士をつけていた。ほかの州も、さまざまな方法で

この判決を遵守し始めた。多くの地域で、公選弁護人制度が確立された。そのほかの場所では、地元の弁護士協会が裁判官と協力して、最高裁の新しい政策を遵守するための何らかの方法を実行した。

ギデオン判決の影響の方が、マップ判決よりも一層明確で一貫性がある。その理由の1つは、間違いなく、ギデオン判決が求めた政策を多くの州がすでに実施していたからである。要するに、マップ判決が確立した政策よりも、広く受け入れられたのである。また、ギデオン判決で発せられた政策の方が、マップ判決の政策よりも、明確に定義されていた。最高裁は、公選弁護人と裁判所選任弁護士のどちらをつけるべきか、明確にしなかったが、経済的に余裕のない被告人に弁護人の援助を提供しなければならない点については、やはり明快である。ちなみに、次に最高裁長官に就任したウォーレン・バーガー（1969～86年）の下でも、最高裁判所は、暮らしの豊かでない被告人に弁護人をつけるという「ウォーレン・コート」の判決から後退しなかった。この点で最高裁の態度は、マップ判決で取り組んだ捜索・押収の分野とは異なっていた。これらのすべての要因により、ギデオン判決で発表された政策の方が、より認知度の高い影響をもたらしたのである。

「ミランダ対アリゾナ事件」で、ウォーレン長官の最高裁は、さらに一歩進んで、警察官は身柄を拘束した被疑者に憲法上の権利を告知しな

ければならないという判決を下した。その1つの権利が、取り調べ中に弁護人を立ち合わせることである。また、被疑者に告知しなければならない事項として、①黙秘権があること②自分の発言が法廷で使用される可能性があること③被疑者に弁護人を依頼する資力がない場合には、州の費用で弁護人をつけてもらえること④いつでも取り調べに対して答えることをやめる権利があること、がある。これらの要件は極めて明確な表現になっているので、警察は実際に、それをコピーしたカードを作り、警察官がシャツのポケットに入れて携帯できるようにしている。被疑者の身柄を拘束した警察官は、このカードをポケットから取り出し、被疑者にその権利を読み上げさえすればいいのである。

警察官が逮捕した被疑者に対し、ミランダ判決による諸権利を読み上げているかどうかという点に関する限り、最高裁の政策に対する遵守度は高い。しかし、研究者の中には、被疑者に権利を告知するのはこうした方法でいいのか、とミランダ判決の影響を疑問視するむきもある。被疑者にカードを読み上げることと、最高裁判決の要件の意味を説明した上で被疑者に理解させることとは、まったく別だ、というわけである。そうした見方をすれば、ミランダ訴訟で発表された政策の影響は、さほど明確ではないのである。

「バーガー・コート」は、前任者のミランダ判決を強力に支持しようと

する気配が全くなかった。ミランダ判決が覆されたわけではないものの、その影響力は幾分か制限された。例えば、「ハリス対ニューヨーク事件」(Harris v. New York) (1971年)で、バーガー・コートは、「ミランダ警告」を与えられなかった被疑者の供述も、本人の証言の信憑性を争うために法廷で使用できるという判決を下した。その後最高裁は、ウィリアム・レンキスト長官(1986年～)の指揮の下に、「デービス対合衆国事件」(Davis v. United States) (1994年)では、被疑者が弁護士の立ち会いを曖昧な形で要請した場合、警察は尋問を中止する必要はない、とする判決を下した。

連邦議会もミランダ判決に反応した。この判決から2年後、議会は立法措置をとり、要するに、被疑者の供述を証拠採用できるかどうかは、供述が自発的だったかどうかだけで決まる、という制定法を施行した。この制定法は、1999年に、第4巡回区控訴裁判所が扱った銀行強盗事件の裁判まで、ほとんど注目を浴びなかった。この裁判の被告人は、取り調べの前に「ミランダ警告」を受けなかったという理由で、FBIに対して行った供述を削除してほしいと申し出た。これに対し、同控訴裁は、本人は自発的に供述しており、制定法の要件を満たしていると判断した。この控訴裁の判決は、連邦議会制定法と最高裁のミランダ判決のどちらに従うべきかという問題を提起した。2000年6月26日、連邦最高裁は、ミランダ判決が最高裁の憲法上の決

定である以上、連邦議会の決定によって覆すことはできないと言いつ渡した。換言すれば、ミランダ判決は、依然として、州裁判所と連邦裁判所において、取り調べ中に行われた供述が採用されるかどうかの決め手になっている。

要約すると、刑事裁判に関する最高裁の政策の影響は、いくつかの理由により、複雑なものになっている。ある場合には、政策の不明瞭さが問題となる。また、政策に対する確固たる支持が判事の間で明らかに欠如している場合もあれば、長官が代わると、支持が薄れたりする場合もある。これらすべての変数が作用しあって、政策の履行者は、広い裁量を持つことになるのである。

## 妊娠中絶

最高裁は、「ロー対ウエード事件」(Roe v. Wade)(1973年)で、女性の3期の妊娠期間のうち1期目(3カ月)までは女性が中絶する絶対的権利を持つが、次の2期目は、母親の健康を保護するために、州が中絶手続きを規制することができ、最後の3期目には、母親の生命や健康が危険な状態の場合を除き、州が中絶を規制しないしは禁止することもできる、という判決を下した。

この判決に対する反応は素早く、その多くは否定的なものだった。人々の反応は、個々の判事に対する手紙や、公開の演説、連邦議会での決議案の提出、あるいは連邦議会での「胎

児の生存権」を盛り込んだ憲法修正を求める動きなどの形で表れた。最高裁判所の判決が議論を呼ぶ内容だったことから、各病院は、妊娠中絶についての方針を変更せず、裁判所の決定に諸手を挙げて賛成する態度は見せなかった。

最高裁判所の妊娠中絶政策に対する反響は、いまだに続いているだけでなく、新しい分野に舞台を移している。最近の数回の大統領選挙では、2大政党の綱領と大統領候補は、妊娠中絶問題に関して正反対の立場を取っている。民主党の綱領と指名候

補は、おおむね「ロー対ウエード事件」の判決に支持を表明しているが、共和党の綱領と指名候補は反対の立場である。

連邦議会もまた、最高裁の妊娠中絶判決に対する熱心な活動の舞台となってきた。生命支持派としても知られる妊娠中絶反対勢力は、「ロー対ウエード事件」を覆すための憲法修正を議会で通過させることはできなかった。しかし、連邦資金を選択的妊娠中絶のために支給することを禁じるために、ロビー活動を行い、歳出法案の修正に成功した。1980年に



連邦最高裁判所が妊娠中絶をめぐる「ロー対ウエード事件」の判決を出して以来、中絶支持派と反対派の戦いは、議会、司法のあらゆるレベル、および政治の舞台で繰り広げられている (AP/WWP)



最高裁は、5対4の投票で、そうした禁止措置の合憲性を支持した。

ロー判決を受けて、その後の立法のほとんどは、州レベルで制定された。ある研究によると、最高裁判決後2年以内に、32州が妊娠中絶に関する計62の法律を通過させた。そのほとんどが、中絶手段の制限、中絶手続きの規制、あるいは一定条件下での中絶禁止を目的とするものだった。

利益団体の活動も、ロー判決の後で、劇的に増加した。判決に反対する団体は、しばしば判決反対の大衆デモを組織し、後には、該当のクリニックにピケを張り始めた。一方、ロー判決に賛成する利益団体は、法廷での活動に焦点を当てる傾向が強かった。

妊娠中絶問題をめぐる戦いは、法廷や政治運動、議会を舞台に争われてきたが、他方では、中絶を行っている医療施設でのデモ行動や施設の封鎖といった、より直接的な手段を選ぶ者もいた。しかし最高裁は、このようなデモには、時間、場所、および方法に妥当な制限を課すことができる、との判決を下した。この立場は、2000年6月28日、最高裁が、コロラド州制定法を支持することによって再確認された。これは、医療施設の100フィート以内で、相手個人の同意なしに故意に接近し、チラシを手渡したり、サインを掲げたり、口頭で抗議したりすることを違法とするものだった。

## 結論

一部の司法政策は、他の司法政策に比べて、より大きな影響を社会に及ぼす。裁判官は、憲法の起草者が想定した以上に、国家的な政策の発展に大きな役割を演じる。しかし「米国の裁判所は全能の機関ではない」と、ジェラルド・N・ローゼンバーグは、著書『空虚な期待：裁判所は社会変革をもたらすことができるか』(Hollow Hope: Can Courts Bring About Social Change?)の中で言い、次のように記している。「米国の裁判所は、厳しい制約をつけられて設計され、権力分立の政治組織の中に置かれた。裁判所に重要な社会改革を実現してほしいと要望することは、その歴史を忘れてほしい、制約があることを無視してほしい、と要望するに等しい」

こうした政治的・社会的な要求・期待がせめぎ合うこの複雑な枠組の中で、裁判所は政策立案の役割を担っている。立法府と行政府は、時には、社会の特定階層の要求に耳を傾けないことがある。そうした個人や集団に残された唯一の選択肢は、裁判所に頼ることである。例えば、公民権団体は、最高裁が教育現場での隔離廃止運動を支持してくれる法廷なのだとわかるまで、まったく実質的な前進がなかったのである。

公民権団体が、連邦裁判所で一定の成功を収めたのに伴い、ほかの団体も、戦略として、訴訟を用いることを見習うようになった。例えば、



女性の権利拡大を支持する団体は、少数派グループが確立した運動のひな形を踏襲し、裁判所に苦情の申し立てを持ち込み始めた。かくして人種間の平等を求めるといった比較的限制された要求として始まった取り組みは、そのほかの社会的に恵まれないグループのための平等要求運動へと拡大したのである。

つまり、明らかに裁判所は、政策的な判決を打ち出すことによって国民の関心をそこに向けさせ、ほかの政策立案者たちがその問題で何も行動に移していないと強調することができる。こうした形で裁判所は、ほかの立法、行政部門に対して政策立案の権限を行使するよう促すことができる。裁判所は、後続の判決を出すことにより、特定の政策を追求する決意を示し、ほかの政策立案者にもその努力に加わるよう、促し続けることができる。

すべてのことをあれこれ考慮してみると、裁判所というものは、やかましい論議を呼ばない狭い範囲の政策を掘り起こし、履行することに、最も適した機関だと思われる。「ギデオオン事件」で確立された政策が、その良い例である。州の刑事裁判で、経済的に余裕のない被告には弁護士をつけるべきだという判決に対し、強い抗議の声は全く上がらなかった。しかもこの判決は、裁判官や弁護士たちの支持を第1に必要とする政策であり、連邦議会や大統領による行動は必ずしも必要ではなかった。他方、社会のすべての階層の平等を求める政策は、あまりにも幅が広く、また論議を呼ぶものであるため、司法の枠を越えざるを得ない。そうした政策が司法の枠を超えると、裁判所は、政策立案過程の重要な役割を担うものの、やはりその一部分に過ぎないのである。

# アメリカ合衆国憲法

## 〔前文〕

われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確定する。

## 第1章 〔立法部〕

### 第1条 〔連邦議会〕

この憲法によって付与されるすべての立法権は、上院と下院で構成される合衆国連邦議会に属する。

### 第2条 〔下院〕

〔第1項〕 下院は、各州の州民が2年ごとに選出する議員でこれを組織する。各州の選挙権者は、州の立法部のうち議員数の多い院の選挙権者となるのに必要な資格を備えていなければならない。

〔第2項〕 年齢25歳に達していない者、合衆国市民となって7年に満たない者、および選挙された時にその選出された州の住民でない者は、下院議員たることはできない。

〔第3項〕 下院議員と直接税は、連邦に加わる各州の人口に比例して各州間に配分される。【各州の人口は、年期を定めて労務に服する者を含み、かつ、納税義務のないインディアンを除いた自由人の総数に、自由人以外のすべての者の数の5分の3を加えたものとする。\*】〔修正第14条、修正第16条により改正〕 実際の人口の算定は、合衆国連邦議会の最初の集会から3年以内に、それ以後は10年ごとに、議会が法律で定める方法に従って行うものとする。下院議員の定数は、人口3万人に対し1人の割合を超えてはならない。但し、各々の州は少なくとも1人の下院議員を選出するものとする。前記の算定が行われるまでは、ニューハンプシャー州は3人、

マサチューセッツ州は 8 人、ロード・アイランド・アンド・プロビデンス・プランテーションズ州は 1 人、コネチカット州は 5 人、ニューヨーク州は 6 人、ニュージャージー州は 4 人、ペンシルベニア州は 8 人、デラウェア州は 1 人、メリーランド州は 6 人、バージニア州は 10 人、ノース・キャロライナ州は 5 人、サウス・キャロライナ州は 5 人、ジョージア州は 3 人を、それぞれ選出することができるものとする。

\* 奴隷は 5 分の 3 人として計算するという意味

[第 4 項] 州の選出下院議員に欠員が生じたときは、その州の執行部は、欠員を補充するための選挙実施の命令を発しなければならない。

[第 5 項] 下院は、議長その他の役員を選任する。弾劾の訴追権限は下院に専属する。

### 第 3 条 [上院]

[第 1 項] 合衆国上院は、各州から 2 名ずつ選出される上院議員でこれを組織する。上院議員は、【各州の立法部によって】[修正第 17 条により改正]、6 年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ 1 票の投票権を有する。

[第 2 項] 第 1 回選挙の結果にもとづいて上院議員が集会したときは、直ちにこれができるだけ等しい人数の 3 組に分ける。議員の 3 分の 1 が 2 年ごとに改選されるために、第 1 組の議員の任期は 2 年目の終わりに、第 2 組の議員の任期は 4 年目の終わりに、第 3 組の議員の任期は 6 年目の終わりに終了するものとする。【州の立法部が閉会中に、辞職その他の理由で上院議員に欠員が生じたときは、州の執行部は、州立法部が次の開会時に欠員を補充するまでの間、臨時の任命を行うことができる。】[修正第 17 条により改正]

[第 3 項] 年齢 30 歳に達していない者、合衆国市民となつて 9 年に満たない者、および選挙された時にその選出された州の住民でない者は、上院議員たることはできない。

[第 4 項] 合衆国の副大統領は、上院の議長となる。但し、可否同数のときを除き、表決には加わらない。

[第 5 項] 上院は、議長を除く他の役員を選任する。副大統領が欠けた場

合、または副大統領が合衆国大統領の職務を行う場合には、臨時議長を選任する。

[第6項] すべての弾劾を裁判する権限は、上院に専属する。この目的のために集会するときには、議員は、宣誓または宣誓に代る確約\*をしなければならない。合衆国大統領が弾劾裁判を受ける場合には、最高裁判所長官が裁判長となる。何人も、出席議員の3分の2の同意がなければ、有罪の判決を受けることはない。

\* 宗教上の理由などから宣誓できない場合に、これに代えて行う宣誓同様の陳述

[第7項] 弾劾事件の判決は、職務からの罷免、および名誉、信任または報酬を伴う合衆国の官職に就任し在職する資格の剥奪以上に及んではならない。但し、弾劾につき有罪判決を受けた者が、法にもとづいて、起訴、公判、判決、または処罰の対象となることを妨げない。

#### 第4条 [上下両院議員選挙]

[第1項] 上院議員および下院議員の選挙を行う日時、場所、方法は、各々の州においてその立法部が定める。但し、連邦議会は何時でも、上院議員を選出する場所に関する事項を除き、法律によりかかる規則を制定し、または変更することができる。

[第2項] 連邦議会は、毎年少なくとも1回集会するものとする。会期の開始時期は、法律で別の日が指定されない限り、【12月の第1月曜日とする。】[修正第20条により改正]

#### 第5条 [議会手続]

[第1項] 両議院は、各々その議員の選挙、選挙の結果および資格に関して判定を行うものとする。各々の院は、その議員の過半数をもって議事を行うに必要な定足数とする。定足数に満たない場合においても、翌日に延会とし、各々の院の定める方法および制裁によって、欠席議員の出席を強制することができる。

[第2項] 両議院は、各々その議事規則を定め、秩序を乱した議員を懲罰し、3分の2の同意によって議員を除名することができる。

[第3項] 両議院は、各々その議事録を作成し、その院が秘密を要すると判断する部分を除いて、随時これを公表しなければならない。各院の議員の表決は、いかなる議題についても、出席議員の5分の1の請求があれば、これを議事録に記載しなければならない。

[第4項] 連邦議会の会期中、いずれの院も、他の院の同意がなければ、3日間を越えて休会し、またはその議場を両院の開会中の場所から他へ移すことはできない。

## 第6条 [議員の報酬と特権]

[第1項] 上院議員および下院議員は、その職務に対し、法律の定めるところにより、合衆国の国庫から支出される報酬を受ける。両院の議員は、叛逆罪、重罪および社会の平穩を害す罪を犯した場合を除いていかなる場合にも、会期中の議院に出席中または出席の途上で、逮捕されない特権を有する。議員は、議院で行った演説または討論について、院外で責任を問われない。

[第2項] 上院議員および下院議員は、その任期中に新設または増俸された合衆国の文官職に任命されることはできない。合衆国のいかなる官職にある者も、その在職中に、いずれの議院の議員たることはできない。

## 第7条 [下院先議、大統領拒否権]

[第1項] 歳入の徴収を伴うすべての法律案は、先に下院に提出しなければならない。但し、上院は、他の法律案の場合と同じく、これに対し修正案を發議し、または修正を付して同意することができる。

[第2項] 下院および上院を通過したすべての法律案は、法律となるに先立ち、合衆国大統領に送付されなければならない。大統領は、承認する場合はこれに署名し、承認しない場合は、拒否理由を付してこれを發議した院に返付する。その院は、拒否理由すべてを議事録に記載し、法律案を再び審議する。再議の結果、その院が3分の2の多数でその法律案を可決したときは、法律案は大統領の拒否理由とともに他の院に送付される。他の院でも同様に再び審議し、3分の2の多数で可決したときは、法律案は法律となる。この場合にはすべて、両議院における投票は点呼表決によるものとし、法律案に対する賛成者および反対者の氏名は、各々の院の議事録に記載されるものとする。大統領が法律案の送付をうけて10日以内（日曜日を除く）に返付しないときは、その法律案は、大統領が署名した場合



と同様に法律となる。但し、連邦議会が休会に入り、法律案を返付することができない場合は、この限りでない。

[第3項] 両議院の同意を要するすべての命令、決議または表決（休会にかかわる事項を除く）は、これを合衆国大統領に送付するものとし、大統領の承認を得てその効力を生ずる。大統領が承認しないときは、法律案の場合について定める規則と制限に従い、上院および下院の3分の2の多数をもって、再び可決されなければならない。

## 第8条 [連邦議会の立法権限]

[第1項] 連邦議会は、次の権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般の福祉に備えるために、租税、関税、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限。但し、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならない。

[第2項] 合衆国の信用において金銭を借り入れる権限。

[第3項] 諸外国との通商、各州間の通商およびインディアン部族との通商を規制する権限。

[第4項] 統一的な帰化に関する規則、および合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律を制定する権限。

[第5項] 貨幣を鑄造し、その価格および外国貨幣の価格を規制する権限、ならびに度量衡の基準を定める権限。

[第6項] 合衆国の証券および通貨の偽造に対する罰則を定める権限。

[第7項] 郵便局を設置し、郵便道路を建設する権限。

[第8項] 著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する権限。

[第9項] 最高裁判所の下に下位裁判所を組織する権限。

[第10項] 公海上で犯された海賊行為および重罪行為ならびに国際法に違反する犯罪を定義し、これを処罰する権限。

[第 11 項] 戦争を宣言し、船舶捕獲免許状 \* を授与し、陸上および海上における捕獲に関する規則を設ける権限。

\* 国家が私船に海賊行為をすることを認める許可状。1856 年のパリ宣言で禁止。

[第 12 項] 陸軍を編成し、これを維持する権限。但し、この目的のためにする歳出の承認は、2 年を超える期間にわたってはならない。

[第 13 項] 海軍を創設し、これを維持する権限。

[第 14 項] 陸海軍の統帥および規律に関する規則を定める権限。

[第 15 項] 連邦の法律を執行し、反乱を鎮圧し、侵略を撃退するために、民兵団を召集する規定を設ける権限。

[第 16 項] 民兵団の編制、武装および規律に関する定めを設ける権限、ならびに合衆国の軍務に服する民兵団の統帥に関する定めを設ける権限。但し、民兵団の将校の任命および連邦議会の定める軍律に従って民兵団を訓練する権限は、各州に留保される。

[第 17 項] 特定の州から割譲され、かつ、連邦議会が受領することにより合衆国政府の所在地となる地区（但し、10 マイル平方を超えてはならない）に対して、いかなる事項についても専属的な立法権を行使する権限、および要塞、武器庫、造兵廠、造船所その他必要な建造物を建設するために、それが所在する州の立法部の同意を得て購入した土地のすべてに対し、同様の権利を行使する権限。

[第 18 項] 上記の権限およびこの憲法により合衆国政府またはその部門もしくは官吏に付与された他のすべての権限を行使するために、必要かつ適切なるすべての法律を制定する権限。

## 第 9 条 [連邦立法権の制限]

[第 1 項] 連邦議会は、1808 年より前においては、現に存する州のいずれかがその州に受け入れることを適当と認める人びとの移住または輸入を、禁止することはできない。但し、その輸入に対して、1 人につき 10 ドルを超えない租税または関税を課することができる。

[第2項] 人身保護令状\*の特権は、反乱または侵略に際し公共の安全上必要とされる場合を除いて、停止されてはならない。

\* 裁判所が身柄を拘束されている者の申し立てでその拘束が違法かどうか審査する令状

[第3項] 私権剥奪法\*または事後法を制定してはならない。

\* 反逆の罪などを犯したとして裁判手続によらずに市民の権利を奪う議会立法

[第4項] 【人頭税その他の直接税は、この憲法に規定した人口調査または算定にもとづく割合によらなければ、これを賦課してはならない。】〔修正第16条で改正〕

[第5項] 各州から輸出される物品に対して、租税または関税を賦課してはならない。

[第6項] 通商または徴税に関するいかなる規制によっても、1州の港湾に対して他州の港湾よりも有利な地位を与えてはならない。1州に入港またはこれより出港する船舶に対して、他州に入港すること、または他州において出入港手続きをすること、もしくは関税の支払いをすることを強制してはならない。

[第7項] 国庫からの支出は、法律で定める歳出予算によってのみ、これを行わなければならない。いっさいの公金の収支に関する正式の決算は、随時公表しなければならない。

[第8項] 合衆国は、貴族の称号を授与してはならない。合衆国から報酬または信任を受けて官職にある者は、連邦議会の同意なしに、国王、公侯または他の国から、いかなる種類の贈与、俸給、官職または称号をも受けてはならない。

## 第10条 [州権限の制限]

[第1項] 州は、条約を締結し、同盟もしくは連合を形成し、船舶捕獲免許状を付与し、貨幣を鑄造し、信用証券を発行し、金貨および銀貨以外のものを債務弁済の法定手段とし、私権剥奪法、事後法もしくは契約上の債

権債務関係を害する法律を制定し、または貴族の称号を授与してはならない。

[第2項] 州は、その検査法を執行するために絶対に必要な場合を除き、連邦議会の同意なしに、輸入品または輸出品に対し輸入税または関税を賦課してはならない。州によって輸入品または輸出品に賦課された関税または輸入税の純収入は、合衆国国庫の用に供される。かかる法律はすべて、連邦議会の修正または規制に服する。

[第3項] 州は、連邦議会の同意なしに、トン税を課し、平時に軍隊または軍艦を保持し、他州もしくは外国と協定もしくは契約を締結し、または、現に侵略を受けもしくは一刻の猶予も許さないほど危険が切迫しているときを除き、戦争行為をしてはならない。

## 第2章 [執行部]

### 第1条 [大統領と副大統領、選出方法]

[第1項] 執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。大統領の任期は4年とし、同一の任期で選任される副大統領とともに、次の方法で選出される。

[第2項] 各々の州は、その立法部が定める方法により、その州から連邦議会に選出することのできる上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人を任命する。但し、上院議員、下院議員および合衆国から報酬または信任を受けて官職にあるいかなる者も、選挙人に選任されることはできない。

[第3項] 【選挙人は、各々の州で集会して、無記名投票により2名に投票する。そのうち少なくとも1名は、選挙人と同じ州の住民であってはならない。選挙人は、得票者と各々の得票数を記した一覧表を作成し、これに署名し認証した上で、封印をほどこして上院議長に宛てて、合衆国政府の所在地に送付する。上院議長は、上院議員および下院議員の出席の下に、すべての認証書を開封したのち、投票を計算する。最多数の投票を得た者の票数が選挙人総数の過半数に達しているときは、その者が大統領となる。選挙人総数の過半数に達した者が2名以上あり、かつ、得票数が同数の場合は、下院は直ちに無記名投票により、その中の1名を大統領に選出しなければならない。過半数に達した者がいないときは、得票者一覧表の中の上位得票者5名の中から、同一の方法で下院が 대통령を選出する。但し、

この方法により大統領を選出する場合には、投票は州を単位として行い、各州の議員団は 1 票を投じるものとする。この目的のための定足数は、全州の 3 分の 2 の州から 1 名または 2 名以上の議員が出席することを要し、大統領は全州の過半数をもって選出されるものとする。いずれの場合にも、大統領を選出した後に、選挙人の投票の最多数を得た者が、副大統領となる。但し、その場合に同数の得票者が 2 名以上あるときは、上院は無記名投票でその中から副大統領を選出しなければならない。【修正第 12 条により改正】

[第 4 項] 連邦議会は、選挙人を選任する時および選挙人が投票を行う日を定めることができる。投票日は合衆国全土を通じて同一の日でなければならない。

[第 5 項] 出生により合衆国市民である者、または、この憲法の成立時に合衆国市民である者でなければ、大統領の職に就くことはできない。年齢満 35 歳に達していない者、および合衆国内に住所を得て 14 年を経過していない者は、大統領の職に就くことはできない。

[第 6 項] 大統領が罷免され、死亡し、辞職し、またはその職権および義務を遂行する能力を失ったときは、副大統領が、大統領の職務を行う。連邦議会は、大統領と副大統領がともに罷免され、死亡し、辞職し、または執務不能に陥った場合について、法律により、いかなる官吏に大統領の職務を行わせるかを定めることができる。この官吏は、執務不能の状態が解消される時または大統領が選出される時まで、大統領の職務を行う。

[第 7 項] 大統領は、その職務に対して定期的に報酬を受ける。報酬額は、その任期中増額または減額されない。大統領は、その任期中、合衆国または州から他のいかなる報酬も受けてはならない。

[第 8 項] 大統領は、その職務遂行に先立ち、次のような宣誓または宣誓に代る確約をしなければならない。「私は、合衆国大統領の職務を忠実に執行し、全力を尽して合衆国憲法を維持し、保護し、擁護することを厳粛に誓います（確約します）。」

## 第 2 条 [大統領の権限]

[第 1 項] 大統領は、合衆国の陸軍および海軍ならびに現に合衆国の軍務に就くため召集された各州の民兵団の最高司令官である。大統領は、行政各部門の長官に対し、それぞれの職務に関するいかなる事項についても、



文書によって意見を述べることを要求することができる。大統領は、弾劾の場合を除き、合衆国に対する犯罪について、刑の執行停止または恩赦をする権限を有する。

[第2項] 大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する。但し、この場合には、上院の出席議員の3分の2の賛成を要する。大統領は、大使その他の外交使節および領事、最高裁判所の裁判官、ならびに、この憲法にその任命に関して特段の規定のない官吏であって、法律によって設置される他のすべての合衆国官吏を指名し、上院の助言と承認を得て、これを任命する。但し、連邦議会は、適当と認める場合には、法律によって下級官吏の任命権を大統領のみに付与し、または、司法裁判所もしくは各部門の長官に付与することができる。

[第3項] 大統領は、上院の閉会中に生じるいっさいの欠員を補充する権限を有する。但し、その任命は、次の会期の終りに効力を失う。

### 第3条 [大統領の義務]

大統領は、随時、連邦議会に対し、連邦の状況に関する情報を提供し、自ら必要かつ適切と考える施策について審議するよう勧告するものとする。大統領は、非常の場合には、両議院またはいずれかの一院を召集することができる。大統領は、閉会の時期に関し両議院の間で意見が一致しないときは、自ら適当と考える時期まで休会させることができる。大統領は、大使その他の外交使節を接受する。大統領は、法律が忠実に執行されることに留意し、かつ、合衆国のすべての官吏を任命する。

### 第4条 [弾劾]

大統領、副大統領および合衆国のすべての文官は、反逆罪、収賄罪その他の重大な罪または軽罪につき弾劾の訴追を受け、有罪の判決を受けたときは、その職を解かれる。

## 第3章 [司法部]

### 第1条 [連邦司法権]

合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が随時制定し設立する下位裁判所に属する。最高裁判所および下位裁判所の裁判官はいず

れも、非行なき限り、その職を保持することができる。これらの裁判官は、その職務に対して定期に報酬を受ける。その額は、在職中減額されない。

## 第2条 [連邦裁判所の管轄事項]

[第1項] 合衆国の司法権は次の諸事件に及ぶ。この憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモンロー上およびエクイティ上のすべての事件\*。大使その他の外交使節および領事にかかわるすべての事件。海事法および海事裁判権に関するすべての事件。合衆国が当事者の一方である争訟。2以上の州の間の争訟。【州と他州の市民との間の争訟。】[修正第11条により改正] 異なる州の市民間の争訟。同じ州の市民間の争訟であって、異なる州から付与された土地の権利を主張する争訟。1州またはその市民と外国またはその市民もしくは臣民との間の争訟。

\* 英米民事法はコモンローとエクイティと呼ばれる歴史的に形成された2つの実体法体系から成り、コモンロー事件は損害賠償請求事件、エクイティ事件は差止めや履行強制を求める事件が中心。

[第2項] 大使その他の外交使節および領事にかかわるすべての事件、ならびに州が当事者であるすべての事件については、最高裁判所は、第1審管轄権を有する。前項に掲げたその他の事件については、最高裁判所は、連邦議会の定める例外の場合を除き、連邦議会の定める規則に従い、法律問題および事実問題の双方について上訴管轄権を有する。

[第3項] 弾劾事件を除き、すべての犯罪の裁判は、陪審によって行われなければならない。裁判は、当該犯罪がなされた州で行われなければならない。但し、犯罪がいかなる州においてもなされなかったときは、裁判は、連邦議会が法律で定める1または2以上の場所で行われるものとする。

## 第3条 [反逆罪]

[第1項] 合衆国に対する反逆罪は、合衆国に対して戦争を起こす場合、または合衆国の敵に援助と便宜を与えてこれに加担する場合にのみ、成立するものとする。何人も、同一の外的行為についての2人の証人の証言、または公開の法廷での自白によるのでなければ、反逆罪で有罪とされない。

[第2項] 連邦議会は、反逆罪の処罰を宣言する権限を有する。ただし、反逆罪を理由とした私権剥奪の効力は、血統汚損\*または、私権を剥奪さ

れた者の生涯の間を除き、財産没収に及んではならない。

\*私権剥奪された者の血統が汚損されたとして財産を相続する、または相続させる権利、相続した財産を保有する権利がないとすること。

## 第4章 [連邦条項]

### 第1条 [十分な信頼と信用条項]

各々の州は、他のすべての州の一般法律、記録および司法手続に対して、十分な信頼と信用を与えなければならない。連邦議会は、一般的な法律により、これらの法律、記録および司法手続を証明する方法ならびにその効果につき、規定することができる。

### 第2条 [市民権条項、逃亡犯罪人・奴隷の引渡し条項]

[第1項] 各々の州の市民は、他州において、その州の市民が享有するすべての特権および免除を等しく享有する権利を有する。

[第2項] いずれかの州において反逆罪、重罪その他の犯罪につき告発された者が、裁判を逃れて他州で発見された場合には、その逃亡した州の執行部の要求があれば、当該犯罪につき裁判権を有する州に移送するために、この者を引き渡さなければならない。

[第3項] 【1州において、その州の法律によって役務または労務に服する義務のある者は、他州に逃亡しても、その州の法律または規則によってかかる役務または労務から解放されるものではなく、当該役務または労務を提供されるべき当事者からの請求があれば、引き渡されなければならない。】[修正第13条により改正]

### 第3条 [新州および連邦財産条項]

[第1項] 連邦議会は、新しい州がこの連邦へ加入することを認めることができる。但し、連邦議会および関係する州の立法部の同意なしに、既存の州の領域内に新州を形成し、または2つ以上の州もしくはその一部を合併して1つの州を形成することはできない。

[第2項] 連邦議会は、合衆国に属する領有地その他の財産を処分し、こ

れに関する必要ないっさいの準則および規則を定める権限を有する。この憲法中のいかなる規定も、合衆国または特定の州の請求権を損なうように解釈されてはならない。

## 第4条 [共和政体条項]

合衆国は、この連邦内のすべての州に対し共和政体を保障し、侵略に対し各州を防衛する。合衆国は、州の立法部または（立法部が集会できないときは）執行部の要請があれば、州内の暴動に対して各州を防護する。

## 第5章 [改正]

連邦議会は、両院の3分の2が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を発議し、または、3分の2の州の立法部が請求するときは、修正を発議するための憲法会議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正は、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法会議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。いずれの承認方法を採用かは、連邦議会が定める。但し、1808年より前に行われるいかなる修正も、第1章第9条第1項および第4項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない。

## 第6章 [最高法規]

[第1項] この憲法成立前に契約されたすべての債務および締結されたすべての約定は、この憲法の下においても、連合規約の下におけると同様に、合衆国に対して有効である。

[第2項] この憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律、ならびに合衆国の権限にもとづいて締結された、または将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。すべての州の裁判官は、州の憲法または法律に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される。

[第3項] この憲法に定める上院議員および下院議員、州の立法部の議員、ならびに合衆国および各州のすべての行政官および司法官は、宣誓または宣誓に代る確約により、この憲法を擁護する義務を負う。但し、合衆国のいかなる官職または信任による職務に就く資格条件として、宗教上の審査

を課してはならない。

## 第7章 [成立手続]

この憲法は、9州の憲法会議の承認があれば、承認した州の間で成立するものとする。

西暦1787年、アメリカ合衆国独立第12年、9月17日、憲法会議において列席各州全会一致の同意により、この憲法を定めた。これを証するため、われらはここに署名する。

ジョージ・ワシントン  
議長にしてバージニア州代表



**デラウェア州**

ジョージ・リード  
ガニング・ベッドフォードジュニア  
ジョン・ディッキンソン  
リチャード・バセット  
ジェコブ・ブルーム

**メリーランド州**

ジェームズ・マクヘンリー  
ダン・オブ・セント・トマス・ジェニファー  
ダニエル・キャロル

**バージニア州**

ジョン・ブレア  
ジェームズ・マディソンジュニア

**ノースカロライナ州**

ウィリアム・ブラウント  
リチャード・ドップス・スペイト  
ヒュー・ウィリアムソン

**サウスカロライナ州**

ジョン・ラトレッジ  
チャールズ・コーツワース・ピンクニー  
チャールズ・ピンクニー  
ピアース・バトラー

**ジョージア州**

ウィリアム・フュー  
エイブラハム・ボードウィン

**ニューハンプシャー州**

ジョン・ラングドン  
ニコラス・ギルマン

**マサチューセッツ州**

ナサニエル・ゴースラム  
ルーファス・キング

**コネティカット州**

ウィリアム・サミュエル・ジョンソン  
ロジャー・シャーマン

**ニューヨーク州**

アレグザンダー・ハミルトン

**ニュージャージー州**

ウィリアム・リビングストーン  
デイビッド・ブリアリー  
ウィリアム・パターソン  
ジョナサン・デイトン

**ペンシルベニア州**

ベンジャミン・フランクリン  
トマス・ミフリン  
ロバート・モリス  
ジョージ・クライマー  
トマス・フィッツシモンズ  
ジャレッド・インガソル  
ジェームズ・ウィルソン  
グープナー・モリス

書記ウィリアム・ジャクソン、これを認証する。

**出典**

アメリカ合衆国憲法（米国大使館レファレンス資料室）

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution.html>

# アメリカ合衆国憲法本文第5章にもとづき、 合衆国議会が発議し諸州の立法部が承認した、 合衆国憲法に追加され またはこれを修正する条項\*

\* 一般に Amendments（修正条項）と呼ばれる。第1条～10条は Bill of Rights と呼ばれ、「権利章典」と訳されるが、イギリスの1689年の「権利章典」と区別するため「人権（保障）規定」と訳されることもある。

## 修正第1条

[信教・言論・出版・集会の自由、請願権] [1791年成立]

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。

## 修正第2条

[武器保有権] [1791年成立]

規律ある民兵団は、自由な国家の安全にとって必要であるから、国民が武器を保有し携行する権利は、侵してはならない。

## 修正第3条

[兵士宿営の制限] [1791年成立]

平時においては、所有者の承諾なしに、何人の家屋にも兵士を宿営させてはならない。戦時においても、法律の定める方法による場合を除き、同様とする。

## 修正第 4 条

[不合理な搜索・押収・抑留の禁止] [1791 年成立]

国民が、不合理な搜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、搜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。

## 修正第 5 条

[大陪審、二重の危険、適正な法の過程、財産権の保障] [1791 年成立]

何人も、大陪審による告発または正式起訴によるものでなければ、死刑を科しうる罪その他の破廉恥罪につき公訴を提起されることは無い。但し、陸海軍内で発生した事件、または、戦争もしくは公共の危機に際し現に軍務に従事する民兵団の中で発生した事件については、この限りでない。何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない。何人も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強制されない。何人も、法の適正な過程\*によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。何人も、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。

\* 原文の due process of law (デュー・プロセス・オブ・ロー) の訳。  
適正な手続のみならず法の適正な内容も要求するところからこのように訳される。

## 修正第 6 条

[刑事陪審裁判の保障、被告人の権利] [1791 年成立]

すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定めた地区の公平な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。被告人は、訴追の性質と理由について告知を受け、自己に不利な証人との対質を求め、自己に有利な証人を得るために強制的手続きを利用し、かつ、自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する。

## 修正第 7 条

[民事陪審裁判を受ける権利] [1791 年成立]

コモンロー上の訴訟において\*、訴額が 20 ドルを超えるときは、陪審による裁判を受ける権利は維持される。陪審が認定した事実は、コモンロー上の準則による場合を除き、合衆国のいかなる裁判所もこれを再び審議してはならない。

\* コモンローについて憲法本文第 3 章第 2 条第 1 項の注参照。

## 修正第 8 条

[残酷で異常な刑罰の禁止] [1791 年成立]

過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残酷で異常な刑罰を科してはならない。

## 修正第 9 条

[国民が保有する他の権利] [1791 年成立]

この憲法の中に特定の権利を列挙したことをもって、国民の保有する他の権利を否定し、または軽視したものと解釈してはならない。

## 修正第 10 条

[州と国民に留保された権限] [1791 年成立]

この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。

## 修正第 11 条

[州に対する訴訟と連邦司法権] [1795 年成立]

合衆国の司法権は、合衆国の 1 州に対して、他州の市民または外国の市民もしくは臣民が提起したコモンロー上またはエクイティ上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈されてはならない。

## 修正第 12 条

[正副大統領の選出方法の改正] [1804 年成立]

選挙人は、各々の州で集会して、無記名投票により、大統領および副大統領を選出するための投票を行う。そのうち少なくとも 1 名は、選挙人と同じ州の住民であってはならない。選挙人は、一の投票用紙に大統領として投票する者の氏名を記し、他の投票用紙に副大統領として投票する者の氏名を記す。選挙人は、大統領として得票したすべての者および各々の得票数、ならびに副大統領として得票したすべての者および各々の得票数を記した別個の一覧表を作成し、これらに署名し認証した上で、封印をほどこして上院議長に宛てて、合衆国政府の所在地に送付する。上院議長は、上院議員および下院議員の出席の下に、すべての認証書を開封したのち、投票を計算する。大統領として最多数の投票を得た者の票数が選挙人総数の過半数に達しているときは、その者が大統領となる。過半数に達した者がいないときは、下院は直ちに無記名投票により、大統領としての得票者一覧表の中の 3 名を超えない上位得票者の中から、大統領を選出しなければならない。但し、この方法により大統領を選出する場合には、投票は州を単位として行い、各州の議員団は 1 票を投じるものとする。この目的のための定足数は、全州の 3 分の 2 の州から 1 名または 2 名以上の議員が出席することを要し、大統領は全州の過半数をもって選出されるものとする。下院にかかる選出権が発生した場合に、【次の 3 月 4 日になる前に大統領を選出しないときは、】[修正第 20 条により改正] 大統領に死亡その他憲法上執務不能の事情が生じた場合と同様に、副大統領が大統領の職務を行う。副大統領として最多数の投票を得た者の票数が選挙人総数の過半数に達しているときは、その者が副大統領となる。過半数に達した者がいないときは、上院が、得票者一覧表の中の上位 2 名の中から、副大統領を選出しなければならない。この目的のための定足数は、上院議員の総数の 3 分の 2 とし、選出には総議員の過半数を要するものとする。但し、憲法上大統領の職に就く資格がない者は、合衆国副大統領の職に就くことはできない。

## 修正第 13 条

[奴隷制の禁止] [1865 年成立]

### 第 1 項

奴隷制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事者に対する刑罰の場合を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存在してはならない。



## 第2項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

## 修正第14条

[市民権、法の適正な過程、平等権] [1868年成立]

### 第1項

合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程\*によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。

\* 修正第5条の注参照

### 第2項

下院議員は、各々の州の人口に比例して各州の間に配分される。各々の州の人口は、納税義務のないインディアンを除き、すべての者を算入する。但し、合衆国大統領および副大統領の選挙人の選出に際して、または、連邦下院議員、各州の執行部および司法部の官吏もしくは州の立法部の議員の選挙に際して、【年齢21歳に達し、】[修正第26条第1項により改正]、かつ、合衆国市民である州の男子住民が、反乱またはその他の犯罪に参加したこと以外の理由で、投票の権利を奪われ、またはかかる権利をなんらかの形で制約されている場合には、その州の下院議員の基礎数は、かかる男子市民の数がその州の年齢21歳以上の男子市民の総数に占める割合に比例して、減じられるものとする。

### 第3項

連邦議会の議員、合衆国の公務員、州議会の議員、または州の執行部もしくは司法部の官職にある者として、合衆国憲法を支持する旨の宣誓をしながら、その後合衆国に対する暴動または反乱に加わり、または合衆国の敵に援助もしくは便宜を与えた者は、連邦議会の上院および下院の議員、大統領および副大統領の選挙人、文官、武官を問わず合衆国または各州の官職に就くことはできない。但し、連邦議会は、各々の院の3分の2の投票によって、かかる資格障害を除去することができる。

#### 第4項

法律により授權された合衆国の公の債務の効力は、暴動または反乱の鎮圧のための軍務に対する恩給および賜金の支払いのために負担された債務を含めて、これを争うことはできない。但し、合衆国およびいかなる州も、合衆国に対する暴動もしくは反乱を援助するために負担された債務もしくは義務につき、または奴隷の喪失もしくは解放を理由とする請求につき、これを引き受けまたは支払いを行ってはならない。かかる債務、義務または請求は、すべて違法かつ無効とされなければならない。

#### 第5項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項の規定を実施する権限を有する。

### 修正第15条

[選挙権の拡大] [1870年成立]

#### 第1項

合衆国またはいかなる州も、人種、肌の色、または前に隷属状態にあったことを理由として、合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

#### 第2項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

### 修正第16条

[連邦所得税] [1913年成立]

連邦議会は、各州に比例配分することなく、および人口調査または算定によることなく、いかなる源泉から生ずるものであっても、所得に対して税を賦課し徴収する権限を有する。

### 修正第17条

[上院議員の直接選挙] [1913年成立]

#### 第1項

合衆国の上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員でこれを組織す

る。上院議員は、各州の州民によって、6 年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ 1 票の投票権を有する。各州の選挙権者は、州の立法部のうち議員数の多い院の選挙権者となるのに必要な資格を備えていなければならない。

### 第 2 項

州の選出上院議員に欠員が生じたときは、その州の執行部は、欠員を補充するための選挙実施の命令を発しなければならない。但し、州の立法部は、立法部の定めるところに従って州民が選挙で欠員を補充するまでの間、執行部に対して臨時の任命をする権限を与えることができる。

### 第 3 項

この修正は、この憲法の一部として効力を発する前に選出された上院議員の選挙または任期に、影響を及ぼすものと解されてはならない。

## 修正第 18 条

[禁酒修正条項] [1919 年成立]

### 第 1 項

この修正条項の承認から 1 年を経た後は、合衆国とその管轄に服するすべての領有地において、飲用の目的で酒類を製造し、販売もしくは輸送し、またはこれらの地に輸入し、もしくはこれらの地から輸出することは、これを禁止する。

### 第 2 項

連邦議会および各州は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を競合的に有するものとする。

### 第 3 項

この修正条項は、連邦議会がこれを各州に提議した日から 7 年以内に、この憲法の規定に従って各州の立法部により憲法修正として承認されない場合には、その効力を生じない。[修正第 21 条で全文廃止]

## 修正第 19 条

[女性参政権] [1920 年成立]

### 第 1 項

合衆国またはいかなる州も、性を理由として合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

### 第 2 項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

## 修正第 20 条

[正副大統領と連邦議員の任期] [1933 年成立]

### 第 1 項

大統領および副大統領の任期は、この修正条項が承認されていなければその任期が終了してははずの年の 1 月 20 日の正午に終了し、上院議員および下院議員の任期は、同じ年の 1 月 3 日の正午に終了する。後任者の任期はその時に始まる。

### 第 2 項

連邦議会は、毎年少なくとも 1 回集会するものとする。会期の開始時期は、法律で別の日が指定されない限り、1 月 3 日の正午とする。

### 第 3 項

大統領に選出された者が、大統領の任期の始期として定められた時に死亡していた場合には、副大統領として選出された者が大統領となる。大統領の任期の始期として定められた時までには大統領が選出されていない場合、または大統領として選出された者がその資格を備えていない場合には、副大統領として選出された者が、大統領がその資格を備えるに至るまで、大統領の職務を行う。連邦議会は、法律により、大統領として選出された者も副大統領として選出された者もともにその資格を備えていない場合について定めを設け、誰が大統領の職務を行うかについて、またはその職務を行う者を選出する方法について、宣明することができる。この者は、大統領または副大統領がその資格を備えるに至るまで、大統領の職務を行う。

### 第 4 項

連邦議会は、法律により、下院に大統領の選出権が発生した場合に大統領として選出することのできる者の中に死亡者が出たとき、および上院に

副大統領の選出権が発生した場合に副大統領として選出することのできる者の中に死亡者が出たときについて、定めを設けることができる。

### 第5項

第1項および第2項は、この修正条項が承認された後の10月15日に効力を生ずる。

### 第6項

この修正条項は、提議された日から7年以内に、4分の3の州の立法部によりこの憲法の修正として承認されない場合には、その効力を生じない。

## 修正第21条

[禁酒修正条項の廃止] [1933年成立]

### 第1項

合衆国憲法修正第18条は、本修正条項により廃止する。

### 第2項

合衆国のいかなる州、準州、または領有地であれ、その地の法に違反して、酒類を引渡または使用の目的でその地に輸送しまたは輸入することは、この修正条項により禁止される。

### 第3項

この修正条項は、連邦議会がこれを各州に提議した日から7年以内に、憲法の規定に従って各州の憲法会議によりこの憲法の修正として承認されない場合には、その効力を生じない。

## 修正第22条

[大統領の3選禁止] [1951年成立]

### 第1項

何人も、大統領の職に2回を超えて選出されることはできない。他の者が大統領として選出された任期の間に、2年以上大統領の職を保持しまたは大統領の職務を行った者は、大統領の職に1回を超えて選出されることはできない。但し、この修正条項は、これが連邦議会により発議されたときに大統領の職を保持している者には適用されない。この修正条項は、これが効力を生じたときに任期中の大統領の職を保持しまたは大統領の職務



を行っている者が、任期の残りの期間、大統領の職を保持しまたは大統領の職務を行うことを妨げるものではない。

## 第2項

この修正条項は、連邦議会がこれを各州に提議した日から7年以内に、4分の3の州の立法部により憲法の修正として承認されない場合は、その効力を生じない。

## 修正第23条

[コロンビア地区の大統領選挙人] [1961年成立]

### 第1項

合衆国政府の所在地を構成する地区は、連邦議会が定める方法により、次の者を選任する。この地区が州であるならば選出することができる連邦議会の上院および下院の議員の総数と等しい人数の大統領および副大統領の選挙人。但し、その数は、いかなる場合でも人口の最も少ない州から選任される選挙人の数を超えてはならない。これらの選挙人は、各州が選任した選挙人に加えられ、大統領および副大統領の選挙の目的のためには、州によって選任された選挙人とみなされる。これらの選挙人は、同地区で集会して、修正第12条に規定される義務を遂行するものとする。

### 第2項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

## 修正第24条

[選挙権にかかわる人頭税の禁止] [1964年成立]

### 第1項

合衆国またはいかなる州も、大統領もしくは副大統領の予備選挙その他の選挙、大統領もしくは副大統領の選挙人の選挙、または連邦議会の上院議員もしくは下院議員の選挙において合衆国市民が投票する権利を、人頭税その他の税を支払っていないことを理由にして奪い、またはこれを制限してはならない。

### 第2項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

## 修正第 25 条

[大統領の地位の継承] [1967 年成立]

### 第 1 項

大統領が免職され、死亡または辞任した場合には、副大統領が大統領となる。

### 第 2 項

副大統領が欠けたときは、大統領が副大統領を指名し、指名された者は、連邦議会の両院の過半数の承認を経て、副大統領の職に就く。

### 第 3 項

大統領が、上院の臨時議長および下院の議長に対し、その職務上の権限および義務を遂行することができない旨を書面で通告したときは、その後大統領が権限および義務を遂行することができる旨を書面で通告するまで、副大統領が臨時大統領としてかかる権限および義務を遂行する。

### 第 4 項

[1 号] 副大統領、および行政各部の長または連邦議会が法律で定める他の機関の長のいずれかの過半数が、上院の臨時議長および下院議長に対し、大統領がその職務上の権限および義務を遂行できない旨を書面で通告したときは、副大統領は、直ちに臨時大統領として、大統領職の権限および義務を遂行するものとする。

[2 号] その後、大統領が上院の臨時議長および下院議長に対し、職務遂行不能状態は存在しない旨を書面で通告したときは、大統領はその職務上の権限および義務を回復する。但し、副大統領および行政各部の長または連邦議会が法律で定める他の機関の長のいずれかの過半数が、4 日以内に、上院の臨時議長と下院議長に対し、大統領がその職務上の権限および義務を遂行できない旨を書面で通告したときは、この限りでない。この場合には、連邦議会は、開会中でないときには 48 時間以内にその目的のために集会し、問題を決定するものとする。連邦議会が、大統領が職務上の権限および義務を遂行することができない旨を通告する書面を受理してから 21 日以内に、または、連邦議会が開会中でないときは、集会の要請があってから 21 日以内に、両議院の 3 分の 2 の投票により、大統領はその職務上の権限および義務を遂行することができない旨を決議したときは、引き続き副大統領が臨時大統領としてかかる権限および義務を遂行する。かかる決議がなされなかった場合には、大統領はその職務上の権限と義務を回復するもの

とする。

## 修正第 26 条

[投票年齢の引下げ] [1971 年成立]

### 第 1 項

合衆国またはいかなる州も、年齢を理由として、年齢 18 歳以上の合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

### 第 2 項

連邦議会は、適切な立法により、この修正条項を実施する権限を有する。

## 修正第 27 条 \*

[連邦議員報酬の変更] [1992 年成立]

上院議員および下院議員の職務に対する報酬を変更する法律は、次の下院議員の選挙が行われるまで、その効力を生じない。

\* 原文のタイトルは Article II であり、これは 1789 年に提案された修正条項の 2 番目のものが約 200 年かかって承認されたもの。通例 Amendment XXVII と呼ばれる。

### 出典

アメリカ合衆国憲法本文第 5 章にもとづき、合衆国議会が発議し諸州の立法部が承認した、合衆国憲法に追加されまたはこれを修正する条項（米国大使館レファレンス資料室）

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution-amendment.html>

# 用語解説

## Activism (Judicial)

### (司法の)積極主義

裁判官が、事件審理に際し、国の政策の良し悪しについて自らの価値判断を加えようとする意欲。「Self-restraint (judicial)」(司法の自己抑制)を参照。

## Actus reus 悪しき行為

犯罪の重要要件で、禁止されている行為(例えば、強盗)を行うこと、あるいは、求められる行為(例えば、自動車事故で、停車し、被害者の救助活動をする)を怠ること。

## Adversarial process 対審裁判手続き

米国の裁判所で用いられる司法手続きで、裁判を対立する当事者間の争いとみなし、裁判官の役割は、一種の受動的な審判として振舞うこと。「Inquisitorial method」(糺問主義)を参照。

## Advisory opinions 助言的意見

抽象的ないしは仮説的な問題について、裁判所が判断を下すこと(米国の裁判所は、行わないことになっている)。

## Alternative dispute resolution (ADR)

### 裁判外紛争解決

正式の事実審理をせずに紛争を解決する方法(多くの場合、中立の第3者の助けを受けて解決する)。調停と仲裁はよく知られたADRの手段である。

## Amicus curiae 法廷助言者

("Friend of the court"の意)当該訴訟の望ましい判決に関して、(通常は書面で)意見を提出する、訴訟当事者以外の個人(または団体)。

## Answer 答弁書

民事訴訟において被告が原告の訴状に対して提出する回答書で、被告の抗弁の根拠を記載した正式の陳述書。

## Appellate jurisdiction 控訴管轄権

下位裁判所の判決を審理するために上位裁判所が持つ権限。

## Arraignment 罪状認否手続き

被告人を裁判官の前に出頭させ、大陪審による起訴状ないしは検察官による起訴状に対し、被告人に答弁をさせる審理手続き。

## Bail 保釈金

公判時に出頭することを保証するために、被告人が裁判所に預ける金額。

## Bench trial 非陪審審理

陪審を用いずに、どちらの当事者が勝訴かを裁判官が決定する審理。

## Bill of attainder 私権剥奪法

同じ行為に関して、特定の個人(または集団)だけを違法とし、国民一般には違法性を問わないような法律。合衆国憲法では禁止されている。

**Bill of information 略式起訴状**

検察官が被告人を告発する書面で、裁判官がこれを認めれば、被告人は訴追された犯罪について裁判を受けなければならない。大陪審制度を採用しない州で用いられる。

**Certification 意見確認**

連邦控訴裁判所が特定の法律問題について、最高裁の指示ないしは説明を求める手続き。この要請を受けられるかどうかや、審理と最終判断のために事件のすべての記録を最高裁に送付するよう求めるかどうかは、最高裁の選択に委ねられている。

**Civil law 民事法**

私人相互の関係、および私人と法人の関係ないしは法人相互の関係に関する法。

**Class action 集合代表訴訟**

同じ事業体に対して、共通の苦情を持つ人が集まって起こす訴訟。例えば、肺ガンを患う喫煙者たちがタバコ会社を相手に起こす訴訟。

**Collegial courts 合議制裁判所**

複数の裁判官を持つ法廷。ほぼすべての控訴裁判所がこれにあたる。

**Common law コモンロー**

英国から受け継いだ法体系で、制定法や系統的な法典の代わりに、法的先例や慣習に基礎を置く。

**Complaint 訴状**

民事訴訟を開始するために、原告が裁判所に提出する陳述書。訴状には、被告が犯したとされる不法行為を記述し、裁判所に救済を求める。

**Concurrent jurisdiction****競合管轄権**

2つの裁判所が同一事件を審理する裁判権を持つこと。例えば、連邦最高裁判所と連邦事実審裁判所は、大使や領事が原告あるいは被告となる特定の訴訟について、それぞれ競合管轄権を持つ。

**Concurring opinion 同意意見**

訴訟において、到達した結論には同意するものの、独自の理論的根拠を持つ裁判官が述べる意見。

**Corpus juris 法大全**

ある特定の法実体に関する法の包括的集成。

**Courtroom workgroup****法廷作業グループ**

法廷での日常活動に定期的に従事する人々。このグループで最も目立つ存在は、裁判官、検察官、および被告側弁護人である。

**Court of appeals 控訴裁判所**

普通的事実審裁判所より上位の裁判所で、事実審裁判官による判決を再審理し、修正する機能を持つ。



**Crime 犯罪**

国家に対する違反行為で、罰金、投獄、あるいは死刑などの処罰があり得る。

**Criminal law 刑法**

国家そのものに対する違反行為、および個人に対する行為ではあるが社会全体に対する犯罪とみなされるもの(例えば、強盗やレイプ)に関する法律。

**Cross-examination 反対尋問**

事実審理中に、相手方弁護士が証人席に呼んだ証人に対して行う尋問。

**Damages 損害賠償金**

民事訴訟で、勝訴した原告に対し、原告が被った損害を補償するために、被告が支払う金銭の総額。補償的損害賠償は、原告の実際の損失に対する補填を目的とし、懲罰的損害賠償は、被告を懲らしめることを目的としている。

**Declaratory judgment 宣言的判決**

定法、遺言書、あるいは契約に基づく当事者の権利について、裁判所が概要を述べること。

**Defendant 被告(人)**

民事訴訟では、原告から訴えを提起された個人あるいは組織で、「被告」。刑事訴訟では、犯罪を行ったとして起訴された者で、「被告人」。

**Deposition 証言録取書**

法律に基づき宣誓させる権限を持つ公務員の前行われる口頭の陳述。情報開示手続きの中で、証人になる可能性のある人物を調べるために、しばしば用いられる。

**Discovery 情報開示**

事実審理の準備のため、双方の弁護士が相手方の主張を知るための手続き。典型的な方法には、証言録取書、質問書、および文書提出の要請などが含まれる。

**Dissenting opinion 反対意見**

法廷が達した判決に同意しない裁判官の意見。

**Diversity of citizenship suit 州籍相違訴訟**

ある州の住民が別の州の州民に対して提起する民事訴訟手続き。

**En banc 大法廷**

("In the bench" または "as a full bench" の意) 数人の裁判官団ではなく、裁判所の裁判官全員が審理に参加すること。

**Equity 衡平法**

起りかけている不法行為を防止ないしは是正するために、裁判官が救済を与えることができる法の領域。例えば、労働組合による違法ストライキの差し止め命令など。

**Ex post facto law 事後法**

実行の時に適法だった行為を、事後に定める法律により違法とすること。合衆国憲法では禁止されている。

## Federal question 連邦問題

連邦法、合衆国憲法、あるいは条約の解釈が争点となる訴訟事件の場合は、連邦問題が含まれるので、連邦裁判所が裁判権を持つことになる。

## Felony 重罪

刑罰が、死刑ないしは矯正施設内での拘禁に相当するすべての犯罪。

## Grand jury 大陪審

16人以上23人以下の市民で構成され、検察官が提出した犯罪の申し立てを聞き、提示された証拠から、犯罪を行ったと信じるに足る理由が存在するかどうかを決定する。「Indictment」（正式起訴）を参照。

## Habeas corpus 人身保護令状

拘禁の合法性を判断するために、拘禁を受けている者の身柄を裁判所に出頭させる際に、通常用いられる令状（裁判所の命令）。

## Impeachment 弾劾

連邦裁判官を解任する唯一の方法。下院が告発し、それを受けて上院が審理し、総議席数の3分の2の多数決で解任を決める。

## Indictment 正式起訴

大陪審が、事実審理を行うに足る理由があると信じて、被告人に裁判を受けるよう命じる決定。

## Inquisitorial method 糾問方式

ヨーロッパおよび中南米の多くの法廷で用いられている法廷手続き。事実審理において裁判官と陪審が積極的な役割を果たし、弁護人の活動は法廷尋問を補佐および補足することに限定される。「Adversarial process」（対審裁判手続き）を参照。

## Interrogatories 質問書

民事事件で、事実審理前の情報開示の一環として、一方の訴訟当事者が他方に送達する、書面による一連の質問。質問書を受け取った当事者は、宣誓した上で書面回答することが求められる。

## Judgment 判決

訴訟当事者間の紛争を最終的に解決する裁判所の公式決定。

## Judicial review 司法審査

行政府および立法府の行為が憲法違反であると宣言する司法府の権限。

## Jurisdiction 管轄権

裁判所が法律上の紛争を審理して決定し、判決を執行する権限。

## Justiciability 司法判断適合性

特定の種類の事件に関し、裁判官が審理すべきかどうかを問うこと。事件を審理するための事務手続的な権利である管轄権とは異なる。例えば、政治的問題を扱う訴訟は、司法判断の適合性がないとみなされる。

## Law 法律

物理的強制力の威圧、ないしは行使によって認証される社会的規範。こうした物理的強制力を行使する者は、警察官などのように、この種の権限を持つことの正統性を社会から認められている。

## Magistrate 治安判事

下位の裁判官で、告発され逮捕された者が連行される相手。告発された者に、告発内容と告発された者の法的権利を告知する義務を持つ。

## Mandatory sentencing laws

### 強制処罰法

有罪となった犯罪人に対し、自動的に適用される拘禁期間を定める制定法（通常は、最低刑期を定める）。銃を使用した凶悪犯罪や常習犯に対して、しばしば用いられる。

## Mens rea 故意過失

犯罪の加害者が何を意図していたかという、犯罪の心理的要件。通常は、心理状態がより意図的および故意であればあるほど、より重大な犯罪となる。

## Merit selection 実力主義推薦方式

州裁判官の選任を目的として設立された特別委員会が提出した少数の候補者リストから、州知事が指名する選任方法。選任された裁判官は、短期間務めた後、職務保持のための選挙に立候補しなければならない。これによって有権者は、その裁判官が任期満了まで職務を保持すべきかどうかを決める。

## Misdemeanor 軽罪

ささいな犯罪。処罰は通常、市または郡の刑務所での1年未満の拘禁である。

## Moot 争訟性の喪失

訴訟の提起から裁判官による審理の開始までの間に、両当事者の基礎的事実、あるいは立場が著しく変わったことをいう。

## Nolo contendere 不抗争の答弁

("No contest" の意) 刑事訴訟で、事件の事実を否定はしないが、罪を犯していないと主張する被告人の答弁、あるいは、被告人が起訴内容を理解していないことを意味する場合もある。

## Opinion of the court 裁判所の意見

裁判所の判決に関する書面による裁判官の説明。控訴裁判所では複数の裁判官により審査されるので、意見は2つの形をとる。裁判官全員が判決に完全に賛成した場合は、1人の裁判官が裁判官全員を代表して意見書を書く。全員が賛成でない場合、多数派の考えに基づく正式判決を、多数派の1人の裁判官が記述する。

## Oral argument 口頭弁論

法廷で弁護人が自らの主張の概要を述べ、裁判官の質問に答える機会。

## Ordinance-making power

### 条例制定権限

州議会を通過した制定法の細部を補う、州知事の権限。

## Original jurisdiction 第1審管轄権

法律により、特定の事件を最初に審理しなければならない裁判所。例えば、異なる州の住民の間の係争金額が7万5,000ドルを超える訴訟は、連邦地裁が第1審管轄権を持つ。

## Overcharging 過剰な告発

検察官が自分の側により有利な司法取引を、被告側弁護士から引き出すために、犯罪事実とふさわしいものよりも重い罪で、刑事被告人を告発すること。

## Per curiam 裁判所の意見

("By the court"の意)署名のない裁判所の意見で、簡潔になることが多い。

## Peremptory challenge 専断的忌避

弁護士が陪審員候補を忌避すること。弁護士は忌避理由を公にすることなしに、陪審員候補を除外することができる。忌避が認められる回数は法律で制限されている。

## Petit jury (or trial jury)

### 小陪審 (または審理陪審)

事実審で、双方の当事者が提示する証拠を聴取し、係争の事実を認定する市民グループ。

## Plaintiff 原告

民事訴訟で裁判所に訴えを起こす者。

## Plea bargain 司法取引

検察側と被告弁護士との間で行われる譲歩ないしは取引。被告人が有罪の答弁を行うことと引き換えに、何らかの処罰の軽減が約束される。

## Political question 政治的問題

該当する事案は、合衆国憲法の起草者たちの意をくめば、憲法に基づき議会あるいは大統領が扱うべき問題だと裁判所が判断した場合、その事案は「政治的問題」とし、裁判所が審理しないことを指す。

## Private law 私法

私人としての個人や民間団体が相互関係の中で持つ権利と義務を定める法律。

## Probation 保護観察

裁判所が定める遵守事項を犯罪者が守ることを条件に、犯罪者を刑務所に入れず、地域社会で暮らすことを許可する罰罰。

## Pro bono publico 公益弁護活動

("For the public good"の意)通常、慈善ないしは公共目的のために、無料で行う弁護活動のこと。

## Public law 公法

個人と主権国家の関係を定める法。例えば、税法、刑法、社会保障法などを指す。

**Recess appointment 休会中の任命**

連邦議会の休会中に大統領が行う任命。このようにして指名された者は、議会が再び召集されるまでの間だけ在任する。

**Reversible error****破棄事由となる誤り**

事実審裁判所レベルで生じた誤りで、余りにも重大なため、控訴裁判所が第1審裁判官の判決を覆すことを求められる様なものを指す。

**Rule of four 4人賛成の原則**

最高裁は、少なくとも4人の判事が上訴を受理することに賛成しなければ、大法廷の審理を行わない。

**Rule of 80 80年ルール**

連邦裁判官の年齢と在職年数の合計が80に達すると、連邦議会は給与全額と手当でつきで退任を許可する。

**Self-restraint (judicial)****司法の自己抑制**

裁判官が国の政策の是非に関する個人的な考えを、事件の審理に持ち込まないように努めること。「Activism(judicial)」(司法積極主義)を参照。

**Senatorial courtesy 上院儀礼**

この慣習により、大統領と同じ政党に属する上院議員は、大統領が指名した自州の裁判官候補者に異議のある場合には、その指名に対する実質的な拒否権を持つ。

**Sequestration (of jury) 陪審の隔離**

極めて重要な事件ないしは悪名高い事件では、裁判官が、陪審員を公衆の目から遠ざけることができる。この場合、陪審員は、通常1つのグループとして、公費で食事と宿舎を提供される。

**Socialization (judicial)****裁判官の社会化**

新任の裁判官が特定任務をこなすことができるよう、公式、非公式に行われる訓練の過程。

**Standing 当事者適格**

提訴を望む人の法律上の地位。直接的に甚大な被害を被ったか、あるいは今すぐにも、被りそうな人だけしか、当事者適格を持たない。

**Stare decisis, the doctrine of 先例拘束性の原理**

("For the public good" の意) 実質的に、先に下された裁判所の判決と確立した「法律上の論点」(point of law)を尊重し、それらに従う伝統。

**Statutory law 制定法**

連邦議会、州議会、あるいは市議会などの立法府が制定した法律。

**Three-judge panels (of appellate courts) 3人合議法廷 (控訴裁判所の)**

米国の控訴裁判所のほとんどすべての判決は、裁判官全員の合議ではなく、事件審理のために、多くは無作為に選ばれた、3人の裁判官によって出される。



## Three-judge district courts

### 3人合議の地方裁判所

連邦議会は、ある種の重要な事件の場合、審理を事実審裁判官1人だけで行うことを禁じ、3人の裁判官で審理し、決定することを義務づけている。3人のうち1人は、控訴裁判所の裁判官でなければならない。

## Tort 不法行為

他人に対する民事上の違法行為や義務違反。

## Trial de novo 再審

あたかも前の裁判がなかったかのように、事件全体を再び初めから審理し直すこと。

## Venue 裁判地

事件が審理される地理的な場所。

## Voir dire 予備尋問

双方の弁護人が陪審員候補者に質問する手続きで、これを行うことにより弁護人は、陪審員候補者が事件について偏見を持っているかどうかを判断する。

## Warrant 逮捕令状

ある個人が別の者を相手どって告訴した後、治安判事が審査し、逮捕する相当の根拠があると認めたときに、発行される令状。

## Writ of certiorari 移送令状

最高裁が、申し立てによって審理する事案の裁判記録の移送を、下位裁判所に命じるために発行する令状。

## Writ of mandamus 職務執行令状

公務員に対して、その職務の履行を強制する、裁判所の命令。

## 参考文献

### 書籍

Administrative Office of the United States Courts. *United States Courts: Their Jurisdiction and Work*. Washington, DC: 1989.

Fallon, Richard H., Hart, Henry Melvin, and Wechsler, Herbert. *Hart and Wechsler's the Federal Courts and the Federal System*, 5th ed. New York, NY: Foundation Press, 2003.

Baum, Lawrence. *American Courts: Process and Policy*. 5th ed. Boston, MA: Houghton Mifflin, 2001.

Chemerinsky, Erwin. *Federal Jurisdiction*, 4th ed. New York, NY: Aspen Publishers, 2003.

Feinman, Jay M. *Law 101: Everything You Need to Know About the American Legal System*. New York, NY: Oxford University Press, Inc., 2000.

Franklin, Carl J. *Constitutional Law for the Criminal Justice Professional*. Boca Raton, FL: CRC Press, 1999.

Friedman, Lawrence Meir. *Law in America: A Short History*. New York, NY: Modern Library, 2002.

Mullenix, Linda S., Martin Redish, and Georgene Vairo. *Understanding Federal Courts and Jurisdiction*. New York, NY: Matthew Bender, 1998.

Posner, Richard A. *The Federal Courts: Challenge and Reform*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1996.

Stumpf, Harry P. *American Judicial Politics*, 2nd ed. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, 1998.

## ウェブサイト

Federal Courts and What They Do  
[http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/  
lookup/FCtsWhat.pdf/\\$file/  
FCtsWhat.pdf](http://www.fjc.gov/public/pdf.nsf/lookup/FCtsWhat.pdf/$file/FCtsWhat.pdf)

The Federal Court System in the  
United States: An Introduction for  
Judges and Judicial Administrators in  
Other Countries  
[http://www.uscourts.gov/library/  
internationalbook-fedcts2.pdf](http://www.uscourts.gov/library/internationalbook-fedcts2.pdf)

JURIST: The Legal Education Network  
<http://www.jurist.law.pitt.edu/>

Law Library Resource Exchange  
<http://www.llrx.com/>

Library of Congress: Guide to Law  
Online  
<http://www.loc.gov/law/guide/us.html>

The Supreme Court of the United  
States  
<http://www.supremecourtus.gov>

Understanding the Federal Courts  
[http://www.uscourts.gov/  
understand02/](http://www.uscourts.gov/understand02/)

Executive Editor: **George Clack**

Managing Editors: **Rosalie Targonski, Mildred Solá Neely**

Art Director/Design: **Min-Chih Yao**

Cover Illustration: **Sally Vitsky**

Photo Research: **Maggie Johnson Sliker**

---

### **ACKNOWLEDGMENT**

*Outline of the American Legal System* is a publication of the United States Department of State. Chapters 1 through 8 are adapted with permission from the book *Judicial Process in America*, 5th edition, by Robert A. Carp and Ronald Stidham, published by Congressional Quarterly, Inc.

---

**Copyright © 2001 Congressional Quarterly Inc. All rights reserved.**

編集・発行：米国大使館 / アメリカンセンター・レファレンス資料室（2012年7月）  
英語版発行：米国国務省国際情報プログラム局（2004年12月）

本書の日本語文書は参考のための仮翻訳であり、正文は英文です。

---

## 米国大使館 / アメリカンセンター レファレンス資料室

---

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒 064-0821 札幌市中央区北 1 条西 2 8 丁目 米国総領事館内

Tel: 011-641-3444

Fax: 011-641-0911

米国大使館レファレンス資料室

〒 107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5

Tel: 03-3224-5292 (レファレンスサービス)

Tel: 03-3224-5293 (来館予約)

Fax: 03-3505-4769

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒 530-8543 大阪市北区西天満 2-11-5 米国総領事館ビル 6 階

Tel: 06-6315-5970

Fax: 06-6315-5980

福岡アメリカン・センター・レファレンス資料室

〒 810-0001 福岡市中央区天神 2-2-67 ソラリア・パークサイドビル 8 階

Tel: 092-733-0246

Fax: 092-716-6152

---

## 米国大使館のウェブサイト

---

米国大使館 <http://japanese.japan.usembassy.gov/>

米国大使館携帯サイト <http://usembassy.jp/>